



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「平和的生存」をつくる学習：加害と被害の同時存在からの批判的再構成
Author(s)	阿知良，洋平
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第11855号
Issue Date	2015-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k11855
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59176
Type	doctoral thesis
File Information	Yohei_Achira.pdf



「平和的生存」をつくる学習
－加害と被害の同時存在からの批判的再構成－

阿知良 洋平

目次

はじめに	3
序章 分断による「平和」の日常を超えて	5
第一節 本論文の課題	5
第二節 分析枠組み	14
第一章 戦後の平和運動における民衆史掘りおこし運動の位置	21
第一節 戦後の平和運動における民衆史掘りおこし運動の位置	21
第二節 本論文の対象設定	39
第二章 沈黙の政治力学を読み解く	42
第一節 分断下の声を聴き得る集団性	42
第二節 語れない言葉を聴く資格	56
第三節 小括	66
補節 民衆史掘りおこしからの労働の批判的再構成の見通し	68
第三章 平和的な生活をつくる学習実践の展開論理	79
第一節 平和的な生活の思想と自然の視点	79
第二節 生産の批判的再構成に内在する平和の根拠	86
第四章 若者達の進路における平和の課題化	106
第一節 生活像形成における仲間の意義	106
第二節 労働の価値の対象化	117
第三節 ツールの批判的対象化としての平和学習	125
第四節 小括	137
終章 「平和的生存」をつくる学習の構造	141
論文の初出	153
参考・引用文献一覧	154
後注	159

【補注】

補注1 平和の手段的規定と目的的规定	8
補注2 フレイレの議論との関連	65
補注3 北海道の事例と高知の事例の共通性	105
補注4 平和運動の新しいあり方	134
補注5 世代間連帯	139
補注6 存在の次元からの目的的规定としての平和	147
補注7 上原専祿の再評価	150

はじめに

「平和のうちに生存する権利」は日本国憲法に書いてあっても、特に若い世代はそれを実感したという経験はほとんどないのではないだろうか。佐貫浩は「2008年6月の秋葉原事件は、社会から無視、無用視され、誰からもつながりを断ち切られた孤独の無念と社会へのうらみ、そこから発する死への願望を、社会への復讐として、社会に記憶させる形で実現しようとしたものととらえることができるかもしれない。しかしすでに多くの子どもたちは、もう十年以上もそういう追いつめられた状況におかれ、いじめや登校拒否や自殺や他殺を実行しているのではないか。その意味ですでに子どもたちは、『戦場』に取り囲まれている」¹と述べている。私たちは、「戦場」、すなわち暴力的な現実しか知らない。自分を押し殺して同調するか、自暴自棄で他者を傷つけるか、いつ後者の瞬間が訪れるか気が張り詰めるなかで、真に他者を尊重し得る平和的な人間関係など理念でしかなかった。それでも平和を追い求めるというなら、その暴力的現実に徹底的に寄り添う中から平和を立ち上げていくしかない。

その時、問題は次のように現れる。理念として「平和な方がいい」ということを否定する人はそう多くはない。しかし、現実問題としてある程度の暴力性なしにみんなの平和を保てないだろうという発想から、暴力に対する諦めや無関心、正当化があらわれる。この「現実」論にいかにか別の現実、未来を具体化できるかが問われている。新しい現実を生み出す力を学習が持っているとするなら、この問題に対して平和学習論は有効な枠組みを提出しなければならない。

これまでの平和学習論は、教師などによって一定のケア的な空間（教室における学習集団など）を確保した上で、そこで平和的な関係性の価値を体感・経験させ、暴力への無関心・正当化の意識を捉えなおすことに焦点を置いてきたように思われる。しかし今や、ぶつかっている問題は、誰もが心の根底では願っている平和を大切にしたいという願いが、ひとりの生活者としていざ現実の社会に立ったとき、その願いを諦め、捻じ曲げざるを得ないという厳しい現実である。例えば、私たちは、自分の仕事に誇りをもって生き、それによって人の役に立ちその人に喜んでもらいたいと、多少なりとも願って就労の世界に参入するだろう。しかし、そこで待ち受けている現実には、心からの説明と消費者との信頼関係に基づく売買ではなく、誇大宣伝やとにかくノルマを達成すればいいという成果主義という資本主義社会の空虚さだったりする。

さらに追い打ちをかけるように、近年は、低賃金での長時間労働、ちょっとした言動や行動ですぐに仲間外れになってしまう SNS 等で、肉体的にも精神的にも疲労している。このような状況で、一部の人が犠牲になって平穏を保つことほど、合理的で楽なものはないと意識化するのは、当然といえるかもしれない。みんなが自由にそれぞれの豊かな人格を育みともに暮らしているという社会の維持はどう考えたって労力が要り過ぎて「現実」的には不可能だろう、あるいは、現状の社会のシステムのなかではそういう方向に振る舞え

るのは、ある程度経済的・人間関係的に余裕があって人格的に優れた人間だけだろうと、少し鬱屈した感情が生成してくるのも無理はないのかもしれない。現状では、平和の方向性は、多くの人にとって、遠い理想郷の位置に存在している。

私たちの疲れを回復し、真に誇りの持てる仕事のあり方を獲得し、自分の労働による他者の喜びを全身で味わい、その自信のうえで、平和の価値、平和的な他者関係の価値を心から愛おしいものとして課題化していける、そんな平和学習論はどのようなものだろうか。そういう平和学習を通さなければ、暴力的な現実にも果敢に立ち向かっていける民衆の力強い運動は生成し得ないところに私たちは立っているだろう。私たちは、このまま権力的な動向に自らの人生をゆだねてしまう悔しい選択を避けるのであれば、やや根源的なところから平和学習を捉えなおしていかなければならないかもしれない。もとより、筆者にその力量はないけれども、本論文では、それを試みる実践現場の発するメッセージを代弁することを試みていきたい。

序章 分断による「平和」の日常を超えて

本章の課題は、現代に求められる平和学習の課題と枠組みを明らかにすることにある。まずは、現代の暴力の特色を整理し、そこから平和学習の課題を析出するところから議論をはじめていこう。

第一節 本論文の課題

1. 現代の暴力の特色

(1) イラク戦争の構図

2003年3月20日は、イラク戦争がはじめられた日である。筆者の中学・高校時代の平和問題に関わる記憶は、9・11からイラク戦争にかけてのものだ。私より少し上の年齢の人たちに平和運動に関わる一定数の青年層が存在するが、彼らはこのイラク戦争に反対するところから互いに出会い平和運動に深くコミットしていった人たちも多い。このイラク戦争では結局、戦争開始の理由となった大量破壊兵器は見つからなかった。一方で、アブグレイブ刑務所の虐待をはじめ、米軍の掃討作戦によるイラク人の屈辱・恨みの感情は蓄積し反米ひいては反日感情をもつ武装勢力が生み出されていくことになる。イラク戦争は泥沼化していった。

渡辺治は、世界の政治状況の視点から、イラク戦争に4つの特色を見出している。第一に冷戦の終結が平和をもたらさなかったことを改めて確認させたこと、第二に世界がアメリカの単独覇権であることが印象付けられたこと、第三にそのコロラリーとしてのブッシュ政権の強引さ、第四に反対する民衆の声の世界的な広まりである。ここで特に確認しておくべきは、現代の戦争が、アメリカを中心とするグローバル資本の「自由な市場秩序を攪乱する『ならず者国家』に対する共同（大国間の協調と同盟：渡辺治の表現を筆者注）の戦争という形をとる」²ということであろう。

堤未果は、アメリカに生きる民衆の視点から、この戦争とアメリカの経済状況を見ていた。暴力という課題に限定して取り出すべきは、貧困によって学費の払えない若者の多くが軍隊に入隊を余儀なくされ（経済的徴兵）、その中には、直接間接含め、イラクで人を殺さざるを得なかった人も当然いたことである³。一方で、イラクの武装勢力の側はどうか。高遠菜穂子は「それ（米軍の侮辱行為：筆者注）がイラク人の心に占領軍への不信と憎悪と復讐の念を植えつけ、巨大な反米感情を育てあげ、ひいては反日感情を生む温床となった」「この一年、イラクの人々は、自分たちの味わった屈辱を、国際世論に訴える手段を持てずにいた（中略）ようやく世界が着目した時、すでにファルージャは、米軍から邪悪な武装グループの支配する街としての烙印を押されていた」⁴と述べている。

渡辺治、堤未果、高遠菜穂子の指摘を重ね合わせると、アメリカの貧困層の若者たちと「ならず者国家」であるとレッテルを貼られ暴力に訴えざるを得なかった民衆とが互いに

殺しあっていることによって、イラク戦争は成立していたことになる。アメリカを中心とするグローバル資本のもたらす力に苦しめられていた点は、なぜか共通している。

一方で、アメリカの軍需産業は国防総省との受注契約で莫大な利益をあげていた⁵。また、民間の戦争請負会社も市場規模を拡大させている⁶。この戦争は、何のために行われていたのか？以上を見ただけでも、「悪」と名指しされたものと、貧困ゆえに大国の「正義」の手下にさせられているものとの間のいがみあい、巨大企業の利益を支えているという構図が明らかにならざるを得ない。

(2) 分断による、鍵括弧付きの「平和」

このように民衆同士のいがみあいを媒介にして、企業およびそれに依拠して安定的に生きる人々の平穏が維持される意味での平和を鍵括弧付きの「平和」と記す。

この「平和」は、いがみあいの暴力の現場と、「平和」のもとで安定的に暮らす人々（日本人の多くを含むだろう）とのあいだの分断によって成立している。その分断は、グローバル資本の自由競争の規範に追いつめられて暴力を振るってしまったものを「ならず者」（「悪」）と意味を付与することによって成立し、マジョリティの側が振るう暴力を「治安維持」（「テロとの戦い」等）という大義名分のもとに正当化する。安定的に暮らす人々は、暴力の現場が目前にないのいいことに、自身の暮らしの安定という自己都合によって安全保障に関わる諸事象を一方的に解釈している。このように分断が暴力の現実を正当化＝不可視化し、鍵括弧付き「平和」が維持されるシステムを、分断のシステムと呼ぼう。なお、暴力の正当化は、マスメディアや政府のプロパガンダが、暴力の現場の生々しい人間の肉体的な死や悲鳴といったおぞましいものを物理的に隠すことで、暴力に対して私たちが不感症的になることによって支えられているだろう。

日本でも最近、この意味での「平和」がよく用いられる。自衛隊の「平和を仕事にする」⁷のキャッチフレーズや、安倍晋三のもちいた「積極的平和主義」⁸の「平和」はこの意味での平和である。

分断のシステムからは、次のような疑問が浮かんでくる。「どうして正しい暴力と処罰の対象となる暴力が区別されるのか？」「処罰の対象なる暴力は、単に悪い人格の持ち主の残虐な行いということだけで済ませて本当にいいのか？」「むしろ感覚的には、国家権力としてふるう暴力の方が、追いつめられて行ってしまった暴力より意地が悪いのではないか？」「いや、でも人を傷つける行為をしたのだからどんな理由があっても悪は悪ではないか？」そして、こうした疑問は、次のような問題を、平和学習を論じようとするものに提出する。「平和をつくる時には、何を批判し、何を創造していけばいいのだろうか？」「平和学習は何をどう読み解いていけばいいのだろうか？」

2. 平和概念

(1) 平和概念の展開

こうした疑問を解くためにも、これまでの平和をつくろうとする試みは、どのように平和と暴力を捉えてきたのか、振り返ってみよう。

まず、戦争の反省から生まれた平和概念における、戦争の不在が平和というとりえ方である。ここでは暴力は直接的に人を傷つける行為を示すから、前項の状況に照らし合わせると、追いつめられて暴力を発したイスラムのテロ組織も悪いし、それを退治しようとした武力も悪いことになる。しかし、そこにマジョリティの側の「正義」が持ち込まれれば、たちまち退治しようとした武力は「正義」にかかわってしまう。戦争あるいは直接的な暴力の不在として平和を捉える考え方は、追いつめられた暴力という現実には対処できないようだ。

この平和理解の狭さを指摘したのが、ヨハン・ガルトゥングの構造的暴力論だった⁹。すなわち、現象としての暴力は構造によって媒介されている事実を捉えた平和概念だった。これによって、暴力の現場のいがみ合いが構造によって規定されていることが対象化できた。暴力の構図を全体的に把握し得る点でこの枠組みは積極性を持ったし、人類史の課題としては構造的暴力の不在を目指すべきだと筆者も思っている。しかし、佐貫が「経済内的強制を含んで戦争の概念を形成するならば、搾取や差別一般の克服という社会制度、社会体制一般の変革の課題と平和の課題とが等値されることとなり、かえって平和の性格が曖昧になるのではないだろうか」¹⁰と述べているように、現象している暴力を目の前にして、平和をつくっていく実践的見通しが立たないこともまた事実であった。

では、佐貫はどのような平和概念を提示するか。佐貫は「その意味で、平和とはたたかいの方法のあり方ー平和的なたたかいの方法が実現されている状態ーを指している。したがって平和とは、個人にとっては正義や人間的価値の実現に向けて、能動的に働きかけている状態ーあえていえば、たたかいのさなかにある状態ーにほかならない」¹¹と述べる。ここには一つに、暴力が完全になくなった状態を平和と呼ぶのではなく、そこに向けて不断にたたかえる状態を平和と呼ぶという過程的な理解、もう一つに、平和がつねに暴力の発現可能性と同時に存在する（だからこそ暴力的解決に訴えずに闘い続けられることが平和）という矛盾としての平和理解がある。

後者については補足が必要だろう。グローバル資本を前提とした社会では、常にその規範に適合できないものの排除が生み出されるから、彼らが追い込まれて暴力をふるったりあるいはそういう彼らを暴力で封じ込めたりする意味で、常に暴力の発現可能性が存在していることになる。マイノリティの側からは、そういうふうに鬱憤に耐えきれず暴力を発現してしまうことこそが、マジョリティの側の排除のための暴力に正当性を与えてしまうというやるせない二重性（矛盾）が存在している。マジョリティの側からも、自分がマイノリティの側に追いやられない根拠はどこにもないわけなので、分断のシステムにおいて不安を抱えながらしかしシステムに必死にしがみついたためにこのシステムを正当化しているという二重性が根本に存在していることになる。自身の能動性の発揮が結局自身の生きづらさに帰結するという二重性は、両側に共通している¹²。平和をつくる際には、これらの

二重性を、暴力ではない解決形態としての「たたかい」を通じて、人間的に豊かな方向に不断に解放していく過程が重要になってくるだろう。

同時に、近年のガルトゥングの議論にも、過程的な理解が見られる。ガルトゥングは、「積極的平和」を「紛争やその他の戦原体を扱う能力」の存在として捉えているからである¹³。これを踏まえて小田博志は、平和の概念を次のように整理している。小田は「平和を特定の集団に内在するものとしてではなく、『他者との関係性』のあり方として捉える。(中略)これによって平和論に『他者』の概念が導入される」と述べ、「他者には、自己の枠組みでは捉えきれない、未知の部分がある」と述べている¹⁴。そしてその関係性のあり方をつくっていくことを「平和する」という動詞で捉えることを重視する¹⁵。

以上を踏まえて、本論文では平和を「他者の固有性と自立性を尊重した関係様式」として把握する。平和を生成していくことを、佐貫の表現を借りて平和のたたかいと把握することにする。

【補注1】平和の手段的規定と目的的规定

なお、佐貫の平和概念は、方法（手段）に限定されたものであるが、ここでは目的的规定も含んでいる。この区別を意識してあえて言えば、平和のたたかいとは、平和をもって平和を目指していくこと、すなわち、平和の関係様式を貫く志向を内在させた平和をつくる方法（本論文では連帯という）によって平和を生成していくことと言えるだろう。

折出健二は、他者について「＜他者＞とは、自己にとってある意味を有する外在的な独立存在であり、同時に、自己という主観によってはじめて認知される規定性をそなえた存在でもある。その存在から見れば自己自身も＜他者＞であるから、自己は＜他者＞の＜他者＞でもあるという矛盾・発展性がある場合、見落とされてはならない」と述べている¹⁶。ここに含まれている二つの動きが、平和の手段的规定と目的的规定の関連の理解に役立つだろう。二つの動きとは、一つに、他者の固有性と自立性を尊重し他者に働きかける自己の側の関係の発揮であり、二つに、他者の側からも自己が他者として振る舞われることである。

本論文では、平和の関係様式の生成という場合に、第一に、自分たちが思いもよらなかった他者の文脈を理解しその他者に働きかけることで、第二に、その他者の側からも自分たちの側に対し固有性と自立性を尊重した関係の発揮がなされるという、新たな関係の生成過程を想定している。自分たちの側から他者へ固有性と自立性を尊重した関係の発揮を実現しようと努力することが手段的规定としての平和である。連帯は、そうした関係の発揮が自分たち内部にも貫徹された、自分たちという集団として現象する。そして、他者の側からも自分たちに対して自立性と固有性が尊重された関係の発揮がなされ、自分たちと他者とのあいだにある諸矛盾を漸進的に解決していこうとする関係が築かれることが目的的规定としての平和である。

この二つを区別したほうがいいのは、例えば、アジア太平洋戦争の加害者としての日本人が被害を受けた朝鮮人に謝罪をすることを想定したとき、確かに日本人からの謝罪は他者の文脈を尊重したものであったとしても、それを受け入れる／拒否するという余地が朝鮮人の側には残されているからである。この余地をきちんと踏まえて置く、すなわち、自己の側からどういう発揮される関係のみならず、それに対し他

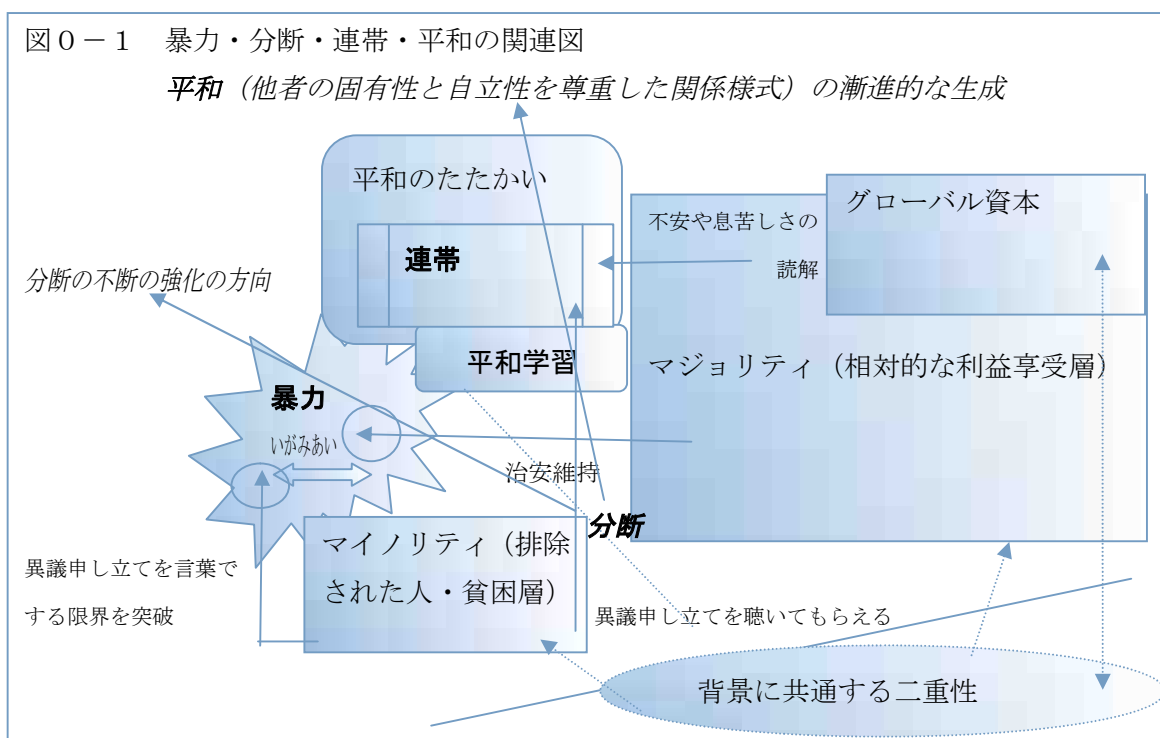
者からどのような応答があるかも含めて平和を捉えたほうが、真に他者性を尊重したことになると思われるからである。だとすれば、手段的規定としての平和と目的的规定としての平和はからみあっており、目的的规定としての平和生成のプロセスにおいて、手段的規定の平和も発展していくような相互循環的なものであるだろう。

以上の点は、本論文では分析概念として前面化しているものではないため、補注としてここに記載した。

(2) 本論文における平和・暴力・連帯・分断という語の定義

以上を踏まえて、本論文で登場する平和、暴力、連帯、分断という語の定義と相互関係を規定しておこう。平和は先に述べたとおり、「他者の固有性と自立性を尊重した関係様式」であり、連帯はその関係様式が貫かれた、平和を生成する方法である。「他者の固有性と自立性を尊重した関係様式」とは、波風立たない平穏な状態ではなく、平和的な方法で矛盾や葛藤を表現し解決していく動的な展開を含むだろう¹⁷。

そして、分断は他者を自己の枠内に強制的に包摂する関係様式であり、暴力はその関係様式を強化する方法である。平和は不断に生成されていくものなので、分断の不在が平和ではなく、分断のシステムのさなかにおいて不断に平和が生成していくものと捉える。



暴力と分断の関連についてさらに内容的に詰めておこう。ここでは分断という関係様式は、原発下請作業員と私たちのように、一定の少数者を不利な立ち位置に追いやり沈黙させるような、少数者と多数者との関係にあらわれると把握している。暴力的関係にも分断の関係様式は貫かれるが、分断のシステムの秩序維持に際して、からだに損傷がもたらされる方法を暴力と呼ぶことにしたい。分断も暴力も、両者とも資本の発揮する力によって

もたらされるといえるが、一方で分断は、ある人間を不利な立場に置きつつも生かしながら利用する関係様式であるが、他方で暴力は、人間の力の発揮そのものを破壊する¹⁸。

なお、権利を一方的に否定・破壊することも暴力に含まれるはずである。権利の剥奪においては、その権利の行使をめぐる争えないからだにさせられることが根本問題として指摘できよう。現在広まりつつある、いわゆる「スラップ訴訟」（「公の場で発言したり、訴訟を起こしたり、あるいは政府・自治体の対応を求めて行動を起こした権力を持たない比較弱者に対して企業や政府など、比較優者が恫喝、発言封じ、場合によってはいじめることだけを目的に起こす、加罰的あるいは報復的な訴訟」¹⁹）の目的も、裁判の勝敗よりも住民に苦痛を与えることにあると言われている²⁰。だとすれば、権利剥奪という暴力に対しても、からだの次元から把握されなければ現実に対抗できないだろう。

このように、平和、連帯、暴力、分断を理解したとき、これらを図示したのが図0-1である²¹。なお、連帯によって平和を生成していくさまを平和のたたかいと呼ぶ。

3. 平和学習の課題

(1) 平和学習の焦点としての葛藤・二重性

先述したとおり、客観的な存在構造として、現代の社会のシステムで生きる人々には、誰にも、システムに加担すると同時に被害を受けているという二重性が存在している。それは、主体の側の体感においては、葛藤として感じられる。マイノリティの側では、このまま支配に服従していようか、それとも反旗を翻そうか、マジョリティの側では、排除された人々の声を聴こうか、それとも無視しようかといった葛藤である。

現代の社会では、マスメディアや教育の力が媒介となって、マイノリティの側の声は届きにくい構造になっている。だから、マジョリティの側に即せば、葛藤は排除された人の声を無視する方向で帰結しやすくなっており、マイノリティの側に即せば、服従の方向に帰結しやすくなるが、からだとして我慢できずに爆発的な暴力（自分への暴力としての自殺も含む）に転化する帰結も増えている。だとすれば、平和学習の焦点は、主体の抱えるこの葛藤・二重性をいかに対象化するかになってこよう。

(2) 80年代以降の平和学習論における葛藤への着目

① 終戦後の葛藤の封殺

現在では誰もが暴力的なシステムの強化に加担せざるを得ない度合いが強まっているという意味で葛藤は全民衆的に広がっているが、葛藤はアジア太平洋戦争下でも鋭く見られた。アジア太平洋戦争は、生きるための戦略が様々に分断として現象することに媒介されて展開していた。それは、国のため＝国に生きる人のためと思い込まされ現場兵士が担った三光作戦に²²、「非国民」を密告することに²³、また、沖縄のガマでは生きがための集団的圧力・恐怖が親に子どもを殺さしめる悲劇等に見られた²⁴。誰もがスケープゴートを担い／担わされていた。加害性を発揮せざるを得ないこの生きづらさから逃れられるのが「平

和的生存」のはずだった。

吉田裕は、アジアからの批判を受け 70 年代にやっと対象化されたと言われてきた加害の視点が、終戦直後少数ではあるが既に質的に十分に提出されていたことを実証した。それにも関わらず、知識人（文化人）、日本の保守派、民衆はそれぞれの論理で自分達の加害性を十分に問わないまま「いびつで一面的な戦争責任論」²⁵を横行させ高度経済成長を展開させてしまったと言う。日本の戦後は戦時中の民衆的葛藤の反省を封殺するところからスタートしたのだった。

②平和学習論の検討－80 年代平和学習論の意義

葛藤への着目の観点から、これまでの平和学習論を検討していきたい。

占領期の認識の変化を受けて、平和学習の内容は被害の側面に収斂されていく²⁶。ここでは、戦争における凄惨な人間の死を伝えられ悲慘を感じるものが課題となる学習実践が展開した。特に映画等を通じて広島・長崎の原爆の悲慘さを伝える教育が盛んに行われた²⁷。ここでは、戦争の悲慘さを胸に焼き付けることが学習の課題であったため、主体が抱えている二重性や葛藤は平和学習論の焦点となることはほとんどなかった。

平和学習論が主体の抱える葛藤や二重性を問題にし始めたのは、60 年代後半以降、ベトナム戦争やアジア諸国との国交回復、沖縄返還等をめぐって、アジアからの日本に対する民衆的な批判が日本国内に届くようになってからである。なぜなら、民衆の加害の課題化は、戦争における民衆同士での暴力の現実を対象化する必要に連続し、平和という価値が自分たち自身の関係のあり方として理解される必要に会ったからである。その際平和学習論では、加害－被害の二項で割り切れない現実²⁸に直面したことから、その葛藤を表出し得る平和的な集団性の創造が課題となり、学習の課題も、戦争の悲慘さの理解から、暴力を生み出してしまう自身の二重性とどう向き合うかが問題となっていく。ここから平和学習論において、波風立たない平穏を平和とするのではなく、むしろ、平和的な方法で異議申し立てが可能になる動的な平和理解が生成していく。

このように、主体の抱える葛藤から平和の価値をたちあげていく平和学習論を展開したのが、佐貫浩と竹内常一であり、二人は、学級集団の暴力的現実のなかにある葛藤に着目した。佐貫は、暴力を振るう生徒の葛藤を封じる学校というシステムの価値の画一性に焦点を当て、生徒ひとりひとりが「感性的認識と理性的認識」とを統一させ「価値認識を伴った高度な主体的判断」をし「価値的論争」をし得る場として学級・学校を批判的に再構成する見通しを提起した²⁹。佐貫にとって平和学習とは、こうして学級集団・社会の「民主主義のコミュニケーション的性格」を育むことだった³⁰。竹内も、子ども集団の関係性の編み直しから平和学習に迫る点は佐貫とその方法を共有していると思われる。佐貫の提起に重ねればその認識の統一の媒介項たる内容であるミクロポリティクス（「権力的・暴力的なもの」の子ども世界への浸透）の概念を提起したと言える³¹。子ども達がミクロポリティクスに蔓延る「虚偽のことば」を読みひらき真実をかたることばを獲得することで、「言論を

つうじて社会正義を追求するマクロポリティクス」そして「平和的な関係性」へ連続可能であるとした³²。

社会教育の分野における山田正行の議論にも同様の方向性が見て取れる。山田は、日本社会の無関心的状況（子ども社会のいじめや日本社会の好戦的風潮等）を危惧し、沈黙下の声を無視する「傍観者」性の脱却に集団性の質の変化の可能性を求めた。山田は、市民がアウシュビッツの被収容者の一見服従に見える抵抗やゾンダーコマンド（ユダヤ人の加害の担い手）の存在から見える高度な分断のシステムの理解を媒介項に日本社会のシステムの暴力性を市民が対象化し声をあげる実践の場（「心に刻むアウシュビッツ展」等）をつくり出すことによって傍観者性の脱却を図れるとした³³。

「ミクロポリティクス」や「傍観」等からわかるように、80年代の平和学習論は、加害の視点を得て分断の問題を把握する際に、その分断もまた学習者が（加担して）生み出しているという二重性を重視していた。だから、暴力的な現実の中で鬱屈して発揮されていた関係を学習者自身がその関係を編み直す主体として立ちあらわれる必要があった。本論文もその問題把握は共有しているので、新しい社会をつくるとは、民衆自身が民衆自身を社会の主体につくり変えることと理解する³⁴。以上の平和学習論は、葛藤の観点から、本論文の基盤となる学習論であるといえるだろう。

(3) 本論文の課題—学習と生活の連続性

①意識的次元のみで平和学習を捉える限界

筆者は、葛藤を表出し得る集団性の形成の重要性に同意する一方で、そうした集団が「自分にだって生活があるんだ」「これ以上は関われない」という生活現実の問題との関わりで離散せざるを得ない状況に課題意識を覚える。実際に原発誘致においては、「札東」によって住民が分裂させられてきたし³⁵、アメリカの学生たちは奨学金のために背に腹は代えられず軍隊に入隊した。特に近年は、経済環境の悪化によって、そうした現実の厳しさが増しているだろう。誰かが暴力の犠牲になるのではない生き方の具体像が描けないのであれば、暴力は正当化されざるを得ないのである。堤未果は、派遣会社社員としてイラク戦争に参加した男性の参加の動機を記している。「(前略) 国内でトラックの運転手をしていても収入はたかが知れており、借金は利子分の返済だけでいつまでも消えないのです。化学兵器だなんだと言われても、頭の中は六万五〇〇〇ドルという数字でいっぱいでした。息子に自転車も買ってやれず、妻と金のことで喧嘩ばかりしている生活から抜けるには、これが最後のチャンスだと思ったんです」³⁶。暴力の正当化は、常にその背後にある、暴力に依拠することなく生活できない客観的な社会のシステムに媒介されている。

暴力の問題を捉えるときに重要なのは、ある種の価値判断よりも暴力が先行して行使されるという事実である。ここに、意識的な次元での平和学習を通して平和的な方法で異議申し立てを行っていくという枠組みの限界がある³⁷。連合赤軍にせよ、加藤智大にせよ、使う言葉や敵の理解の質に違いはあれど³⁸、自分たちがマジョリティから排除された位置に立

たされ、それに対して異議申し立てすべきであることは理解していた。そして実際に異議申し立てを実行した。しかし、そこでの方法は暴力だった。これらの事実は、たとえ支配－被支配の関係を読み解いたからといって止められたわけではない、全身からの異議申し立ての表現であったことを私たちは自覚する必要があることを示している³⁹。加藤智大に平和的な価値に貫かれた方法を行使する選択肢は果たしてあったのだろうか？意識に先行し溢れ出てくる暴力的関係を規定している、存在の次元があるのだ。暴力の背後にある社会のシステムを把握するには、この存在の次元が重要になってくると思われる。この次元を含めて平和学習を組織化することをこの論文では考える⁴⁰。

二重性と存在の次元との関連については、栗原彬の議論が参照できる。栗原彬は、水俣病をめぐる社会の動きに即して、患者たちの人間の矜持・人間の尊厳の回復に根拠を持つ自己決定の政治が代行組織の政治に転化していくところに、二重性が顕在化すると指摘している⁴¹。被害者団体の指導者や幹部会が「和解」を進める圧力になってしまうように、被害者の側が加害者の手先として振る舞わざるを得なくなる「グレイゾーン」(25 頁) が出現するからである。栗原は「代行政治のなかでグレイゾーンが見えてきた。それは『存在の現れ』の政治へ行く前の、超えなくてはならない問題」(29 頁) と述べている。栗原によれば、二重性を超えていくときに存在ということが深く関わっているという。なぜなら、この二重性を超えるときに真に命の尊重が実現可能だからである。栗原は「存在の現れの政治の出発点」に「すべての命への、『あなたが存在して欲しい』という呼び掛け」があると述べる(34 頁)。それを栗原は、緒方正人の行為を取り上げて示す。緒方は、「魚が汚染されているとわかっていても食べ続けた」(32 頁)。そして緒方は二重性を自分の側にも自覚することによってはじめて「チッソに復讐しなかった」「殺さなかった」(33 頁) という地点に至った。この境地にしか存在への尊重を貫徹する道はなかった。栗原は緒方のような立ち位置で二重性を抱え続けることによってのみ、つまり代行とは別のかたちで二重性を抱え続けることによってのみ、命を粗末に扱わざるを得ないような二重性を超えることができる考えた。

だから、平和学習論の焦点も、二重性をいかに無くすかというよりも、主体の抱える二重性といかに向き合い得るか、その向き合い方の質にある。その質を捉えるのに存在の次元が不可欠だという栗原の主張は重要なので、ここで押さえておきたい。本論文では、二重性の問題にぶつかっている平和学習論の課題解決の手がかりを、栗原の、二重性の問題の先に存在をみるという方法に求めたいと思う。

②本論文の課題

以上を踏まえて筆者は、3 者(佐貫・竹内・山田)に共通するのは民主主義的な議論をし得る集団的な主体を創造するという言論による政治的抵抗であり、それは学習集団としては実践可能だが、現実の生活でも実践可能になるには、存在の次元を含んだ学習を進める必要があると考える。

この問題を深めていくには、葛藤をどういう次元で対象化しているのかというところに切り込んでいく必要がある。佐貫・竹内は、「平和」を生み出してしまう主体の抱える二重性の根拠を、つなぎ間違えた人間同士の関係性に求めていたと言える。例えば、竹内によれば、いじめをしてしまう生徒の側に多くの生徒が付き少数者を排除していた関係性は、いじめをしてしまう生徒が自分の弱さ（家庭環境での辛さ等）に気付けないような関係性であり、いじめる生徒を一度引き離し、教師との対話によっていじめられる生徒との境遇の共通性を発見するように促し、いじめる生徒の少数者への関係を変化させることで学級集団全体の関係性を編み直すことが可能だと考えているからである⁴²。確かに現象としては、関係性が変化したことで関係の発揮の質が変化したのであるが、それでは説明として同義反復になってしまう可能性がある。このような人間関係の世界のみの把握では、主体の側で何が変わったから関係の質が変わったのかを読み解けない⁴³。

だから存在の次元をくぐる必要があるのだが、では、存在の次元を含めて葛藤を対象化するとはどういうことだろうか。本論文の課題は、従来の平和学習論が必ずぶつかるであろう二重性の問題、被害者であると思っていれば加害者でもあるという苦悩の問題、を解決できる見通しを存在の次元を含めて生成できるような、平和学習の構造を解明することである。なお、本論文では平和学習を「平和のたたかいを可能にする学習」と端的に定義しておくこととするが、以上を踏まえて、本論文における平和学習の構造においては、「存在の次元を含めて主体の抱える二重性を対象化する」要素が不可欠に含まれる。本論文の題目である『『平和的生存』をつくる学習』も、この要素を含んだ平和学習という意味である。

このように平和学習を捉えるのは、人間と人間の政治的関係のみの対象化では、暴力の現実がなぜ生じるのか読み解けず、平和のたたかいの見通しも分断の対象化（暴力の可視化）にとどまり、暴力がいかにすれば止まる可能性があるのかがシステムの総体との関連で理解できないからである。というよりもむしろ、イラク戦争や原発の問題をみても、暴力に依拠しない生き方が見えないことが、暴力への諦め・正当化を生み出し、分断を再生産しているのだから、存在の次元の矛盾を含めて平和学習を構想することは不可欠だろう。分断の対象化のみで暴力を止めようとすれば、ルール（＝「暴力をやめよう」等）という人間の主観的な統一に頼らざるを得ない。ルールは必要である一方、ルールだけでは暴力を止められないのも事実であり、それだけでは実際生活⁴⁴に必ずしも有効ではないだろう。

第二節 分析枠組み

1. 矛盾理解の再構成

(1) 矛盾理解の再構成の方法

第一節で確認したように、本論文では、主体の抱える二重性（矛盾）をどう理解するかが焦点となってくる。本論文では、存在の世界を先の栗原を参照しつつ、命の循環の世界、

すなわち自然を加工し飲み食いし排せつするような、感覚的対象の世界、物質の世界として把握する⁴⁵。だとすれば、仮説的には、矛盾理解を存在の次元を含めて把握するとは、人間関係のみならず、自然との関係も含んで捉えるということになろう。また、自然の世界をくぐると、活動（労働）ということが矛盾理解の重要なモメントとして位置づくだろう。

なお、誤解のないように述べておけば、ここでは、これは、平和概念を見直すことを意味するのではなくて、あくまでも関係様式としての平和である政治的たたかひの実現のために、より深い平和学習論が求められ、その構築のためには矛盾理解を存在の次元にまでもおろす必要があるということである。

(2) 存在の次元を含んだ矛盾把握—二重の加担

矛盾を存在の次元を含めて理解するとは、具体的にはどういうことだろうか。意識の世界と存在の世界は絡み合って現実として存在するが、視点として一旦区別した時、次のような戦争と生活との関連構造が見える。本論文では平和学習の焦点となる二重性（矛盾）を存在の次元を含めて把握するということを確認したが、そのことと関わって、再びイラク戦争を取り上げながら、本論文では私たちがかかえる矛盾をどういうものとして把握していくかを確認しよう。

イラク戦争をアメリカの民衆の視点から見てみると、第一に進学の資金や家族の生計のために入隊する「経済的徴兵制」がある。第二に、軍需に関わっている企業に勤めたり、そうした生産に規定された商品を購入したりすることで戦争を支えている。低賃金・非正規で働くほどそうした企業は安定する。第三に、反対の声も大きかったのも事実だが、アメリカの民衆はイラクの声を聴き損ねて「正義の戦争」という意味の定着に加担した側面もあった。戦争は労働環境の悪化とプロパガンダを受けて、それぞれ労働力の提供（第一・第二）としても、政治的な意思表示（第三）としても二重に加担しているという戦争のシステム（以下、戦争システム）が確認できる。

この二重の加担はイラク戦争とアメリカの民衆との関連に限ったことではなく、全世界的な規模で、私たちはこの加担と無関係に暮らすことは出来ない。日本に即しても、武器を製造する産業と自衛隊の入札は密接に関わっており、その自衛隊は米軍との一体化を進めている。そして武器を製造する大手の産業は、他方では私たちの生活に不可欠なインフラや職場を提供しており、私たちはそれなしに暮らすことは厳しい。三菱などを挙げるまでもなく、そうした大手の企業は世界的な規模で展開しており、いまやこうした構造に一切かわらず生活することは不可能と言ってよいだろう。

私たちは、存在の次元においてこの戦争のシステムと矛盾的に関わっている。二宮厚美は、新自由主義国家化と軍事大国化は不可分であることを論証している⁴⁶。軍需産業の側からすれば、戦争による軍関連製品の売り上げの向上と労働規制の緩和による人件費のカットとによって両面から利潤向上が可能となる。生活をする私たち民衆の側からすれば、そこで労働力を提供すること自体や関連する製品の消費において軍需産業に加担して生きざ

るを得ない一方で、不安定・低賃金の労働をさせられることでこのシステムに被害も受けつつ、さらに安く働かされるというそのことによって軍需産業の利潤向上に貢献していることになる。私たちが生きづらくあることが、戦争を支え他者の犠牲を生み出しているという矛盾的な関係がこのシステムには埋め込まれている。

このように理解すれば鍵括弧付きの「平和」を支えているのは、単に意識による戦争の支持の次元のみならず、そうした意識を規定している社会システムの矛盾、すなわち前段のような私たちの存在の次元の諸矛盾なのだから、意識の次元だけではなくそういう存在の次元を含めて平和学習を捉え直さなければ、平和を生成し得るような葛藤の読解は出来ないとと言える。

2. 求められる平和学習の枠組み

前項を踏まえると、平和学習の基本的な構想として、上述した「二重の加担」に対応して、分断の意識化・対象化と暴力という方法に訴えかけない労働・生活像の生成という二つのアプローチを統一的に把握することが求められる。以下、主体の抱える葛藤を読解していく焦点を、この二つのアプローチに即して仮説的に整理する⁴⁷。

(1) 聴くということー分断の対象化をめぐる

意識的次元からは、分断下の危険の分配では知識社会学が焦点になるとベックが言った点が参考になる。特に現在では、犠牲と情報の相関が強まるため、誰のどんな枠組みで物事が意味付けられているか、犠牲の隠蔽の政治力学の対象化が重要になるという。

分断が何のために必要かを考えると、分断を対象化し得る知の生成の手がかりを得られる。公害の現実を見ても分断は暴力の隠蔽のために行われると言えるが、隠蔽されても必ず末端の現場では暴力は存在している。ここから支配の現場完結性と呼べる状況が分断の対象化に関わって重要な場面になる。なぜなら、暴力は外部に漏れないよう現場で食い止められなければならないからである。だとすれば、食い止める担い手という分断の境界線上に位置する者の矛盾が、分断というマジョリティとマイノリティの両側が固定されてしまいその壁を乗り越えられないような状況を揺るがせ、分断なるものを対象化していく際の焦点になるだろう。そして、現場の食い止めに生活がかかっていることを踏まえれば、分断の対象化の局面においても、人間同士の諸関係のみならずそこにおける存在の次元の矛盾の規定性を含みこむような対象化が求められるだろう。

(2) 連帯と生産との再結合

原発や基地の現実を見ても、分断の現実の中でどの位置を取るかの選択においては、存在の次元の諸矛盾による規定性がより根源的だと言える。現場で暴力的状況を封じ込める担い手も、背後に生計がかかっていることが多い。だとすれば存在の次元からは、どうすれば暴力の発現に加担する力の発揮ではなく、他者との連帯的な関係に寄与する力の発揮

を模索していくことが可能か、が問われる。

この視点は戦後社会教育研究の基本的な方法であった。宮原誠一は、「生産の復興と平和の擁護とは二にして一」⁴⁸と述べ、生産の再構成が平和の創造につながるという方法意識を持っていた。アジア太平洋戦争⁴⁹において恐慌、貧困を国家が救わない可能性があること、つまり権力に対抗する民衆的な主体の必要性を自覚化した宮原の戦後の生産理解は、民衆の側の「共働」的な主体と不可分に位置づけられていた。そこから宮原は、権力的な生産の再構成（1961年の農業基本法等）の中で生き抜くための農民の生産の共同化に価値を見出していった。

しかし、何を根拠に生産の再構成と平和的な他者関係⁵⁰の模索とが統一し得るかは明らかにされなかったといえる。なぜなら宮原は「生産の復興による日本経済の自立なくしては事実上日本の独立はありえないが（中略）自国の内政をみずからの手で自由におこなうことができない国が平和を保証できるとは考えられない」⁵¹として「生産の復興」を平和の条件としたが、結果的に「復興」は、高度経済成長の中で分断に媒介され民衆を犠牲にする公害企業や原発を生み出していったからである⁵²。民衆が懸命に努力した「復興」が分断を生んだ現実が確かに戦後にはあった。確かにその指揮において権力的に動いた資本・政府の責任は重い、それもまた民衆の力の発揮に支えられて現実化したのだ。だとすれば、現在の平和学習論では、宮原の労働・生産の視点から平和を問う方法を現代的価値のあるものと捉え、これを生産と分断との関連をくぐって突き詰めることが有効な方法と言えるだろう。

(3) 存在の次元の抵抗＝加担－暴力に依拠しない生活像を形成する焦点

以上の整理からすれば、存在の次元の諸矛盾が根源的だとしても、分断の対象化なし社会システムの矛盾がどのように暴力として現象するかを問うこともまたできないので、分断の対象化と暴力に依拠しない生活像の形成は、連帯の成立可能性と関わって、相互規定的に展開することが理解できる。だとすれば、存在の次元の諸矛盾から主体の抱える葛藤を対象化すると言っても、分断の対象化との関連でその諸矛盾をどのようなものとして把握するか、それを捉える枠組みを持つ必要があるといえる。

民衆の抵抗をいかに把握するかに関わる研究に同様の問題意識が見られる⁵³。抵抗の理解に関わっては、支配者側の枠組みではなく、抵抗する側の視点にたった研究が進んでいる。一つは、日本の植民地支配に関わる歴史研究において、受動的に支配された姿だけでない、暴力下に生きてきた人々の政治的抵抗の成熟性に着目する研究が積み重ねられてきた⁵⁴。これらは北方先住民族に対して政治的成熟度が劣っているであるとか未開であるとかという不適切な意味付与がなされてきた分断の歴史に対する、意味の復権だった。これは(1)で述べた、分断の対象化にかかわって重要だろう。

ここでは、もう一つに、一見従属に見える存在の次元の抵抗性を可視化する作業も積み重ねられてきたことにも注目したい⁵⁵。例えば、アイヌやウィルタ等の北方先住民族は、「旧

土人学校」や近代的産業が押し寄せる生活現実の中でよりよく生きるために和人の言葉、知識、ふるまいを身に付け生き抜いていった⁵⁶。このことを資本のシステム⁵⁷に殺されないための抵抗として読み取ることもできる⁵⁸。この存在の次元における抵抗性は、現代の若者に即しても当てはまるだろう。若者たちは単に不安定雇用に甘んじているだけでなく、自分のからだに限界に達する前に会社を辞めたり、引きこもったりという抵抗を試みている。また、不安定な雇用環境を前提にしつつも、それでも楽しみを見つけて主観的に幸せな毎日を送っていたりもする。それもまた、客観的に不安定なシステムで楽しく生きる抵抗でもある⁵⁹。しかし、いずれの対応をとったとしても、前者の場合は分断のシステムにおいてマイノリティの立場に置かれるし、後者の場合はマジョリティの側に必死にしがみつかるを得ない状況であって、両者の対応とも、分断のシステムそのものからは逃れられない（むしろ、再生産していく）という矛盾が、ここで言っている暴力に依拠しない生活像を形成する学習の焦点となる。

以上を踏まえれば、暴力に依拠しない生活像の形成においては、存在の次元における諸矛盾の規定性を含めて、生活の矛盾を総体的に解明するような学習が求められると言えるだろう⁶⁰。

3. 本論文の構成

(1) 小括

冒頭では、「平和」が分断によって正当化された暴力の行使と同義になっている問題を指摘した。存在の次元の諸矛盾をくぐると、その正当化およびその暴力の行使そのものの根源に何があるのかがわかる。二重の加担の根源にあったもの、それは民衆の実際生活において発揮される生き抜く力だった。その力が、分断を生む服従関係の正当性を支える、社会システムの矛盾の根源にある。だから、主体の抱える葛藤・二重性を対象化する根拠もまた、その力の発揮の矛盾にあるといえよう⁶¹。

存在の次元で葛藤を読み解き得るような平和学習の課題を、ここまでに整理してきた。本章では第一に、民衆の生きるための力の発揮が戦争を引き起こす権力的主体に物質的に活力を与え、第二に、その権力的主体が自身の活動に都合のよいように流布する情報を民衆が自身に必要な情報として信じ支持するという二重の加担としての戦争システムを確認した。このシステムの構造を踏まえ、それに対抗する学習を構想するため、第一に民衆の存在の次元を含めて、民衆の葛藤を聴き取る学習のなかから分断のシステム性を対象化する必要、第二にそこからシステムを批判的に再構成し暴力に依拠しない生活像を形成していくため、民衆の生き抜く力の発揮自体の矛盾から生活の矛盾を総体的に解明するような学習の必要を導出した。第一がなければ第二は進められないし、第二がなければ第一では真の対象化は不可能であるという関係にある。そして、これらがトータルに組織化された学習が「平和的生存」をつくり得るのではないかと予測される。

(2) 学校教育と社会教育

次に、学習の論理を、実践分析を通して検討するうえで、学校教育と社会教育という対象の問題に触れておこう。本論文が構想する学習は、生活の矛盾を解決する実践・運動と切り離されて存在しえないだろう。なぜなら、別の生活のあり方の見通しの実践的な産出をくぐることでしかこの学習課題は解決し得ないからである。本論文の課題に即した平和学習の論理の解明には、分断・暴力への批判としての意味を持つ現実の生活実践を価値あるものとして理解し、何らかのモデル的な生活像の形成を不可欠の条件とするだろう。それが具体的に学習されるには、現実を展開する生活実践と学習集団とを学習者が往還し学習内容が咀嚼される実践の構造を持つ必要が予測され、よって本論文では結果的に、現実の生活と学習集団との段差の少ない社会教育、とりわけ地域住民・市民の実践・運動の中の民衆の学習に焦点が当たることになる。なぜとりわけそうした実践・運動に焦点が当たるかと言えば、それらが社会教育の領域の中でも、各種講座等の実践のみよりも、それらも含みながらより総体的に別の生活の在り方を生み出していくことと不可分に学習が組織されていると考えられるからである。

この方法は、学校教育を主たる舞台としてきた本論文の先行研究に外在的とみられるかもしれない。その疑問に対して、本論文での理解を整理しておきたい。本論文でも、比較的系統的な知の継承の方を主軸の任務としている学校教育と、実際生活に即した学びを展開する社会教育では、相対的な役割の違いがあると考えている。佐貫は、横浜での米軍機墜落事件をテーマにしたクラス演劇に取り組んだ増子先生の実践において、そこに参加した生徒が自衛隊に応募したことについて、「自らが心をこめて演じた米軍機墜落事件のなかでの被害者の立場から米軍基地を対象化するという視点は、その時の感動が強ければ強いだけ彼自身にとって否定できない真実として残り続ける」と評価した上で、「そのような視点がプレイの世界のものから現実の実践の視点に転化するかどうかは、もはや学校教育のみの責任の問題ではないだろう」と述べている⁶²。

しかし、本論文では、学校教育と社会教育という領域区分にはさしあたりとらわれずに、平和学習の総体的な再構成を試みていく。その総体を仮説的に述べておけば、実際生活に深く関わる学習と実際生活から相対的に独立した空間における学習との循環的な総体になる。ただしこれは、両学習を社会教育と学校教育という領域に対応させることを前提していない。また、学校教育では存在の次元までをくぐった生活規定性の読解は無理だから、生活規定性の読解は社会教育で扱うという、領域によって学習の質を分けてしまう構図も前提としていない。とはいえ、このように描出した平和学習の総体から、現実の学校教育における平和学習について何を還元することが出来るのかは重要な課題である。だから、本論文では、こうして描出した平和学習の総体についての知見から、現実の学校教育における平和学習に対し何を示唆し得るかも終章で触れる。

(3) 本論文の構成

以上を踏まえ、本論文の構成を述べておく。すでに述べたとおり、本論文では平和をつくる実践・運動に着目するため、まず第一章では、矛盾としての存在の次元を捉え得る学習がどのような実践・運動を対象とすることで論じうるかを述べる。

第二章以降は、課題解決のための調査課題を解決するための実践分析を行う。本論文では、本章の平和学習の枠組みの検討を踏まえ、3つの学習の調査・分析課題を設定できる。第一に、民衆の存在の次元を含めて、分断を対象化する論理の解明である。第二に、暴力に依拠しない生活像の形成に関わって述べたように、暴力を発現せしめる生活の矛盾を総体的に解明するような学習実践の展開論理の解明である。第三に、第一・第二を踏まえて、主体の抱える二重性を存在の次元の矛盾を含めて対象化し得るような学習の構造を明らかにすることである。これらの3つの要素は、暴力・分断の対象化（意識化）、連帯の課題化とその実践過程における学習、それらを踏まえた平和創造の主体の形成として整理しておくこともできるだろう。以上をそれぞれ、第二・第三・第四章で検討する。

第一章 戦後の平和運動における民衆史掘りおこし運動の位置

では、いかなる実践・運動に着目すれば、矛盾としての存在の次元を捉える平和学習の論理が析出できるのだろうか。

第一節 戦後の平和運動における民衆史掘りおこし運動の位置

1. 本章の課題と方法

前章で述べたとおり、本論文では実践・運動と不可分の学習の中に課題解決をなし得る平和学習の論理が含まれていると考えている。だから本節では、戦後の平和運動史の整理を通して、本論の課題を解決し得る平和学習が含まれる事例を選択するための枠組みを検討する。

(1) 課題—平和運動史の二項的な理解を超えて

学習論の視点からの平和運動史整理の焦点は、運動の課題設定にある。なぜなら、その課題の質は学習によって規定されているからである。日本では、新自由主義的な再編による労働・生活の崩壊の事態を受けて、戦後体制への疑問から戦後社会運動の実態や時期区分を問い直す歴史学・社会学的な研究が出ている。小熊英二や道場親信の整理などがあげられよう。その中で、運動の課題設定を通史的に説明する枠組みを明示している議論として道場の研究がある。本章は社会運動史そのものを吟味するものではないため、史的整理については学びつつ、道場の運動の課題把握の枠組みに限定して、課題設定の視点からの平和運動史整理の到達点を理解する⁶³。

道場は、戦後社会運動の評価の際に、戦前からの連続・不連続性に関わる占領期の詳細な研究を踏まえたうえで、民衆の側のナショナリズムに着目しその課題設定における加害の視点の欠落を指摘する。砂川闘争を例に「それは共通の暴力のもとにさらされた『被害者』としての連帯、ということであったが、ただちに付け加えておかなければならないことは、この五〇年代に、わずか一〇年前の加害経験への反省をかいてただちに『被害者』として国際連帯が可能であったかということである。現実にはそのようなことは起こらなかったし、運動の中で加害性を共通認識として発展させていく契機もなかった」と述べる⁶⁴。

道場は、加害の自覚がこうした閉鎖性を超える契機になったとする。「こうした日米安保条約を通じた戦争体制への接続と、それによって『戦後日本』の繁栄が可能になっているという構造への自覚が、『加害者』としての自己認識を深めていくことになった。この『加害』の構造の認識こそが、六〇年代末からの反戦市民運動にとって基地問題を特定の地域の『ローカルな』問題へと局所化する視線を切断する契機となった」と述べる⁶⁵。よって、それ以降の運動は「局所化」を突破した運動として評価される⁶⁶。

小熊によると、ベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）の時代から 2000 年代の反貧困運

動まで「新しい社会運動」的な運動形態は変わっていないという⁶⁷。同じくこの形態を指す道場のいう「局所化」を突破した運動は問題を解決し得ただろうか。これらが問題を広く知らせ、権力者の意識に圧力をかけたのは事実である。一方、ベ平連や反貧困運動を見ても、恐ろしく巨大な問題を前に果敢に挑みながらもシステムに絡め取られている存在の次元の批判的再構成には課題を残したといわざるを得ない。道場も存在の次元と関わる協同組合や労働組合の実践の重要性を捉えるが⁶⁸、存在の次元の矛盾を課題設定の質把握の視点に含めないと、なぜそれらが道場の課題である「人々の『抵抗』の経験への信頼と敬意を抱きうる歴史認識」⁶⁹を取り戻すことにつながるのかが説明できない。ここでは道場の枠組みを取り上げたが、種々の平和運動史整理においても、ベ平連の時期（本章の第2期-A）を転換点とするそれ以前と以後の二項的な語られ方が定着している。運動の主体としては国民から市民へ、学習内容としては被害に加え加害も、運動形態としては組織中心から個人の自発性中心へとといった変化である。本章では、存在の次元を再構成することとの関わりで、その二項的な語られ方を捉え返し、平和運動史の再構成を試みるなかで、本論文の対象設定を考えていきたい。

(2) 平和運動史整理の背景

なお、小熊らの運動史整理の試みは、「戦後」を問い直す論争的なものである。本論文は、学習的視点に限るとしても、そのことを鑑みて、平和運動史を総括するにあたっての理論的枠組みを若干検討しておくことが求められるように思われる。

権力側の改憲政策に対し、国民的な平和運動の重要性を意識して立論をしてきたのが、渡辺治である。本論文でも情勢分析において渡辺の作業を基盤にしている。また、渡辺自身、運動団体の情勢分析に貢献することを意図している。筆者も渡辺が主張するように、戦後の改憲勢力の阻止に、国民意識に大きく働きかけた平和運動が重要な意味をもっていたとする点に異論はない。渡辺と同じように、権力によって9条の精神が骨抜きにされてきたという、いわゆる「空洞化史観」⁷⁰に筆者も同意しない。それでは、運動実践の意義が検証できないからである。

問題は、これまでの運動だけでは権力側を食い止める力にはなり得なかったということはどう総括するかにある。完全な解決策を求めるわけではないし、地道に取り組んでいくしかないことも十分に承知しているけれども、そうだとすると反省すべきところは反省し別の枠組みの可能性も検討してもいいのではないか、という問いが筆者にもあり、また小熊の提起もそういう意図であると思われる。そうだとしたときに問うべきは、やはり抵抗する運動の側が抱える矛盾だったわけである⁷¹。

とはいえ、食い止める力になりえなかった、あるいは、運動は逆説的に強い反動を生み出す力となってしまったという矛盾を指摘するだけでは、消極的な立論に止まるだろう。積極的な立論のためには、小熊らの枠組みも相対化する必要がある。小熊は、戦後社会運動の孕んでいた矛盾を政治的な次元で議論するために、抵抗する側の内部の矛盾を指摘す

るにとどまり、運動のオルタナティブを描くことが出来なかったともいえる。

この時、再度渡辺らが主張していた「命」や「暮らし」ということを改めて捉え返して見る必要が出てくる。運動の根拠は常に民衆の「命」や「暮らし」の側にあったのだ。しかし、渡辺らの主張する「命」や「暮らし」は権力対抗的な良いものとして、あるいは権力から弾圧をうけるものとして前提されている⁷²。本論文では序章で確認したように、この次元を矛盾として捉えることによる新たな可能性を見ていきたいのである。私たちは資本のシステムに依存して働き、飲み食いし生きていくほかはない。しかし、その最中で資本のシステムから私たちの側に主権を取り戻す戦略はいかに可能か？という問いである。そこからもう一度、真に「命」や「暮らし」に根ざした平和運動の組織化の可能性を探ってみたいのである⁷³。この点が平和運動の二項的な理解の克服につながっていくと思われる。

(3) 運動の時期区分

さて、存在の次元を再構成することとの関わりで着目される運動の主体や方法が、いわゆる住民運動である。新しい社会運動の基本的な方法は表現だから、主張したい自らの属性の意識さえあれば、どこでも運動を展開することは可能であった。しかし、住民運動は、自らが寝食（や労働）する土地と不可分に展開したから、必然的に表現のみならず暮らしの資源や仕組みをつくり変えることになった。本章では、住民運動を手がかりに、日本の平和運動史の二項的な語られ方を再構成する。

以下では、運動の主体と課題設定の特質に着目して時期区分した。資本（政府・安保）vs 民衆の下で課題設定が行われた逆コース期（1945 年前後～1950 年代）における、全国組織型平和運動（国民的な運動）の側面が前面化した時期を第 1 期とする。高度成長期（1960 年代～70 年代）に入り、資本 vs 民衆のみならず、民衆間にも分断が生じてきた。国内的にも中央－地方の分断が、国際的にも日本とアジアの戦後処置の分断が生じてきた中で課題設定がなされた高度成長期を第 2 期とする。第 2 期においては、社会運動は二つの側面がそれぞれ前面化した。一つは、政治的な承認をめぐり展開した市民運動（第 2 期－A）、もう一つは、生活保障をめぐって展開した住民運動（第 2 期－B）である。そして、そうした二つの課題の統一が模索されはじめたのが高度成長以後（1980 年代以降）の第 3 期であり、特徴は後述としよう。

なお、現実にはどの運動にも特質のいずれの側面も存在しており、性格の規定も、どの主体・課題設定の質が前面に出ているかで区分したものであり排反的な分類ではない。

序章では、戦後の平和学習の時期を 3 つに分けた。一つは、被害を伝えられる学習の時期（終戦～70 年代）、二つは言論による政治的抵抗を可能にする集団を創造する学習の時期（80 年代～）、三つは、存在の次元を含めて平和的な関係性を創造する学習の時期（現在）である。こうしてみると、時期区分そのものは、平和運動と平和学習では重なっている。そして、平和運動の中にあつた学習についても、第 1 期と第 3 期は教育実践の現場の平和学習とその学習の質は重なっている。しかし、第 2 期は共通する点もありつつも、学習の

質には違いが生じた。教育実践の現場の第 2 期は社会から相対的に独立した学校という場で、教師の支えによって個の多様性を認め合う関係性の価値が対象化されていた。運動の現場の第 2 期－A も団体中心から個の自律性が尊ばれる点では共通する。しかし、教師という特別な存在のいない社会の現実の運動の中では、個の多様性を認め合う連帯形成は、その集団性維持の条件を個々人の良心に還元するか（A）、社会の競争からは相対的に独立した労働の場をつくるなどの、人権尊重を可能にする資源を生み出すか（B）という二つの方向のどちらかに依拠して主体の抱える葛藤の解決様式の対象化が展開した。

以下では、運動の経緯、学習内容・課題設定の質、運動の成果と平和的關係の形成の可否に着目して戦後の平和運動とそこにおける学習の質の展開をみていく。

2. 第 1 期：全国組織型平和運動の分裂の必然性

①運動の展開

内灘闘争と原水爆禁止運動に触れよう。まず、米軍基地建設への住民の反対運動である内灘闘争である。1950 年に朝鮮戦争が勃発、翌年講和条約と安保条約が結ばれる中、元陸軍の土地で農民に払い下げを前提に国有化されていた土地は、52 年、政府から米軍の砲弾試射場にしたいと伝達される。農民は、これに「金は 1 年、土地は万年」のスローガンで反対し、住民の反対の意志を示した。しかし、53 年 8 月 16 日、住民のうちの一部が外部の政党や労働組合等の支援団体との絶縁を求める「愛村同志会」を設立させ、反対運動が分裂する。53 年 9 月、村は試射場としての使用を認める⁷⁴。団体間の分裂が軍事に有利な帰結を生んでしまった⁷⁵。

次に原水爆禁止運動である。1950 年代は、サークルの季節と呼ばれたほど民衆のサークル活動が盛んだった。原水爆禁止運動を盛り上げた杉並の女性達も、53 年「杉の子会」という学習サークルを安井郁のもとで立ち上げ、E・H・カーをはじめとする社会科学書を読み合っていた。こうした学習が基盤となり、54 年 3 月 1 日に実施されたビキニ水爆事件による食物への放射能汚染をきっかけに、原水爆禁止の署名運動が始まった。この運動は全国に広まり、2000 万筆以上を集めたと言われている。55 年 8 月 6 日、広島で第 1 回原水爆禁止世界大会が開かれ、同年 9 月 19 日には日本原水協が、翌年 8 月 10 日には日本被団協が成立する。原水爆禁止世界大会への参加は、準備委員会によって団体・個人に参加が呼び掛けられた。労組や民主団体にとどまらず、婦人会や青年団、地方自治体も参加をしていた。この一連の動きは、日本の国民的な平和意識の形成とその政治的表明に大きな役割を果たした。確かに、その意識の形成によって防衛のシステムの強化に相当に歯止めをかけたところも見逃せないだろう。

しかし、政治的に逆コースに動きが強まると地方自治体等の参加は次第に薄れ、民主団体による動員の大会という性格が強まっていくこととなる。

②学習の質－アメリカの示す敵／被害者を課題化

学習の質を、原水爆禁止運動を例に見ていこう。こうした傾向から必然化するのが、団体間での主張の違いである。とりわけ、ソ連の核実験をめぐる対立によって運動は分裂する。1961年、ソ連は核実験の再開を発表した。日本共産党は、社会主義 v s 資本主義の冷戦体制のなかで、反アメリカの大義のなかでソ連との同盟関係を重視し、この核実験再開を容認する方針をとった。このなかで、日本原水協は、いかなる核実験にも反対する組織でありながら、ソ連の核実験を容認するという矛盾を抱え込む。この矛盾の解決は、1963年の第9回世界大会は、総評・社会党と主張を同じくする常任理事が辞任し、大会自体にも総評・社会党系の議員が欠席のまま実施されるという結果によった。総評・社会党系は原水爆禁止日本国民会議を別に開催し、再統一等の試みも見られたが、基本的には別々のまま現在にまで至る。

運動の経緯からわかるように、原水爆禁止運動の後期では、冷戦体制を前提としてどちらが正解かが運動課題として捉えられ、冷戦体制そのものは対象化され得なかった。同様に、ビキニ水爆実験の被害者理解もアメリカのものと同様になっている点もここから必然的である⁷⁶。分裂の必然性を対象化し得る学習は生まれなかった。

③運動の特質－団体維持、そして分裂

食物の汚染という現実の課題意識が広く民衆にあった時は、超党派の運動として盛り上がりを見せた原水爆禁止運動であったが、その開催が団体による動員によるものに変質するにつれ、団体の維持・発展に必要な主張がそれぞれの団体から出されるようになり、団体間の主張の差異が出るようになった。ここで、民衆の生活と健康を守るための原水爆禁止という出発点の主張は、団体の維持と発展を守る限りにおいての原水爆禁止という主張に転倒した。このように全国組織型平和運動は自己保身的になり、彼等の口にする被害は団体維持と不可分となり、住民の被害と言葉の上では同内容でも真に問題を共有することが出来にくかった。この点は、団体からの啓蒙という枠組みである限り、以後の全国組織型平和運動と一般市民との溝をつくることになる。

3. 第2期－A：市民的な平和運動と思想

①全国組織型平和運動の直接的否定

組織中心の運動に対しては、60年安保の時から批判的な意見が出ていた。とはいえ、非中央統制的な運動形態、つまりひとりひとりの自発的意思を尊重した運動形態を広く一般化したのは、ベトナム反戦運動のひとつ、ベ平連の活動からであろう。

1965年2月7日、アメリカによる北爆が開始された。これを受けて、同年4月24日、小田実を代表としたベ平連が結成された。ベ平連は、党派的な運動に対する批判を前提としており、「いいだしっぺがやる」というボトムアップの運動形態を意識的に展開した。各地でどのようなベ平連が発生しているかについては、東京でも全てを把握していなかった。ベトナム戦争は、ジャーナリストによる戦争の実態の報道が大きな影響を持った。焼身自

殺する僧侶の姿等が日本でも画像として見る事が出来た。運動の組織の在り方が、組織に命令されて動員されるわけではないから、参加者はそれぞれ個々人の内面に問題を惹きつけて参加していた。脱走兵の援助等の活動も重要だったが、ベ平連の主要な活動はデモだった。平和の思いをもう一度ひとりひとりの内面に再定位した運動スタイルの転換は、内面が生み出す豊かな思想が持つ平和の力を再確認した点で意義が大きい。

しかし、こうした告発型のデモによる運動は、客観的には、実際に問題の現場を変えるのは政府や企業などの運動の敵側に任せている点で後に難しさも抱えるようになる。

②学習の質—私が加担して犠牲を生み出している社会

ベ平連では個々人の主体性が尊重され、学習内容としては個々人への戦争システムの加担が課題化されたといえる。学習においては、自らが内面化している抑圧者の視点を徹底した議論によって可視化する方法がとられた。

しかし、認識の上で被害と加害が両方語られても、多くの市民運動参加者の自らの暮らしが相対的に安定していた背景もあり、別の暮らしをつくる実践と連続可能な学習は生成し得なかった。一方で、システムへの加担は現実の問題だが、降りようとするそのシステムはあまりに大きい存在であり、容易に降りる術は見つからず、現状の社会を拒絶しヒッピーコミュニケーションをつくるのでもなければ、システム変革への見通しが具体的に描けなかった。よってこの運動の評価軸は個々人の態度に還元されていくことになった。自身の行為と日米安保体制の変革とをつなぐ媒介項を課題化出来なかったことが、主張を現実化する学習の不在をもたらした。

③運動の特質 - 思想的成果、そして一般市民との段差

この形態の運動の成果は、この形態の理論的リーダーの一人であった花崎皋平の理論の検討に代えることが出来るだろう。花崎が「三里塚（1960年代後半～70年代：筆者注）も空港ができ、伊達火力発電所（1970年代：筆者注）も建てられました。それでも、反対運動をつづけたことで、目には見えなくても闘った経験が思想として蓄積される」と述べるように⁷⁷、この運動はとりわけ思想の生成に価値を置くようになった。そして一部の知識人や団体の中心人物が思想の担い手として認識されていた全国組織型平和運動と違って、ひとりひとりがそうした思想や知の担い手であることが尊重された。

思想の生成自体は現実をかえるツールとなりうる重要なものであるが、花崎の理論ではそこで倫理と連帯可能性の関連論理が逆転するところに難しさを抱えた。本論文では、序章にて連帯の成立の上に個々人の人権尊重の意図は現実化すると捉えたが、花崎の場合、個々人の人権尊重の意図が連帯を成立させる条件であると論理を構成した。花崎は人間を「悪と加害への可能性にからみつかれた危うい存在」として捉え、そのことの自覚が「ビープルの連帯の出発点」と捉える⁷⁸。その自覚を可能にするのが受苦可能性への想像力であるとする。そしてそうした想像力をもたらすのは、受苦の経験への憐れみ（ピティエ）だ

という。一般的に憐れみという温情的な感じを受けなくもないが、ここではむしろ他者と自己それぞれの固有性を認めつつ、互いの共通性を見つけあうような相互尊重の関係を指す。ここでは、受苦の経験を得たものとの連帯可能性を人間の根源的な感情に求めているといえる。これは単に理論的限界というより、花崎はそこに人間の未来を切りひらく希望を賭けたのだ。

しかし現実的には、受苦に対する外部の人間の対応には二重性がある。受苦の経験は、それを受けたもの、その外部にいるもの双方に、むしろ他者を内に取り込ませない拒否を生成する可能性を持っている。日々の暮らしは「想像力」を働かせずに生きることを要求してくるため、存在の次元が批判的に再構成されない限り、その消極的な方向に転ぶ可能性を回避できないのである。花崎は、この二重性と向き合うことを一人一人の決意に求めた。花崎は『『ピープルになる』ことは、一面では見果てぬ夢であるが、他面、精神的、倫理的な意味においては、私たちは、いま、ここから、ピープルであろうと決意し、宣言することができる。意志と行動において実現することができる』⁷⁹と述べている。この形態の運動が一般市民に要求することは強い意志を求めるという厳しいものにならざるを得なかった。筆者はやはりここで、あらためて存在の次元の再構成を含めて、連帯、そして倫理の発揮が可能になるという方向性からの、平和学習の論理、そして運動の組織化の論理が求められると考える。

4. 第2期－B：住民運動を手がかりに

存在の次元を再構成する動きは、公害に反対する地域住民の運動の中からとりわけ生まれてきた。以下、4ではこの運動を振り返り、5以下では住民の世界と平和の学習的課題を捉えてみよう。

(1) 生活をする権利の発見と自治の思想

北川隆吉は、高度経済成長期の開発政策の犠牲に対抗して生成した住民運動について「(前略) 生活の日常的な解決をせまられるものである。そしてまた飲み水の問題であり、衛生問題である。これらは、まさに日常的なトリビュアルな問題ではあるが、しかし一つとして生活のなかで見すごすことのできぬものである。文化的にして健康な生活を送っていくためには、その一つ一つを処理していかなねばならず、そしてその処理を公的機関がおこなうのは義務であり、それを要求するのは権利であることが意識されてくるようになる」と述べている⁸⁰。生活をすることは、住民に認められた権利であること、その権利要求の正当性が自覚化されてくることを言っている。

藤岡貞彦によれば、住民運動が切りひらいた地平は、「開発政策が頂点に達したとき、開発の矛盾を解決する主体もまた形成されつつあったのであり、自治の空洞化が極限にまで達したとき、住民自治の思想＝地域・自治体の主権者としての自覚がひろく芽生えた」点にあると述べている⁸¹。ここでは、先の権利要求の正当性を実践的に行使する主体の形成と

いうことの意義も主張されている。藤岡はそうした主体の形成の姿を、三島市の石油化学コンビナート受け入れ拒否の決議に至るまでの住民の運動の過程に見ていたと言える。

住民運動は、主体の形成の問題を、飲み水や日々の労働の次元、すなわち、存在の次元に引き付けた。しかし、ここでも論点は、その次元の矛盾をどれだけ根源的に捉えていたか、というところになる。藤岡が使用するのは「開発の矛盾」という言葉である。ここには現実の内容としては二つの内容が含まれていると言わなければならない。一つは、開発政策そのものの矛盾であり、インフラの近代化や工場の誘致等が住民の健康で文化的な生活をもたらす結果にはならないという矛盾であり、もう一つは、そうした開発政策が現実には地域に展開していく際に現れ、地域に分断を生む根源となる、民衆の能動性の発揮に関わる矛盾である（両者は転倒的に相互作用している）。つまり、健康被害が生じることがぼんやりと分かっていたとしても、自身の経営や就職との関連で開発政策に賛同するという矛盾である。

以下で述べることを先取りすれば、後者の矛盾は、初期の公害の住民運動そのものには見受けられず、初期の公害の住民運動の行き詰まりのなかから課題化されていった（後述の緒方正人参照）。その課題化が民衆の運動の局所的なものにとどまり、そのことが結果的にもたらした権力側の文脈と民衆の側の文脈との奇妙な結合のプロセスを、以下で跡付けてみたい。そこから、もしかしたら、そういうふうには落ち着かなかったかもしれない可能性を浮かびがらせてみたい。権力側の文脈と民衆の文脈との奇妙な結合とは、民衆側の求めた願いの大事な本質は骨抜きにされながらも、民衆側の求めた現象的条件は満たす形で、権力側（ここでは企業）が主体性を保ったまま新たな支配のシステムを完成させる過程である。「奇妙」というふうに言ったのは、それは民衆の現実の生活にとっては必至の抵抗のまことに必然的な選択の結果であり、一方で大企業が主体という点で同質のシステムが再生産されている点で犠牲となった死者の願いからすれば違和感のある結論と思わざるを得ない、二つの人間的な思いの対立が存在するからである。しかし、おそらくこの対立・矛盾の中から、存在の次元を含めた矛盾の対象化の論理が生成してくるだろうと思われるのである。

(2) 水俣における訴訟と福祉資源の創造

豊富な教訓の含まれる水俣病問題に本章の課題に限定して言及する。

日本の植民地政策のなかで成長したチッソの企業城下町として水俣は成長してきた。水俣公害病問題も、日本とアジアとの暴力的関係の問題としての平和問題と無関係ではない。そのチッソの排水のなかに含まれるメチル水銀によって水俣病患者は人間的な食事や運動を失った。この被害はチッソへの加担からは相対的に遠かった地区に住んでいた人々に集中して現れ、水俣病患者と水俣市民の分断が顕在化した。

水俣病患者は生活を奪われた。そしてその後も執拗に傷つけられた。見舞金契約（1957年）は、人間にわずかな値段をつけて以後告発しないと約束させるチッソの戦略であった。

その後、地元の労働組合も患者を重視した運動方針をとらずに、いわゆる空白の 9 年と呼ばれる時期が過ぎていく。1968 年やっと政府による公害認定がなされるが、患者達は痛めつけられており、訴訟を起こさない一任派との分裂が起きた。訴訟を起こした原告は、水俣はチッソなしに成立しないと考える市民から攻撃や嫌がらせを受けた。

外部の提起もあり、患者の生きがいを支える福祉資源づくりにも同時に取り組んでいった。これも、訴訟に人手が取られなかなか進まない状況が続いたが、その努力の結晶として相思社（1974 年）が完成する。相思社には集会・管理棟や診療棟のほかに共同作業棟もつくられ、患者の生きがいを支える福祉資源の創造が目指された⁸²。自らの生活の再建を不可避とした公害運動は、資源の創造に必然的に至った。

(3) 学習の質の評価—環境というテーマへの収斂

では、公害を生み出したシステムに脅かされない暮らしの創造という観点から、水俣の運動の展開を支えた学習の質を振り返ってみる。チッソの企業城下町であるというシステムを転換するには、水俣市民のチッソへの経済的加担の問い返しが不可欠であった。水俣病に含まれていた総体的な矛盾を明らかにしようと省察が進んだ時期は、もやい直しと呼ばれる実践が展開した時期だろう。

もやい直しの学習の質を見ていこう。もやい直しは水俣市民の患者に対する「偏見」を捉え返すものになっていて⁸³、水俣市民のチッソへの経済的加担は前提化され、その捉え返しは十分になされなかった。もちろん、水俣においてもチッソへの経済的加担を捉えた学習は存在していた。新日室労働組合（第一組合）の「恥宣言」（1968 年）である。民衆の立場に立つべき組合運動が患者に十分に寄り添えなかった反省から、会社に属しながらも会社の公害原因であることを隠す姿勢を拒否したのである。嫌がらせという点で患者と同様の仕打ちを組合員も会社から受けることになってのもである。チッソという仕組みにはもう加担しないことの決意だった。

しかし「恥宣言」は水俣市民全般に普遍化しなかった。「恥宣言」がもやい直しのツールになる必要があった。しかし、もやい直しの学習課題は、患者に対する偏見の捉え直しに焦点化された。この点は、丸山定巳が「チッソ運命共同体意識の残存」としてもやい直しの限界を指摘している⁸⁴。

「恥宣言」に含まれていたような葛藤を対象化することは、問題を対象の位置において論ずるならたやすいが、現場の支援者の立ち位置からは簡単なことではない。相思社の 30 年の記録⁸⁵には「告発」からの引用として「敵が目の前にいてもたたかわない者は、もともとたたかうつもりなどなかった者である。そんならもう従順に体制の中の下僕か子羊になるがよい」と支援者の思いが載せられている。この患者側に徹底して寄り添うという支援者の枠組みは、患者を目の前にして言葉を失うような経験をした支援者にとって人間的に必然的な選択だろう。

しかしそうした枠組みでは、チッソ側で自己正当化しないと生きていけないと思ひ込ん

で／込まされていた水俣市民の二重性を読み切れないことももう一方にある事実である。患者を思えば思うほど原因企業側につく市民が加害者に一元化して見えてしまうこともあるだろう⁸⁶。支援者の患者への徹底した寄り添いの思いが、逆にチッソの下での水俣市民と患者のいがみ合いというシステムの問題封殺戦略を読み切れないことに連続する、なんというやるせない矛盾が存在する。

ここから水俣の地域的展開は資本（チッソ）と地域環境の直接の関連におかれ、「ようこそ環境モデル都市みなまたへ」（水俣市のHP⁸⁷）のように、地域的なテーマはチッソという仕組みそのものの転換ではなく、チッソが存続することを前提に「環境」にそのテーマは収斂した。客観的には、人間の命よりも利潤追求を優先する仕組みが公害をもたらしたわけであるから、その意味では同質のシステムが続いている。状況の改善はあるとしても、真に患者の願い・教訓を引き取ることであった結末とは言えないだろう。

(4) 高度成長期末期の地域的な「企業ありき」の解決

こうした企業の正当性を前提に、「環境」というテーマに運動が収斂していくのは、各地域共通であった。そのいくつかの事例をみてみよう。

イタイイタイ病の事例（1971年、三井金属工業相手に公害裁判日本初の住民勝訴、2審も勝訴）では、勝訴後住民が三井金属工業本社に出向き、企業に住民が立ち入り調査する約束を交わしたことが画期的と評価された。住民の要望に真摯に対応する企業と医療救済・健康調査、汚染農地対策をした行政、被害者団体のたゆまぬ努力によって困難を克服し「県民一人ひとりが『環境と健康を大切にすライフスタイルの確立や地域づくり』」⁸⁸に取り組んでいるとされる。住民の力によって企業活動に制約をかけることができる力が生まれているというのは、現実的には、大変重要な運動の成果である。この住民と企業との関係は一見住民主体のように見えるが、住民が監視・要望し企業が対応するというシステムは、問題の再発が企業の判断に委ねられている点で真に住民主体になっていないことは一方で捉えておいた方がいいと思われる。環境と健康を破壊した企業が、公害の経験を経て、翻って環境を大事にする企業として社会的に好評価を得ていることは、亡くなった患者の怨念からすれば、その死者にとって必ずしも喜ばしいものとはならないだろう。

三里塚闘争ではどうか。学生団体等の暴力的な抵抗と権力側の暴力的な対応によって激化し最終的には権力側の暴力に住民は倒れた。現在、地域共生委員会によって「エコ・エアポート基本構想」に基づいて空港と地域の「共栄」が課題とされている。しかしこの運動では、この結論に納得していないことが地域の資料館には明記されている。また運動の一部では、6で述べることにつながるような、空港工事の展開のなかで農業生産が低下したことに気付き「土地」でなく「土」という転換、すなわち空港建設側も反対側も同じものを求めている矛盾を課題化し有機農業という別の労働の価値に基づくシステムが芽生えた現象も見られた⁸⁹。

なお、結末の微妙な違いは、たぶんに支援者の関わり方如何に大きく影響されている。

問題の本質にこだわる全国組織型平和運動と、思想的成果の重視へ傾倒していく市民的な平和運動とでは、地域の帰結のどこに価値をおくかが異なっていた。だから、主にどの性格をもった運動が主にその地域に関わったかで、当該地域の運動文化に違いが出ている。この点については、本論文の主題とずれるため別の機会に考えたい。

(5) 小括

戦後日本の平和運動は、平和を私たちの命や暮らしと深く関わった問題として捉えることから出発した。しかし、それを生み出すシステムはあまりに巨大で、全国組織型の平和運動とその否定から生まれた運動は、それぞれその成果を動員や思想によって測るという苦渋の選択を行っていった。

一方で住民運動の世界では、生活再建のための福祉資源の創造として客観的な変化も確実に生んでいった。しかし、地域経済で当該公害を生んだ企業が再び主体である点では、システムは同質のまま存続した。生活の再建の局面において、その主体が問われなかった、あるいは問うたとしてもその次元を変革するのはあまりに困難だったと言えよう。アジアの植民地支配を担った企業を支えて今も生活している。日々前に進んでいる現場の混乱においてそのシステムの拒否という巨大な問題は机上の空論であるかもしれない一方、その暴力の瞬間をその時のまま記憶している死者や時が止まったように恨みから抜け出せない患者・家族の願いを捉えれば、やはり同質のシステムの存続ということがその願いとずれていることは見過ごすわけにはいかないだろう⁹⁰。

5. 住民の世界と平和

住民の世界と平和の学習的課題をもう少し分析的に見ていきたい。

(1) 水俣地元学の意義と課題

先にもやい直しの質に言及したが、そこでの学習の質を捉えるため、もやい直しの活動の中から生まれた水俣地元学の性格を考えてみる。この動きに深く関わった吉本哲郎はそこには「水俣に住む人たちのすさんだ気持ちの再生である『もやいなおし』に取り組み、未来に希望を描き、環境都市づくりに果敢に挑戦していった住民協働の心」があると述べている⁹¹。

まず、本論文で捉える住民の世界とはどのようなものかを整理しておきたい。水俣病の反省から見えてきたことは、生命の循環であったといえる。それまでは自明的であった不知火海の生態系とその命を取り込む漁民の生活というシステムが、水銀という異物の混入によって相対化せざるを得なくなったのだ。それは同時に、そうした生命の循環が持っていたある種の民衆的な文化的まとまりとしての地域の価値を強調することにもなった。住民の世界とは、このように人間活動と自然との関わりが作りだす文化的まとまりであり、それらは生態系に規定されるため、外部に連鎖は開かれつつもある一定程度の地理的範囲

を持つことになる。住民世界の単位としての地域がここに成立する。

一方でこういう意味での地域は、慣習性を持つ。漁ひとつとっても、道具の使い方や魚の生息場所の予測などは毎日すべてを言語的に思考して行っているわけではなく、身体的に集積された経験に基づく行為が多い。生活が日常化するとはこういうことだろう。これが文化的側面からの慣習性と言える。地域の持つ慣習性ゆえに見えなくなっていた自然と関わる知恵を学習活動の対象として位置づけなおしたのが水俣地元学であると言える。水俣地元学は、住民自らが、地域の暮らしの知恵や民具などを資源カードに記載し、人間活動と自然との文化的関わりを対象化する学習活動だった。こうした学習のかたちは公害地域のみならず開発の犠牲となった地域が現状のシステムで生き残るための活性化策の一環として広く普及していくことになった。

しかし慣習性は、自然との関わりの側から規定されるだけではなく、社会的経済的側面からも規定を受ける。それはどういうことかと言えば、住居や生計を得るための道具は経済活動にも規定されており、生活条件が悪くなったからと言ってすぐに移動できる経済力があるとは限らない。これは経済的側面からの慣習性と言えよう。経済的理由で変えられてしまった生活水準にもいつのまにか慣れるのである。そして、この経済的側面の慣習性から、被害者と加害者が同居せざるを得ない現実、現象的には自分はこの運命であるとか仕方がないのだといった泣き寝入りや、あいつはそうなっても仕方がないのだという口封じといった事態が生まれる。

そうした非人間的状況も日常化することについて触れておこう。それには、あのアウシュビッツでさえ、日常というものが存在していたことを示すだけで十分だろう。ジョルジョ・アガンベンは「人間は極限的な状況にあまりにみごとに適応する特異な能力をもって」おり、「限界状況が習慣に転じようとするこの信じがたい傾向こそ、あらゆる証人が、そしてもっとも極限的な状態に置かれた証人（たとえば特別労働班のメンバー）さえもが、そろってわたしたちに証言していることで」あると述べている⁹²。

では以上を踏まえて、水俣地元学がチッソの存続とパラレルに存続し得たのは、なぜだったと言えるだろうか。それはその学習が住民世界を対象世界としてのみ捉えていたことに起因すると思われる。つまり、土着の知恵や民具などについて聞き書きをしそれを資源マップ化する学習は、人間と自然との関わりを対象の位置において学習する実践だったと言える。それを聴き取る住民自らが地域内の加害－被害構図にどのように内在しているかの対象化、すなわち慣習性の経済的側面もワンセットで課題化される必要があったと言える。

(2) 緒方正人

水俣問題の構図の中で自己の位置を問うたという観点からは、水俣の主流の運動から突如離脱し「チッソは私であった」に至る緒方正人という特殊な住民の生き方に触れないわけにはいかない⁹³。彼の生き方には上記と共通する部分を勿論持ちながら、違った学びの質

が含まれていると考えられる。例えば、緒方は漁師でその舟の材質（プラスチック／木材）にまでこだわったりするが、だとすれば単に偏見の捉え直しという次元ではなく物質的・経済的な存在の次元に踏み込んでチッソという権力的なものを拒もうとするからである。

周知のとおり、緒方は水俣に生まれ父を水銀中毒で亡くしている。中学校卒業後家を出て右翼団体や暴力団と関わりながらも彼らがチッソと同じ主張をしていることを警察に諭され地元に戻る。地元では、原告団長になるほど深く患者組織の運動に携わった。しかし1985年、緒方は訴訟を取り下げる。訴訟の世界はシステム化され、誰に何を問うているのかわからなくなったためだ。責任を問う対象がより奥深いところに見えたといってもいいだろう。そこから対象化された認識が「チッソは私であった」である。

緒方はひとりの生活者になる。それは、権力を許すことでは決してなかった。権力を捨てることで、真に権力に抵抗する行動だった。事実、彼は生活が安定するまで狂いの境地といえるほど荒れた。彼は不知火の海とともに働き自宅の離れ「游庵」で不知火を眺めながら「常世」の暮らしを送るようになる。権力を捨てる過程は、彼にとって、もう一度自分の身体と地域とを有機的に統一させる過程だったと言っても良いだろう。

緒方は「常世」という言葉を使う。ここで常世とは、永遠に変わらない世界だから、チッソに侵される前の不知火の海の暮らしを指していよう。緒方は常世（非歴史）の世界に身を沈めることで権力的に進む歴史に抗しようとした。水俣の現実においては、真に開発思想から脱しようとするれば、緒方のような方法しかなかったのである。

(3) 住民の世界と平和の課題

私たちは住民運動が新しい地域をつくるという可能性を見ているから、緒方のような分断・開発思想の真の対象化を、そういう生活・地域を協働でつくりかえるという方向にひらいていけないものか、と必然的に問うことになる。

地域的な加害－被害の構図を対象化するには、別の主体（チッソ）がもたらした地域の分断（市街地民と漁民）の政治力学を対象化しなければならない。緒方が拒否したようないつのまにか相手の土俵（「システム社会」）に対抗する側も取り込まれてしまうようなシステムを対象化することである。そこを正確に対象化し分断における自己の位置を把握することとの関連で、地元学的な学習が統一されるとき、住民世界の持つ自然と人間との関わりの対象化は、単に資源の再発見や地域を見つめ直しにとどまらず、そこでの暮らしのあり方が、自分が生き抜くことと分かちがたいものとしてあらわれると思われる。なぜなら、自然と人間との関わりの価値が、チッソという権力と対抗的な関係において理解することができるからである。

その統一は、水俣の人々が長年培ってきた自然を採取し加工して生きてきた文化をチッソという存在が破壊したおぞましい現実に対峙して、こちらのあり方こそが暮らすこと、生きることなのだという運動的な実践性を伴ってたちあらわれるだろうと思われる。だとすれば自然との関わりと政治力学とを統一的に対象化するとは、生活を真にわがものにす

る、つまり、地域の労働が主体化することに価値を見出す学習となろう。それはそのための地域の仕組みの協働的な創造を必然化させるだろう。ここから緒方の生き方を、新しい地域の仕組みひいては新しい歴史を協働で創造するという方向にひらく可能性が見いだせないだろうか。こうした意味での労働を課題化し批判的に再構成することによって、高度成長期の住民運動の課題を発展させていくことが出来るのではないだろうか。

(4) テーマとしての環境／労働

環境という対抗軸で闘ってきた住民運動であるが、今や「環境」は企業側が犠牲を隠蔽し利潤を追求するツールとして包摂されている。エコを標榜する企業は、途上国で有害物質を排出することで日本での基準をクリアし、原発も「環境にやさしい」というまやかしを使いながら、実は環境負荷が高いことを隠しつつ、さらに、原発の定期検査作業員の命を犠牲にして莫大な利益を上げていることがある。システムを真に民衆的に変えていくにあたって、労働からシステムをつくりかえる可能性を問うことの重要性は明らかだろう。

これは決して民衆の側から生成した環境というテーマが、権力側のいう環境と同質のものであったと評価するものではない。山田清人・藤岡貞彦・福島達夫『公害と教育研究資料 2』（1973、明治図書出版）では、環境は、人間と自然との有機的なつながりを生存⁹⁴の問題から問い返す意味で用いられている。人間の命の側から企業に鋭い批判を与えるものである。しかし問題を分析すれば見えてくるように、まさに生存を脅かしてきた企業とは、人間と自然との関わり（労働）のなかから自立化してきた化け物なのである。ここで言いたいことは、民衆の労働の矛盾の課題化を基軸に据えることで、権力側のごまかしを阻止できるより確固たる民衆側の平和・生存の根拠を立てることが出来るかも知れないという可能性である。

環境をテーマにしたときに陥りやすい点は、人間と自然との有機的なつながりの再現が現実の企業の本質的な存在性格と切り離されて論じられる可能性があることである。企業にとっては、患者への福祉事業の負担と同じく、環境事業は社会貢献や宣伝のコストとして換算可能になる。問題は企業のこうした努力が、患者側の「現実」のニーズと和合して、患者関係者の意味世界において和解の物語を創出する可能性を孕むことにある。一つ気をつけなければならないのは、和解することが悪いと評価する権利はどこにもない。和解は、患者関係者の、よりよい物語を生きる権利である。一方で、「現実」のニーズのない死者の声に耳を傾ければ、自分を殺した主体が主体のまま振る舞っているわけであるから心穏やかではないはずである。このわだかまりにも耳を傾けた時に、和解にはちょっと待ったがかかる。もし労働を主体化するシステムが構築できるなら、両者の願いがかなえられる可能性がある。

なお、環境という概念を鍵にする人びとのなかにも、そうした環境をつくりだす人間の実践を包摂した理解を創造しようとしている動きもある⁹⁵。

労働というテーマは、第 1 期から第 3 期までの運動の成果を諸要素として引き継ぎつつ

も、これらの実践がぶつかった壁を超えていくための、より総体的な地点で実践を統一する鍵となる可能性があるのではないかと考えている。住民の世界をくぐることで、全国組織型平和運動が大切にしてきた政治的対抗性、市民的な平和運動が大切にしてきた個々人の良心・思想も、より総体的で豊かな運動の有機的な契機として活かされるのではないだろうか。本論文でも、労働から見通す総体性のなかで政治性や思想の意義が再定位されることになるだろう。

6. 第3期：住民的な平和運動

では、こうした意味での労働を捉える平和学習は、どのような運動の中に見られると規定することができるだろうか。これまでのところを踏まえるとひとまず焦点は、地域ということと加害－被害関係とを同時に捉えるところにある。

(1) 北海道の民衆史掘りおこし運動－貫かれる加害／被害の二重性の発見

そのような平和学習を含む運動として、歴史に封じられた民衆の歴史を掘りおこした民衆史掘りおこし運動（以下、民衆史運動）を具体例にしてみよう。ここでは北海道の事例を取り上げる。

①元タコ部屋労働者の怨念・復讐と元棒頭の罪悪感の表出の出会い

地域に埋もれたタコ部屋労働やいわゆる「強制連行」問題に取り組んだ民衆史運動の事例を見てみよう。地域では誰もがタコ部屋労働者、朝鮮人・中国人を差別し口封じすることでタコ部屋労働の利益（発電所等）を得ていた。

1) 地域で口をつぐんでいた元タコ部屋労働者に教員運動が、教材研究の関心でまず出会う。元タコ部屋労働者は棒頭⁹⁶を恨み復讐する加害行為の経験もあった。

2) 教師達はタコ部屋労働の残虐さに驚き元タコ部屋労働者に親身に接する。同時に、教材研究の側にある原因解明への必要・関心から、現場加害者であった元棒頭にも話を聴くことにする。元棒頭は口封じと罪悪感との間で苛まれていた。教師は、リンチをして労働者を管理しないと自らも労働者に舞い戻るシステムが棒頭をそうした行為に及ばせざるを得なくしていたことに気づく。被害者と現場加害者のいがみ合いによる現場完結的支配が課題化され、中間搾取の連鎖がそれをより強化する方向にしか働かないシステムの限界を意識する。

3) 元棒頭は葛藤を表出し、償いのために自ら調査活動に参加する。元棒頭の葛藤の人間性に出会い、元タコ部屋労働者も怨念から解かれる。互いに許されない歴史を間に挟みながらも、元棒頭と元タコ部屋労働者は運動に参加する。

4) 教師たちもアジア太平洋戦争の被害者に出会うなかで、自らもいまだ補償を実現していない国の加害者の一人であり善意の欺瞞性を追及される。これは棒頭の矛盾に連続し、自らに即してもシステムを変えるための活動を必然化させる。校長等との攻防を抱えながら

教師は運動をねばった。

5) システム全体の課題化は、その焦点を探る動機となり、戦争システムのトータルな解決の焦点が利益を求める動き、それを支える労働にあることに行きつく。行きつき方は実践によって違いがある。よって人間らしい働きが可能になる勤労権の確立を目的とし、北海道の民衆史運動は70年代から原発下請労働を問題化していた。なお、民衆史運動掘りおこし運動の場合は、今現在の生活の必要が相対的に弱く、システム転換の現実化には限界を持った。しかし、戦争のシステムの転換の焦点が自分たち自身の労働にあることを捉えた点は間違いない⁹⁷。

6) この加害と被害の二重性のリアリティから導き出される行動は、見てみぬふりをしてきたその地域の住民の葛藤に見通しを与え、地域住民の自己否定と運動への参加を可能にした。

②住民的な平和運動の課題設定の特質

民衆史運動の加害－被害関係理解は、土着的であるところに特色がある。住民は、問題が起きたからといって自由にその地域を離れて暮らせない存在だから、犠牲者の霊魂とともに複雑に生きている。つまり、突如地域に登場した「強制連行」された中国人・朝鮮人をひとりの人間として接しつつ、彼等を「強制連行」した国の国民である責任意識は薄いといった状況の中である。こうした一般住民の規範の中で、被害者の泣き寝入り、加害者の自己正当化などが積み重なる。

地域の現実の中で封じ込められた暴力の経験は、言語化によって形式を十分に与えられないから、沈黙の中で不安定に蠢く。被害者も内面化された抑圧者的視点で記憶を整理してしまったり、恨みから誇張して記憶をとどめたりする。この不安定さが、加害と被害の同時存在のリアリティを際立たせる民衆史の学習の基盤にある。なお、だとすれば、暴力の証言（日本軍「慰安婦」など）は不正確と批判されるが、むしろ不正確でしか語ることのできない沈黙の長さの中に、暴力を受けてきたことの本質的な証拠が存在しているといえる。

課題把握においてこうした地域の現実を対象とする平和運動を住民的な平和運動と呼ぶなら、その運動では、加害と被害の同時存在のリアリティが、目の前の現実の他者との格闘のなかから暴かれていくことで、システム全体の行き詰まりに気づき、戦争システムにおける暴力的な他者関係の転換の焦点がひとりひとりの能動性の発揮如何にかかっていること、すなわち労働の地点にあることを見つけ出す。そしてその人間的なあり方を保障する集団性の創造へと向かう。住民的な平和運動とは、このような学習過程を経て、地域内外の平和的な他者関係を実現する運動であると規定することが出来る。日本の戦後平和運動史においてそれは、80年代頃から全国的に生成した民衆史の掘りおこしを何らかのかたちでその基点にしている運動である場合が多い。

市民的な平和運動においては、被害者の声は加害者の側の想像力によって聴かれるもの

だったが、住民的な平和運動の場合、一度その、時が止まったような怨念が掘り起こされると、誰もがひとりの人間として、逃れられない責任追及がなされる事態が待っているという現実がある。ここでは、言い訳、黙秘、自暴自棄、といった棒頭的現実（加害と被害の同時存在）が学習上の重要な焦点となる。ここから自己の力の発揮のあり方、すなわち労働の課題化に連続していくことが出来る。加害と被害の同時存在とは、意識の次元での平和学習の限界線上（存在の世界との境界／への入り口）に位置するものであった。

緒方の場合には自己の内部で自身の加害性を了解する苦闘を展開したが、ここでは、加害－被害関係の構図で異なる立ち位置にいる他者との格闘の中から新しい集団性が模索される。このことが帰結における、常世の暮らしと現世の運動的实践性との分かれ目になっていたと言うことが出来よう。

では、暮らしを変える仕組みを創造するなどということが果たして可能なのか、その疑問は浮かんでくるだろう。加害と被害の同時存在の意義がわかりやすかったため北海道の民衆史運動を取り上げたが、暴力的現実を、存在の次元をくぐって漸進的に転換していくような可能性も見ていこう。そこを見通すことが緒方の思いに応えることにもなるだろう。

(2) 生産の主体を企業から地域へー新しいシステムをつくる運動

詳しくは第三章以降で分析するが、その可能性が見られると思われる、幡多（はた）地域の事例を簡単な確認にとどまるが見てみよう。

1) 幡多地域には、戦後日本の原子力の「平和利用」の発端となったビキニ水爆実験の被災者が隠れて生活していた。地元の高校教師と高校生（幡多高校生ゼミナール、以下ゼミ、1983～）がその証言を聞き取り、被災者の深刻な病状とその地域的な隠ぺい、そして漁業資本の成長が、必死に水産業界にしがみついた船主と、彼らによって賃金の引き下げ等シワ寄せを強制されながらも生活のために口を封じた漁夫との分断によって支えられていた転倒的な構図を解き明かしていった。

2) この実践は、管理教育を施す一面を持つ教師達の、子どもに対して抱える二重性と向き合っていく実践だった。教師達は、自身の教育労働の矛盾は、教育を支える地域の変革によってしかなし得ないと教育運動の経験から理解していた。一方、地域の変革は、地域に出ていく子ども達の力を通して可能になると考えた。

3) 学習の成果を媒介に、教師達は、戦後形成されてきた地方の切り捨てと中央への資源の収奪の構図を、自らに内面化し自己保身化していた地域の現状（転売のために耕作放棄地を固持、事なかれ主義の自治体職員）を課題化した。

4) こうした過疎化の現状に課題意識を持った教師達・大人達は、90年代、保守的な地域の抵抗に対して政治的な判断をしながら、都市－山村交流等の外部とつながる新しい事業を埋め込んでいく。これは教師自身の二重性の解決への試行錯誤でもあったが、それは過疎化の被害を受けないように逆に過疎化に対して保守的だった地域住民の心を開かせた。それは、子どもが育つ地域という見通しが地域住民の葛藤の別の解決の見通しとなり得たか

らである。

5)地域内に点々と顕在化してきた過疎化に抗する実践が、幡多学（2006～）の実践でつながり合い、各々大切にしてきた価値は、四万十川の生態系を破壊せずかつお互いの生産の持続を可能にしていた、地域の「達人」の創意工夫の中で一致することが発見された。

6)そこでの利益のためでなく、生きるための自然との関わりの苦労は若者達にも手応えのある苦労として受け入れられた。それは、安定した職探しで行きづまっていた若者達に響く根拠のある、生きていける見通しだったからである。この価値を共有した若者達はそれぞれの特性に応じて農・染物・家具等様々な生産をしており、「海辺の日曜市」（2009～）等の市場活動を交点に生活を支える新しい交換関係を創造しつつある。大人達も、四国電力に対して自然エネルギーの事業化を、大手観光業に対して地元の旅行業の立ち上げ等の取り組みを進めている。

幡多では、今現在の生活の必要として生きるために必死で自己保身する地域住民の葛藤が課題化された。しかしその行きづまりが課題化され実践的見通しが得られると、別の生きる方向を模索する志向性が地域に生まれた。その価値を持つ実践がつながり合い地域を学ぶ中で、その価値意識が自然と共存し得る生産を基盤にしていることが明らかになった。ここから、生きることを自分たちでつくる生産の実践として互いにつながり合い、お互いに必要なものを交換できる市の実践が起こった⁹⁸。ビキニ水爆実験の幕引きにおいて見られたような、排除されてもしがみついても逃れられないという分断のシステムの矛盾から、システムそのものを協働的につくり変えていくことで平和的关系を模索していくというたかひの方法が生まれていったことを見てとれるだろう。

7. 小括ー死者の異議申し立てからのシステム批判

本章の課題は、存在の次元の矛盾を捉える平和学習を内在させている平和運動群を規定することだったといえる。ここまでで、平和運動の主体と課題設定に着目して、運動史を整理してきた。私たちは、住民的な平和運動と呼びうる、地域内外の分断の政治力学との関連で労働という運動テーマを持つに至る運動群に着目することができた。

労働というテーマは、死者の声が、現実の実践的な必要に対立・矛盾するところから生成してきたものであった。このように言うとき少々違和感があるかもしれないが、真のシステム批判、つまり分断・暴力の正確な現実性は、死者の声を包摂しないと掴めないということにはほかならない。戦後の日本社会の展開そのものが、現実の必要によって死者の声を封印し暴力を再生産してきた歴史であることをかんがみれば⁹⁹、死者の声の重要性もまたうなずけるのではないかと思われる。

そしてその死者の声とは、地域住民の土着的な現実における沈黙のなかに生きているものであった。だから、地域住民の加害と被害の土着的な現実に着目することで、死者の声も含みながら、暴力の現実を読解していく可能性が生まれると言えた。

第二節 本論文の対象設定

第一節を踏まえ、本論文の対象選択の必然性について整理していきたい。

1. どういう条件で対象を設定したか

運動の主体理解と関わって、本章による住民の世界の検討からは、少し違った民衆像が見えてきた。民衆とは、一般的に権力との関連で対抗的な政治性を帯びた力強い人々を指す概念であったと言える。そこではやはり正義や団結といった言葉が似合う。しかし、本章では民衆とは、支配を媒介する支配の現場完結性を担い／担わされて、加害者／被害者の両側面を持つ存在であった。民衆とはこのあいだで揺れてしまう弱いものであった。欺瞞や裏切りとともに民衆は存在した。自分の弱さを見つめられないというところに、真の「弱さ」があった。社会教育研究では、小林文人や藤岡貞彦が揺らぐ民衆像を捉えてきた¹⁰⁰。こうした民衆像は、政治意識の次元にとどまらず、存在の次元をくぐる際に生まれてきたものであった。

ところで、労働を捉える鍵は何だったのだろうか。本章の整理を踏まえれば、労働というテーマに至る学習の切り口・始発点は、地域という生きる単位の中で被害者と加害者が別の主体の下で発生し、死者も含めて、両者が同居せざるを得ない地域の現実の中にあることがわかった。同居は沈黙を生みだし沈黙の中で凍結された暴力の経験が、労働の課題化・再構成において、やはり最後は企業の言う通りにならないと生きていけないという「現実」論へ流れ、同質のシステムが再生産されることへのストッパーとなるからである。その緊張関係の存在が、本論文の対象設定の条件である。民衆史運動は、その点を正確にとらえていたから、たとえ抽象的であれ存在の次元の変革を見通すところへと踏み出していかに得なかった。この、別の生き方をつくり出す見通しが、現実的に力のあるものとしての「人々の『抵抗』の経験への信頼と敬意を抱きうる歴史認識」（前掲『抵抗の同時代史』19頁）を取り戻す＝分断のシステムの正当化を拒否する基盤になるだろう。なぜなら、つくり変えることを見通す地点に至ってはじめて、封印された歴史上の矛盾を真に直視することができたからである。その地点をくぐらない運動は、いつまでも抵抗の歴史認識を封印する力から逃れることができない。

2. 複数の対象を取り上げる理由

(1) 分断の対象化の論理を明らかにするために一民衆史掘りおこし運動

あらためて本論文の調査課題を振り返れば、本章でも検討してきた分断の政治力学の対象化と住民の存在の次元の批判的再構成の見通しの創造をワンセットになし得る学習の構造を明らかにすることに関わって、3つの調査課題を設定していた。一つは、存在の次元も含めた分断の対象化の論理、二つは、暴力を発現せしめる生活の矛盾を総体的に解明するような学習実践の展開論理、三つに、一・二を踏まえ、鍵括弧つき「平和」を不断に乗

り越えるたたかいの方法としての平和を創造していくような、存在の次元を含めて主体の抱える二重性の対象化を可能にする学習の構造を明らかにすることであった。

分断の対象化をなし得るような実践の生成は、日本近現代史上の植民地支配がもたらした地域性と深い関連がある。私たちは分断の対象化をなし得ているかの根拠を被植民地地域に学ばなければならない。なぜなら分断の隠蔽と関わって、平和を語る議論は必ず議論をするもの（本論文では和人）と加害－被害関係にある他者（被害者）の審議を内包していなければならないと考えられるからである¹⁰¹。そこで明らかになったことを根拠にして、第二・第三の調査課題の解決も評価しなければならない。この意味で、第一の調査課題を解決する対象を、北海道の民衆史運動に求める。北海道には歴史的に、アイヌモシリの植民地化、囚人労働、「強制連行」等、地域の中に分断の縮図が複雑に押し込まれている。

(2) 生活の矛盾の総体的な解明のために－若者の自己形成と高知の実践

次に、これらの民衆史運動から見て、分断の対象化を根拠に生活の批判的再構成に踏み出していったと相対的に評価し得る高知県の事例を対象に、生活の矛盾を総体的に解明するような学習の論理を求める。高知県「平和資料館・草の家」（以下「草の家」）と幡多地域の取り組みである。なぜそのように高知の事例を評価しうるかということ、第一に現象的に北海道の民衆史運動で学習した青年が高知の「草の家」を就職先として選んだということ、それはすなわち分断理解、運動の課題意識に連続性があったことを想定させるからである。第二に、客観的に学習において加害と被害の同時存在の課題化という局面が含まれていることが共通しているからである。

各対象に含まれている加害と被害の同時存在および、分断の構図の典型例を表1－1に掲載する。

表1－1 各対象における、加害と被害の同時存在、および分断の構図

対象	加害と被害の同時存在の例	分断の構図の典型例（下記の構図＜A-B＞-Cは、A-Bが暴力・いみあい、＜AB＞-Cが分断の関係を示している。）
北海道	タコ部屋労働の現場監督・棒頭の矛盾	＜平タコ（現場作業員）－棒頭＞－教師、地域住民
「草の家」	日本人の生活を守りたい／軍需産業の利益を支える自衛隊員の矛盾	＜農民－自衛隊員＞－運動団体、周辺市民
幡多	ビキニ事件の幕引きで、倒産を免れたいと船員の被ばくを封じた船主との出会い	＜漁夫－船主＞－幡多ゼミ、地域住民 ＜川漁－農業・林業＞－地域の消費者、中央消費者・資本

次に、北海道でも存在の次元が見られるにも関わらず、なぜ高知の事例を持ち出すかと言えば、存在の次元、すなわち、生き方や働き方の問題の位置づけ方に違いが見られるからである。高知の場合は、高校教育実践が基盤にあるが、そのことの関連で、自分の生き方・生活をどうしていくのかという自己形成の問題に力点が置かれている。このことが存在の次元との関連で平和のたたかいを生み出していく学習を深く展開させるに至らせた。一方で、当該実践では子どもや傷ついた若者を対象とするため、自己形成においてはケア的な配慮が不可欠であり、その契機を含むことが、北海道の事例では鮮烈だった自己の加害性の課題化の局面を（意図的な部分も含めて）やや後景に退かせたところがある。

以上から、北海道の事例と高知の事例は、平和学習の二つのタイプともいえる。両者とも分断の対象化、暴力に依拠しない生活像の形成という両局面を含むが、前者が対象化に重きが置かれるのに比べ、後者は生活像の形成の方に力点がある。よって、後の章で展開するように、存在の次元からトータルに葛藤を対象化する学習実践の展開においては、この両者に学習者が横断的にかかわるという現象も生じる。

このようなタイプの違いは、実践の構造の違いでもある。本論文の諸対象はすべて教師が重要な役割を果たしている実践である。一方で、北海道の事例では、中学校・高校・大学の教師自身がいかに学ぶかに力点がある。もちろん、それを通して教材作成等、教室の実践に生かされていく。他方で、高知の事例では、教師自身が学ぶモメントも大事になるが、それよりも生徒・若者自身がいかに学びいかに自分の生き方・進路・生活をきりひらいていくかに力点がある。高知の高校教育・青年期教育の民間教育研究の伝統が大きく影響している。

なお、各対象の調査方法については、対象によって異なる部分があるので、各章で説明する。なお、本文中における丸括弧内に記す引用は、当該箇所の内容の根拠を示す。

第二章 沈黙の政治力学を読み解く

本章では、存在の次元も含めた分断の対象化の論理を、北海道の民衆史運動を対象に明らかにしていく。

第一節 分断下の声を聴き得る集団性

1. 問題の所在

日本では近年、「在日特権を許さない市民の会」をはじめとして排外主義的な動きが目立ってきた。2010年代に入り、中国の経済成長および軍事的強行姿勢が顕著に報じられると、領土問題がより大きく社会問題として論じられるようになり、極端なヘイトスピーチを伴った民衆間の対立状況も強まっている。

筆者は、問題の原因を根拠の曖昧なまま特定の他者に求めるこうした状況は、それを主張する者が抱えている不安の一つの解決形態だと考える。高原基彰は、新自由主義的な政策で進んだ規制緩和による日本の生活・労働の不安定化がこうした不安を発生させる基盤にあったと指摘する¹⁰²。だとすれば、ヘイトスピーチは対立点がずれている。この状況の打開には、民衆同士がいがみあうのではなく、歴史認識問題をはじめ互いの主張を聴きあいながら対話し、民衆の生活を犠牲にする社会の仕組みを変えていく必要があるだろう。そのような対話を可能にする平和学習はいかに生成し得るだろうか。

2. 課題と方法

(1) ナショナリズムの対象化を超えて

ナショナリズムの問題性に関わる研究では、ナショナルな枠組みでは語りきれないディテールを描き出すことによって、そのナショナルな枠組みを対象化するという方法が試みられてきた。小熊英二は、台湾人、アイヌ、琉球の人々を日本人の境界に置かれてきた人々であるとし、そこでの日本側が採った日本人化／日本人からの排除の政策的判断のゆらぎから、「日本」というものを対象化しようと試みた¹⁰³。福間良明は、そうした日本側の判断に辺境の人々が発揮した能動性がいかに作用していたのかを明らかにしようとした¹⁰⁴。

こうした作業なしには、ナショナリズムの対象化は不可能であり、本章もこれらの蓄積を土台にする。しかし「日本」なるものの拠所が実は空白なことを示す小熊らの作業はある面では消極的作業に止まる。問題の所在との関連では、民衆同士の対話的關係を可能にする新しい社会像を描く根拠を見つける積極的な作業も求められる¹⁰⁵。本章では、そうした対話を可能にする実践の論理を「ナショナリズムの実践的批判の論理」と捉え、その対話の根拠とその根拠の生成を媒介した平和学習の論理の解明を課題とする。

(2) 対象

①オホーツク民衆史講座の概要と本節における時期区分

以上を踏まえ、参加する日本人の「心のうちなる天皇制」¹⁰⁶の自己否定を課題とし、「強制連行」された中国人・朝鮮人や北方先住民族と地域住民（日本人）との対話的關係を形成し得たと言える北海道のオホーツク民衆史講座（以下、民衆史講座）の実践に着目したい。

民衆史講座は、北見市の高校教師小池喜孝が中心となって地域住民を組織し、地域に埋もれていた暴力や差別の歴史について、地域住民が証言者（生き証人）の証言を聴くことで自分達の歴史観を変えていった運動である。聴き取られる側が聴く側（講座メンバー）になることもある。講座の第1講は1973年で、1982年に第100講を、その後10数回続いた。講座やフィールドワークの他、集会や演劇等多様な実践が展開した。地域的には網走市、旧北見市、旧留辺蘂町を中心に展開した。民衆史講座の組織の基本形を述べておけば、会長（小池）、副会長（山田貞夫）、事務局長、事務局メンバーが中心にいた。講座毎に地域住民・大学生らが数十人参加した。

実践の時系列的な展開を整理しておけば、北方先住民族や「強制連行」の問題が主題化する前に、囚人労働・タコ部屋労働（日本人も多い）の掘りおこしがなされている。民衆史講座の初期は、1973年に女性史入門講座を実施しその仲間と囚人労働・タコ部屋労働のフィールドワークを行うことから始まる。その後1975年頃以降から北方先住民族や在日中国・朝鮮人も交え対象が広がっていく。

ナショナリズムの批判に関心を持つ課題からは、一見75年頃以降の展開が焦点に思える。それは勿論だが、本節ではそこでの対話的關係を生成し得る集団の性質がいかにつくられたのかに関心がある。そのため、初期からの展開を3つの時期に分け、集団性の質の変化とそれを媒介した掘りおこしの対象に着目して分析する。以下、4では第1期（およそ1970年代前半まで）：教員が歴史認識を捉え直す集団から地域住民とともにそれを行う集団への変化と囚人労働・タコ部屋労働問題の掘りおこし（主にタコ部屋労働）を、5では第2期（1975年頃）：地域住民も対象の抱える問題に内在し現実の被害者（北方先住民族）との付き合い方を模索する集団となる変化と北方先住民族問題の掘りおこしを、6では第3期（1970年代後半以降）：日本人と日本人が排除してきた民族との対話的關係が現実化する集団への変化とタコ部屋労働問題と北方先住民族問題との統一的理解を分析する。

②民衆史講座に関わる研究との関連と、本節の分析枠組み

いわゆる正史に対抗し民衆の視点から歴史を捉え直す研究の蓄積は多い。国民的歴史学運動を提起した石母田正は、上原専祿の提起を踏まえ、「民族」を自覚して国を相対化する方法をとった¹⁰⁷。そこでは権力に抗する闘争的民衆像が描かれた。一方で、色川大吉は以上を踏まえ、民衆は、石母田が描いたような権力に対抗する一枚岩ではなく、分断を生み出す不安定な存在であることを対象化し、それを乗り越える過程に民衆の主体形成の姿があると考えた¹⁰⁸。このような課題意識は色川が民衆史講座とともに形成したものである。

こうした民衆の不安定さ・矛盾の吐露に講座の参加者が出会うこと、それが民衆史講座のハイライトだった。一方で小池は次のように実践の限界を自覚している。「『民衆史掘りおこしの報告は、感動して聞くと、聞いたあとどうしたらよいかわからない』という批判を、私たちはたえず耳にしてきた」¹⁰⁹。この限界は、小池の実践をつくる枠組み（理論化）の限界と思われる。

なぜなら、筆者はこの限界が、北方先住民族の声からの新しい歴史観の創造を、政治的な問題（人間と人間の関係としての対話可能性）としてのみ引き取ったことに起因すると考えたからである¹¹⁰。本節ではそれに加え、北方先住民族の自然と関わる生活・生存の精神も意識的に聴き取る生活の枠組みを持つことで、「聞いたあと」の見通しの手がかりが、民衆史講座の実践そのもののものに客観的には確認可能であったことを捉えたい。それは同時に、本節で課題とした、民衆同士の対話的關係を可能にする新しい社会像の根拠の解明にも連続するだろう。

③調査について

本節の分析は、民衆史講座に関連する文献および 2010 年 8 月 5 日、6 日、および 2013 年 8 月 21 日に行った民衆史講座関係者へのインタビューに基づく。インタビューの引用は、末尾に名前とインタビュー年月日（2 度目以降は同上）を示す。登場人物名のうちアルファベットは仮名、それ以外は既に著作等で公表された実名である。扇谷チエ子（北見在住の主婦）、I（元小学校教員、講座事務局員）、S（元中学校教員、講座事務局員）、T（元高校教員、講座事務局員、一時期事務局長）は、日本人の参加者である。なお講座には、教員・主婦に限らず、学生や自治体職員等も参加した¹¹¹。

表 2-1 「民衆史講座」講座 講座名一覧
*第 100 講まで。『名もなき民衆の証言』より作成。

1973	1～12	女性史入門講座
	13	掘りおこしと歴史学
1974	14	戦後労働運動史
	15	戦前の農民運動史
	16	タコ部屋
	17	戦前の政党運動史
	18	北見の娼婦運動
	19	北光社（土佐団体）移民
	20	北見開拓使
	21	文化運動史「天才クラブ」
	22	生活綴方運動
	23	ハッカの歴史
	24	農地解放運動史
	25	井上伝蔵の最期
1975	26	自由民権とアイヌ
	27	野付牛屯田兵の性格
	28	秩父事件と講演のタベ
	29	オロッコの人権と文化
	30	明治の思想家・坂本直寛
	31	タコ労働とは何か
	32	開拓の女性像

	33	小林多喜二を偲ぶタベ
	34	色川氏を囲む民衆史交流会
	35	おはなし教材の取扱い
	36	地域をどう教えるか
	37	北海道で何を教えるか
	38	アイヌをどう教えるか
1976	39	オロッコ文化を守る講演と演劇
	40	民衆史運動・講演と映画のタベ
	41	アイヌ連帯宿泊交流のつどい（阿寒湖畔コタン）
	42	土屋祝郎「千島とアイヌ」のタベ
	43	理論学習（１）タコ労働の経済史
	44	日中戦争 40 周年三国人民連帯講演と証言のタベ
	45	アイヌ婦人との連帯のつどい
	46	アイヌ文化を守る講演と映画のタベ
	47	アイヌ語とアイヌ文化
	48	開拓の女性像（２）
	49	梅田事件の真相を聞くタベ
	50	コタンの歴史
	51	菅季治（謀略事件犠牲者）の思想と生涯
	52	地名・伝承から見たアイヌ文化
	53	信仰の自由を守るたたかい
	54	農民組合と小作争議
	55	太平洋戦争 35 周年証言で綴る強制労働の歴史
	56	五民族連帯宿泊交流
1977	57	『語り出した民衆の記録』出版記念講演会
	58	理論学習（２）、民衆史運動の新段階
	59	アイヌに学ぶ歌と踊りの集い
	60	四・一六事件記念 思想の自由を守る北見集会
	61	憲法 30 周年記念「人権と民主主義を守る北見集会」
	62	理論学習（３）、新段階の掘りおこし運動（性格論争）
	63	アイヌに学び友好を深めるつどい
	64	「オホーツクに来た朝鮮人」シリーズ(1)「日本の教育」
	65	シリーズ(2)「祖国への目覚め」
	66	シリーズ(3)「在日朝鮮人と私たち」
1978	67	シリーズ(4)「そのたたかい」 67-75 オホーツク民衆史
	68	「ヌーチカ・トリチビ（小さな夢）」
	69	憲法 31 周年記念「私たちは訴える」
	70	なぜ、タコを発掘するか
	71	原爆体験を語るタベ
	72	秩父事件・講演と映画のタベ
	73	日中戦争 41 周年「写真と証言で戦争を考える」
	74	中国大陸に生きた女たち
	75	朝鮮の歴史と文化を考える
1979	76	戦争と民衆ーある脱走兵のタコ部屋体験
	77	松前藩とアイヌ
	78	憲法 32 周年記念「信仰の自由を考える」
	79	自分史を語る
	80	梅田事件の真相を考える市民のタベ
	81	日中戦争 42 周年記念「或る B C 級戦犯の訴え」
	82	置戸・イトムカの中国人・朝鮮人強制連行・労働
	83	民衆史運動・講演と交流のタベ
	84	「歴史と民衆」・講演と交流のタベ
	85	中国大陸に生きた女たち（２）
	86	第五回五民族連帯忘年会
1980	86*	タコ部屋の新しい掘りおこし
	87	青少年の問題「行動とその背景」
	88	映画「受難の記録」を見て考える
	89	憲法 33 周年記念「北に生きる」
	90	世界史の中のタコ部屋労働
	91	劇団さっぽろ「常紋トンネル」を観るタベ

	92	アジア諸民族交流のタベ
1981	93	小作争議と現代
	94	津別事件を考えるタベ
	95	現地を訪ねて津別事件を考える
	特別	証言で綴るオホーツク民衆史
	96	体の不自由な人の戦中体験
	97	イトムカの朝鮮人中国人労働
1982	98	五民族連帯交流新年会
	99	三・一五事件54周年記念「治安維持法下の北見」
	100	100 講記念集会

*資料にて回数が重複している。

3. 民衆史講座が問題とした対象について

(1) 諸対象の歴史的整理

事例分析の前に、タコ部屋労働と北方先住民族の問題を中心に対象の歴史的整理をしたい。江戸末期のアイヌと和人の関係から見ていく。菊池勇夫は和人（飛騨屋）の侵略目的がアイヌの人々の征服ではなくアイヌモシリ（北海道）の資源だった点を解明した¹¹²。アイヌ酷使は存在したが、それは資源の強奪（利潤）に必要な限りだった。だから、日露の政治関係で国土（資源）を守るために、アイヌがロシアの味方にならないような懐柔的な同化政策も施されていく¹¹³。ウィルタ等、サハリンの先住民族も国境・軍事政策との関連で、強制集住（場所の例：オタスの杜）の上、同化政策を受けた¹¹⁴。

では北方先住民族への懐柔策の後、北海道開拓の労働力は誰が担ったか。士族移民や屯田兵もあったが、特に難工事を担ったのは囚人達だった。1881年の樺戸集治監の設置を皮切りに各地に集治監が建設され、囚人は道路建設や硫黄の採掘に酷使された。ここに自由民権運動の「激化事件」で捕えられた闘士達が送られた¹¹⁵。囚人労働の残酷さは帝国議会で問題となり、廃止になった¹¹⁶。今度は、表向きは自由な雇用形態で監禁・酷使するタコ部屋労働という形態が増加してくる。苦学生や借金を抱えた者は、甘言で騙されタコ部屋に送られる。タコ部屋とは、建設工事の発注元がその工事を依頼する元請業者の下請けを指す。下請けでは、厳しい請負代金かつ短期間で工事を完成させることから、底辺労働者（平土工夫）に対する現場監督の親方・棒頭のリンチが生まれた¹¹⁷。こうした開拓の富にも支えられた資本・政府の富国強兵政策がアジア太平洋戦争、そして戦時中の労働力確保のための「強制連行」に連続していった¹¹⁸。

(2) 証言の顕在化の焦点

懐柔的な同化政策で徐々に日本人と同じ価値観を内面化していったアイヌは、自らのことを「アイヌ」と語ること自体を封殺せざるを得なかった。生き抜くためには、そう選択せざるを得なかった。アイヌ神謡集で知られる知里幸恵はこう述べていた。

「在学三ヶ年間、私はどなたともしんみりとした友情を持って語りあったことはございませんでした（中略）何うしても私といふものゝ心持ちわかつていたゞけなかったのです。そして私も（中略）私の心持を知っていたゞかうとお話申げることが出来なかったのです。ですから貴女方と私の間には目に見えない厚い壁が築かれてゐたことを貴女方は御存じな

かったでありませう」¹¹⁹。

以上には、差別そのものに加え差別のまなざしを内面化することによる固有の苦しさが見て取れる。ウィルタのダーヒンニェニ・ゲンダーヌ（日本名：北川源太郎）はこれを「シシャ（和人：筆者注）がつくった北川源太郎にあわせて生きるウソ、つくられたウソの中で自分を偽り、欺いて生きることの二重のウソ」と述べた¹²⁰。本章では課題との関連で、北方先住民族が自らの生活文化に自信を取り戻し、それを表出する局面が重要になるが、以上の整理からは、その際に聴く側が、被害者の被害の事実を認めるのみならず被害者自身がその被害を封じ込めて生きる矛盾を含めて承認するか否かが焦点になるだろう。以下、具体的な実践の分析に移っていきたい。

4. 第1期：囚人労働・タコ部屋労働問題の掘りおこし

(1) 地域的基盤としての民間信仰

囚人労働・タコ部屋労働者の遺骨を掘る活動は、民衆史講座が行う前から地元の婦人会・青年団によって行われていた。それは供養を目的とする活動であり、それが歴史認識の変革を目的とする活動に発展するには、小池との出会いが必要であった。民衆史講座以前の例として、1958年の瀬戸瀬（遠軽町）の婦人会・青年団による慰霊と改葬があげられる。このきっかけは、戦前に建設された「山神碑」が戦後省みられなくなるや「人魂が飛んだ」「墓のところで悲鳴を聞いた」などの噂が流布したことだった（『民衆史運動』51頁）。

(2) 教員の視点と地域住民の視点の段差

小池は当初、自由民権運動の闘士で「暴徒」として扱われていた井上伝蔵の調査をしていた。1953年に北見に赴任後、こうした成果は、民主教育研究所や歴史教育者協議会（以下、歴教）の仲間たちと教科書批判及び教材化との関連で議論していた。小池は歴教を変革しようとした小松良郎の「（歴教において：筆者注）歴史の叙述といえ（抵抗の：筆者注）指導者中心の歴史です。民衆が歴史を創ることは、したがって、たてまえであった」¹²¹との意見に賛意を示していた。小池は歴教の枠組みの深化の必要を意識していた。

小池は、なぜ伝蔵の調査から囚人労働・タコ部屋労働調査へと移行していったのだろうか。1971年、小池は伝蔵調査のため、白龍山遍照院（旧留辺蘂町）を訪れ林尼に質問していた。その時林尼は突然一喝する。「あなたは、死んでからまで囚人を、民権家だ“破廉恥罪”だといって区別されるんですか」（『民衆史運動』62頁）。これを受けて小池は、「調査に熱中していた私は、無意識のうちに自由民権の国事犯をほかの囚人から区別し、顕彰しようとしていた」¹²²と述べた。また、「赤い囚人服の下に“人間”が見えるようになったのは、このときからだ」（『民衆史運動』62頁）と述べ、「尼僧（林尼：筆者注）と出会ってから、私の目には北見地方に散在する鎖塚（囚人の墓：筆者注）の存在が大きく映るようになった」という（『心を掘る』118頁）。林尼は、地域住民の世界における肩書きにとらわれない側面（“人間”）の存在を小池に自覚させた。

(3)参加自体を認める集団性

伝蔵から見える世界だけでは、真に地域住民の視点に接近出来ないことが明らかになった。小池自身、林尼との「この出会いがなかったら、掘りおこしが住民運動に発展するのは、だいぶあとになったかもしれない」（『民衆史運動』63 頁）と述べているように、教師が地域住民から学ぶという姿勢はこの出会いから生まれていった。

I は「参加するということ自体をほめてたもんね。そっからはじまるんだって」（2013 年 8 月 21 日）と小池の姿勢を振り返っている。ここから、民衆史講座の集団性の特徴は小池があらかじめ定めた目的に賛同する意識的な人々の集まりではなく、様々な地域住民の思いに学びながら集団をつくりあげていく志向性にあった（「掘り起こしとは、調査対象の民衆から、生活やたたかいを学ぶことであった」『伝蔵と森蔵』233 頁）。だから、地域の様々な立場の人にとって参加の障壁が低い講座の運営が可能になった。

(4)地域住民の歴史認識の変革

では、このような学習集団はどんな学びを可能にしたか。S は小池と出会うまで歴教と関わりがなく、出会って初めて民衆史に強く関心をもつ。S の趣味は写真だった。偶然、林尼が菜の花畑で供養している様を撮った。それを林尼が寺に飾り、それを見た小池が S に声を掛けた。S は写真のテーマを探していて、民衆史講座の活動を撮ることにした。S も遺骨の発掘に参加する（72 年頃より数回）。

「（その時のことを：筆者注）もう鮮やかに覚えています（中略）やっぱりね緊張しますね。そしてやっぱり、出たらいいなあと思う反面、でないでいいとは。だいたい埋められたのははっきりしてますからね。でもショックだからね（中略）骨がでてきた時に、白い根っこが一つと目のこっから出てきて（頭蓋骨の目の部分から木の根が飛び出している様：筆者注）、それこそ怒髪天をつくというかね、とにかくすごい形相に見える」（S、2010 年 8 月 5 日）

遺骨が「すごい形相に見える」とはどういうことか。S の中には、民衆史講座への参加により、開拓の歴史を今まで省みずに来たという罪の意識が存在しており、同時にこうして実践に参加して彼等（労働者）のために活動しているという自己意識が存在していた。前者は普段後者の意識の存在によって免罪されているが、いざ遺骨に出会う前になると「本当にこれで償いになっているのか」という意識と向き合わざるを得なくなる。そのため緊張する。それが「出たらいいなあとおもう反面、でないでいい」という感覚を生成させる。実際に遺骨と対面すると、省みてこなかった彼らに真剣に向き合っているのかという問いが、遺骨という視覚・触覚情報を通して呼び起こされる。この問いの話者として遺骨は「怒髪天」の形相を帯びた人格となって S の前に立ち現われたと言える。遺骨は、彼らを顧みずに来た自身の意識に対する逃れられない根拠となる。民衆史講座は、誰もが S のような誤った歴史認識を抱えていたことを地域住民に学んでいたから、そうした認識を持ってい

たことを隠す必要のない集団だった。むしろその表出は価値あることだった。

こうした認識の変化は他のメンバーにも共通して語られた。地元の主婦・扇谷は屯田兵のひ孫であったが、兵役に出ていた夫の代わりに開拓の多くを実質的に担った妻の姿を見て、自身の持っていた祖先像・開拓像を捉え返したという（扇谷、2010年8月6日）。

しかし、歴史の認識を捉え返すことと、日本人の被害者である北方先住民族と対話可能になることは直接には連続しなかった。それはどのように可能になっていったのだろうか。

5. 第2期：北方先住民族の声の回復

(1) 聴く側の加害者性（差別意識）の自覚

小池らは一方で自由民権闘士の調査の中で、彼らが北海道でアイヌの人々と対話的に関わっていた事実突き当たった（講座「自由民権とアイヌ」1975年）。ここでは高知の民権家・徳弘正輝の例を挙げよう。徳弘正輝は1882年入植し現・湧別町に牧場を拓く¹²³。小池らははじめ、自由民権闘士を受け入れたコタン、アイヌを差別せずに立場をとともにした自由民権闘士という語りで、彼らの関係を美談とした（「高知から来た妻と離婚して、メノコ（アイヌ語で女の子の意：筆者注）妻と生涯を共にしたことで、私には正輝が、『コタンの父』として輝いて見えていた。」『伝蔵と森蔵』58頁）。

そうした「輝く」側面の可視化も大事だが、現実には小池らがアイヌの人々と向き合うにはより複雑な理解が必要だった。小池はある日、アイヌの荒井シャヌレが徳弘の結婚を語っていたのを聞いた。

「シャヌレさんの眼には、『高知妻』を一時なりとも迎えたことが、正輝の汚点としてうつっていた。それを汚点としないで、『高知妻を離別してメノコ妻と暮らした美談』としていた私の見方に、アイヌを差別している意識があることを知った。私は恥じた。そしてアイヌ人の立場に近づくことの、容易でないことを教えられた。」（『伝蔵と森蔵』59頁）

いかなる接近なら話が聴けるのかという聴く側の葛藤が、被害者の内面化された差別の意識へ近づくツールになっていく。正輝の遺児、大坪兎吉に出会った時のことだった。兎吉は、父の死の際も帰らなかった。兎吉は「父のことは、わたしとはかかわり合いのないことです」（『伝蔵と森蔵』61頁）と小池に言った。小池は「兎吉氏の心はつかめないほど内にこもっていた」（『伝蔵と森蔵』62頁）と書いている。どう訊くことが彼の心に添うかわからなかったため、小池は当初の目的だった父のことではなく、兎吉の話しをそのまま聴いた。「母を追想するとき、兎吉氏のかたくなな心はほぐれたようだった」（『伝蔵と森蔵』62頁）。母のやさしさを語った後、その母をかばった父の評価があらわれた。「あのころアイヌをかばった点、おやじはえらいと思う」（『伝蔵と森蔵』63頁）。抱える複雑な気持ちを一度ありのまま語り直すことによって、兎吉は父についても語れるようになった。小池はやっと兎吉の思いが見えてきた気がした。

「やっぱりそうだったのか、と私（小池：筆者注）は思った。アイヌ差別に反対し、『コタンの父』と呼ばれた徳弘正輝を父に持つ兎吉が“アイヌ”“アイヌ”といじめられる。その

憤りを兎吉は、誰にぶっつけたのであろう。父に言ってもわかってもらえない血の違いを感じたとき、父と子の間に断絶が生まれたのではあるまいか。」(『伝蔵と森蔵』61頁)

(2) ありのままを聴き、対象化すること

アイヌに「話を聞きたい」と言って接近してくるものに対してエカシ(アイヌ語で長老の意)山本多助は「うろちょろするなアイヌ屋さん」¹²⁴と批判している。江戸末期から和人は労働力や資源を利用する目的でアイヌモシリを訪れたが、時代を変えて研究者(和人)がデータ目的でアイヌモシリを訪れた。アイヌのためではなく、彼ら自身のために利用するという点で同質の接近だった。

「アイヌ屋さん」は自分達に都合のいい部分だけを切り取っていくが、民衆史講座の接近はこれとは違った。民衆史講座では、アイヌの人々の声をありのまま聴くことが意識された。Iは山本多助に対し「あとで考えると、厳しさっていうのは、やっぱり、それまでアイヌ民族を差別してきたその裏付けだろうね。あとでやっぱりわかったね。そうだなあと思って。」(I、同上)と述べた。また同僚のTも「ある意味では、非常に難しい人だ。だけどその位、その何倍も、和人はアイヌ民族の人を痛めつけているからね、それを受けなきゃだめだって」と述べていたとIは言う(I、同上)。

「美談」で片付けられない「難しさ」を対象化することが民衆史講座の接し方だった。それは、彼らの利用ではなく、彼らの経験そのものを共に対象化するという接近の方法だった。この理解から小池らは、アイヌの人々と対話できるようになった(「山本多助翁がね、エカシっていいですけどね、そのエカシが(中略)イチャルパ(先祖供養:筆者注)をするからよかったら出ておいでって葉書もらったのが、和人では小池先生と私の二人だったんですよ」S、同上)。

(3) 実践の内部関係と外部関係の相互媒介

アイヌの人々への自らの加害者性を自覚したとしても、アイヌの人々の思いに向き合う際には時には辛く苦しいこともある。なぜ、民衆史講座のI達は彼等との対話を続けていったのだろうか。それは、実践内部の集団性の質に支えられていた。

小池とI達との関係を象徴するのは役割分担のエピソードである。小池は分担の提案は頭に描いていた(「小池先生はどうします?って言うけどね、実はもう全部できてるの」I、同上)が、まずはI達の意見を聴いた。そしてI達の要望に沿う案があれば提案し、沿わなければ修正するという関わりを常にしていた。Iは「事務局会議するしょ、したらどうします?って必ず問われるの、そしてみんなの意見を大事にしながら自分の意見を言うっていくのね、最初から自分の意見なんか出したら他の事務局の人、小池先生みたいな力のあんな人がだしたら出せないしょ」(I、同上)と当時を振り返る。

一方でやはり小池は要領の良い構想力を持っていて会議を待てずに電話で相談し内容を変えることも日常的にあったようだ。Tは「これは非常に優れた点でもあって欠点でもあ

って、事務局三～四人で打ち合わせするでしょ、夜また電話かかってきて、小池さんがね、思いなおしてね、いやこういうふうにしたらいいいんではないか、ああいうふうにしたらいいいんではないかってね、長々と電話来る」(2010年8月6日)と述べている。こうした話は事務局メンバーに共通するが、ワンマンのリーダーシップの問題性というよりは、小池の個性の範囲として受け止められていたと考えられる。そう判断するのは、Iが「Tさんったら偲ぶ会で言ってたけど、『小池先生はどうします?』っていうけどね、実はもう全部できてるの』って、みんなの前で言って笑ったけどね」(I、同上)と、小池の要領の良さを笑いのエピソードとして述べているからである。飛び抜けた要領の良さも一つの個性として存在する集団性がそこにはあった。

Iはそうした集団性の中で主体的に動こうと思えたと述べた。「どんな小さな発言・行動でも絶対無視しなかった。それはいつでも同じ(中略)だから、それがわかったら、やっぱり僕らもそれに応えられるようになっていく動きが出てくるんだよね」¹²⁵(I、同上)。

そして筆者が「証言者の側も、証言しようって気持ちが出てくるのと似ていますよね」と問うとIは「そうそうそう、質は全く同じだね」「絶対共通点ある。どの人と接するときでも、姿勢同じだね。アイヌの人に対する接し方と僕らに対する接し方と」(I、同上)と述べた。小池や他の事務局メンバーの自己否定は外部の証言者に媒介され、それが、事務局メンバーが主体的になり得る集団性＝実践の存続を媒介しているから、実践内部の相互承認と新しく出会う証言者(外部)との相互承認とは相互媒介の関係にあったと言える。“人間”として対等な集団性は実践の内部・外部に貫かれていた。

(4) 北方先住民族の声の回復

こうして生成した対話の存在が、虐げられた被害者が自己を回復する基盤となった。ゲンダーヌの複雑な心境に向き合い続けた田中了(講座メンバーの高校教員)とゲンダーヌとの共同の物語(前掲『ゲンダーヌ』)を中心にゲンダーヌの変化の様子を見てみたい。

ゲンダーヌはサハリンに生まれ日本人による教育を受け、アジア太平洋戦争では国境戦線に従軍した。戦後は無国籍とされ就籍許可の申立をした(経験の詳細は『ゲンダーヌ』を参照してほしい)。ゲンダーヌは「化けたり化けなおしたりしているうちに自分そのものがいなくなってしまった」(『ゲンダーヌ』18頁)と述べ、そして「何くわぬ顔をして日本人として生きたかった」(『ゲンダーヌ』158頁)と述べざるを得ない程、偽りの人生を生きさせられた。「北見民衆史講座」は第四講(1975年の第26講から33講を北見民衆史講座と呼び、その第四講目という意味)の特別講座「オロッコ(アイヌ語でウィルタのこと:筆者注)の人権と文化」に、田中を講師、ゲンダーヌをゲストとして招く。ゲンダーヌははじめ「自分がみじめになります」と参加をしぶった(『民衆史運動』85頁)。

ゲンダーヌはこの講座で自身の実態を淡々と語った。「ほつぺたを叩かれた時は痛い。しかしその痛みは時間がたてば消えるが、心にうけた差別の痛みは、いつまでたっても痛みとして残るものだ。私たちは亡びゆく民族です(中略)父が死んだら私たちはオロッコで

あることを隠すでしょう」（『ゲンダーヌ』177-178 頁）。民衆史講座の山田貞夫はこの言葉が「聞く者のすべての胸を強くえぐった」（『ゲンダーヌ』177 頁）と記す。ある高校三年生はこれを聴いて泣き出した。「私は今夜はじめてふれて、その美しさ、ぬくもりみたいなものに、ほんのりとしたものを感じました。どうやって残すのか、どうすればいいのか、問題は広くとても深いものだけれど、私は願いたいんです…」（高校生の感想『ゲンダーヌ』267 頁）。

この講座を契機に「オロッコの人権と文化を守る会」が結成され、結成集会で演劇『オタスの杜』が上演された。これを見た網走向陽高校の生徒達が「棒でなぐられたような」（『ゲンダーヌ』268 頁）衝動を得て劇「オロッコの詩」を創る。幾つかの高校が田中やゲンダーヌに話を聴きジャッカドフニ（後述の資料館）を見学し、「隠さざるを得なかったゲンダーヌの気持ち」になり切って熱演した¹²⁶。

彼等はこの演劇で全道大会に行くためらい（加害者性の自覚）も語る（「これを持っていくことじたい、今まで北川さんたちを利用してきた人達と同じになってしまう」『ゲンダーヌ』269 頁、強調点も本文ママ）。ゲンダーヌの思いに即しているからこそこうした思いも出てくるだろう。

学生達がつくりあげた演劇を見たゲンダーヌは自身もウィルタの文化を表現していけるのではないかと自信を持つようになる（「ゲンダーヌ自身も高校生や工大生らと話をし（中略）彼らのひたむきな姿勢に励まされ、彼らの熱演に何度も熱い涙をながした。そしてゲンダーヌ自身も大きく変わっていった（中略）尻ごみしていたゲンダーヌが、『黙っている、もっと自分がみじめになります』と積極的に発言するようになり」（『民衆史運動』86 頁）。民衆史講座では、被害者は抵抗の「美談」を語る必要はなく、被害者が複雑な被害感情を表明することが承認された。ゲンダーヌを見ても、その承認が被害者の自尊感情の回復につながったといえよう。ゲンダーヌの次の決意を記そう。

「私たちの気持ちをよくとらえ、ほんとうの心を演劇を通じて訴えてくださった北見工大（『オタスの杜』＜演劇名：筆者注＞）と網走向陽高校（『オロッコの詩（うた）』）の皆さん、ありがとうございます。（当該書では改行：筆者注）昨年までの私は『オロッコは滅びゆく民族です』と小さくなっていました。私自身、オロッコであることをかくして、日本人になろうとしていました。しかし今はちがいます。皆さんに激励され、わたしは日本人であることよりも、オロッコとして生きることを決意しました。」（『ゲンダーヌ』245 頁）

6. 第3期：タコ部屋労働問題と北方先住民族問題の統一

(1) つくられたいがみ合いの発見と労働の変革の必要性

北方先住民族問題を通して、彼らのためになりたいのに加害者性を帯びている葛藤を実感した講座メンバーは、元棒頭の存在を介して、その実感を言語化していった。

民衆史講座には 1975 年頃から元棒頭も参加する（『民衆史運動』184 頁）。元棒頭には、自分のせいでないと意識的に統御する能動性と、やはり自分がやったのには間違いないと

いう無意識の良心が拮抗していた。日中は意識の統御のほうが勝つが、意識による統御が緩む睡眠時はその拮抗が悪夢として蘇ることもあった（「(元棒頭が：筆者注) いい年になってからね、本人はお化けが出るって言うの（中略）そういう風なね、もう幻想に苛まれて」S、同上）。

苦しみに耐えきれず小池に相談に来る元棒頭も多かった。彼らは受容されると免罪を自覚するのではなくむしろ責任を取ろうと努力した¹²⁷。小池が彼らの苦しみを受け止めたのは、彼等の存在からいがみ合いがつくられたものであることを対象化したからである。

「絶対責めないですよ、だって掘りおこしていく内に、はじめは（中略）タコ部屋をやっている人間が悪い奴だと思ってたけれども、それよかもっと上に悪い奴がいるってわかって。タコ部屋の親方だっていろんなことを残虐と思われることをやらなきゃ自分もやっていけないってところがあつたんじゃないか」（S、同上）

棒頭も生き延びるために必死だったこと（「加害者の被害者としての側面」）が言語化されたのが 1977 年の遺骨発掘の時だった（『民衆史運動』80 頁）。タコ部屋は平土工夫から棒頭への昇進制度で運営され、過酷な労働を抜け出そうとすれば他者に暴力を振るう立場になる矛盾があった。元請・発注元の利益はこれに支えられていた。この矛盾の発見は、そうした暴力に依拠しない労働のあり方を模索する必要が民衆史講座に生成したことを示している。

(2) 五民族連帯集会—伝えたかった共同的な生活・生存の精神

互いにいがみ合わされた両者を包摂して民衆として連帯する基盤をもとに、五民族連帯集会（アイヌ、ウィルタ、朝鮮人、中国人、日本人）の実践が生成していく。そこでは、5つの民族が自分の声で問題そして未来への望みを語るシンポジウムや文化の交流が泊りがけで行われた。1976 年から年 1 回程度継続された。

そこは日本人に差別されてきた民族も、自分達の生活文化を表現したいと心から主張できる空間だった。第 2 期で見たように、その声に価値をもって聴いてくれる講座メンバーがいたからである。例えば、ウィルタの北川アイ子（ゲンダーヌの義妹）は五民族連帯新年交流会（1982 年）で「ジャッカ・ドフニを建てることや、キリシェ（慰霊碑：筆者注）を早くたてたい」（『民衆の証言』27 頁）と述べた。網走の資料館「ジャッカ・ドフニ」の建設は、「大事なものを収める所」と言葉の意味が示す通り、単にモノを残す場のみならず、彼らの価値観が浸透した生活文化の空間の創造だった。ゲンダーヌ達と講座メンバーはジャッカ・ドフニに、彼らの住居、食物を得る知恵、毛皮等を利用した衣服、装飾品等を再現した¹²⁸。

これを踏まえれば、ゲンダーヌ達の植民地批判は、その手続きの問題のみではなく、彼らの生活の破壊に焦点があつたと言える。「遊牧民族としてのウィルタは、自由の大地、雄大な自然、タライカ地方（サハリン中部：筆者注）でくらしていた。ここでの生活こそ楽園ではなかったか。ここから追い出され、一ヵ所に封じこめられ、人為的につくられた『楽

園』の姿がオタスの杜ではなかったか」(12 頁)と前掲『ゲンダーヌ』に記される。

北方先住民族の沈黙の解放の先に見えた生活は、資本蓄積としての開拓の裏に消された彼らの自然との付き合い方、生存の精神だった(「(鮭を：筆者注) 必要以上に捕ったりすることもしない」「蓄積するという生活意識はない」『ゲンダーヌ』45 頁)。そして、厳しい自然から共同で生きる糧を得る知恵に支えられたウィルタの人間関係だった(ウィルタには『盗む』という行為がない)『ゲンダーヌ』47 頁)。そういう自然との関わりなら、飢え等の生活の不安は生まれず他者に攻撃的にならなくてもよかったのである。田中は「日本人からことさら『協同精神を養ふこと』を教えられなくても、彼らは自らの生活体験を通し、体全身でそのことを知ってい」た(『ゲンダーヌ』46 頁)と述べた。これは講座メンバーにとって、日本人が開拓の反省の先に大切にすべき精神であったと言えよう。

加害の歴史の反省(第2期)の上で、よりよく生き抜くことを求めつつもそれを奪われた経験の共通性から、タコ部屋労働者をはじめとする日本の底辺の民衆と他の民族は底辺に生きた苦悩によって連帯し得た。筆者が五民族連帯と言う時の日本人の位置づけについて問うと、Iは「日本人の位置づけっていうのはあれでしょ、タコ部屋労働者の人を、ここに入れたんだからね、だから、底辺でやっぱり共通点が生まれてきたんではないかね、一般に日本人を入れたというんじゃないかね」(I、同上)と述べた。北方先住民族の人々にとって講座メンバーは、加害者側であると同時に被害を聴いてくれた仲間だった。ゲンダーヌは田中丁を「南方系ウィルタ」(『ゲンダーヌ』19 頁)と呼んでいた。これには、田中を仲間と認めていることが示されるとともに、「南方系」という区別には各々固有の生活文化を持った民族である対等性の尊重が読み取れる。

こうした仲間となって、日本人の側も差別意識を消すことができた。Sは、日本人は他の民族よりも優れている感覚を、教育を通じて得ていた(「五歳の頃、親父が皇民化教育をするために台湾にいった<中略>(台湾の：筆者注) 中学一年生が、風呂焚きから水汲みから何まで全部やる<中略>僕なんかなんもやらないんですよ、日本人っていうのはえらいんだっていう頭で」S、同上)。Sは五民族連帯集會に何度も参加しているが、だんだんと差別意識が消えていったという(「台湾なんかで生活していたときのなんていうかあの、人種に対する差別意識っていうかな、そういうのがだんだんだんだん自分のなかから消えていくのがわかりましたよね」S、同上)。

(3) 平民社農場の掘りおこし

小池は民衆史講座の実践の晩年(1980 年)に『平民社農場の人びと』を著している¹²⁹。平民社農場とは、平民社の後援で小作搾取のない社会を目指し現留寿都村につくられた共同農場だった(1905 年)¹³⁰。小池は、北方先住民族の生活・生存の精神を学び、和人民衆と北方先住民族とが共存し得る生活をつくる手がかりを、平民社農場に見たのではないか。なぜなら小池が、平民社農場が搾取のない社会を目指していたことに加え、資料が乏しく実態の確認が困難な中、アイヌ差別を否定する視点があった可能性を設立者(原子基：日

本で初めて被差別部落地域への教育を試みた弘前教会に学ぶ)の息子を訪ねて確認しているからである。原子の息子は「アイヌ部落に働きに行ったとき、アイヌの子どもと喧嘩をしたことがあります。私はそれを聞いた父に『お前には差別感がある。差別のない社会をつくるのが、俺の仕事だ』と、強く叱られたことをおぼえています」(『平民社農場』16頁)と述べた。

小池は「兆民や森蔵(アイヌと連帯した自由民権闘士の飯塚森蔵:筆者注)らのたたかいと連帯をうけつぎ、さらに発展させたのが明治の社会主義者・原子基や渡辺政太郎(原子の同志:筆者注)たちであった」(『平民社農場』245—246頁)と総括した。本節での民衆史講座の展開の整理を踏まえれば、小池は、民権闘士とアイヌの対話的關係に加えて、その關係が権力による搾取や生き抜くための権力への迎合に脅かされずに存在し得る労働・生活を実現しようとした実践性にその「発展」を見ていたと言えるだろう。だとすれば、小池らはそうした「開拓」なら北方先住民族と和民衆がともに暮らしを創ることも可能なのではないかというつくるべき社会像の手がかりを客観的にはここに得ていたと言える¹³¹。

確かに、平民社農場が自然の厳しさから生活を創り上げるのに失敗し2年余りで解散したことは、その生活の視点の抽象性を示しているかもしれない。しかし、小池らにとって平民社農場は、その精神において、タコ部屋労働現場の矛盾の解決、北方先住民族の願い、聴く側の矛盾の解決を同時に叶えるものだったと言える。小池は『平民社農場』で改めて「林隆弘尼が囚人やタコ部屋労働者に寄せる『愛情』は、やはり変革運動の原点に据えられるべきものだ」(246頁)と述べている。こうした平民社農場の理解は、複雑に絡み合っていた分断を一つ一つ解きほぐす中から生まれた知だったと言えよう。

7. 小括

(1) ナショナリズムの実践的批判の根拠—生活文化の対等性

以上、生活の枠組みも持って実践の展開を整理することで、日本人と北方先住民族が対等に生活し得る見通しの手がかり(平民社農場)を民衆史講座の実践の中に見出すことができた¹³²。無論その抽象性は否めない¹³³が、暴力を生む可能性の低い社会の根拠が、北方先住民族が体現していたような自然と共存しうる共同的な労働・生活にあるという方向性は示していると思う。こうした生活の現代的再構成が今後の東アジア社会の創造に必要なか。そこへの努力が日本人の責任だろう。アイヌの運動を牽引してきた一人貝澤正は「搾取しつつこのあたりで三井の山を地元のコタンに住んでいるアイヌに返すことではないでしょうか(中略)返されれば、私たちアイヌは共同で管理して、かつてのような真の自然が保全されるような山にもどす方向で、人間が共存できる利用をしていくでしょう」と述べている¹³⁴。

小熊らとの関連で言えば、ナショナルな枠組みに回収されない根拠の提示に至ってはじめて、真に「日本」の対象化はなし得るとも言えるのではないだろうか。これは、ナショ

ナリズムを課題とするにしても、第2期を、第1期（タコ部屋労働問題）をくぐって捉える重要性を示す。そうしてのみ、民族の多様性の側面と同時に、底辺の生活としての連帯性の側面が浮かび上がり、第3期の五民族連帯集会における日本人の位置（底辺の民衆としての対等な連帯）もはじめて対象化し得ると思われるからである。

（2）生活の証言を引き出した実践の論理—第2期の葛藤

第1期と第2期では聴く側の立ち位置が質的に違ったと言える。第1期では歴史認識の捉え返しが焦点だが、第2期では、それに加え北方先住民族との今後の現実的な付き合い方が問われた。そこでの葛藤が第3期の生活の証言を引き出すツールとなった。

第2期の自身の加害者性と向き合う作業は、対等な関係性の保障された実践内部の集団性に担保されていた。だとすれば、実践内部の集団性はナショナリズム批判の可否に密接に関わっていると言える。これはもう一方では、民衆史講座の内部のメンバー間の対等性の根拠は証言者の矛盾にあることを示している。外部の証言を聴くことで生活をする“人間”としての対等性が獲得され、それが内部においても貫かれていたからである。これまでは民衆史講座の集団性が小池の個人的魅力に担保されていたと語られることが多かったが¹³⁵、それは同時に、証言者の抱えた矛盾にも担保されていたと言える。実践の集団内部における対等に議論可能な関係性（連帯）の生成が、外部とのあいだにある矛盾を読み解き闘いを組織する不可欠の条件であることがわかった。

（3）語れない言葉とナショナリズム

そうした集団性が語れない言葉の表出を可能にした。だとすれば、そうした集団性が社会の随所に保障されていることは、ナショナリズム批判と密接に関わる。だから、民衆史講座の知見は、セクシャルマイノリティ、発達障害を抱えた人や受刑者等、社会的に理解の得られにくい人々と社会との分断に関わって、現代的なリアリティを持つ¹³⁶。ナショナリズムの根源は生活のあらゆる生きづらさの封印・分断にあるからである¹³⁷。民衆史講座も晩年、非行問題（1980年）や障害者問題（81年）等多様な問題を対象としていた。

本節では語れない言葉の表出を可能にする実践の側の論理に焦点化した。東アジアの戦争犠牲者からの告発が相次いだ当時の時代背景を捉えれば、その表出可能性は社会の側の証言可能な規範の有無とも関連している。それとの関連の考察は今後の課題としたい。

第二節 語れない言葉を聴く資格

前節では、被害者が声を回復できる集団性が焦点となっていたが、それを媒介していたのは聴く側の自己否定であった。前章では聴く側の自己否定の可能性をひとまず実践の集団性に求めたが、課題をどのように共有しているかは明らかに出来なかった。その解明を経て初めて、聴く側の自己否定が聴く側自身に即してどのような意味を持つかが明らか

になると言える。そのようにしてはじめて、新たな肯定的な自己の創造も可能になるだろう。前節では、聴く側の自己否定を被害者の声の回復の論理の解明の限りで扱ったが、本節ではそれを主題化する。

1. 共同探究者を焦点化する現代的意義と本節の課題

一般的に、フレイレが言うように、「分割統治」¹³⁸は為政者による秩序維持の基本的な方法である。近年でも、私たちは原発労働者の受難に無知な部分が多い¹³⁹、既得権益層と若者との敵対的構図も指摘されてきた¹⁴⁰。これは、社会の被害者と、その被害を彼等の自己責任とみなす相対的な安定層＝一般市民（前章で言う聴く側）の分断といえよう¹⁴¹。この分断が再生産される限り、被害者の問題が解決しないのは勿論、必死に生活を維持しようとしている一般市民の側の不安も解消され得ない。解決には分断からの不断の連帯への転化が必要であり、フレイレの共同探究とはそれを生み出す方法であるといえる。

フレイレの理論では、外部からくる人が被抑圧者と共同探究するという構図の中で、被抑圧者の共同探究者化が焦点化される。しかし、本節はそれを前提としつつも、外部からくる人の共同探究者化（以下、彼らを共同探究者と呼ぶ）の側面の現代的意義に着目したい。異議申立てが居場所の喪失につながる、あるいは疑問すら持ち得ない労働環境のように、被抑圧者が自分達だけで声を上げられない閉鎖的状况が増している中で、それが問題解決への突破口として重要だと考えるからである。

この時、一般市民が被害者の被害性に気づき行う善意の手助けは連帯形成の端緒として注目できる¹⁴²。しかし単なる善意では、依然として一般市民は被害者と問題を真に共有し得ない¹⁴³。一般市民が意識的に真の問題共有を行える＝主体的な共同探究者たる条件とはいかなるものか。フレイレは、「本物の革命家にとって、行動の対象は自分たちが他者とともに変革すべき現実であって、他者そのものではない」（107 頁）と述べ、共同探究の対象の質によって、ひとまず共同探究の条件を規定している。この規定は首肯し得る。しかし、共同探究者をその「変革すべき現実」＝「抑圧－被抑圧構造」に内在させて規定していないことによって、共同探究者たる条件は「愛」などの主観的なものとどまり、その客観的な条件が明らかにされなかった¹⁴⁴。

本節では、元タコ部屋労働者の困難と向き合ってきた人々に即して、共同探究者の抑圧－被抑圧構造への内在化がいかに起き得るのか、ひいては、主体的な共同探究者となる条件を明らかにすることを試みる¹⁴⁵。なお、フレイレの議論との関連は補注2でも述べる。

2. 方法

(1) 対象

本節では、すでに解散した北見の実践にかわり、その実践と連続性を持ちつつ、現在まで続いている札幌郷土を掘る会を対象とする。共同探究者たる条件を明らかにすることに加えて、現在まで続く札幌郷土を掘る会を対象とすることで、歴史上の戦争問題という特

殊な対象を扱うと思われる民衆史運動の現代的な普遍性も同時に検証し得るからである。

札幌郷土を掘る会は、オホーツク民衆史講座の蓄積をもとにしているため、展開論理に違いが生じている。民衆史講座では、自身の加害性の自覚が棒頭の矛盾を読み解く鍵となったが、オホーツク民衆史講座の延長にできた札幌郷土を掘る会では、すでに棒頭の矛盾の言語化は学習の資源として存在していたので、札幌郷土を掘る会では、棒頭の矛盾の理解が自身の加害性を読み解くツールとなっている。この点でも、共同探究者の側を主題化する本節の課題に即して、札幌郷土を掘る会を対象とする妥当性がある。

(2) 聴く側の学習過程を分析する枠組み

1 で指摘したとおり、フレイレは、共同探究の成立条件を共同探究の対象の質に着目して規定していた。それは換言すれば主体と構造の関連をどう把握するかであり、民衆史運動の聴く側の学習過程もその関連理解の発展＝課題化の発展として読解可能と考える¹⁴⁶。

民衆史運動では、掘りおこしの過程で出会う新しい質の証言が、新たな運動の組織化の根拠として出現し、それをそれまでの運動の論理と統一する場面で、実践の課題の質が発展する。札幌郷土を掘る会では、その発展の契機となった証言として、被害者の怨念、現場加害者の苦悩、アジアの戦争被害者による聴く側の加害性の指摘、札幌郷土を掘る会中途参加者による指摘（これも声を聴く意味で証言の一つと捉えた）の四つが指摘でき、それに応じて、聴く側の課題意識は、主体と構造の分離的理解（構造不在の理解）、その対立的理解、その統一的理解、総体的認識の四局面に区別できた。なお、本論文では、既出の実践に媒介された実践の論理を分析する場合、時期区分ではなく、局面で整理する。

以下の分析は、聴く側＝札幌郷土を掘る会世話人（日常的な運営集団 10 名）へのインタビュー（2010 年）と会報「掘る」（毎月）、『証言講座集』（毎年）、出版物によっている。なお筆者も 2010 年－2011 年度は世話人だがインタビューには含まれない。登場する人名は全て仮名（アルファベット表記）である。ただし、元棒頭の賀沢だけは著書を書き責任を果たそうとしている意義を踏まえて、実名で載せている¹⁴⁷。

本節に登場するのは、TM：会社員経験を経て教員になり、設立メンバー、初代事務局長、後に代表、60 代、インタビュー 2010 年 7 月 7 日、KR：86 年頃から参加、2010 年時副代表、60 代、同 8 月 30 日、SW：FW の参加をきっかけに 2008 年から参加、60 代、2009 年から世話人、同 7 月 5 日、YS：初代代表の I（第一節に登場した I）の大学非常勤講師での講義を聴き、実質的には 2008 年より参加、30 代、同 11 月 3 日、Y0：真駒内タコ部屋労働リンチ被害者、第 1 回さっぽろ民衆史講座ゲスト証言者、賀沢：元タコ部屋現場監督の棒頭、オホーツク民衆史講座にも参加、である。原則、聴く側という表現の対象は、TM、KR、SW、YS。インタビュー引用時には、引用末尾に仮名を記す。

3. 札幌郷土を掘る会に即して

札幌郷土を掘る会は、はじめ教員 4 名で結成される。現在の会員の属性は会社員・主婦・

教員など多様で、世話人のほか作業を手伝ってくれる会員約 50 名、通信会員約 112 名（2011 年 5 月の記録での数字、約と記したのは常に変動があったため）で構成されている。

(1) 運動の前史－生活の違和感

聴く側は、各々の生活史上で社会に対する違和感を経験しており（例えば、「人が死んで香典料の金額を『売り上げで決めるか』って」「そういう世間知らずのところもあったので、フラストレーションたくさんあった」TM）、その思いから教員になった時、権力的な歴史認識に対し批判的な態度を取る歴史教育研究団体に関わった。

1981 年、その例会で、札幌の澄川の郷土誌に定山溪鉄道のタコ部屋労働が記載されていたことから札幌郷土を掘る会の調査は始まる。その発見は副読本への疑問から行っていた調査だった（「タコ部屋のことは何も書かれてない『札幌』（筆者注：副教材の名称）にはね…『なんだこりゃ』って感じだった」TM）。はじめは、授業実践への還元を目的に掘り起こしをしていた（「あくまでも最初に、『授業で教えたい』、『社会科で教えたい』、ところ限定があった」TM）。以下表 2－2 に札幌郷土を掘る会が扱ってきた学習テーマを掲載する。

表 2－2 札幌郷土を掘る会 学習テーマ一覧

年号	主な学習テーマ	年号	主な出版物（内容は左記同列と同じ）	年号	主な実践*
1982	定山溪鉄道タコ部屋労働	1987	シリーズⅠ『戦後も続いたタコ部屋労働』	1985	マスコミに公表
1986	藻岩発電所タコ部屋労働			1986	碑建設運動～1994
1987	タコ部屋労働現場加害者 賀沢	1988	Ⅱ『今も聞こえる藻岩の叫び』		
1988	朝鮮人「強制連行」	1989	Ⅲ『海峡の波高く』		
1988	弾圧 抵抗	1990 1991	Ⅳ『かたむいた天秤』 Ⅴ『戦争に反対した人たちがいた』	1992	演劇「今も聞こえる藻岩の叫び」
1990	戦争加害体験 植民地朝鮮	1993 1995 1996	Ⅵ『戦争体験 庶民が支えたあの戦争は』 Ⅶ『証言 加害と被害 戦争を掘る』 Ⅷ『証言 植民地体験 ポンソソファ』	1995 1996	香港・マレーシア聞き書き旅行 李氏の従兄弟探し
1996	憲法制定時の庶民の声				
1999	ベトナム戦争	2001	Ⅸ『憲法・平和主義を掘る』	2000	ベトナム旅行／ベトナム基金の設立
2000	戦跡保存				
2008	タコ部屋労働	2009	Ⅹ『さっぽろのタコ部屋』	2008	タコ部屋労働学習会

*本節と関わる主なものを掲載。また、証言の聴き取り、フィールドワーク、講座は基本の実践で常に行われている。

(2) 第一局面：被害者の怨念と「主体と構造の分離的理解」

1982 年に正式に札幌郷土を掘る会は発足し、定山溪鉄道／真駒内米軍基地／藻岩発電所の工事の証言の聴き取りを行っていく。タコ部屋労働の概要については、前節を参照のこと。

①被害者の棒頭への怨念

まずは、聴く側が出会った Y0¹⁴⁸の証言である（1985 年 7 月）。「もし復讐に燃えていないタコがいたらこの労働者は私から言わせれば、『にせ者のタコ』です」「完全に逃亡して留守だとわかるとむらむらと憎しみが沸いてきて（棒頭の：筆者注）家に入り家財道具など全部ばらばらにこわし二度と家に住めなくなるぐらい破壊して（中略）この後からつぎつ

ぎと復讐の『鬼』となり（後略）」¹⁴⁹。意識的には統御不能な棒頭への怨念が語られる。

②被害者の自信の回復

掘りおこしは、被害者の協力なしに実現不可能であった。元タコ部屋労働者に対する社会的な偏見（タコは怠け者、自業自得）から証言をするのは容易ではなかったが、被害者は、聴く側の聴き取りを受け、民衆史講座（Y0 は、1985 年 11 月）の証言台に立った。同時にこの過程で、被害者は出来事を対象化して意識的に語れるようになり、講座聴衆者に思いを承認されることを通じて自信を回復することにつながった。

③代弁者としての聴く側と善意の運動

聴く側は、Y0 の証言を一冊の本にする（1987 年）（「つらい思いをしながら語ってくれて（中略）多くの人に知ってもらいたいなあっていう願いがある」「僕は証言者の『言葉にならない願い』がだんだんわかってきた。そして、そういう願いに、声にならない願いに『こたえなくちゃ』という気持」TM）。また、聴く側は、Y0 がタコ部屋にいるときに入れられた入れ墨の除去のための募金運動を展開し、藻岩の犠牲者に対しては、地域住民に後押しされて、1986 年から碑の建設運動を展開する。

④聴く側の「被害者側」としての自己意識

この碑建設で聴く側は、すぐその地域住民から「もう二度と来るな」という罵声を浴びせられる（1987 年 2 月）。札幌郷土を掘る会は後に理解したことであったが、史実の顕在化に都合の悪い企業が地元の有力者を通じて「幽霊話があったら、息子の代に土地を手渡すのが出来なくなる」と地域住民の利害関係をゆすぶるうわさを流したのだった¹⁵⁰。被害者の味方になることを通して、TM は「藻岩に手を出したころからね、ねらわれたんだよな。いろんなことが僕に対して起きたの」と述べた。

(3)第二局面：現場加害者の苦悩と「主体と構造の対立的理解」

札幌郷土を掘る会は、タコ部屋労働被害者のための運動を行いつつ、第一節でも登場した元棒頭の賀沢昇にも出会い、1987 年 9 月 Y0 と賀沢の対談を実施している。

①対談における Y0 の意識

Y0 は、1987 年の対談で「戦前だったら私も賀沢さんと同じで幹部になっていたかもしれない」（1987 年証言講座集）、そして「そのかげでは、タコの幹部より悪いことし、のうのうと生きている人もいる（中略）賀沢さんと同じに腹が立ちます。賀沢さんに会えてよかった」（「掘る」29 号、1987 年）と述べた。被害者の Y0 も、「被害者と現場加害者を貫く被害性」＝『ほんとうの加害者』¹⁵¹の客観化」が可能になっている。

②共有できる理解の生成 - 構造支配者に対する告発

聴く側にとって、元棒頭は現時点では人間的な努力をしている者として映る（「自責の念を持ち続けてきた氏の半生に、人間らしさ、真摯さを感じました。」「掘る」22号、1987年）。しかし、彼等にはタコ部屋労働者達を苦しめた罪がある。聴く側は、現場加害者の加害の側面と被害の側面の二重性に悩む（「そんなこととしてまで同じ仲間（平タコから棒頭へは昇進制であり、少し前までは棒頭も平タコだったという意味で同じ仲間：筆者注）を責める必要ないわけ。と同時にさ、ある程度のことしないとさ、棒頭自身の自分の命も脅かされるような、あの仕組みだったんでないかと思うの」KR）。以上から必然的に見いだされるのがこうした支配の現場完結構造を持つタコ部屋制度を操っていた資本の存在である（「だからやっぱりね、社会の仕組みなんですよ。社会の構造なんですよ」TM）。加害者－被害者の二項対立図式では、本当の加害者である大企業の元で、現場の加害者と被害者がいがみ合うだけになってしまうことに気付いたのだった。

③責任の追及

以上を経て、1988年発行のシリーズⅡでは、資本の視点が強調され（「監獄部屋（通称タコ部屋）とは何か－資本の視点から－」同書83頁）、1990年以降の戦争加害の聴き取りで天皇の戦争責任を追及、1994年に完成する碑の「碑文」にて名指しで土建業者を指摘する等、本当の加害者である構造支配者の責任が追及されていく¹⁵²。なお、1988年以降聴く側が弾圧への抵抗者に価値を見出す（表2－2）のも、この文脈で理解可能であろう。

(4)第三局面：聴く側の加害性と「主体と構造の統一的理解」

以下の①から必然的だが、札幌郷土を掘る会は、タコ部屋にいた朝鮮人の問題を媒介にして、アジア太平洋戦争¹⁵³の調査へと展開していく。東南アジア各国の民主化や経済発展によりオホーツク民衆史講座の時代と比べそれらの国々の人々との直接の関わりが増える。

①アジア太平洋戦争とタコ部屋労働の関連

戦争が石炭や鉄鉱石の需要、そして電力の需要を大幅に増大させたことは想像に難くない。それによって大きな利益を得ていた大資本があるのだが、その下請けとしてあったのがタコ部屋労働である。さらに、政府はこうした労働現場への労働力の補充のために、侵略した土地の住民を送り込んだ。侵略戦争→「強制連行」→タコ部屋労働→電力・燃料の生産→戦争遂行は、相互に不可欠の循環的関連を持っているといえよう。

②実践の展開

1990年前後から侵略戦争の聴き取りを展開していた札幌郷土を掘る会であるが、1994年に政治家の太平洋戦争は「侵略戦争ではなかった」との発言¹⁵⁴に根拠をもって反論できなかった経験を機に、太平洋戦争も侵略戦争であったのかどうかの調査に、マレーシア等を訪

れることとなった（1995 年 4 月－5 月）。

③聴く側の運動に対する被害者からの非承認

札幌郷土を掘る会のこの問いは、日本軍がマレー人は占領に利用するために優遇したが、華人はひどい目にあわせたことを確認したことで解決したが、この旅はそれ以上に、聴く側の同一性を揺るがすものになった。聴く側は、太平洋戦争の被害を代弁・告発することを目的に聴き取りに臨んだわけであるが、そこで浴びせられた言葉は、『『日本の人たちが、ここに来て色々話を聞きに来てから相当時間がたっている。いまだ何も解決していない。どうなっているのか。今年は戦後五〇年であり、補償の見通しはどうか』¹⁵⁵（295 頁）と
いった悲痛な訴えだった。

④共同探究者の、「共同探究の対象としての構造」への内在化

聴く側はこうした追及を受けて、『『けっして許さない。けっして忘れない』という強烈なメッセージ（中略）は『昔の日本人』という限定がついていましたが、現代の日本に生きる私たち日本人に対して『あなた方は何ものか』という率直な日本人批判でもあったと思います』（294 頁）と述べている。「あなた方は何ものか」という問いが示すように、自分自身が被害者の代弁者でありながら、同時に加害者でもあるという二重性＝矛盾が判明した。

⑤矛盾の、前向きな責任意識への転化－憲法 9 条の価値

聴く側は、被害者とともにあり続けてきた自分たちにとって、この指摘は自分たちの人間性に関わるものであると理解した（「戦後補償の実現は、彼らのためのみならず、私たち日本人のためでもあります。実現に向けての努力は人間性にかかわることであり（後略）」298 頁）。

それは問題解決の欲求となるが、解決の見通しはこの矛盾そのものがもたらした。この矛盾によって聴く側は、本当の加害者である日本政府と被害者との間にいる自分達の位置を対象化し得た（「戦後補償の責任を負っているのは日本政府であり、私たち日本人です（中略）私たちには、そのことに思いをいたして主体的に、積極的に取り組む責任があります」（296 頁）。東アジアの人々を苦しめている構造は、自分たちが再生産している日本政府であったと彼等は理解する（自己＝構造把握）。

そして、その日本政府を統御する手段として憲法 9 条が価値を持ち、自分たちの責任で現実化させていくべきものとして、札幌郷土を掘る会の新たなテーマとなった（「すみやかに戦後補償を実行し、憲法九条の精神を実現することが、本当に日本がアジアの一員として生存していく、最良で賢明な平和政策ではないかと思います」302 頁）。ここにおいて「構造への抵抗」（第二局面）は、「自己＝構造への抵抗」として単なる為政者への告発を超えた見通しのある抵抗へと転化している。

⑥聴く側の必要と被害者の必要の両立

マレーシアの戦争犠牲者は、1995 年 12 月札幌郷土を掘る会主催の市民集会に来ている。彼は、加害者としての聴く側の二重性に出会ったので、責任を果たそうと努力する加害者としての聴く側と本当の加害者である日本政府を区別する意識を述べると同時に、聴く側への承認と歴史教科書にこの事実を載せるための努力を要請している（「最後に、私は、日本政府が被害家族に対して賠償する義務がある、と思って」「私は主催者の皆様に（中略）とても感謝します」「こちらの会（札幌郷土を掘る会）が日本軍の残虐な行為などの事実を本にしたといえますので、更に日本の歴史教科書にこうした資料（事実）が多く載るように」1995 年証言講座集）。この努力の要請は聴く側の見通しに適い、ここにおいて被害者と聴く側は協働し得た。

(5) 第四局面：連帯の持続と総体的認識

①世代交代の必要と札幌郷土を掘る会という連帯の価値の自覚化

一方で、被害者の声の顕在化＝聴き取りは、これまでの全テーマを継続的に続けてきたので、その積み重ねから札幌郷土を掘る会は多忙化していた。一方で、2000 年以降、責任を未だ果たせてない中で、メンバーの高齢化・会員の減少に悩み始める。（「会の活動を停滞させるわけにはいかない厳しい世情。新しい風が必要です」「掘る」256 号 2008 年）。また、中途参加者にとっては課題意識の共有されない中での多忙であって「なんか仕事を仰せつかる」（中途参加者 SW）ような参加の仕方であった。

このような状況のもとで、2008 年、タコ部屋労働についての学習会が結成される（「そのうちにさ、世代交代がずっと進んでいって、あのやっぱり札幌郷土を掘る会に入ってきた連中の中でもさ、タコ部屋ってなんなの？とかさ（中略）それでそういう人たちもあの巻き込んださ、タコ部屋についての学習会をやるうってことになったわけ」KR）

②会内における運動の組織化論理の正当性のゆらぎ

学習会をつくるとともに、それまでの会の運営のあり方も問い直されている（「昔は（中略）がangan論議してやってきたの（中略）そうやって人を動かそうということが難しくなってきた。今はゆるやかな感じになってきた（中略）みんなが納得しないとどうしようもなんないしょ、ゆるやかだけでも、これを絶えさせないっていうかね」KR）。会の持続に価値を置いたとき、それまでは明らかにする対象の量的拡大に価値を置いていたのが、それを明らかにする人の関心や都合に価値を置く必要も自覚されてきた。よって、育てる（既知事項を再び語ることに労力を割く）ことが実践されるようになった（「私は、は一つて（筆者注：感心して）聞いてましたけど、皆さんにとっては確認するようなことだったのかもしれないですね。」30 代 YS）。

③総体的認識ータコ部屋労働問題とアジア太平洋戦争問題の統一

以上は、ベテランの聴く側にとってもこれまでの学習を振り返る機会となった。内容的には、1990 年以降取り組んできた戦争の問題と 1982 年以降継続してきたタコ部屋労働の問題を連関させる意識が生成した。具体的には 2008 年の文献調査で、1934 年～1936 年の藻岩発電所建設工事で作られた電気が、1936 年 10 月の北海道大学での陸軍大演習に使われており¹⁵⁶、その大演習に間に合わせるために 9 月の工事期限を厳守せねばならず、その直前の 7 月に中ノ沢の請願巡査（工事の元請が請願し現場に置く警察。本署への報告義務がないため事件の黙殺が可能）の目の前でタコ部屋労働者へのリンチが起きたという関連が明らかになった（2010 年 9 月フィールドワークテーマ「タコ部屋労働と電気・戦争」）。

④派遣労働問題の課題化

以上は、人間生活を豊かにする発電所建設という労働が、戦争遂行に利用され、さらにそれが絶対的な圧力になって労働密度をあげていた転倒性であった（労働の転倒性）。この理解からは、タコ部屋労働者の逃亡が、人間らしく生きるための誇らしい行為・抵抗だったという理解が生成した¹⁵⁷（「その学習をやるなかで、あらたな視点っていうかね、俺に言わせるとね、見つかってきたの。さっき言ったように、あの人たちは逃げる権利があるんじゃないか」KR）。「逃げる権利」という理解は、現在の自衛隊・ブラック企業問題においても重要な視点となる。

この労働の転倒性は、アジアの戦争補償問題における加害と被害の同時存在の普遍化された意識であるといえる（札幌郷土を掘る会に即せば、アジアの平和問題は、労働問題である）。ここから、問題のトータルな解決の焦点は勤労権の確立であると理解し、2009 年の民衆史講座は不安定雇用問題等も見据えて「人間らしく働く勤労権」がテーマとなった。「人間らしく働く」とは、以上の転倒性理解から、労働者の側に労働編成の権利があることを示している。TM は「周りは『どんな仕事でもやらなくては』って。確かに収入を得て生活するにはそうだが、人間って自分に合わない仕事、望まない仕事を続けるのは苦痛なものだ（中略）だから、簡単に求職者に『なんでもやる気で探せばあるよ』って言うものではないと思う。『どんな仕事を望むの？』と聞いて、耳を傾けることだと思う」と述べている。

⑤生活の違和感との統一

ここに至って、③の総体的認識（主体と構造の統一的把握とその普遍化を条件とする認識）は、聴く側の社会認識の評価軸となっている。例えば TM は、若い頃の民間会社での経験を「今は、何も不思議に思わない」と振り返り、「勤労権」の制度化と自衛隊の海外基地設置の問題に取り組んでいる。これは、TM が自身の教員になる前の労働現場の違和感と軍事の問題とを統一的に理解することが出来たからである。

4. 本節の小括ーアジア太平洋戦争と自己との関連

札幌郷土を掘る会では、オホーツク民衆史講座よりもアジア太平洋戦争を地域に即して具体的に理解することができた。それは、オホーツク民衆史講座の時代に比べ、アジア諸国の証言数が増したこと、アジア諸国での資料調査の精度があがったことなどが考えられる。札幌郷土を掘る会でも、北大における陸軍大演習や、札幌の鯉江部隊が具体的に中国で何をしたかなどの詳細が明らかになっていった。

このことの学習的意義は、一つにそれがタコ部屋労働問題とアジア太平洋戦争の統一的理解を可能にしたことである。平タコの労働力が具体的に戦争（北大陸軍大演習）につながっていたことの発見がそれを可能にした。

学習的意義としてもう一つより重要なのは、そのタコ部屋労働問題とアジア太平洋戦争の統一的理解が、労働の転倒性として普遍化されることで現代を読み解くツールとなった点である。現代の若者の貧困と現代の戦争の関連¹⁵⁸を鑑みれば、この矛盾は戦争体験世代を超えて主体的な共同探究者たる条件としての見通しを生み出すものとして評価できよう。札幌郷土を掘る会が世代交代を意識して、若い世代と2008年に創出したタコ部屋労働学習会も、この矛盾の普遍性によって存立可能だったといえる。この普遍性を持って、聴く側のTMの生活の違和感と掘りおこしの対象との統一的理解が可能になった。

この点を踏まえると、札幌郷土を掘る会はオホーツク民衆史講座よりも労働の転倒性に関する理解、つまり労働力の発揮としての加害性理解が具体的だったといえることができる。そのことが聴く側に即して聴くことの意味を明らかにすることにつながった。

【補注2】フレイレの議論との関連

フレイレの追究した課題は、自己の加害（抑圧）と被害（被抑圧）の同時存在をいかにして課題化していくかにあった。フレイレの抑圧性理解は、権力者の懐柔を正しいものとして内面化してしまう意味で、民衆の持つ加害性は控えめに位置づけられていた。一方で民衆史運動では、民衆自身もそういう懐柔や差別のまなざしを行使してしまうものとして、目をふさぎたくなる現実も含めて、民衆の加害性も直視していたといえる。抑圧性の理解においてこの加害性の側面が具体的だったことは、自己の能動性の発揮を課題化することにつながらざるを得なかった。自己の能動性の発揮の課題化は、存在（労働）の次元の矛盾を視野に入れることになるから、フレイレの文化サークルの議論を、存在（労働）の次元から再構成していく可能性を与えるものである。加害性を労働の転倒性の問題として捉えることが、フレイレの共同探究者論が倫理的問題に閉じないための焦点と行うことができるかもしれない。

なお、棒頭理解という学習は、改めてより根本的に人間の存在論的承認を問いだす¹⁵⁹。本論文では、棒頭という存在について深く触れることはできなかったが、本論文に書いてある以上にそれは難しく厳しい問題であることを付言しておく。民衆史運動と同じく、空知集治監の教誨師として赴任し囚人の人間性という問いに深く向き合った留岡幸助は、囚人達の人間的可能性と犯してしまった罪とのギャップから「捨てるべき人間はいない」と確信した¹⁶⁰。誰かを捨てる時、それはいかなる理由があっても捨てる側の自己正当化・欺瞞でしかない。これは実践的には非常に厳しい命題である。その上で、民衆史運動からあらためて確認しておかねばならないのは、これはどんな「現実」論（現実的には、見捨てざるを得ないだろ

うという議論)にも屈してはいけない命題であり、これを徹底するところからしか、真に平和をつくりだす学習の契機である葛藤は見えてこないという、悩ましい問題である。

第三節 小括

さて、第三章との接続を意識して、第二章全体をまとめておこう。第二章のポイントは、加害と被害の同時存在が聴く側にも貫かれる、という学習の内容にあった¹⁶¹。

1. 二重性がどう読み解かれていったか

序章で確認したように、本章の課題は、存在の次元を含めた分断の対象化の論理の解明だった。その学習の要点をまとめておこう。

第一に、二重性という問題を強く意識せざるをえなくなったのは、元棒頭との出会いによってだった。実際に元棒頭に出会うまではタコ部屋労働者を酷使していた棒頭の残虐さの側面が強調されていたが、元棒頭が置かれていた立ち位置の課題化によって、人格の善悪では決して割り切れない、労働現場の仕組みのなかで帯びざるを得なかった二重性という問題が浮上した。

第二に、そういう二重性、すなわち社会のシステムにおいて被害であると同時に加害者にもならざるを得ない二重性は、タコ部屋労働の歴史上の声を聴く側にも貫かれていた。そのことを強く意識せざるをえなくなったのは、タコ部屋労働問題やアジア太平洋戦争における侵略の問題など、十分丁寧に解決されずに現在にまで至っている問題に出会ったからであった。現在を生きる者にも、その問題に対して、そのことを教えられていないという被害者でありながら、彼らを見捨て差別し続けているという加害者でもあるという二重性が貫かれていたのだった。日本人がアジア諸国と平和の関係を生成していくにあたっても、この二重性の課題化は不可欠だった。

第三に、聴く側が自身に貫かれている二重性を課題化する条件の一つは、第一で述べたように棒頭の矛盾の理解であった。他方でもう一つの重要な条件として、被害者の声に寄り添い代弁する経験が基盤にあったことが指摘できる。あまりに悲惨でそしてあまりに無視され続けてきたがゆえに声にならなくなっていた元タコ部屋労働者たちと信頼関係を築きその声を代弁してきたことが、聴く側自身の加害性を告発されたときに、聴く側の自己正当化のツールとして棒頭の矛盾を援用せずに、被害者との関係で自身にも二重性が貫かれているという矛盾として、しっかりと自身の加害性を受け止めることを可能にした。

2. おぼろげに見えてきた生存の価値

この二重性の読解は、存在の次元と不可分に結びついていった。第二章のような学習は、すぐれて自分自身の能動性の発揮のあり方というところに学習者の関心を引き寄せるものであった。加害と被害の同時存在の衝撃を突き付けられた学習者は、そうではない能動性

の発揮のあり方として、おぼろげながらに、アイヌやウィルタの文化的非暴力性を価値あるものとして求め出した。確かに、それまで依拠していた日常生活のあり方そのものが不断に他者を傷つけるような意識、言動、文化であったことに気付いたら大変な感情的衝撃を受けるのだから、そうした文化的非暴力性に価値を置くようになるのは必然だろう。

オホーツク民衆史講座は、文化的非暴力性を実践内部の集団性においても実現できるように努めていた集団だった。そうした集団のなかでは、それまで日本のアジア太平洋戦争が形成したシステムにがんじがらめにされ先住民族や在日朝鮮人・中国人らを排除して暮らしてきた日本の民衆も、新しい歴史的関係形成のために、積極的な能動性を発現することが可能になった。日本の民衆にとっても、アイヌやウィルタのもっていた生存の思想によって形成された空間・集団は、生きていくということに適合的なものだったといえよう。

そうした自然との関わりや生存の問題を含む、存在の次元から自身の抱える二重性を対象化する学習はどのようなものかという問いについては、第三章・第四章で説明していきたい。

3. 世代交代で課題化されるケアの価値

加害と被害の同時存在を自己に貫徹するものとして理解した大人世代（本論文では、概ね60年代までに社会運動に関わった青年期を送り、80年代に平和運動を牽引した世代）は、世代交代という局面に至った時、若者も一人の他者としてその声を聴く対象とみなす視点を生成していった。一方で、「がんがん」（前掲）議論してきた時代の感覚では、若者たちを場につなぎとめることはできないことがわかりはじめた。他方で、植民地支配における加害と被害の同時存在の対象化は、それをもたらすシステムと不断にたたかい責任を果たすことの価値を生成していた。だから大人世代の人々は、植民地支配における加害と被害の同時存在の対象化のみでは、現実の日本社会において、植民地支配の責任を果たしていく主体を世代を超えて継承していくことは難しいという課題を、おぼろげながらにではあるが、平和学習の課題として自覚した（前掲「ゆるやかだけれども、これを絶えさせない」）。

その学習の課題が意識されたときに浮かび上がってきたのが、若者をめぐる厳しい労働環境だった。そこでは、若者の存在と植民地支配に対する責任主体の形成とを直接につなげることはできず、若者の存在そのものに含まれる問題の解決を通してしか、その責任主体の形成はなしえないことが気付かれた。若者をひとりの他者として認識し、植民地支配の問題の対象化の側面のみならず、彼ら自身の存在の次元を含めて彼らの抱える（植民地支配を含めた）葛藤を対象化するような学習が求められるに至ったのである。若者たちのこうした存在の次元を配慮する意味でのケアの必要性が、大人世代に課題化されたといえるだろう。

民衆史掘りおこしという学習活動は、若者の存在の次元・労働の次元の葛藤をどう対象化するかという問いよりも対象としての植民地支配の歴史を明らかにすることに重点を置いていたので、その問いの追求には限界があったといえるかもしれない。この点について

は、若者の自己形成に実践の力点があった高知の事例を対象に、第三章以下で見ていくこととしたい。

補節 民衆史掘りおこしからの労働の批判的再構成の見通し

1. 課題

第二節では、加害と被害の同時存在の矛盾が聴く側にも貫徹することで、現在の自分自身の生活との関連でアジア太平洋戦争を読み解けることが明らかになった。加えて前節の分析を振り返ってみれば、聴く側の矛盾の課題化は、若者という存在もひとりの他者であることを課題化し、その声を聴き世代交代ということを実践する契機となっていた。

とはいえ、タコ部屋労働問題から現代の派遣労働への歴史的変遷を捨象して、現象的な類似性のみで、問題を同一視することは出来ない。北海道の民衆史運動でもこの捨象を容易にしてはならないことが意識化されている。だとすれば、この課題化の限界を超えなくして、世代交代の具体的な実践も見えてこないだろう。

そこで、本節では、アジア太平洋戦争に関わる加害と被害の同時存在の矛盾に加え、戦前から戦後に連続した三菱という資本と核被害との関連の学習があいだに挟まることによって、その歴史的変遷をも対象化し得る課題化の論理について触れていきたい¹⁶²。

2. 岡まさはる記念長崎平和資料館の概要

(1) 対象

以上の視点から、朝鮮人¹⁶³被爆者問題を学習内容とする長崎の岡正治らの実践（以下、岡実践）に着目する。岡まさはる記念長崎平和資料館（以下、岡資料館）は、加害の展示で有名でありもちろんその特徴は重要なのであるが、「原爆資料館と関連して学ぶべきである」（理事長：高實康稔、インタビュー、2011年3月23日より。同氏には2009年3月23日、2011年3月23日、2011年7月5日にお話を伺った。以下、同氏のインタビューについては、高實、年月と記す。）というスタンスを持っており、加害と被害のトータルな把握を何かしら持っていると考えられた。その「関連」の内容が問題意識と対応して重要だと考えられる。

岡資料館は、1956年に長崎県ルーテル教会に伝道師として来た岡正治（1958年から牧師）が1965年に結成した「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」（以下、守る会）の運動が母体となって出来た。岡正治は、1971年から1983年まで長崎市の市議会議員もつとめ、その後援会は「生きる権利を市民の手で！市民連合」として税金の使い方や福祉の問題などにも取り組んだ。岡は、生前から守る会が調査してきた内容を市民に伝える資料館の建設を希望しており、1994年1月から募金活動を始めていた。岡は、1994年7月に自宅で病気をこじらせ、志半ばで永遠の眠りについた。しかし、資料館を建てる運動は、

岡とともに調査活動をしてきた理事長の高實康稔らに引き継がれ、1995 年に元中華料理店だった建物を購入し、岡資料館は完成する。

岡資料館は、長崎の主要な観光地の一つである、26 聖人の碑の近く（長崎市西坂町 9－4）にある。1F に受付と長崎における朝鮮人・中国人の強制労働に関わる資料の展示があり、2F には朝鮮人・中国人「強制連行」、日本軍「慰安婦」、南京大虐殺、731 部隊などの日本の加害に関わる展示がテーマごとになされている。3F と 4F は会議室や書庫があり、全部で 4 階建ての建物である。受付は、地域のボランティアによって交代で担われている。現在までの主な活動は、南京大虐殺記念館との友好館提携にもとづく「日中友好の翼」と呼ばれる学生派遣事業、市の図書館などの施設を借りた講座事業、ついこの間までは、ドイツの良心的徴兵拒否者の受け入れ事業、韓国の平和運動家・全恩玉の客員研究員としての受け入れなどを行っていた。

資料館開館後の展開も重要であるがそれは別の機会に譲り、本章では問題意識との関連からその前史を中心に着目する。とりわけ岡正治本人に着目し、彼の「後悔」からはじまる学習過程に焦点化したいと考える。

(2) 長崎における岡資料館の位置

岡実践をとりまく長崎の状況について簡単に触れておく。長崎は、言わずと知れた企業城下町であり、原爆が投下される以前には、長崎市をほぼ支配するに至っていた。その状況について、三菱の労働組合発行の資料では、「米国戦略爆撃調査報告書」を引いて、次のように述べられている。「三菱 4 社（注：造船、電機、製鋼、兵器）が事実上、長崎市を支配した。4 社を合わせると、長崎市の労働者の 85～90% を雇用し、その支払い給与額は合計で月 6 千万円にも達して、長崎市人口の 75% 以上の生活の糧となった。三菱 4 社は市を養うだけでなく、市の政治生活をも支配し、市政および県政のどの職にでも、望む者をつけることが容易にできた。現在の市長と県知事は共に、長年会社を勤め上げた三菱の人間である」¹⁶⁴。1945 年当時の長崎市長岡田寿吉も三菱の出身だった。岡も 1976 年、市議会議員時代に市と三菱の癒着について追及している。

原爆の投下により、長崎の平和行政はその悲惨さを伝え、戦争の反対を叫び続けてきた。長崎市の原爆資料館も、原爆の悲惨さや世界の核実験の悲劇を伝える施設として機能している。長崎市の原爆資料館は、長崎の主要な観光地の一つである。長崎市の作成する観光パンフレットには原爆資料館は必ずといっていいほど載っているが、他の私設の観光地も並ぶ中、岡資料館が載っているものはない（2012 年時点）。また、市の設置した看板もない。被害は「復興」を正当化し得るため、長崎においては原爆の被害と現在でも兵器生産を続ける「三菱」は共存し得る状況にある。その矛盾を鋭く指摘した位置に岡資料館が位置づいているといっていだろう。

3. 朝鮮人「強制連行」問題について

岡正治らがどのような人々に会い、どのような発見をしていったかを探る前に、そもそも学習の前提をなしている朝鮮人「強制連行」問題について、学習の展開の読解の背景となる限りで触れておこう¹⁶⁵。

(1) 朝鮮人「強制連行」について

朝鮮人「強制連行」と一口にいても、その形態は様々であり、歴史的に整理する必要がある。「強制連行」は、日本の朝鮮植民地政策の産物であるといえるが、まずそれは、明治の富国強兵・殖産興業政策によってもたらされた政府と軍の対応に芽を持っていたことを確認する必要がある。造船奨励法（1896 年）等、三菱はこのなかで成長していく。

国家総動員法にもとづき政府が直接に関与するいわゆる「強制連行」が開始される 1939 年以前にも、全国で約 80 万人の朝鮮人の渡航があった。1910 年の韓国併合時点からそれは増加している。1905 年の在日朝鮮人は 303 人、在朝鮮日本人は 42460 人だったのに対し、1930 年には、それぞれ 298091 人、527016 人、いわゆる「強制連行」がはじまった 1939 年以降、1940 年には、それぞれ 1190444 人、707742 人となっている¹⁶⁶。

その背景には日本の植民地政策による土地の取り上げ等があった。札幌郷土を掘る会の調査では、次の証言が得られている。「(前略) 役人は、自作からも地主からも小作からも米を供出させました (中略) 僅かに残ったその米を強制的にもって行ってしまうんです。小作は、米を二カ所に出していた訳です (中略) 割り当てられた供出量に应じていたら米は残りません。ですから、どこの小作も上手に隠すのです (中略) 役人はすべてお見通しですので、割当供出量に達していない農家に、サーベルをつけた警官と一緒にやってくるのです (後略)」と¹⁶⁷。

1939 年までの時期を「自由渡航」時代と一般的に呼んでいる。しかし、以上の状況を見るとそれが「自由」ではなかったことがよくわかる。そして 1939 年以降、1939 年からは「募集」、1942 年からは「官斡旋」、1944 年からは「徴用」の時代として区別される¹⁶⁸。「募集」と「官斡旋」も実態としては、「強制」的に動員されたものであると言わざるを得ない¹⁶⁹。

(2) 協和会

そして、日本に連れてこられた朝鮮人は、1934 年の閣議決定において内務省と厚生省を中心につくられた協和会に強制加入させられた。この会は、朝鮮人の監視を目的としたものであり、彼らに対する皇民化や逃亡の防止の役割を果たした¹⁷⁰。

(3) 大村収容所

1950 年、旧海軍針尾海兵団跡に外務省針尾入国者収容所が設置され、これを旧海軍航空蔵本館跡に改修・移設し、1952 年に出入国管理庁に移管、1953 年より法務省大村入国

者収容所となった¹⁷¹。アメリカ占領軍の指示でつくられた¹⁷²。

ここに収容される韓国・朝鮮の人々の背景は、戦時中に日本に渡航し、終戦後に一時帰国したもの、生活の基盤もなく日本で生活をしていくしかなかったもの、日本に残してきた肉親に会うために戻ってきたものなどであった。戦時中日本に連れてこられた、来ざるを得なかった朝鮮人の人々が日本国籍を取得できるのは、「引続き」日本に残り続けたものだけであり、一時出国したものは不法入国者として扱われ大村収容所に入れられる¹⁷³。こうした対応は、日本の侵略の結果、米ソによる分割統治、朝鮮戦争の勃発、弾圧の激しい朴政権の誕生へと続いた歴史を考慮した対応とはなっていないといえるだろう。さらに、大村収容所の居住環境は経費の抑えられた食事、不十分な医療など劣悪であった¹⁷⁴。

「引続き」いたと認められない朝鮮人は、出入国管理令・外国人登録法を根拠に「行政処分」を下され、韓国に強制帰国させられる¹⁷⁵。アメリカの反共政策のもとでの日本と韓国の癒着がそれをもたらしたといえよう。収容所内部でも「北」への帰国希望者に対する暴力事件が発生している¹⁷⁶。

4. 第Ⅰ期：岡正治と「後悔」

以下、具体的に実践の展開を岡たちの学習過程として追っていくが、そのとき参考にした主な調査報告書を掲げておく。

表2-3 本章が参照している主な調査報告書

文中表記	発行年	書名
『道ひとすじに』	1975	岡正治『道ひとすじに』
『大村収容所』	1981	岡正治『大村収容所と朝鮮人被爆者』
『第一集』	1982	守る会『原爆と朝鮮人＜第一集＞ 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書』
『第二集』	1983	同第二集
『第三集』	1984	同第三集
『第四集』	1986	同第四集 副題「端島の呻き声」
『第五集』	1991	同第五集 副題「佐世保、県北部編」
『孤塁』	1995	岡まさはる追悼集刊行委員会『孤塁を守る戦い』

本章では、主要な運動テーマの区分に従い、3つの時期に岡実践を区分している。第Ⅰ期（1918～1957 頃）は、前史でもあるが、岡の戦争体験と戦後の社会運動家への道のり、第Ⅱ期（1958 頃～1981 頃）は、様々な社会問題に取り組みつつも、とりわけ大村収容所の問題に向き合う時期、第Ⅲ期（1981～1994）は朝鮮人被爆者の実態調査の時期である。

(1)岡正治の生い立ち―「疑問」と共存した軍国主義化下の生活

岡正治は、1918 年に大阪市に生まれる。父親は反体制ではなかったが、大正デモクラシーの価値を重んじていた人であり、無理に軍人になる必要はないと言った。岡の家庭は、それなりに裕福な家庭であったが、岡が 5 歳のときに父の工場が焼失しており、それから先は経済的に厳しい生活が続いていた。経済的理由から、扇町商業学校を中退せざるを得なくなり、岡は就職先として海軍を選んだ。この事は、父を悲しませたという。

岡は、戦時中に戦争に対して批判的な考えを持つきっかけとなる出来事にいくつも出会っている。それはまず、海軍の「教班長からの制裁と私刑の連続」(『道ひとすじに』59 頁)であり、第二に、門司の海軍通信隊の勤務中に聞いた兄の訃報だった。「アジア侵略戦争の全体の流れ中で、わたしがどうしても承認できないことは、あれほどよりよい社会の実現を願っていた青年が『殺された』ということである。(中略)結局帝国主義的な国家権力が、物理的な力で兄を殺したのだという、おさえがたい怒りを感じた」(『道ひとすじに』52 頁)。岡、16 歳の時である。

岡は、20 歳のとき中国・上海に向けて呉から出発している。上海から南京へ移動する途中に肋膜炎を再発し、安慶で下船し入院している。岡はこの入院のなかで、海軍の出世コースから外れたことで虚無感にとらわれ、兄が教えてくれた聖書に目を向けるようになった。この年(1938 年)の 12 月、洗礼を受けている。

1939 年 11 月、下士官に任官となり、1941 年に旗艦香取にてマーシャル諸島方面へ行っている。1943 年には、広島江田島の海軍兵学校教員となり、国家主義的生徒教育に従事する(「実際のわたしの抵抗は、ただご真影拝礼と神社参拝を拒否するという程度の消極的なものにすぎず、相変わらず軍人勅諭の謄本に敬礼し、キリスト者軍人として毎日忠実に三人称を用いて海軍生徒教育に従事していた」『道ひとすじに』144 頁)。

(2)敗戦で湧き出る「後悔」と反「戦争」

岡は、御真影参拝と神社参拝を時間で計算し、敗戦のときに感じた感情を象徴的に次のように述べている。「その時私は泣きました。何故泣いたか。戦争に負けたからくやしくて泣いたのではありません。私は十一年間海軍にいながら、体をはって戦争反対のために戦ったのはわずか六日間しかないじゃないか」(『孤塁』29 頁)と。

岡は、1951 年 33 歳にして、日本福音ルーテル神学校を受験する。神学校に通っている途中に妻を亡くすが、38 歳で卒業、その年(1956 年)長崎ルーテル教会に伝道師として赴任した。岡は、「あのとき教会が積極的に戦争協力の態度を政府に示したのは、『教会が生き残るため』にはぜひ必要であった」(『道ひとすじに』214 頁)などと弁明する教会の自己批判の不十分さを感じており、「この社会に出て行く『戦う使途』を送り出すべきだ」(『道ひとすじに』219 頁)という理念を持っていた。

(3)日本国民への補償と韓国・朝鮮の人々に対する差別

「私がこれから韓国のために頑張らなければと私が決意したのは、この一九五二年の四月二八日以降です」（『孤塁』30 頁）と岡が述べているように、サンフランシスコ平和条約によって独立を回復した日本は、法律 126 号で在日の韓国・朝鮮の人々に対して日本国籍はありません、永住権が欲しければあげますという態度を取り、一方で日本国民には補償をあげますというずるい対応をした。

岡はこのとき、小学校・中学校のときのたくさんの韓国人の友人たちを思い出しながら、1931 年以降「このあたりから、日本はもう目に見えてこの韓国人の迫害、差別、虐待、酷使、奴隷扱い、こういうことをやっているのを私たちは、この目で見えてきた」（『孤塁』26 頁）と思い返し、日本がやってきたことと日本政府が戦後にとった対応との矛盾に、韓国・朝鮮の人々と向き合う決意をせざるを得なかったという。

5. 第Ⅱ期：大村収容所問題

岡は、長崎に 1956 年に赴任して以降、長崎の「キリスト者社会問題研究会」の事務局長をつとめ、日米安保の問題、警職法改正の問題、紀元節復活の問題などに精力的に取り組んだ。

(1) 形式的な論理で逃げる収容所の役人

岡は 1958 年秋から大村収容所に入出入りしていた。収容所のなかでラジオ放送番組「ルーテルアワー」の聖書通信講座の受講者会が発足し、その直接指導に行っていたからである。岡が大村収容所における処置はおかしいのではないかと指摘すると、「（前略）政府が公布し十一月一日から施行した、『出入国管理令』『外国人登録法』によって新設された出入国管理庁の機関として発足し運営されている大村収容所の任務を忠実に果たしているのだから、自分たちには何らやましいところはない」（『大村収容所』8 頁）という。

岡は 1959 年春頃には、大村収容所への立ち入りを拒否されるようになった。

(2) 国家が守るものとは何か－われわれと国家の対立的理解

こうして活動しているうちに、1965 年日韓基本条約が締結され、日本に在籍している朝鮮民主主義人民共和国の人々の人権侵害が危惧され、これをきっかけに「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が結成される。実際に、1959 年に「南」の人々による「北」の人々に対する大規模な投石事件も起きており、日本の収容所当局はこれを黙殺していたため、憂慮する理由は十分にあった。

1967 年、金東希は、ベトナム戦争に派兵されるのをきらって日本へ亡命、大村収容所のなかで朝鮮民主主義人民共和国への送還を要求していた。朝鮮総連などの「支援する会」に、守る会の一員として参加したのが岡の二度目の大村収容所の訪問だった。こうした運動がとくに大きくなったのは、1969 年に小田実に引き入れられた「大村収容所解体斗争デモ」が契機であった。この一連のデモで、岡はこう記している。「政治的なデモに

参加しない者には、異常な神経の持ち主の集団である機動隊の恐ろしさは、到底わからないであろう（中略）通行人といえども、追いまくり、なぐり、けり、あげくの果ては、これに抵抗する者は公務執行妨害や道交法違反で逮捕する。（中略）実に、権力者も、権力の手先も無法だ」（『大村収容所』13－14 頁）と。

一方で、「この日の収容所解体斗争デモは、参加者全員に、収容所解体の日まで永続的に打ちぬくことを固く決意させた」（『大村収容所』14 頁）と述べ、庶民の連帯は、国家権力の前でより結束を固めることを実感した。第Ⅱ期での岡は、自らの後悔を原動力に、韓国・朝鮮の人々のために欺瞞の耐えない日本政府を糾弾することに全力を注いだ。

6. 第Ⅲ期：日本の庶民の欺瞞－朝鮮人被爆者実態調査

ここまでで韓国・朝鮮の人々のために活動する社会運動家岡正治の形成過程を見てきた。

(1) 松尾住職の手紙－日本政府の欺瞞に対する責任追及

岡はこのとき長崎原水協常任理事だった。1967 年、その岡のもとに誠孝院の松尾弁尚から手紙が届いた。そこには、日本政府から預かっている爆死した朝鮮人での遺骨があり、その慰霊法要を行うので来て欲しいと書かれていた。岡は、この手紙を見て「これを読んだ瞬間、原爆問題についての日本人の考えの中にある一つの盲点を指摘された、というはげしい胸の痛みを感じた」（『大村収容所』23 頁）という。ここで岡は「日本政府は、『遺族からの要望』を待つまでもなく、自発的に収骨作業を遂行する義務があるはずだ」と日本政府に解決を求めている（『大村収容所』23 頁）。ここから、「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑」の建立計画がはじまり、1979 年完成、建設委員会の式辞には「朝鮮人に対する日本政府の差別政策と、戦争責任を徹底的に追及する」（『大村収容所』31 頁）ことが述べられている。

(2) 第一次調査－長崎市がやるべき調査

高實や岡村らと岡は、1977 年の大村収容所の調査で出会っている。守る会が朝鮮人被爆者の実態調査に取り組み始めるのは、1981 年である。そのきっかけは、すでに自分たちが手元にもっていた情報と長崎市が調査結果として発表したものとの大きなずれを見たことである（「第二の点については、すでに私たちの手によって、ある程度のものは把握され、記録的には“復元”されていた。しかし、その復元したものと、（中略）長崎市が発表した『調査報告、朝鮮人の被爆』の内容を比較したとき、長崎市の報告書中の“復元図”はきわめて不十分であると断定せざるを得なかった。そこで私たちは、これについては徹底的に追跡調査を実施する必要ありと認め（後略）」（『第一集』8 頁）。

このときのテーマは「被爆の質の違い」であった（「従って、日本人被爆者も、朝鮮人被爆者も、その際に受けた物理的な被害は、全く同様であつても、被爆の「質」につい

ては、比較し得ない背景と基盤が厳然として存在する」『第一集』3頁)。そして、調査を通じて特に意識されたのは、権力者による情報の隠蔽であった(「日本政府、長崎県、長崎市、三菱重工、大手土建業者などは、朝鮮人被爆者の実態に関する資料を収集し、それを公開すべきである。彼らは、今日に至るも、みずから進んでこれらを調査しようとせず、また収集、保存している同資料を出そうとしていない」『第一集』140頁)。

(3) 三菱の責任

被爆の質の違いとは、内容的には「強制連行」の有無であったから、調査結果としては「強制連行」による労働の実態が多く語られる。第二集では、島嶼部での強制労働におけるリンチの証言などが掲載された(「(前略)明日仕事に行かない人は届けを出させるわけですが、なまけていると思ったんでしょうね。朝鮮人の医務室で、一人の人に電気ショックを与えて、次の人にまできました。両方のこめかみのところに少し水をつけて、そこへ電灯線から引いた電線をくっつけるのです。後の人は、アイゴーアイゴーと泣いて(後略)」『第二集』41頁)。その中で、アジア太平洋戦争を引き起こした大日本帝国政府とともに、岡たちが「戦争犯罪企業」(『第三集』137頁)と呼ぶ三菱の戦争責任がより強く課題となっていく。

(4) 第三次調査までを通して一調査で出会った日本の庶民と自分自身

第三次調査は、これまでの総括として位置づけられている。これまでの調査の過程では、次のような違和感が課題化される。「実際の調査活動に当たって痛感することは、①当時私たちは朝鮮人を迫害したり、虐待したことはない。そのような場面も余り目撃していない。②朝鮮人はみな善良な人たちばかりで、日本人ともなかよくしていた、という『証言』が余りにも多かったことである。また、戦前、戦時中、町村役場に勤めていた人、朝鮮人労務者を使役していた人たちは多数の市民がすでに証言して明白になっている、『飯場等に居住中および労働現場で働いていた朝鮮人労務者の実数』を、きわめて少数に見積もって『証言』することである」(第三集 176 頁)など、(3)のような具体的な証言があるにも関わらず、朝鮮人に対する加害を語らない証言が多かったのである。

岡たちは「日本人証言者の発掘はかなり容易であったように見受けられるかもしれない。しかし、現実とは正反対である」(『第三集』65頁)と述べ、これまでは日本政府の責任をとりわけ追及してきたが、日本の庶民の欺瞞を課題化せざるを得なくなる。こうした人々との出会いは、松尾の手紙のときに感性的には感じていた自分自身の欺瞞を、目の前で他者が体現している姿を確認することによって明確に意識させるものとなり、責任を負っている主体として自己を課題化することになる(「調査員自身の問題であり、調査の進行につれていっそうこれらの問題意識の深化に迫られた」『第三集』63頁)¹⁷⁷。

この経験をもって、岡たちの認識の質も変化する。「日本政府のみならず、被爆者を含む日本人総体は、侵略と戦争に起因する朝鮮人の受けた一切の被害に対して明確な加害

責任がある」(『第三集』50 頁)と、日本政府に意識的に加えて「被爆者を含む日本人総体」が言及される。このことから、被団協の活動の意義を認めつつも、この加害性の欠落について意見をしている(『第三集』102-104 頁)。

このように見てくると、第Ⅱ期では、自身の加害者としての責任を自覚しつつも、要求としては責任をとるべき主体を日本政府と位置づけていたのに対し、第Ⅲ期では、日本政府とともに朝鮮人に対する加害を隠す日本の庶民の具体的な姿を目にすることで、調査員自身にも、三菱・日本政府に補償をさせる責任があることが意識されたといえる。

(3) 調査の総括から見えてきた構造―「三菱」に落とされた「原爆」

岡たちは、調査を総括することによって、庶民が加担する戦争構造の課題化を具体的に行うことが出来た。長崎の多くの労働力を抱え込み、侵略した土地の住民までも酷使して大きくなったのが三菱である。三菱は、日本の軍国主義化によって利益を得た(「連続する恐慌の嵐の中でも、財閥支配は進展していった。(中略)国民の生活困窮に反比例して、軍需工業は太っていくのである。一九三三年(昭和8)年以降、民間工場に対する艦船、兵器機械類の発注比率は、七〇%を超えていき」『第三集』142 頁)。そして日本は、アジアに進出していった。この結果、何がおこったか。岡たちは、アメリカが財閥を「最大の戦争潜在力」とであると理解していたことを「対日賠償に関するポーレー使節団報告」から理解し、やはり、原爆が長崎に落とされたのは三菱を対象としたものであったことが明らかになったのである(「目標は人口稠密なところにある軍需工場とし…」『第三集』138 頁にて、岡たちはアメリカの「臨時委員会」の決定を書いている)。

日本政府とともにアジア侵略に加担した日本国民は、自らの加担によって大きくなった三菱資本とともに原爆の犠牲となった。そして朝鮮人被爆者は、日本に連行され原爆に倒れた。いのちよりも利潤の増大を優先した企業活動は、戦争の推進力(加害)であるとともに被害の原因にもなる二重性が対象化され¹⁷⁸、同時に、そこに加担する労働に民衆が参加することで民衆もまた加害者であると同時に被害者となる矛盾をかかえることが対象化された。以上から、戦後も日本が無視した彼らの存在に耳を傾けることでこそ、転倒的な戦争のシステムを読み解き、いかなる労働をしていくことが自身の二重性の解決に必要なのかという問いを生成することが出来たといえよう。

7. 資料館の開設後

(1) 「岡まさはる記念長崎平和資料館」の創設(1995 年)

以上の戦争の本質を理解した岡たちにとって、企業城下町長崎において、それに取り込まれない異議を発し続ける主体を存続させておくことは重要な課題であった。岡は、その課題を平和資料館の建設に託したといえよう。

戦争の持つ転倒性は、結局は日本国民ひとりひとりの力の発揮がもたらしたものであるから、その補償問題あるいは戦争の予防には一人一人の人間らしい力の発揮が課題と

なる。岡資料館のパンフレットの設立趣旨にも「政治、社会、文化の担い手は、たとえ小さく見えようとも一人一人の市民です」と筆者には一見唐突に見えた一文が入っている。しかしこれは以上の把握からすれば字義以上の背景を持っていると筆者は考える。

高實らが95年以降展開させた南京大虐殺記念館との友好館提携、学生交流、証言集会などのアジアの戦争被害者との対話も、日本国民の発揮する人間らしい能動性に対するアジアの人々の応答によって現実化出来たといえるのではないか。

(2) 良心的兵役拒否の若者が働く

館開設の95年以降は、アジアとの交流活動に加え、2004年にドイツの青年と出会ってから、良心的兵役拒否で社会奉仕活動を望む若者を受け入れる事業を開始した。ドイツの青年は、岡資料館で働きながら、地域の学校に講演に出向いたりした。2010年までで5人の若者を受け入れていた。軍隊での仕事を拒否した若者を受け入れ、平和に向けて仕事をしてもらうことは、軍需産業を拒否する岡実践の課題化に適うものと言えるだろう。

加えてこの事業は、日本の若者が平和を課題化するのに必要な契機についても理事世代に意識化させた。この事業に関わった理事は「やっぱり若い人がそれ（当該事業：筆者注）によって、結構来てくれるんですね」（高實、2011年7月）と語っており、ドイツの青年が働いていることによって、若者たちが集う空間ができたことに価値を見出している。ドイツの青年がベースを弾いたりサッカーをしたりスケボーをしたり、そういう彼らの趣味との交流のなかで、日本の若者も、お互いの文化的共通性と差異を発見しているのに気付いたという（「初代のKWさんは、音楽がすごく好きでベースを弾いて、ちょこちょこバンドとかもやったりしていた。で、今度はサッカーが好きな子、スケボーが好きな子、と。そういう人がいろいろと地元の若者と接して、子どもたちがここに結構来てくれたりするんです」高實、2011年7月）。集う土台が出来上がると、例えば、日本の文化（例えば、スポーツの「宣誓」で手をあげる行為）の中に軍隊的なものが残っているというドイツの青年の指摘に、日本の若者たちは関心を持って聞く耳を立てるのだそう（「スポーツのときでも、こう手を挙げて宣誓するとか、あるいは非常によくこんな格好（敬礼）をやっていると。それはやっぱり、ナチスのあの感じ（敬礼）を受けるというわけですよ。そういうことを話すことで、やっぱり自分たちがやっていることは、そういうことなのかとか」高實、2011年7月）。ここには、若者たちが平和の社会認識に関心をもつ基盤に、趣味的な次元での（政治的な問題とは別の位相の）つながりが求められることを、理事世代に気付かせた。

ドイツの若者が、単に政治的認識のみならず、若者たちとの日常的な交流の次元から平和の問題を捉えた時に見えてきたのが、ドイツの「記憶するという文化」と日本の「無視する文化」であった¹⁷⁹。この捉え方は理事世代にも新しい気付きとなった。

これらを踏まえれば必然的だといえると思うが、理事世代の現在（2011年）の目標は、若者の専従をおくことにある。それが実現すれば岡資料館は世代を交代しこれからもま

すまず発展していく可能性が高くなると言えるだろう。

8. 補節の小括

アジア太平洋戦争における加害と被害の同時存在と現在の労働ということとがどのように関連し合っていると、岡実践は読み解いていったのか、まとめておこう。

(1) 南北朝鮮分断と日本人の責任

朝鮮半島の南北分断に対する岡実践の提起はどのように評価できるだろうか。岡実践のたどり着いた良心的兵役拒否青年の受入れは、岡実践の出発点であった朝鮮半島の南北分断の本質的な解決の見通しにかなっていると捉えられる。なぜなら、韓国における日本の侵略批判と徴兵制とが矛盾していることを指摘できるからである。この矛盾にとも向き合うことが、日本に生きる人たちの歴史の反省に適った責任であると言える。

日本の平和問題をアジア諸国との関係で議論する時、日本の加害／被害、アジアの被害という枠組みで語られることが多かったと思われる。岡実践が提起しているのは、日本の侵略の延長にアジア（韓国）もまた二重性を抱えてしまった（韓米安保）ことに、共に向き合うという枠組みであった。

(2) 三菱主体から、民衆の生活・労働の側の主体性への価値意識の生成

同時に、その責任を果たす際に、長崎市民として地域生活に対して行う活動のあるべき姿も、岡実践は客観的には示していたといえる。なぜなら、岡が長崎市議として「生きる権利を市民の手で！市民連合」を結成し、長崎市や三菱などの権力者に対抗して「長崎市民」の連帯を呼びかけていたことは、長崎市の地域生活を三菱（そして癒着する行政）主体のものから地域住民主体のものに取り戻していく運動であり、だとすればそれは再び戦争を繰り返さないための方法になり得るからである。

これは、現在の長崎の人々の労働を長崎の人々のものへとわがものにしていくことへの価値意識の生成と言える。この価値意識は、良心的兵役拒否の若者の働き場づくりへと連続し、若者が集う場が形成された。このような具体的内容は、第一節・第二節の小括で述べた大人世代における若者世代のケアの課題と、共鳴しうるものかもしれない。

このように見てくれば、岡実践が北海道の民衆史運動よりも具体的に労働ということ、活動の次元での組み替え（良心的兵役拒否）を課題化しているのは、長崎の現在の産業構造、核被害、朝鮮人「強制連行」の問題を統一的に理解することによって、軍需産業の戦前から現在までの連続性を課題化できたからであると言えよう。

とはいえ、この良心的兵役拒否の受け入れの試みは、カンパや制度に依拠して展開されたものであり、戦争と産業のシステムとは論理を異にするような労働がどのように成立可能となるのかの対象化には別の固有の学習の局面が必要だった。その点については、第三章以下で深めてみたい。

第三章 平和的な生活をつくる学習実践の展開論理

第二章では、三者関係（被害者－現場加害者－聴く側）の矛盾、すなわち加害と被害の同時存在の中から生存の側に根拠をもつ自己の能動性の発揮の価値が立ち上がってくるといふ基本的な枠組みを得ることが出来た。それは論が進むにつれて、若者世代との関係のあり方としても意識されてきた。第三章では、分断の複雑さゆえに民衆史運動ではまだ十分に見えていない、暴力に依拠しない生活像を形成するような、すなわち、生活の矛盾を総体的に解明するような、学習実践の展開論理を高知県の事例を通して探求していく。

第一節 平和的な生活の思想と自然の視点

1. 問題の所在

平和的生存権を具体的・普遍的に認めた憲法を持つ私達だが、日米安保体制の下、その精神を十分に現実のものと出来ないまま現在に至っている。そうならざるを得ない焦点をあらためて確認しておけば、米軍基地や原発の雇用で生計を立てる人々に鋭く現れるように、人の生の破壊に加担する生活から脱した方がいいとは分かっても、現実的にそこから抜け出す見通しが持てないという存在の次元における矛盾が存在しているからである。そんな私たちの存在の次元における矛盾を平和のたたかひの力にしながら、他者（他地域）との平和的関係をも実現していく平和学習実践とはどのようなものだろうか。

2. 対象の概要

以下で分析するのは、高知県「平和資料館・草の家」の実践である。「草の家」を対象とするのは、その創設者である西森茂夫が「核軍拡競争や環境破壊、人格破壊にとどめをさし、真の平和と健康で豊かな生活を築いてゆく」¹⁸⁰ことを目的とし、具体的な生活像として平和を模索していることが予測されるからである。「草の家」は、1989年に民立（2008年現在会員約700名）の平和資料館として高知市内に開館した。1Fはイベントが可能なホールの周りを展示が取り囲んでおり、2Fは貸し部屋や初代館長西森茂夫の書斎がある。3・4Fはアパートになっている。

本節では前半に、北海道の恵庭事件に携わることによって生成した西森茂夫の生活と平和に関わる思想について論ずる。後半では、その思想の具体化でもある、「草の家」の大人世代の学習実践の展開過程を論じる。展開過程の分析では、大人世代の実践の展開を学習課題の質が変化する局面に着目して時期区分した。それは、「草の家」そのものの建設時期である第1期（1979～1989年頃）：誰もが参加しやすい平和運動の地盤づくり、平和の旅を中心とする第2期（1989～1994年頃）：自己がその社会の再生産に加担しているのを認めていく局面が主たる時期、生活の資源創造に踏み出す第3期（1994年～）：学習でつくられた理念を現実の生活と統一させて理解していく局面が主たる時期である。本節の焦点は、第

3 期の変化である。

この実践を 1980 年代から担ってきている、西森以外の「草の家」の大人世代のメンバーの属性を紹介する。「草の家」の理事や事務局を務め、関わりの深いメンバーには、近隣の大学の語学の教員、新聞記者、印刷業者、現任教員、退職教員、エッセイスト等がいる。以下、アルファベットで記した名前は仮名である。調査は、文献・インターネット資料および、2008 年の参与観察および 2009 年・2011 年・2012 年の「草の家」関係者へのインタビューを参考にしている。以下、インタビューの引用時には（インタビューイ、年月日）を記す。

3. 生活から平和を捉える思想の生成

(1) 背景

高知には、自由民権運動における夜学会などの住民の学習運動、新聞の葬式などの民衆的な冗談を交えながらの抵抗以来、反骨的な気風がある。また、教育に関して言えば上田庄三郎の自由学園的試みや、小砂丘忠義による生活綴り方教育の試みがある。これらが戦後の平和運動の基盤にあることは、教職員組合の『四十年史』にも明記されている。

戦後直後の高知とは、自由民権運動の生の声が残りながら、大正新教育の息吹が復活した時代であった。実家に民権運動の闘士が住まい、また、大正新教育を引っ張った教師達に学びながら戦後教師となった山原健二郎をはじめ、青年教師が戦後高知の教育運動、とりわけ 1958 年を中心とする勤評闘争を牽引する。

この運動が全県的な盛り上がりを見せた背景には、映画「白毛女」の上映運動があったという。この上映運動の主体は青年教師達であったが、青年教師達が各地区に足を運び、地元の青年団との結束を深めたことが後の教育運動の盛り上がりの基盤にあったという¹⁸¹。

勤評闘争時代に 80 年代以降の平和運動の担い手が育った。その一人が西森茂夫（1939 年生まれ）だった。

(2) 恵庭事件の裁判闘争

1954 年の高校生徒会連合発足から 58 年 3 月の高校全員入学の時期に 15 歳～18 歳を過ごした西森は、北海道大学獣医学部に入学し生物学の視点を得、在学中に「キリスト者平和の会」に所属し、その後札幌で教員をしつつ恵庭事件（1962～）に携わる。

恵庭事件の裁判は、自衛隊の爆音で生活を妨害された野崎美晴・健美兄弟が、訓練中の自衛隊の電話線を切断し、自衛隊側が野崎兄弟を訴えることで自衛隊の合憲判決をねらって行われた裁判である¹⁸²。その闘争と、長沼闘争（基地建設のために農林大臣が国有保安林を解除したことを契機に自衛隊の違憲と保安林解除の違法を闘った闘争、一審の福島重雄裁判長の判決は、自衛隊の違憲性を認めた）は連続したものと運動側には捉えられている。この裁判に関わる運動では、ここで確認しておくべき 4 つの特徴があった。

第一に、自衛隊の問題は野崎兄弟の生活の問題、すなわち「難聴になる、牛は乳量が激

減する、更に轟音にびっくりして牛が逃げ回って鉄線に引っ掛かって出血多量で亡くなる」¹⁸³等として把握されたということである。平和が生活の問題として論じられた。札幌市内に居住する平和委員会やキリスト者平和の会のメンバー達も、援農として現地の農作業を手伝った。それなしに、この闘争の根拠を掴むことは出来なかったのである。長沼事件に即せば、当時平和委員会の中心にいた松井愈は「長沼で基地がおかれて生活がおびやかされている人たちがどういうことに不安を感じ、どういうことに怒りをもっているのか、あるいはどういう点でとまどっているのか、本当は反対なんだけれども、発言できないという人がたくさんいるわけですね。そういう人たちが、何を恐れて発言できないのかという風な現地のたたかいをめぐるいろんな情勢を本当に生でつかむ」ことの重要性を述べている¹⁸⁴。

これと関わって第二に、この訴訟実践は、野崎の支援をするという一点で団体間の政治的主張の差異を超えて行われた。『平和憲法を守るキリスト者』には「私は恵庭事件の中で次のことを確信しました。『いかなる運動も思想・信条を超えて団結すれば半分は達成できること、それを国民運動にするかどうかは勝利の鍵となる』ということです」という高校生の感想が載っている¹⁸⁵。

第三に、この訴訟実践の過程での「実体審理」である。実体審理とは、自衛隊が侵略のための軍隊であるかどうかを、具体的な自衛隊の訓練内容から判断するというものである。この過程で自衛隊員の証言を聴くことが不可欠となった。「特別弁護人も憲法解釈上防衛力が戦力にあたるか否かは自衛隊の実体を調べてはじめて客観的実証的に決定しうると主張、裁判所は弁護側証人第一号として三矢研究統裁官・田中義男元陸将を喚問することを決定した」¹⁸⁶。

第四に、この闘争の延長にある長沼闘争では、軍という仕組みがなぜ存在するのかという点まで切り込まれた。軍という仕組みが単に政治的な冷戦構造によってのみ存在しているのではなく、それを根底で規定している軍需産業という視点が明らかとなり、生活と軍との両立不可能性が暮らしのヘゲモニーをだれが握るのかという争点にまで課題設定を深めることが出来た。当時闘った内藤功弁護士は「国を守るために自衛隊があるのではなくて、軍隊というのは結局は、すべて軍需企業の利潤によって働かされているということをよく分かっていた必要がある」と述べている¹⁸⁷。そこから隊員と軍という仕組みとを区別する視点が生成し、隊員との連帯感覚（「だから箕輪登さんの言われる『我、自衛隊員を愛す。故に、憲法九条を守る』という心ですよ」¹⁸⁸）も生成した。

(3)西森の平和ピラミッド論

この生活の視点と生物学の視点から生まれたのが、平和を自然の視点から捉え返す平和ピラミッド論だった。西森は、転任をぎりぎりまで延ばして恵庭事件に関わり、土佐高の教諭になった。その間、長沼闘争について記された深瀬忠一の編著作に西森も寄稿しており、その後も西森は北海道の憲法闘争についてはフォローしていたと思われる¹⁸⁹。土佐高時

代に平和ピラミッド論は書かれた¹⁹⁰。

西森は、「憲法を守る運動の第一線で果敢なたたかいを繰り広げ、自らを鍛えていった」と述べ、「私は恵庭事件の判決を聞いて、九年過ぎた札幌をあとにし、郷里の高知に帰ってきました。私の北海道時代は、私の青春そのものでしたが、北大山岳部の部員として北海道の山々を歩き、森の美しさと風雪の厳しさを体験したこと、卒業後、北星学園に就職、北星学園教職員組合を組織して初代書記長になったこと、信仰の同士橋本左内牧師と新しい教会づくりをめざし、『札幌福音共同体』

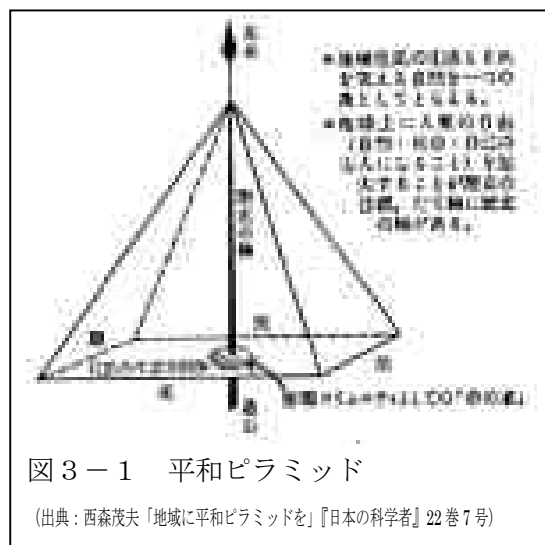
(1963、発寒)を開設したこと、それらすべてが今日の平和資料館・草の家の源流となっています」と述べている¹⁹¹。

平和ピラミッド論で西森は「現代は人間と人間との矛盾の根底に、自然と人間との基本矛盾が顕在化した時代と考えなければならない」と把握する。西森は「平和ピラミッドは、地域住民の共同と自然との共生の関係をつくりだす仕事の発達によって、権力や大企業の収奪から独立した生活文化圏のひろがり、つまり住民自治の発展によって成長し変化する」と述べ、焦点を「仕事の発達」において平和問題の解決を探る点は、本節の課題に重なる。具体的に「平和ピラミッド」は、「人類の危機の全体構造を認識し(中略)行動を可能にする『教育体』であり、(中略)日常的に組織し、生活化するための『運動体』でもある。また、地域に根ざした産業・農業を振興し、流通を住民本位に整え、地域住民の健康と生活を守る『経営体』であり、住民の(中略)自治・統治能力を高める『自治体』でもある」と述べられる。この平和ピラミッドの中心で、情報コミュニティの役割を担うのが「草の家」と構想された(図3-1)。

そして各地域にこのような平和ピラミッドが生成することによって、当該地域が他地域の固有性と自立性を尊重した関係様式を生成し得ることが見通された。西森は、平和ピラミッド論において「戦争には文化を同じにしてしまう傾向があるが、地域に根ざした平和はそれぞれの文化に独自の花を咲かせる。地域に根ざした平和ピラミッドは輸出できないが、世界各国のそれぞれの地域の平和ピラミッドが、対等平等に交流・連帯することによって、真の平和の基礎となる新国際経済秩序の創造を可能にする」と述べている。野崎兄弟の生活への支援の経験が、戦争システム批判において、自然の視点を視野に入れた仕事や生活の在り方を含めた平和の生成という視点を西森に与えていた。

4. 生活資源の創造へー「草の家」の学習実践の展開過程

(1)第1期ー「拒否しない」場づくり



1979年、全国的な空襲展の動きのなかで第1回の空襲展が高知市立図書館で開催される。1990年の高知市政100周年の年に向けて、市で自由民権記念館を設立する計画が持ち上がり、空襲展のメンバーは高知空襲展によって集まった史料を常設するコーナーを設置するよう働きかける。しかし、市の構想で「同館の構想には平和史料の展示・保管はしない」とわかり、カンパと西森夫妻の持ち出しで現在の「草の家」が建設される。

空襲展とともに、文化イベントが次々につくられていった（1983 平和七夕、84 平和音楽祭・美術展、85 年映画祭、93 年演劇祭）。これらは、1996 年からは、ピースウェイブとして6月～8月の一連の行事として「草の家」が事務局となり行われている。

「草の家」の地域でのイベント活動が「一般市民」に対して親和的であろうとする、すなわち段差の少ないものであることも大切なようである。館長は、「これらは平和活動のなかでも非常にソフトな部分でやね。（中略）けっこうこれを市民のなかに浸透さすことで、平和を守る力の底をつくる、土台を作っていくような役割を果たしておるんじゃないかと位置づけをしつちようるやがてね」（館長、2009年7月24日）と言い、「草の家」を拠点にイラク戦争の反対活動をするHOは「『戦争反対』のシュプレヒコールよりも、もう少し柔軟な発想で色々な層に関心を持ってもらいたい、音楽なら（中略）ライブを開くことで『とにかく戦争は嫌だ』との気持を伝えたいと思ったのです」（月刊『kochijin』2009年3月、24頁）と述べている。

以上のような「草の家」の姿勢に対し、平和七夕に場を提供している商店街の人は、「強い政治色は出してほしくない（中略）市民・県民全員が平和を祈る場であってほしい。（中略）特に反対はなかった、現在も異論は全くないですし」（高知市内帯屋町商店街の店主、2009年7月24日）と語り、平和七夕の活動当初から政治活動と平和活動の区別の原則は重要な要素であったことがわかる。

(2) 第2期一二律背反との格闘

空襲展のメンバーが「草の家」建設の土台だったから、89年の「草の家」完成後、まずアジア太平洋戦争の被害・加害（日中不再戦の碑の建設）・抵抗（楨村浩）に関わる調査活動が行われることになった。1991年から平和の旅を中国、韓国、ベトナムで開催した。平和の旅を通して、「私たちは、（中略）加害の事実を隠蔽してきた日本が、世界第二位とか三位とか言われる自衛隊を育て、遂に『派兵時代』に突入という現実の重荷をしょって、なんと戦争放棄を明記したカードをもって、凄惨たる被害をうけ今も貧しい中国の村々をたずねたのです。この一二律背反、欺瞞といわれるかもしれません。しかし、私たちはそうせざるをえなかった」と西森は述べた¹⁹²。西森は、平和の旅を「侵略戦争における加害責任」を「追体験」する活動と位置づけた（草の家だより27号、1992、以下たよりと略）。

(3) 第3期一文化活動と戦争システム再構成の段差

①止まらない自衛隊派兵

「二律背反」を解決するため、西森達は湾岸危機に平和的手段で解決するようイラク・アメリカ両大統領に声明を送ったが、「残念ながら十七日、アメリカを中心にした多国籍軍の攻撃によって戦端がひらかれ」（たより 23 号、1991）た。反戦の表明が届かない現実に悩む。西森は「平和のシステムをつくり出す作業は急がなければなりません（中略）十五回続けてきた空襲展、十一回を数える平和七夕まつり（中略）平和のすそ野はひろがってきましたが、これでいいのかという思いが絶えずあります」（たより 35 号、1993）と述べた。

②平和のシステムづくり

「草の家」は当初から環境問題も少しずつ取り組んでいた。しかし最初の数年は「草の家」の仲間が「二律背反」を「迫体験」する熟成の時期だった（西森自身は恵庭事件をベトナム戦争と重ねて理解していたので、日米安保体制による被害とベトナムへの加害の「二律背反」性は身に染みていた）。西森以外のメンバーも「旅に参加し、中国の人々の生の証言や戦禍の傷跡を見聞きすることは、過去への償いよりも、未来の警告に聞こえます（中略）この警告を次の世代にどう打ち鳴らすべきかが、私自身に問われている」¹⁹³と述べた。西森は 1994 年 11 月、戦争システムにおける「二律背反」を共有した仲間と「憲法の森」構想を発表する。

森に着目した時、西森には「日本の支配階級の人々」が「日本国憲法の枠組みを桎梏と考え、『普通の国』になるといって」いる姿と、その支配階級が森を「戦前戦後を通じて収奪の対象」とし「高知県の山村はいたるところで限界集落と化」していることが重なって見えた（以上の引用はたより 40 号、1995）。森の収奪が戦争を支えていた。私たちの生存が脅かされながら、他者との暴力的関係が再生産されている様が課題化されてきたのである。西森は、「アジアの人々と共に、自然と共生できるシステムづくりに百年の大計をもってあたるべき」（たより 40 号、1995）と述べる。平和ピラミッド論に重ねれば、まさに自国の民衆の生活を切り詰めかつ他国との戦争によって儲けてきた「権力・大企業」を基盤とするのではなく、各地域の「仕事の発達」「住民自治の発展」によって諸「生活文化圏」の自立性と固有性を尊重した「生活文化圏」の存立を中心とするシステムづくりへの見通しが、高知に即して徐々に生成してきたといえよう。

憲法の森は、大豊町長と大豊町森林組合の協力で実現し、この森と山荘「梶ヶ森」では、子ども達と植樹や星座の観察会を行ったりした。システムづくりはさらに展開し、1997 年には、自然農に営む川口由一を呼び講演をお願いしたことから、物部村の休耕田を借り農園「みみず園」を開園し、旧家を改造して「南考舎・杜の家」を立てた（たより 52 号、1997）。稲、ケナフ、サツマイモなどが植えられ、秋にはメンバーを募って稲刈りに行く等して利用されている。

③2000 年頃の情報ネットワークとしての「草の家」

「草の家」は自身でこうした資源を生み出しながら、一方で、県内外の様々な生活をつくる資源と関わる実践とネットワークを形成していった。西土佐では教職員組合の運動仲間である山下正寿が1983年から高校生の放課後の学びの場としてビキニ被災船調査で有名になる「幡多ゼミ」を開催していた¹⁹⁴。また、1997年には廃校を利用した四万十楽舎もオープンさせ幡多郡の地域生活の批判的再構成を担っていった。東土佐では、窪田充治が掩体の保存運動を組織し香長ゼミナールを1993年にオープン、掩体コンサートや「強制連行」調査、ベトナムの高校生交流会、「身土不二」農園の開園、黒砂糖しぼり等を行っていった。その他、高知県内の自然農や地産地消の実践団体を「草の家」で開催する集会へ誘ったり、講座に講師として招いたりしてネットワークを広げていった。

以上の展開を踏まえると、2000年頃までに「草の家」は、第一にピースウェイブに関わる高知市内を中心とした平和団体とのネットワーク、第二に自然農等に関わる高知県内を中心としたネットワーク、そして平和の旅を通じた国際的なネットワークを形成していたと考えることが出来る。これらのネットワークは、第四章第一節における「草の家」の若者達の学習実践の基盤となる。00年以降の展開は、若者世代の実践と関わるので後述することとする。

5. 小括

(1) ポスト冷戦構造と「草の家」の葛藤

「草の家」の学習は、自衛隊の冷戦構造からの脱皮とともに展開したとも言える。加害の反省をしていない国の国民である、ということが札幌郷土を掘る会の場合の葛藤・矛盾の主要なモチーフだったが、「草の家」の場合、さらに現在進行形で日本が戦争に加担している現実、それを支えるシステムの再編（「普通の国」になる）があった。これと現在の軍需産業の問題、それを支える私達の生活といった発想が生まれることによって平和ピラミッド構想は現在に即して具体性を獲得していったということが出来る。

こうした捉え方は、恵庭・長沼と連続する矢臼別の闘いにも共鳴する。自衛隊基地および米軍の移転訓練への反対と、国策による大規模経営の推進に反対してきた別海の目指すところは、「草の家」の目指す生活像と重なる。

このことは、自衛隊イラク派兵差止訴訟の名古屋判決をさらに発展させる手がかりを示している。名古屋判決では、平和的生存権の具体的権利性が認められ、その自由権的態様が示されたが、社会権的態様については課題として残された。平和ピラミッド論および次節で示す生活の内容は、社会権的態様の内容構成の手がかりとなり得る。だとすれば、あらためて恵庭・長沼の裁判闘争に学ぶ価値があることも「草の家」の実践は示している。

(2) いかなる生活をすべきかを判断し得る平和学習の内容－自然の視点

では、生活というところに踏み出すときの学習内容の特色は何だったのだろうか。「草の家」の実践の展開から、人権意識（第2期）と生活（第3期）が結合されるには、自然との関

係の把握が社会システム理解に統一される必要があったといえる。自然の視点は、人権を尊重する関係が、生活を大切にする仕事の場面を介してはじめて現実化し得るという見通しをもたらした。第2期の限界を突破した西森の理論も、恵庭事件における野崎の牛との関わりという自然の視点からの自衛隊批判にその原点はあった。

自然の視点は、とりわけ東日本大震災（2011年）を経て鋭く問題化されてきたわけであるが、例えば鎌仲ひとみ『六ヶ所村ラブソディー』等、自然と人工物（原子力発電・放射能）との矛盾が鋭く顕在化していた地域ではすでにテーマ化されていたことでもあった¹⁹⁵。

以下では、自然ということを手がかりにもう少し生活ということと学習との関連を具体的に見ていきたい。

第二節 生産の批判的再構成に内在する平和の根拠

1. 課題

「草の家」（第一節）の事例では、暴力を発現せしめない生活像を形成する学習において、自然の視点が不可欠という重要な示唆を得た。しかし、そこをくぐってなおあらためて、平和学習の核心にある加害と被害の同時存在の矛盾とどのように統一的に対象化されるのかは十分に明らかにならなかったように思われる。

その理由は、そもそも労働の次元における矛盾の対象化とはどのようなものなのかが突き詰められていないことに起因するように思われる。「草の家」では、生活の資源をつくりだした主体（大人達）は、皆他に生計を成り立たせるための仕事をもっていたため、主体の抱える葛藤の対象化が現実の生業¹⁹⁶の次元まで深まっていかなかったためだと考えられる。以下では、子どもの進路が実践の中の重要な契機だったことから、現実的に食べていける生業の仕組みの次元をくぐって平和のたたかいを創造しようと試みた幡多地域の学習実践を見ていくことで、存在の次元からの葛藤の対象化と加害と被害の同時存在の対象化とが統一されるような学習実践の展開論理を明らかにしていきたい。

以上が平和のたたかいを生み出す方向性だとすれば、現実の日本では、暴力的な解決様式の模索がますます進んでいる¹⁹⁷。大企業はゆとりをますますけれども、民衆の生活はひどく切りつめられる労働・生活の政策が進む中で、それによってもたらされる民衆の葛藤（不安）の解決様式として武力による安全保障の支持が正当化されているからである。現時点でいえば、ホワイトカラーエグゼクションや労働者派遣法の「改正」と集団的自衛権の行使容認とがわがちがたく結びついているものであることが重なってこよう。

さらに、今の日本の現実をみれば、学校教育における学習内容においても、マスコミの報道においても、政府の流す情報においても、戦争のシステムを正当化するような「学び」があふれている。たとえば、2014年に学習指導要領が一部改訂され「領土に関する指導」が強化されたことなども、このような方向の一つだろう¹⁹⁸。だとすれば、存在の次元を含めて平和のたたかいを創造していくような平和学習は、そのような質の学びをも批判的に対

象化し、学習あるいは教育そのものの平和性をも問わざるを得なくなる。そこでは、そのような学びを保障することのできる教育実践の組織化の論理とはどのようなものであるかも問われてくるだろう。

以上から、本節では、第一に、生業をめぐる仕組みの組み替えの学習をくぐって、存在・労働の次元の葛藤の対象化と加害と被害の二重性とを統一的に対象化するような学習実践の展開論理の解明を、第二に、そうした学習実践を保障し得る教育実践の組織化の論理、すなわち、教育実践がかかえる二重性の平和的な解決の見通しを生み出す学習実践の展開も検討したい。

2. 分析枠組みと調査の方法

新しい生業のあり方の現実化は後に問われるとしても、対象実践の選定において重要な視点は、平和学習の核心である加害と被害の二重性に関わって、労働や生産に関わる地域の分断の現実を深く捉えているかどうかにあるだろう。

ビキニ水爆実験による被ばくとその処理（以下、ビキニ事件）で住民と被害者とは分断され、被害者の生きるための必至の選択が彼らの健康被害の放置につながるという矛盾が鋭く顕在化した。高知県の幡多高校生ゼミナール（地域史の学習サークル、教師数名が顧問。以下、ゼミ）はこの矛盾を読解した点で注目し得る。ゼミの学習はそうした戦争システムの変革を求めたが、先取りすれば、その変革の課題に答え得る新しいシステムをつくる実践の生成に至るまでにはさらにいくつかの課題を乗り越えていく必要があった。中心的顧問の山下正寿は、出会った課題に対応し主要な4つの実践（1983年～現在：ゼミ＜宿毛市＞、1997年～現在：四万十楽舎＜四万十市＞、2006年～2010年：幡多学、2011年～：自然エネルギー研究会）を展開させた¹⁹⁹。各実践の生成で実践の総体の質が変わるので、本節ではそれに対応させて1983年～96年を第1期、97年～05年を第2期、06年～10年を第3期、11年～現在を第4期と区分した。

その分析において、第一に、労働・生業の次元の葛藤を対象化する学習実践の発展と加害と被害の二重性の対象化の発展との相互規定的な展開論理を、第二に、この学習の発展に伴う、教育実践がかかえる二重性の平和的な解決様式の生成過程を読み取る。なお、本節で幡多地域とは、四万十川流域の自然と関わる人間の営みがつくる文化的単位を指し、行政的には、大月町、黒潮町、四万十市、四万十町、宿毛市、土佐清水市、三原村とする。

分析は、著作と関係者へのインタビュー調査（引用後、初出時に名前・日付＜二度目以降は同上＞を記す）に基づく。以下で登場する、山下正寿、牧野太朗・佳代夫妻、木村俊雄以外は仮名である（敬称略）。牧野夫妻については、本節では、移住前の経歴を紹介する関連で、牧野太朗の方を中心に叙述するため、特に断りのない限り本文中に牧野と記してあるのは、牧野太朗の方である。

3. 第1期 ゼミによるビキニ事件の矛盾の対象化

(1) 山下の抱えていた教育現場の葛藤

山下が学校とは別の居場所を学外に設け、そこを拠点に、生徒を地域の歴史の現実に向き合わせた。教師になった山下の目の前の現実、受験競争に追い立てられ、ともに未来を語るべくつながるべき仲間といがみあわされ、いじめが生じる教室空間であった。山下は「非常に居心地のいい、先生も学校の先生という顔はせずに、一緒に騒いだり笑ったり、相談する、できるというそういう関係」（山下、2014年1月31日）を目指し、幡多ゼミを組織していく。なぜ、山下は学校の内部ではなく、地域に学びの拠点を生成していったのだろうか。

山下は、1965年からの早大闘争で教授に単位を落とされ、教育と支配者層との癒着を「権力的に教えられた」（山下、2012年11月30日）と言う。山下は教師になり受験指導をせざるを得ない自身の働きを解決する道を探していた。社会科実践「父母の青春時代」はその試みだった。生徒に家族からの聴き取りを綴らせた。それは「食べ残した時に突然おじいちゃんが怒った」「どうしてこんなに怒るんだろう」（山下、同上）といった高校生が家族との間で感じていた理不尽さを対象化する試みだった。山下は、身近な人の話を聴く学びに対する生徒の関心の高さを確認し、地域史の証言を聴く放課後サークルを構想する。

(2) 地域の現実との出会い

① 特攻隊の学習

ゼミの掘りおこしは、強制疎開・特攻、ビキニ事件、「強制連行」の問題へと展開するが、山下がまず生徒達に出会わせたのは、足元にも存在した特攻隊員の青春だった。大月町柏島には特攻艇震洋の基地があった。生徒達は、自分達と同じ年齢の特攻隊員達の死ぬための青春を介して、自分達はどうか生きるべきかを考えた。同時に「教育の恐ろしさ」²⁰⁰を実感した。その後ゼミは、その後自分達（教師も高校生も）が教えられた歴史とは違うビキニ事件の真相に出会う（1985年）。

② ビキニ水爆実験被害者との出会い

被害者F Uは長崎で原爆投下を生き抜き、高知でマグロ漁船の乗組員になった²⁰¹。仕事は厳しかったが、母思いのF Uは誠実に従事した（「このお金を惜しまずに、一日も早く全快して」ゼミ〔1988〕22頁、F Uの母への手紙）。水爆「ブラボー」（1954年3月1日）をはじめ実験の繰り返された海でF Uは操業を続けた。F Uが持ち帰った1957年と記された海図には「ビキニハ大イニ関係アル」と書かれる（ゼミ〔1988〕27頁）。F Uは操業中ノイローゼになり、帰港後、喉の治療も受けている。その後入院中、この事件の精神的・肉体的苦痛からと思われる自殺を遂げる。被害者の真相を探るべくゼミは県東部室戸に向かった。

当時、地域では被ばくマグロが問題となり、漁業組合ではそれを隠すため緘口令を敷いた。乗組員は生活のため、自分達の被ばくも封殺するしかなかった（「抗議行動やったけど、いえばいふほどマグロの値段は下がる。余計なこと言うなっでことで船主から押さえられ

(中略) 事件について言ってもいいことはないっていうふうに思い込んで」山下、同上)。

(3) 証言の顕在化を媒介した学習の場の性質

ゼミでは証言の受け止め方は自由だった(「的外れたことを言う人もいますよ。でも(中略)そういう人を排除するという空気ではなかったの、だからみんながのびのびとできた」ゼミ卒業生Y、2012年11月30日)。先生も押し付けない(「なんか先生も友達みたいな感覚でしたね」Y、同上)。こうしたあり方は受験競争・管理教育の否定に根拠をもっている(「無理に押し付けない(中略)それが管理教育ではありえない」山下、同上)。

こうした場が高校生の自主性を担保していた点が明らかにされている²⁰²。高校生が班毎に証言を聴きに行きそれを報告する(例「船長の私だけが米軍の飛行機でハワイに連れて行かれました(中略)実験を見たことを誰にも言うなと口止めされました」ゼミ[1988]173頁)。それは顧問教師も初めて聞く話で「会議室の空気がぴーンと張りつめ(中略)顧問教師たちはメモ用紙から顔を上げ、互いに顔を見合わせた」(ゼミ[1988]173頁)という。

「平和団体等の関係者がいっても無理だ」(山下、同上)と思われていた被害者の実態は教師も知り得ていなかった。「そこへ高校生がきて(中略)この子らは聞いたからといって何かに利用しようとするわけでもない、新聞記者とも違うんだし、そういうふうに一生懸命聞いてくる子らに(中略)ありのままに言うのだから、それは言うべきではないのか」(山下、同上)という被害者の気持ちを山下達(教師)は学んだ。

漁業資本に散々利用された被害者が利用目的という同質の接近に口を開くはずがなかった。経験の必然性の解明が被害者の必要だった(「こんなことが二度とあってはいけません」Fの母、ゼミ[1988]32頁)。それは社会への関心が芽生えた高校生の必要にも適った。ありのままを聴くことが証言の顕在化につながった。以上を経験した山下は被害者の信頼を得た(「全部持ってってね、よく調べたけんね、先生」被害者T、2012年12月2日)。

(4) 軍事・利潤優先のシステムにおける分断の対象化

民衆間でも封殺の深さに違いがあった(「一般漁民よりは当時の船主や漁業関係団体の役職にあった人たちの口が重たかった」ゼミ[1988]82頁)。被ばくの処理への関わりが深いほど証言は深く沈んでいた。緘口令が敷かれざるを得なかった理由をゼミは探る。

ゼミは公文書等から、地域に問題を封じるシステムを操っていた主体が大手水産業界・政府で、緘口令は彼らの支配の方法だった点を課題化する。そもそも乗組員が遠洋に出た理由は大手水産業界の成長による中小漁民の貧困化にあった点(近藤[1958]から学ぶ²⁰³)、その上で「アメリカ寄りの吉田・鳩山内閣と大手水産業界が癒着して、ビキニ事件の幕引きを早めた」(ゼミ[1988]119頁)点、中小船主も『「ビキニ事件による倒産をなんとか免れたい」という追い詰められた状態で、わずかな『慰謝料』と引き換えに、事件の幕引きを手伝わされた」(ゼミ[1988]119頁)点、汚染の危険性は無視され「大手水産業界は船団に操業を中止させることはしなかった」(ゼミ[1988]100頁)点等が見えたからである。

民衆の沈黙には地域の住民間の政治力学が凝集しており、沈黙が解かれる時それは可視化される。ゼミはそこへの接近を通して分断の生成が偽の解決（被害者の問題は未解決なのに解決とされる）に至る仕組みを暴けた。分断批判が現状の戦争システム批判の焦点と理解された。ゼミの課題意識は、ミクロネシア連邦憲法にのせて語られる。「戦争」「分割」「支配」（ゼミ[1988]140 頁の同憲法）という戦争システムの性質が明確に否定されていたからである。ゼミは「平和」「統一」（連帯とも言えよう）「自由」（同憲法）を追求していく。「黒潮に平和を」（ゼミ[1988]5 頁）が山下達の課題となる。

(5) 変革に向けた連帯の実践

ゼミは以上の内容を世に訴え、教科書記述も変化させた。高校生は社会への関与を体感した（「高校生にもこれだけのことができるんだ」中村高校一年生、ゼミ[1988] 175 頁）。ゼミから出来た高知県ビキニ水爆実験被災調査団は、乗組員の健康調査を実施した（1986 年）。高校生の調査は、乗組員の組織も生んだ（「ビキニ被災船員の会」1988 年）。

山下は、地域との出会いで発揮された高校生の力（「問題がここまで伏せられる背景にはいろんな壁が出来てきた。全部とりはらうのは高校生だけ。そういう力」山下、同上）を自覚する。山下には高校生の自主活動における地域住民との出会いが不可欠に映り、「幡多地域の文化活動」²⁰⁴の拠点として、自宅に幡多地域文化ゼミナール館を建てた（1991 年）。

(6) 見通された平和像－友情

① 差別の問題への取り組み

柏島の特攻艇調査の際、戦時中の柏島の工事で犠牲になった朝鮮人の墓の存在には気が付いていたが、当時のゼミでは加害の問題を扱える枠組みが育っていなかった。ビキニ事件の調査を通じた地域の被害－加害では割り切れない現実の理解を通して、差別の問題を捉える枠組みが育っていった。

その枠組みを「強制連行」の事実につなげたのは、中村高校の部落問題研究部だった。彼らは、部落問題はもちろん、障害者問題や地域のさまざまな人権問題について調べてきており、地域の「強制連行」の情報も持っていた。

② 「強制連行」問題

1990 年からゼミは、津賀ダム（四万十町）の朝鮮人「強制連行」の事実を掘り起こす。ビキニ環礁が米国の占領下にあった等、ビキニ事件の解明には戦前の日本の侵略を対象化する必要があったからだ。

「強制連行」の事実を掘り起こした時ゼミにいた Y は、はじめに戦時下の民衆の国を超えた友情の存在に関心を持った（「そういうあったかい話しもあったんだなあ（中略）そういうのはストンと入って」Y、2012 年 11 月 30 日）。顧問はこの事実在意図的に出会わせた（「この事実は教育的に大きな意味あいを持つ（中略）従軍慰安婦や強制連行について学ぶ

とき（中略）『人間はこんなひどいことまでできるのか』という生徒の反応が出てくるからである。人間不信に陥ったり、社会に絶望した生徒からは前向きの意欲は起こらない」ゼミ [1994] 47 頁）。

加害を学びゼミ生は「『すまない』という気持ちばかり」（ゼミ [1994] 6 頁）で不安も大きかったが、先の事実のおかげで、朝鮮学校生 KZ の、昔の人の責任で自分には責任がないと言う日本人に対する「何かが違う」（ゼミ [1994] 80 頁）の問いに向き合う勇気が持てた。KZ は若者が史実に直接関係ある／ないという議論が平行線を辿る限界に悩み「歴史を学ぶのは（中略）未来を考える知恵を得るため」（KZ、ゼミ [1994] 80 頁）と責任の質を問い返す。そして「KZ の積極的で前向きな姿に、私たち（日本側：筆者注）はとても爽やかな感動を覚え」（ゼミ [1994] 81 頁）、加害を単に謝るのみの姿勢とは違った形でゼミ生も歴史の真実に向き合えた（中村高校一年生「みんな日本と朝鮮の明るい未来を望んでいるんだ」ゼミ [1994] 92 頁）。歴史に向き合うゼミ生を朝鮮学校生は友人として歓迎した。KZ は「私たち若い世代が力を合わせて、新しい歴史をつくって」（ゼミ [1994] 5 頁）いく必要を述べた。この時の山下の平和とは、ゼミ生と韓国・朝鮮学校の生徒との未来に向けた友情の形成だったと言える。ゼミは韓国側との交流（1993～）を重ねていく。

(7) 新たな問題の生成

ゼミ生はこうした「人が生きていく、生活していく根拠の問題を共に調査・学習」するうちに受験競争で隠し続けてきた「今までとは違う、もう一人の自分」を発見し、その過程をともにしたメンバーを「これが仲間なのだった」と言う（ゼミ [1994] 135-136 頁）。

真実を語る連帯がゼミの見通した問題解決だった。しかしゼミが出来て数年がたつと卒業生の状況が見えてくる（「就職した高校生は（中略）地方の中小企業で、労働組合もない職場では、残業に追われたり、労働強化で追いたてられている」ゼミ [1994] 132 頁）。卒業生はゼミで得た連帯の価値意識を封じ生きざるを得なかった。生き方と重ねた学びを生成したからこそ、山下はゼミと連続する進路（仕事）の創造に向き合わざるを得なくなる。

4. 第2期 四万十楽舎の運営における事業性と運動性の矛盾

(1) 課題の生成

高教組委員長として山下は、「土佐の教育改革」²⁰⁵の会議で、過疎化で生じた廃校舎の活用を提案する。ゼミの経験から「地域で子どもたちを支え合う、そういう場所づくり」（山下、同上）を提案し「地域の仕事づくり」（山下、同上）としてもこれに取り組んでいく。

(2) 第1期をツールとした対象化と変革の実践

幡多の各地区の住民は過疎の現実を生き抜くための保守的態度を貫いていた（「経験主義に陥って、余計なことをしない、手を出さない、断ることのすごく上手な人、何かをしよ

うとしたときには（中略）出来ないことを並べたてるプロになる。やっぱり田舎で刺激がないし、そうなりやすい」山下、同上）。しかしそれも懸命の能動性である限り尊重され、その原因が探られる。ビキニ事件における抗議の封殺に対する理解は、地区住民へ接近するツールであった。幡多の各地区の保守性を理解していた山下は、民主村政²⁰⁶で環境的にも条件の良い旧西土佐村の中半地区を候補にした（「すごく抵抗があるから、元分校の教師だっただけではとても行けないので、ここならできるという判断をして」山下、同上）。

西土佐村は、戦時中の満州分村で多くの犠牲者を出した経験から、戦争への抵抗意識が強く、戦後「作文の会」の教師を中心に、民主的な教育に取り組み地域の青年団活動の担い手を育てた。そのことが民主村政の基盤になっている。

山下はこれに専念するため学校を退職する。スタッフはゼミ卒業生、地域の人や環境専門家等を採用し、1997 年四万十楽舎（後に社団法人）を開設する。山下は子どもの自然体験学習を中心に委託事業を請け負う（「学校では出来ないことを（中略）ものすごい子ども喜ぶから、それで親の意識も変わる（中略）よそからきて、村の予算を使ってというのがすごくあったから、子どもを軸にしてだんだん」山下、同上）。地域の一斉校舎清掃の日に地元の小学生と地区の高齢者が楽舎を掃除しその後子どもとレクをして高齢者は楽しむ²⁰⁷。楽舎スタッフWによれば「夜、楽舎の明かりがついているとほっとする」と住民が言ってくれるという（W、2012 年 12 月 3 日）。今では事業の昼食を地区住民が担い、楽舎が地区行事と呼ばれる関係にある。また「何するにも、うちらスタッフだけじゃ知識もないので」（W、同上）地区住民の参加で子どもへの事業の質も上がる。楽舎は、外から来た余計な存在ではなく、地域の再生産を叶えるものと理解されたといえよう。楽舎は、子ども・若者の参加による新たな学校づくりが住民の地区参加を活性化させる根拠となった。

(3) 四万十高校生交流会（2001 年）

以上の経験は、高校生による地域と連携した活動・教育政策への参加・提言の活動へと発展していった。なぜなら、子ども達が真に自由な学びを出来ることが、地域の未来創造に不可欠であることが判明したからである。

当時の橋本県知事の下で 2000 年 7 月に教育委員会と知事部局で「子ども条例策定委員会」が設置され、県民の主体的・積極的参加が意図されたことから、山下ら、地域で教育やまちづくりに関わる実践者 8 名が「みんなでつくろう『子ども条例』委員会」をつくり「子どもに関するみんなの決まりごと＝子ども条例モデルプラン」に取り組んだ。

山下らは 2001 年に幡多地域の 6 校の高校の生徒を主体に、四万十高校生交流会を開催した。各高校の地域と関わる取り組みが交流された。この取り組みのなかで、子ども条例制定に向けた提案もまとめられた。内容を以下に記す²⁰⁸。

一、学校・教師

○中学校での学校説明と高校での実際の生活の違いを無くす

○職員会への生徒の参加（代表者の意見表明）と生徒（会）の自主性尊重

- 授業をわかりやすく楽しいものにする（地域環境を体験できる授業を増やすなど）
- 教室などを高知県の木をたくさん使ったつくりにする
- 教師によるセクハラ、暴力、体罰の廃止
- 子どもの立場にたって、先生同士が批判しあって向上する

二、環境

- ゴミの分別とリサイクルのとりくみを、学校・地域で推進する

三、社会・地域

- 汽車・バスなど、その他公共の乗り物の学割の割引率を上げる
- 奨学金の充実、授業料の引き下げ

四、文化

- 子ども図書館、子どもが音楽にふれる場、遊びを教えてくれる場をつくる
- 昔やっていた遊びができる環境を整え、子どもが文化にふれる場を整える

2002 年に各地の「子ども条例」モデルプランが交流され、その後、専門家による条文化を経て、2004 年に県議会で可決に至った。山下ら地域の実践者にとっては、県政の姿勢の変化を活かして、子ども達に自分達の教育環境・地域環境に対して自治的な体験をする場を創造するものだった。地域と関わった子ども達の声を教育に関わる政策に反映させる回路をつくった実践だった。

(4) 韓国の生徒との関係の展開

韓国の生徒との交流も引き続き展開している。「新しい歴史」をつくるため、楽舎を介し現在の問題として環境問題にも取り組み始めたゼミだが、この時は韓国側との課題の共有には至らなかった（1999 年「韓国では（中略）今やっと自然や環境問題に眼を向け始めた段階（中略）残念ながら意見が噛み合うことはありませんでした」²⁰⁹⁾）。日本の侵略も関連するが、それまで韓国は経済発展優先で環境問題の報道規制があったからである（ゼミ [2005] 11 頁）。00 年代は学校生活や文化を中心に交流するが、幡多での体験（2004 年の例：韓国側は釣りは初めてで「一匹釣れる度に大騒ぎ」ゼミ [2005] 19 頁）を通して「自然の大切さ」（ゼミ [2005] 19 頁）を感じる交流も行っていく。

こうした交流の中でお互いの生徒達は互いの文化的良さを尊重し合うようになった。韓国の高校生が幡多に来た際には、楽舎の職員の指導で餅つきなどの正月文化体験を行い（2004 年 1 月）、幡多の高校生が韓国に行った際にはホームステイで韓国の家庭料理を味わった（2004 年 8 月）。高校生は「文化がこんなに違うということに本当に驚いた。でも異文化同士だからこそ魅力的で惹きつけられるところがたくさんあった」と述べている（ゼミ [2005] 25 頁）。

(5) 新たな問題の生成－楽舎の事業性とゼミの運動性の矛盾

楽舎の話に戻るが、委託事業だけではスタッフに給与は払えず、独立採算を目指し都市

ー山村交流を始める。山村の自然は都会生活に疲れた都市の人の消費対象になり得た（「山村で勝負できるのはこれしかない。四万十川を売りに出して宿泊施設にする」山下、同上）。

その自然環境を目当てに定住の要望も出る。山下は定住事業を始めた。「収益が4～5年で、3000万くらいあった。大変やったけど、それで救われた」（山下、同上）。財政的な面では良かったが、人間関係の調整や住宅の世話等、仕事が複雑で大変過ぎた（「ムカデは出るわで、きゃーきゃー言うし、これは難しいなく中略」（スタッフに：筆者注）無理させてもいかんから定住事業はやめた」山下、同上）。山下には卒業生の生き生きとした労働の実現や「環境だけじゃなくて文化を創造する」（山下、同上）という課題意識があったから、「こんなはずではなかったってやめる人」（山下、同上）が出ないように、都市の人のニーズに合わせてスタッフが奔走してこの事業を成立させても、彼の目的には適わなかった。

5. 第3期 幡多学の生成と市の論理の転換

(1) 課題設定

スタッフが生き生きと働ける場をつくるという課題は、「四万十楽舎だけでなく、四万十市全体のNPOみんなそうだった」（山下、同上）。山下にはこの時、手がかりとなる2つの経験があったと言える。一つは、楽舎での都市の人との交流で、生活の中の地区住民の多様な手腕に接した経験である（定住事業の歓迎会「大工さんは猪とって来て料理して、土地提供した人が四万十川の川の漁協組合の理事で、アユ漁のプロで、彼が指導してアユの採り方を教えて。そういうふう集落の人が手作りで」山下、同上）。もう一つがゼミの経験である（「それ（スタッフの問題：筆者注）は学習のせいかな（中略）そうすると、学習する機関があると。大学とつながって、基本的には自分達が問題提起して自分達がフィールドワークして考えたことを、ゼミの大人版がいるなって」山下、同上）。山下は幡多の地域生活の批判的再構成に関わる諸実践のスタッフを組織化し幡多学（2006年～）を生み出していく。

(2) 地域の大人達の学習ー創意工夫に満ちた「達人」の技の体験

① 幡多に大学をつくる会ー大学の価値の発見

仕事づくりが直接的に地域住民の主體的なものにならない現実が課題化されると、なぜそうならないのかを分析する学習の必要が生まれてきた。

山下らは、香川県よりも広い幡多地域に大学がない事実に気がつき、2004年から「幡多に大学をつくる会」を発足させた。県内外の大学やNPO等の諸団体とつながって、地域生活の批判的再構成の実践をすすめる学習を組織していった。それが幡多学である（表3-1）。

② 幡多学の実践

幡多学メンバー（こうち元気者交流会代表、トンボと自然を考える会会員、（有）海癒代

表、他多様な実践者）は、各地区を回り、「時に牙をむく（中略）自然に寄りそって」²¹⁰生き生きと働く「達人」の話を聴く。聴くだけではなく生活の実践に参加しながら学ぶ。「達人」は自然の制約性から知恵を生む創造性を持っていた²¹¹。例えば、「目印の無い海原で漁をすることは大変難しい」（事始[2012]33 頁）が漁師は潮流と潮時を見極める知恵を持っていた。

さらに、地域の自然は生業だけではなく、地域の文化とも深く結びついていた。水や芋は、日常の食生活を支えるものである一方、正月などの年中行事には、神様との交通を支える道具にもなる。

「達人」のすごさはそれを体験する中で意識された（「地元の人でないとできない離れ業」事始[2012] 120 頁、土佐民俗学会津野幸右「知識と違って、知恵は現場でしか体得できません」事始[2012] 127 頁）。そこからなぜそうした「達人」の労働が大切にされなくなったのかを分析し後に本にまとめていく（「私たち自身が見直した、自分たちの暮らしの豊かさ（中略）一方で（中略）この地方のあれこれは惨めな状況に」事始[2012] はじめに）。

表 3－1 幡多学の実践例

（『幡多学事始』59 頁）

例① 2006 年幡多アカデミーから抜粋

開催日	テーマ	開催地	講師
2 月 5 日	シンポジウム 「海を活かした地域づくり」・幡多の海の魚たち ・ 海辺の地域づくりのデザイン ・持続可能な里海づくり ・サンゴの生態を探る	大月町・弘見 ・農村改良センター ・柏島の郷土料理実習	岡慎一郎（西日本科学研究員） 敷田麻美（金沢工業大学教授） 神田優（NPO 黒潮実感センター長） 岩瀬文人（黒潮生物研究所長）

例② 2009 年幡多学講座から抜粋

開催日	テーマ	開催地	講師（○：コーディネーター）
12 月 5 日	シンポジウム「地元学の探求」 ・地域学の方法…歩く見つける ・地域と連携する大学の姿 ・地域の課題…自立への挑戦 ・幡多に大学をつくる会の報告	四万十市右山 五月町 ・市社会福祉センター	水谷利亮（高知短期大学准教授） 山本健慈（和歌山大学学長） 田中全（四万十市長） 大原泰輔（西部NPO支援ネットワーク） ○内田純一（高知大学教授）

(3) 地域の労働の存立構造の分析

① 幡多学の学習内容分析

では、『幡多学事始』をもとに幡多学の学習内容分析をしておこう。

表 3-2 『幡多学事始』目次

第1章 はるかな国「幡多」のこと	第3節 現代の遊び・エコツーリズム
第1節 幡多半島のなりたちー地学的視点からー	第4節 たのしむ達人たち
第2節 幡多の国のなりたちー考古学的視点からー	第4章 幡多の生業
第3節 町の歴史と今の姿	第1節 森に生きる
第4節 四万十の生きもの	第2節 里に生きる
第2章 幡多の人々の暮らし	第3節 川に生きる
第1節 民俗	第4節 海に生きる
第2節 地域産業の変遷	
第3節 地域を学ぶ人々	
第3章 たのしい国「幡多」を遊ぶ	
第1節 神祭と伝統芸能	
第2節 じつは四万十「温泉郷」	

『幡多学事始』の章構成を見ると、第1章では、主に幡多の文化を規定する地理や自然についてまとめられる。次に第2章では、幡多に住む人々の伝統的な文化がまず述べられ、その昔からの連続的な文化と中央との関連での地域産業の衰退との対立が2章の中間で述べられて、末尾に幡多について学ぶ人々（幡多ゼミなど）が紹介される。1章では、地誌的・考古学的・近世史に加えて、ツキノワグマ、ニホンジカなどの哺乳動物、トンボ、アユなどの四万十川の生態が述べられる。2章では、自然とともに形成されてきた海岸部・中間部・山間部の各生業（漁、畑作、稲作、焼畑など）と文化が紹介される。山中の妖怪や神隠しなどが詳細に紹介されている。そして、2章の中間では、木炭・木材・椎茸・アユに着目して、戦後の経年的な産業の衰退が分析されている。

2章末尾の学びの紹介に媒介されるかたちで、幡多を遊ぶという幡多という対象の文化的再発見に関わる内容が3章で述べられる。田芋を供える山の祭りや牛鬼の出る祭り、温泉、海岸等のエコツーリズム資源などが紹介される。第4章では、こうした文化のみならず、地域産業の衰退を解決していく活動・生業・産業について述べられる。農的生活、どぶろく街道の試み、海辺の日曜市（後述）、川漁師の世代交代、漁協の変革、塩の企業組合などが紹介される。労働と切り離された側面としての文化的価値の再発見は観光客にとっては有効な資源となるが、地元の人々の暮らしに必ずしも直結するものではない。第4章では、生業の側面から地域の文化を批判的に再構成していく活動が紹介されていく。

こうしてみると、自然と文化の民俗的な掘りおこしが、中央との関連での地域の生業の矛盾を相対化するのに役立っていると言える。考えてみれば、伝統的なお供えものや信仰も、自分達の暮らしを成り立たせる労働の尊重や円滑な遂行との関連で形成されてきたものだった。高度経済成長の中で、中央に吸収したい資源のみが中央の産業の論理に巻き込

まれ、伝統的文化が取り残されるという労働と文化の分離が発生した。幡多学では、取り残された文化の中から幡多というものの価値を再発見し、労働のところに顕在化していた矛盾の分析、そしてその解決形態の模索へと学習が展開していったと言える。幡多学は、価値ある労働の枠組みを広げ、その労働を大事にする地域的気風として文化を再構成していく方向を見つけ出したものとも言えよう。

②従属による苦労の対象化

では、典型的な労働の矛盾の分析および解決形態の模索の例を見てみよう。アユの減少理由について、はじめは近隣に目が行く（「昭和 20 年代の後半になると、お百姓さんが農薬を使い始めました（中略）（アユが：筆者注）農薬を含む水質を嫌って、上って来なくなりました」事始〔2012〕112 頁）。農薬（中流域）の使用はアユを減少させたが、それだけでは説明出来なかった（「今はそういう原因はだいぶ改善されています。にもかかわらず、その後もアユはじりじりと減り続けて」『事始』112 頁）。生態系を辿るとそれは山（上流域）ともつながっていた（「林業不振によって人が山に入らなくなった（中略）それがアユが減った原因だろう」事始〔2012〕113 頁）。

一方、生業が介入しても生態系が保たれていたシステムも学ばれた（「昭和 30 年代アユがたくさんいたのは、木を切る、それが腐る、腐葉土になる、それが川に流れる。そういう森と関わる人間の営みがあったから（中略）流域の 60%でそういうことをしていたのですから、腐葉土の材料がいくらでも出て（中略）エサであるコケ（珪藻）の養分になった」事始〔2012〕113 頁）。林業者の自然との関わりを通してアユ漁者の生業も成立していた。

以上を鏡に、農作業近代化・安い木材の輸入による川漁の不漁や林業者の失業のような、政策や業界（「わが国経済の自由化」事始〔2012〕52 頁）への従属の結果生じる生産者の苦労が発見された（林業者「燃料代にもならない。働くほど赤字が増える」事始〔2012〕114 頁）。それは、生産者の自然との関わり方を悪化させ、生態系を狂わせ、農薬の使用と不漁等の生業間のいがみあいも形成していった²¹²。この学習から、中央の資本・政府に左右されない地域の生産－消費のシステム、新しい生業同士の出会いの場が求められた。

(4)変革の実践－新しいシステムのプロトタイプとしての市の実践

幡多学メンバーの役場職員は、高知市の土曜市に刺激され「海辺の日曜市」というマーケットを開く（2009 年黒潮町にて、民営、毎月第二日曜、2011 年 5 月登録数 56 店）。この市では農産物だけでなく様々な加工された食品、衣服、家具、あるいは美術作品やバンド演奏などが行われる。必ずしも金銭の獲得を目的としない出演も可能である。市では、自分で品を作っているか、土や自然、環境に配慮した生産物か、地域の生産者の支援になるか等が出店の可否の判断に際して考慮される。これを「どこの誰がどのようにどのような気持ちで作ったものであるか」（事始〔2012〕107 頁）に価値を置く「小さな経済」（事始〔2012〕109 頁）と幡多学メンバーは捉える。山下はこの市の特徴を「有機農業が続けられる為には、

地元には有機野菜を求める人たちとの交流が欠かせない（中略）出店者のほとんどが（中略）移住してきた若者で、競争相手ではなく仲間であり、訪れるお客さんも生産者を支えることで生き甲斐を見出す。マーケット自体が一種の共同体である（中略）地域再生の第一歩として大きな意味を持っている」（事始〔2012〕100頁）と述べる。

一方で県の施策は、田舎を売りにした「地産外商」（県・産業振興計画）にあり、他県と競争する論理を脱していない。市もこれとは異なる住民の生活を第一にする方向に定着するには、山下が述べる「競争ではなく仲間」の側面が普遍化される必要があると思われる。

（5）こだわりが活きる労働の現実化

その普遍化の可能性は、ゼミを経験していない移住者が山下に共感している事実にある（「先生は面白いなあ」牧野太朗・佳代夫妻、2012年12月1日、以下このインタビューについては「牧野、同上」と記す）。牧野（30代）は「企業はいくつも受けて、落ちて落ちて」（牧野、同上）、「最後の最後にひっかかった」（牧野、同上）で横浜で教職に就いた（「一緒に面接を受けたやつが遅刻してきてお前を取るってことで。そんなことで。」牧野、同上）。牧野はパートナーが関わっていた都市の有機農業に少しずつ携わり農家への移行を望む。土佐自然塾で研修後、知人の紹介で山下が農地や住宅の用意を手助けし、2007年に宿毛に移住し有機農場（農場名「おむすび畑」）を始めた。

牧野夫妻は「おいしさ」（牧野、同上）の追求にこだわる。牧野夫妻は「安心・安全（中略）当たり前で、そんなこと付加価値にはならない」「ちまたの安心・安全は（中略）ちょっと距離おいて」（牧野、同上）と言う。その付加価値化は、慣行農業との比較が前提である。牧野はそれ自身の評価より他との比較を重視する競争は就活経験で否定していた。野菜自身の「おいしさ」で勝負する。今は「自分でやったことが直接自分に帰ってくる」（牧野、同上）手ごたえを出来る限り大事に生活をつくる。なお、現状のシステムの価値は否定しても「仙人みたい」（牧野、同上）に社会関係を切り理念に縛られるのも違和感がある。

農作業での自然は「決して甘くはない」（牧野、同上）。農薬の購入等でそれを解決しないとすれば、その苦労が生むおいしさを理解する販路やこだわることの価値を共有できる生産者仲間が必要となる（「一番つながりが強いといえば（中略）『海辺の日曜市』、その出店者とか（中略）一般的な地域おこしではなく（中略）生活してる人達が中心になって元気になる」牧野、同上。販路の多くは市と別の個人宅配）。市はそうした人々との出会いを媒介し、生計の一部、悩み相談や農機具の情報交換等を通じて、彼の創意工夫の自由を支える（「だいたいみんな同じことで苦労してるんで」牧野、同上）。牧野夫妻は、都会で感じていた「漠然とした不安」（牧野、同上）はもうないと言う。

地区住民は有機でも生業が成立することを以て彼等を認めてくれたと言う（牧野、同上）。楽舎同様、市も牧野らの定住を支えることで地区住民の地域再生の希望を支えているといえよう。また、山下や市の仲間と相談し適度な関係を作ろうとしている（「（慣習に全て

従うのではなく：筆者注）必要に応じて、助け合っていく方に力を入れて」牧野、同上）。

6. 第4期 幡多学とゼミの学習内容の統一

山下は以上の幡多学の経験を経て、どのような展開を見せていっただろうか。

(1) 幡多学とゼミの学習内容の統一

山下は東日本大震災後の著書で、ビキニ事件の支配のシステムが原子力の平和利用へ連続していった点を指摘²¹³した上で、「自然エネルギーは、原発を推進してきた大企業が利益を得る大規模な太陽光・風力発電でなく、中小企業・地域産業・NPOなどが中心になり（中略）新たな地域づくり事業として」（山下〔2012〕239頁）展開されるべきと述べた。そしてそうした地域の生活づくりの現実化には「足元の農林漁業、地域産業や地域づくりに関心をもち、若い感性でチャレンジする意欲を育てる労働学習」（山下〔2012〕237頁）が重要と述べる。以上から、山下はビキニ事件の学習に幡多学（労働学習）を位置づけ、学校とは異なる質の学習空間の実現の追求の先に労働の批判的再構成に辿り着いたと言える。

そして、山下が原子力の側から労働に接近したとすれば、牧野は労働の側から接近している。関連を自覚的に語らないが、有機農業と原発反対が重なるかについて牧野は「そういう感じなんだろうなっていうのはある」と述べ原発は「嫌」だと言う（牧野、同上）。

(2) 地域に根差した「市」（いちば）の論理の生成

①市の矛盾

とはいえ、市も消費者との関係を抜きにして語れず、各実践の収益的な成立条件には、消費者とどうかかわるかを考えることが不可欠だった。原発等の多数の消費者を巻き込むシステムを拒否しながら自身の生計を成り立たせていくには、どうしたらよいのだろうか。幡多のいくつかのNPOがこのジレンマに悩んでいた。

山下はNPOの二重性に即してこのことを語る。山下は「反原発運動は、意識しているんだけど、動きにくい。高知県は四国電力の大株主だから。県とのつながり、それから高知新聞とか報道関係のつながりが深い。それからまあ要するに県としては逆らえない相手、四国電力というのは。NPOっていうのは県の助成を受けてやっているからあんまり政治色は出せない」（山下、同上）と述べ、一方で「もともと環境問題中心にやっているNPOが多いから、原発なんて受け入れられない。下手すると自分の組織そのものを壊してしまうくらい危機感を持っている」（山下、同上）という。

ここから、脱原発で生計を成り立たせるため、消費者の学習と生産者の事業の創造のための学習とを両輪で展開する研究会が生まれていく。

②自然エネルギー研究会

木村俊雄（土佐清水市）は東京電力で炉心の設計をし「人類が共存できない物質を作り

続け」(木村、2012年12月2日)ていた。事故の隠蔽を「本店と(中略)テレビ会議で(中略)平気でやっている連中(中略)にも嫌気が」(木村、同上)して辞職する(震災前)。母の民宿を手伝うが「辞めたのにまた原発に依存」(木村、同上)と感じ、仕事を転々、自給自足の生活者との出会いから大熊町でそれを実践した。被災、避難はその矢先だった。

手に負えないものの製造という木村の証言からは、牧野が原発を否定する理由も客観的には確認可能に思える。牧野には「自分でやったことが自分に返ってくる」手ごたえを大切にする価値意識があったからである。牧野は都会での生活を「上司命令」(牧野、同上)という従属性で表現したが、これも木村が拒否した東京電力の性質に通ずる。

木村は山下と出会い、自然エネルギー研究会が発足する(2012年6月、「(原子力のシステム批判を：筆者注)やってた人がいたんだって、すごい」木村、同上)。山下は具体的な技術を求めている。そして、木村が東電で得た技術を自然エネルギーを支える労働に活かす場を作った。造エネ部会では地元企業との連携を見通しつつ「電力会社とつながらない自己蓄電方式」(山下[2012] 239頁)の事業化を目指す(「資材とかも地元の金物屋さんとか材木屋さんから買ってます」木村、同上)。省エネ部会では地域住民の学習を展開している(例：人工呼吸器に独立電源の自然エネルギーが適することを保健師が理解し、関わる住民に勧めてみたいと思うようになる、2012年12月1日保健師学習会)。自然エネルギー研究会も、生産者同士、生産者と消費者が会う意味で「市」の実践といえる。

造エネ部会で少しずつ地域の企業を取り込みつつ、省エネ部会で少しずつ地域住民のニーズとのマッチングをしていくという両輪の見通しが生計の維持と権力的なシステム批判とを両立させる方途として生成した。この取り組みは、海辺の日曜市の抱えていたジレンマの解決を含み、第3期の市の論理をさらに発展させたものと位置づけることが出来る。

ここでは、地域住民の暮らしと物質的・経済的に結びつくという連帯を形成している。原発も地域住民の暮らしと物質的・経済的に結びつく共同体としてそのシステムを維持していた。しかし、本質が違う。原発の場合は、金を得るために、住民の暮らしにとっていいものだという幻想を植え込んで地域の暮らしに入り込んでいったが、自然エネルギー研究会の取り組みは、地域の暮らしを外側の企業や政府の勝手な都合に翻弄されないように、存在の次元で結びつくものだった。人工呼吸器の患者に即しても、電力供給の観点から見て、安定した命の仕組みをその方が維持できるのだ。

③行政の自治への萌芽

山下はゼミや楽舎の取り組みを通して地区の現実にも迫れるようになり、地区長とこうした地域生活の批判的再構成の価値を共有できるようになった。地区長と意見を共有することができるようになると、自治体に要請しそれが現実化する可能性が高くなる。例えば、現在は、ある地区の地区長とともに自治体に要請し避難所への独立電源の設置に取り組んでいる(「TZ 区長が、蕨丘にいくつかある区長会に諮って、(避難所に：筆者注)パネルの設置とまきストーブを設置しようというのが、蕨ヶ丘の区長会で通った」山下、同上)。

(3) 地域の労働の批判的再構成と子どもの進路像の具体化

高校の実態も変化しつつあるが、多様な高校から生徒が集まり、上下関係のないゼミの場は、例えば不登校を経験した生徒にも居心地がよいようである。先に見たとおり、ゼミでは、地域の証言者から聞きとったことを自分達で表現し直す中で学びを展開していくが、表現が苦手な子もゼミにはしやすい。顧問は子どもを良く見ている。「討論で何かを言いたいんだけど、意見が言えずに悔しい思いをしている子どもがいる。その悔しさは、感想文集で発揮させる」（山下、2014年1月31日）。それぞれのペースで表現が可能な媒体が多数用意されているのがゼミなのである。

そんな高校生達は、原発のシステムでの生き方を否定した各地の農業・漁業の青年と出会う取り組みを始めている。特に福島で生きる農村・漁村青年達との交流が2012年から続いており、現在その映画製作が進行している。3期をくぐって、牧野や福島の青年達など高校生達にとって自分の進路を考えるヒントが具体的にゼミに存在するようになった。

さらに一部の卒業生は、進路自体をともに創造するパートナーとして働く兆しも見えている。Yはゼミ卒業後の就職の経験（「臨時の仕事を重ねていったら履歴書が汚れていくよって言われた（中略）本当に書く自分もしんどい」Y、同上）を元に、地元の就労支援施設の職員になった。Yは『幡多学事始』製作にも山下の誘いで参加し、筆者の「仕事をつくることに携わってみたい思いがあるか」の問いに「もう一歩すすめたらそこに行くんですよね。（中略）そういうのもぼちぼちやっていかないといけないですね」（Y、同上）と述べ、労働の批判的再構成に向け山下とともに実践の担い手になりつつあると言える。

大人たちは、幡多学以降、「もやい塾」という地域づくりのありかたを学ぶ自主サークルをつくり、祝島や熊野など様々な地域と交流し意見交換をして、地元の実践に活かす取り組みを行っている。

このようにして大人が学び地域の労働を批判的に再構成していくことと、子どもたちが学習のなかで選択した価値と連続する進路像が具体化することとが、循環的に展開するようになってきている。

(4) 韓国との関係の発展

原発のようなシステムに頼らない地域の暮らしの創造の経験は、韓国との関係をより発展的に展開させている。アジア太平洋戦争の歴史をみれば、日本と韓国は加害―被害の関係にあった。第1期は、そのことの十分な自覚の上に日韓の高校生の友好関係を築いていた時期だった。その土台の上に、現実をみれば、日本と韓国は、原発そして米国との安全保障体制においてともに民衆として抵抗しなければならない立場にあることもまた事実だった。

新古里原発建設反対運動等、韓国側の原発による経済発展への批判意識の生成（「韓国側から（中略）古里原発視察を加える提案があった」幡多ゼミ作成の旅のレポートより）に

対し、原水爆・戦争と原発の統一的理解をしたゼミ側は、幡多、福島、焼津、釜山の高校生による韓国の原発調査という活動をはじめた（2012年）。ここにいたって、韓国の顧問・高校生は、ともに暮らしを創造し社会を変えていくパートナーとなったのである。旅から帰った高校生は「様々な場所で起きた原発事故が起こってから原発の危険性を知りようになり、原発に対する考え方も変わったらしく、今は原発を反対している人たちも増えてきて、街の道路には原発反対の横断幕がたくさんありました。話をしてくれたおじさんは、正確な数値の公表や子どもたちの安全のためにも政府が対策などを出すことを望んでいました。韓国だけでなく日本の政府もそういったことをしっかりしてほしいと思いました」と感想に記している（幡多ゼミ作成の旅のレポートより）。

ここにいたって山下達は、システムをゼミ生・卒業生・移住者や韓国側と協働で変革していくことを通して連帯を生成していくプロセスを生み出している。ここでは、日本と韓国の民衆がたがいに対立していた状況から、民衆として権力側に平和的な異議申し立てが可能になるという民衆側の権力への関係の発揮の主体が生成していると言える。

7. 第二節の小括

(1) 平和のたたかいとしての幡多の実践

戦後の日本社会の現実「復興」の名のもとに、多数の市民の生活の安定・向上と引き換えに、開発から取り残された地域住民、開発・公害による健康被害を受けた人々、原発ジプシーといった犠牲を生み出してきた。彼等との分断が戦後の「豊かさ」を支えてきたのだった。同時に、日米安保の枠組みの下で、アジアの人々の戦後補償の声よりも経済発展の選択を優先し、アジア諸国との分断を深めてきた過程でもあった。

こうした排除的關係を生み出し続けてきた日本の戦後史とは、別の歩みを実践してきたのが幡多の取り組みだった。以上の分断を生み出す仕組みが凝縮されていたビキニ水爆実験というシステムの対象化から歩み出した幡多の実践は、中央消費地中心の開発政策でいがみあわされてきた生業間あるいは生産者と消費者との関係を連帶的なものに再構成し、そうした地域生活の再生をもってアジア諸国との協働的な関係を築いていくというものだった。この意味で幡多の実践は、戦後日本の生活の矛盾を総体的に理解しそこから暮らしを批判的に再構成することをくぐって、暴力・いがみあいをもたらしてくる中央の資本・政府との、不断の平和のたたかいを地域生活としてつくってきた試みだと言えるだろう。そこには、暴力（武力）によらない関係の発揮（日本国憲法9条）と民衆の生活保障との実践的な統一の可能性が秘められている。

(2) 幡多学における学習の論理－自然の諸法則の分析と労働の主体化

もう少し学習に焦点を当てて、どのような学習が連帶的な他者関係の生成をもたらす暮らしの再構成を可能にしたのかを振り返っておきたい。本節の第一の課題は、生業・生産に内在した平和の根拠を明らかにすることだった。

第一に、市の論理の転換という発想（第 3 期）を生成した幡多学の学習の論理を確認しよう。第 1 期で見た課題が市の実践の生成に連続したのは、幡多学において、生態系に内在した人間の生業のあり方という人間－自然関係の評価軸が生成し、自然の諸法則との関連で分断の必然性が対象化されたからだった。つまり自然の諸法則と人間との関係は、苦労があるがゆえに近代化された労働過程（農薬等）の実現という解決に連続し、それが生態系を狂わせ他の生業との共存を壊した。一方、そうした慣行農業の価値が否定された時、苦労の別な解決（互いに相談し合う等）を可能にするものとして価値をもって現れてきたのが市の仲間だった（牧野参照）。

本論文では平和を「他者の自立性と固有性を尊重した関係様式」と捉えたが、幡多学での学習と平和の関係様式との関連は重要なのもう少し説明しておこう。ここで重要なのは、自然の他者性を尊重する関係の実現が、生産者同士という人間関係においても平和の関係様式をもたらす必然性である。自然との関わり方と林業／農業／鮎漁同士の関係との関連からわかるように、労働（加工）する対象としての自然（木・土・鮎）が持続的に再生産可能であることで林業・農業・鮎漁という生産活動も持続的に再生産可能になる。自然が持続不可能な関わりをすれば、それが他者の生産活動を傷つける関係を生むというのが、先段の農業（農薬）と鮎漁（鮎）の関係にみられたことである。そして、自然との持続不可能な関わりを強いている主体として、輸入の自由化を求めるグローバル資本、中央の大企業があったことが対象化されたのである。林業者は「働くほど赤字が増える」（再掲）と言い、そうした主体（＝資本）に収奪され余裕のなくなった生計が、自然との関わりを狂わせ、他の生産活動に対し自己都合の活動を優先させ、農薬の使用と鮎の不漁といったような生産活動同士のいがみあいも形成していったのである。

幡多学的方法的な焦点は、自然を苦労（生きるための生産）の対象とする視点からの体験の組織化にあった。つまり、生きるためには避けて通れない自然の他者性、すなわち自分たちの思うようにはいかない諸法則の側面を重視した自然理解があった。生産者の視点からは、納入先・消費先が不可欠に意識され、生産とそことの間を媒介する人間の社会関係（中央の資本・政府への従属）の対象化が可能であった。自然をその良さの消費対象としてのみ見た場合は、自然の他者性が無視され、人間の側の都合に位置づけた利用しか出来ない。それは結局、地域の衰退をもたらした中央の企業・政府と同じ論理にとどまる。都市側の価値観でそれを提供する場合、都会＝悪、田舎＝良の二分法で田舎はその価値に翻弄される。第 2 期の定住事業中止の背景はここだろう。

第二に、消費者との関係が学習の射程に入っていない市は、現状のシステムの価値との接点の問題を対象化できないため、地域の自然との循環・格闘を大事にする自分たちの生活の側に根拠を置いたこだわりを生産者としてのぞみながらも、そのこだわりを消費者の要求の側に合わせて変えていかねばなくなるという二重性をもった（「地産外商」）。その二重性の平和的な解決、すなわち有機農業という理念と上記のような二重性の現実のギャップにおしつぶされ離農していくという方向ではなく、先の二重性を漸進的に乗り越え

ていく実践的な見通しの創造の方向性をもたらしたのが幡多学とゼミの理解との統一だった。「海辺の日曜市」ではその二重性の解決は生産者の意識如何であったが、自然エネルギー研究会では、生産物の内容（自然エネルギーの特性）と消費する人のニーズ（人工呼吸器）を合致させることで（都市の）消費者の側ではなく、地域に暮らす側に根差す根拠がより具体的に獲得することが出来た。すなわち、自然やからだの他者性、すなわち、それは自然やからだの命が持続していくための現実的な必要であるが、それに向き合うことが、生産者がかかえる先の二重性を平和的に解決していく実践的な見通しを漸進的に生み出す根拠となることがわかった。

(3) 地域の労働と教育実践との相互規定的な批判的再構成

では、本節のもう一つの課題、これらの学習の展開をととして教育実践の批判的再構成の見通しどのように生成していったかについてまとめていこう。山下らの実践は、目の前の子どもたちが受験勉強に追われ、ゆがんだ人間関係しか発揮できなくなっている現実からスタートしていった。

山下らの実践では、第一に、学校から一度離れた地域の中に幡多ゼミという生徒達の居場所をつくった。生徒に安心の場を提供し、教師と生徒、生徒と生徒間の関係性を水平にすることと、地域の歴史の現実から人間として生きることをの本質を学ぶ学習の確立とが目指された。この実践からは同時に、高校生だからこそ地域の緘口令の現実に取り込めるという気付きもあった。第二に、こうした気付きは、地域の教育や文化に対する政策に生徒自身が提言をする自治的な活動を生み出すことにつながった（四万十高校生交流会）。第三に、四万十楽舎は、そういう生徒たちに、生業の担い手として地域で活躍してもらうための仕事づくりの実践でもあった。しかし、真に地域に主体的な仕組みを創造するには、自分達で社会関係を分析し、地域で循環する労働の仕組みを創造し、その地点から行政の役割・価値を再認識するプロセスが不可欠となった。そこで価値をもったのが大学学習だった。これらを通して、地域住民が主体となれる労働のシステムを構築していくことが可能になった。そして第四に、以上を通して、子どもが地域の現実から人間らしい働き方の価値を学ぶことと、そこからの進路選択が連続可能なものになっていった。こうして地域の労働を批判的に再構成していくことと、大人の大学学習、子どもの学びの批判的再構成が循環的に展開するようになっていったと言えよう。

この総体に現実の学校をどう巻き込んでいくかは、山下らの実践では課題となっている²¹⁴。しかし、幡多ゼミを教室での実践の位置に重ねてみれば、学校の向かうべき方向性・モデルも示しているといえるのではないだろうか。

そして、このプロセスは平和学習の構造の深化のプロセスでもあった。第二章で検討したような二重性の問題を対象化するような学習が幡多の第1期で展開され、そこから、二重性の解決を存在の次元を含めて漸進的に見通していくようなトータルな把握が模索されたのが第2期～4期だった。そこでは、(2)でも述べたように、自然との関係の次元から原

発・軍事のシステムをトータルに把握することによって、分断の対象化と暴力を発現せしめない生活の実践的な見通しとの統一的把握という、より深いレベルでの関係様式としての平和の追求・生成が見通せるような平和学習が生成した。

【補注3】北海道の事例と高知の事例の共通性－第二章・第三章の小括

ここまで来て、北海道の民衆史運動では見えにくかった、連帯を支える、労働の別な在り方の具体像は、少しは見えてきただろうか。根深い分断関係を抱えた北海道の民衆史運動を発展させていける可能性がここにあるかもしれない。「搾取しつくしたこのあたりで三井の山を地元のコタンに住んでいるアイヌに返すことではないでしょうか（中略）返されれば、私たちアイヌは共同で管理して、かつてのような真の自然が保全されるような山にもどす方向で、人間が共存できる利用をしていくでしょう」（再掲）と述べた貝澤正も、こうした暮らしの再構成が可能なら、互いの固有性を認めながら、ともに歩んで行けると感じてもらえるだろうか。

北海道の実践も一見政治的意味付与の世界が焦点のように見えたが、北方先住民族の自然との関わりといった存在の次元を包摂し、タコ部屋労働者のからだを蝕んだような労働・開拓の仕組みとは別のありかたをおぼろげながらも見通すことで、政治的意味付与の真の再構成が可能になっていた。高知の実践は生活像の形成に力点があったが、それも地域内外の諸関係における分断の政治力学の読解なしには、真に生活像の民衆的な再構成はなし得なかった。だとすれば、切り口が違って実践の力点は異なれど、両アプローチは共通の実践の根拠を持っていると言える。

このように考えてみれば、民衆史運動もまた、存在の次元の矛盾をも聴き取っていた運動であった。民衆史運動においては証言が重要な位置を占めたが、聴き取った内容は存在の次元の矛盾にも踏み込んでいた。つまり、元タコ部屋労働者が棒頭への恨みを述べた証言の中にも、なぜ生き埋めや虐殺といったからだの破壊が生じてしまうのかという存在の次元の矛盾も聴き取っていたのである。だから、元棒頭の矛盾にも接近できたし、暴力を発現せしめない生活像は抽象的なものにとどまったとしても、自然・からだの次元からの総体的な把握の端緒も生成できていた。

第四章 若者達の進路における平和の課題化

第三章では、暴力の発現に至らしめる生活の矛盾を総体的に解明する平和学習実践の展開論理を検討したが、第四章では、その学習実践に媒介された若者達の進路選択・生活の実践の分析を通して、鍵括弧付き「平和」の現実において主体の抱える二重性を存在の次元を含めて対象化する平和学習の構造を明らかにする。

第二章の末尾では、平和学習の課題として、存在・労働の次元の価値とともに、若者世代に即してケア的な空間の価値が課題化されていた。その点を引き継ぐ形で、本章の平和学習の焦点は、大人世代がつくりだしたケア的な空間による若者たちの安心の確保という局面と、自身の加害性を指摘されるから安心とは異質な学習となる分断の対象化に関わる学習の局面とが、若者に即してどのように統一されていくかにある。

それでは、第二・第三章の実践に媒介された若者たちの学びを見ていこう。

第一節 生活像形成における仲間の意義

1. 課題と方法

(1)課題

自身のかかえる二重性を進路・生活との関連で対象化したのが「草の家」の若者たちであった。以下では、「草の家」の若者サークルを対象にして、「草の家」の居場所機能、民衆史運動における加害性の被追及、幡多における労働像の具体化という諸実践の固有性を横断的に学習する姿を通してそのことを確認していきたい。

なお、幡多でもその諸要素は全て見られ（ただし、自身の加害性自覚の局面は高校生であるがゆえに教師が取った配慮によりやや後景である）、偶然的には若者たちがそれらをすべてくぐる可能性はある。しかし、「草の家」の若者を対象とするのは、そうした諸要素が生き方の再構成を可能にするようなかたちで有機的に学習実践として展開していたからである。この有機性の担保において、「草の家」の先述したネットワーク形成の志向性が効力を発揮している。

(2)調査方法

「草の家」に集う若者達が2005年から学習サークル活動を始めた。若者達はサークルの活動時、学生やアルバイト生活をしており、自らの進路を決定する時に必然的に評価軸となる生活像が求められた。よって、本節では彼らの学習の分析を中心に行うこととした。調査は、文献・インターネット資料および、2008年の参与観察および2009年・2011年・2012年の若者サークル、「草の家」関係者へのインタビューを参考に行っている。インタビューの引用は、初出時に（仮名、年月日）を記し、2回目以降は（仮名、同上）と記す。

以下で登場するメンバーは、A：20代、サークルの初代代表、高卒、B：後に詳述、C：後

に詳述、D：08 年時は 10 代、高卒、東京に一度出て派遣で働くが仕事が会わず高知に戻り、サークルに関わる。その後、イギリスに平和学を学びに留学。E：20 代、サークル 2 代目代表、大卒、現在教員、F：20 代、大卒、親が活動家、平和委員会会員である。

2. 「草の家」における世代交代

(1) 聴いてくれた大人達

① 「草の家」という場の性質

第三章で見た通り、「草の家」はひらかれた空間を目指してきた。会員からは「草の家は平和と文化のステーションとして、たえず様々な人の出入りがあり、その交流の中から新しいものが生まれています。まるで生命体のような複雑系で、きちんとしていないという批判のある半面、面白いという意見もあります」（たより 42 号、1995）などと評されてきた。週 1 回の商店街でのイラク反戦活動に関わる地元の女性は、「どんな人でも自分のスタイルで始めることができます。草の家は拒否しません。これはとても大きな魅力だと思いますよ」（たより 101 号、2008）と述べている。こうした性質が、若者の参加、そして素直な問いの発生をもたらした。

② 金英丸の来高

オホーツク民衆史講座は、空知民衆史講座（1976 年一）と札幌郷土を掘る会（1982 年一）に主に引き継がれた。1997 年、北海道朱鞠内（空知民衆史講座）では、「強制連行」の遺骨の掘り起こしと日韓の若者達の交流を行う日韓共同ワークショップ（後に東アジア共同ワークショップ）が開催された²¹⁵。

後に「草の家」の若者たちも参加するので、そこでどんな学習が行われていたのか少し触れておこう（初年度を例に）。若者の参加者のうち、日本の若者の多くは異文化に触れられる程度の「軽い乗り」で、韓国人の多くの学生は「日本に強制連行されて犠牲になったハラボジ（祖父）のお骨を掘るんだ」と意気込んで、日本人に会うのも不安に思いながら参加したと推測されている²¹⁶。そんな不安がありつつも、若者たちは遺骨の発掘という共同作業でともに汗を流した経験と、夜に語り合い、酒を酌み交わし、ニックネームで呼び合う中で、一気に「融合」²¹⁷したような出会いだったという。

しかしある晩、それはワークショップの 3 日目だった。韓国の学生たちが日本人の参加者にアンケートを提出した。韓国人がそれを配布して回収しようとした時、異議を唱えたのは日本人の学生たちだった。アンケートの内容を引用すれば「一、今回の参加の動機は何ですか。また、参加に至る経緯はどうだったのでしょうか。二、日本人は強者に弱く、弱者には強いと思いますか。三、韓国人は日本の侵略事実について激怒しながらも進歩した日本の文化はうらやましく、ついでいこうとしているのだと思いますか。四、韓国は日本に比べて文化的に先進国だと思いますか。五、両国は歴史を見る視点に大きな差があると思いますか」²¹⁸。日本人の学生は、これを誘導尋問のように感じた。

翌日、参加者による自治委員会によって議論が開催された。そこでは、何を言ってもよかった。存在そのものが認められていたといってもいいだろう。歴史認識の基本的知識が欠けているような発言をしても誰も責めなかった。それだけが問題ではなかったからだ。お互いが内向きに思い続けていたことを、互いに直接ぶつけあうことが大切だった。議論がすれ違ったら、ときには感情的になってもいいし、落ち着いたらどんなに時間をかけてでも納得するまで整理して議論すればいい。そういう、葛藤を合理的に処理しなくてもいい空間と時間が保障されていた。

若者たちは何を学んだか。この対立はどのような論理によって解決されたのか。それは、殿平善彦が「こんな質問が自由に出てきて、またそれにいていねいに答えようとする人たちがいる」²¹⁹と述べるように、知らないなら教えてあげるであるとか、基本的な認識に欠けているから相手にしないといった関係ではなく、自分のどんな発言にも丁寧に向き合ってくれることを経験したことにある。こういう民主主義の根幹に肌感覚で触れた若者たちには、意見の対立も、人と人とがそれぞれの意見に丁寧に向き合っていけば答えは見つかってくるんだという他者感覚が生成していたと言えるだろう²²⁰。2001年に、殿平たち大人世代から若者たち（韓国人から金英丸、日本人から殿平真、在日朝鮮人から文貞愛）に共同代表が移された後にも、「個人の発言が常に尊重されながら進められる」²²¹空間と時間は引き継がれていったと言う。

この経験は、日本の若者に即せば、加害（戦争責任）と被害（知らない＝そのようなことは教えられてない）という二重性を自覚し、それによる葛藤を韓国側の声をふさぐのではなく、韓国の若者とともに互いの他者性を尊重しつつ、問題解決の方向性を探ったものと言えよう。では、このような経験は、いかにしてその葛藤の根源にある存在の次元の二重性の対象化と統一（それは他者性の尊重論理の普遍化といえよう）されていくのだろうか。

「草の家」で若者を組織化する金英丸は、このワークショップのさなかに雪下ろしで怪我をし入院し、日本の人々にカンパで治療費を助けられたこともあって、日本で平和のために働きたいと思った。そしてナムムの家の人の紹介によって、2002年、草の家に研究生として来ることになった（金、2012年3月10日、インタビュー）。

③西森茂夫の若者への配慮と、彼の死去

2002年、西森は入退院を繰り返していた。西森はイラク戦争や自由主義史観を憂いながら、若者達が声を上げていくにはこれまでの運動にはなかった局面が求められることを自覚した（「ある青年グループから『戦争はなぜ悪いか』というテーマで（中略）依頼があった。『戦争はなぜおこるのか』ではないのかと聞き直したがそうではないらしい。（中略）『戦争は悪』を前提に行動している私たちには意外な問いかけだったのである。しかしよく周りをみれば反戦の声はびっくりするほど広がっているわけではなかった」たより80号、2003）。そして「金英丸さんが来てくれたことは（中略）若者が若者へ働きかけることに特

別の力があり、新しい若者文化が育ちつつあ」(たより 74 号、2002) だと述べた。金が若者の居場所を「草の家」に誕生させつつあった 2004 年、西森はこの世を去る。

④若者サークルの誕生

金は、高知大学で非常勤をしながら精力的に若者の組織化をしていった。本節で対象とする若者サークルの初代代表の AZ (10 代男性) は「高校卒業しての生活といえば、毎週借りてくるレンタルビデオ、毎朝の新聞配達」(たより 76 号、2002) という生活だったが、AZ の両親が金英丸を呼び、金は AZ と会話をした。A は「(金は) 色々なことを知っていた。映画や音楽のこと日本のことも、僕は韓国映画がだいすきで話がもりあがった。」(同 76 号) と述べた。AZ はこの出会いから、東アジア共同ワークショップに参加し合宿生活を通して「韓国の人は自分の意見をしっかり持っていて行動的に見えた。自分もそうでなければいけない、そうなりたいたと強く思った」(同 76 号) と述べた。それぞれ参加のルートは異なるが、高知大学に日本軍「慰安婦」問題を中心に扱う学生サークルと、「草の家」に集う大学生以外のメンバーのサークルとが出来上がった。メンバーはお互いのサークルを行き来しているが、ここでは後者のサークルに着目していく。

金英丸は、このサークル活動の前半、2006 年に「草の家」を後にし、ソウルに平和博物館を開く。

(2)「草の家」の若者達の実践間の越境を捉える枠組み

こうして生成した若者サークルを対象とする。メンバーは、生き方を悩む高卒・大卒の社会人中心だった。若者達の変化の評価軸は、若者達の学習内容の質の違いで区分できる。第Ⅰ局面：人権感覚の生成、第Ⅱ局面：社会への責任意識の生成（自己と社会の関連の対象化）、第Ⅲ局面：社会をつくり変える労働への参加である。そしてそれぞれの学習ごとに生成する他者関係の質を捉える。第Ⅱ局面と第Ⅲ局面の変化の契機としてそれぞれ民衆史運動（一部幡多ゼミ）、幡多への実践の越境が位置づく。

以下では B と C を中心に見ていく。B (20 代女性) は、地元では高校時代幡多ゼミに関わりながらバンドをやり農や食が好きで、高卒後給食をつくるアルバイトをしていた (たより 98 号、2008)。音楽イベントで「草の家」と関わり高知に出てきた後「草の家」の 3F に住む (05 年)。C (20 代女性) は、親が活動家で小さい頃から「草の家」の近くにいた。とはいえ「お母さんがすごい活動家だったもので、小さいころから (中略) 選択肢なく連れていかれておったから (中略) ここもあんまり好きでなかった (中略) 写真とか怖いし、すごいトラウマだった」(C、2011 年 6 月 14 日)。活動的な他者を遠ざけ「分かっているってば」(C、たより 91 号、2006) と深く関わることをさけ仲間と出会えずにいた。

3. 第Ⅰ局面：人権感覚の生成

(1)初期の活動

2005年7月29日に若者サークルは結成される。その後週1回のペースで、高遠菜穂子イラクレポート報告、ビデオ鑑賞、イラクでの拘束をめぐって論じられた「自己責任論」について自由討論等の学習会を行っていった。

このサークルは「じじ」と呼ばれる大人がサポートに入った。じじについてCは「楽しいですね。かたまってない、こりかたまってないから、押しつけてこない。大人の人って結構自分の考え方とか経験とかを押し付け気味だと思うけど君らは君らの考え方でっていうことを言ってくれるので、話しやすいし接しやすかった。じーじの存在は大きいです」(C、同上)と述べている。

後の振り返りから読み取れば、客観的には、Dは「D、19歳フリーターです。いわゆる、ワーキングプアです。明日の飯があるかないか分からない暮らしで、なんだかもう生きていくのに一生懸命です」(たより99号、2008)と述べ、Bは高校卒業後にレストランの見習いをしたカナダでジャンクフードの氾濫に心を痛めていた(2008 フィールドノート)。

はじめて参加する直接のきっかけは、多くが知り合いに誘われてであった。主観的には、ここが居心地のよい場所だった。メンバーはこの場を「安心、集まる人って何か似たものをもってたり、何かちょっとすぐれる場」(2008 フィールドノート)と述べた。彼らが全身で安心を感じられるためには、ここではみんな私の味方だと、さしあたり思えるような、そういう意味で同質と感じられる仲間が必要だった。Cは、なぜ毎週来ていたのかという質問に「それはもう、会いたいからですね。仲間に会いたいからですね。私はそうでしたけど。別に学習はどうでもいいんだけど」(C、同上)と答えた。

(2) 問題への関心の芽生えー2005年イベント「命に国境はない」

若者サークルは学習の成果を踏まえイラクの子ども達の実態を知るために、高遠を呼んで講演会を行った。彼らは、この企画の成功のためにビラ配りや呼び掛けに奔走し、当日はオレンジホール(参加者900名以上)を一杯にした。多くのカンパも寄せられ、高遠は「こんなにたくさんの若者が私の講演会を準備し、これほどの参加者で成功させた経験は初めて」²²²と述べてくれた。

Cはこの活動を通して「なんかそういう映像(イラクの現状：筆者注)もはじめ直視できなかったけど、これから目をそらしたら、なんかこうあきらめとるような、同じことになるなって(中略)そこでそう変わったと思いますね、自分自身が」(C、同上)と述べた。

(3) 人権感覚の生成と学習要求ー2006年イベント「peace aliveー平和に生きる」

イラクの子ども達の生きていくだけで精一杯の状況を見て、アートや音楽で一杯になる空間を創ることで若者達は平和をアピールしようと思って(「音楽とか美術とかそういう、そういうものが平和なんだってことをもっとみんなに身近に感じてもらいたい」(C、同上))イベントを開催した。このイベントでは「ライブとダンスとエイサーもあったし、あと鳴子、あと獅子みたいのかぶったのがなんかやってた。とにかくつながりがうまいことつな

がってね、とにかくいろんな人がこれに共感してくれる人がいっぱいいて」(C、同上)とCが述べるように、多彩な趣味を持った人たちが集まった。

この時点において、すでに彼らにとって「出会い」とは同質性を求める(前掲「すがれる場」)消極的なものではなくなっていた。この頃(2006)、「草の家」では「一人一人が形や上手い下手にとらわれず、自由～に自分自身を表現できるイベント」として「title of mine～タイトルは私自身です」を開催していた(たより90号、2006)。このイベントを振り返ってBは「草の家に訪れたことがない人が集まり、沢山の素敵な出会いがありました」(たより90号、2006)と述べる。多様な他者に出会うことを「素敵」と思える積極性が見て取れる。

(4) 以前の自己の対象化と「外向き」の関心

「peace alive」を振り返るなかで、こうした変化をCは次のように語る。「去年の今頃のわたしには、今の自分は想像できなかつただろうと思う。ここ半年で、世界の見え方が以前とは明らかに違う。色を変えたというよりも、鮮やかに色づいてきた。考え方も行動も、前よりずっと外向きになったと思う。以前のわたしは、活動熱心で勉強家の母親とは反対に、立派な世界の傍観者だった。『分かっているってば』と、深く関わることを避け、ブラウン管の前で知った顔をしていた(中略)知らないふりをして、客観的に生きていくことが、あまりに不自然なことに思えてきて、『自分にも何かできるだろうか』と思えるようになった」(たより91号、2006)。社会に対する関心が生成してきた。

4. 第Ⅱ局面：社会への責任意識の生成

(1) 社会と自分自身の関連

社会への関心が芽生えた若者達は、現状の社会がなぜこんなに楽しい文化活動を制限する戦争等が起きるのか、その原因・根拠を求めていた。交代で一部の若者達は東アジア共同ワークショップを訪問する。当時このサークル代表のE(06年冬・夏参加)は、「知識としては知っていた強制連行のこと。けれど約60年間冷たい土の下に埋められていた遺骨に触れたとき、この人はどんな顔だったのだろう、どこから来て、家族は何人で・・・いろんなことが頭をよぎり、最後に・・・彼の無念が浮かんだ」(たより92号、2006、「・・・」は中略ではなく本文ママ)。遺骨という根拠がもたらすこの感情はそれまでの「知っている」つもりでいた自分自身の欺瞞を揺るがせた。教員になったEは「誰もが平等であるはずの命の重さ、それをマヒさせるのが戦争であり、当時の教育であると考えた時に、自分にも責任があり、これから何を大切に子どもと接するべきかを考えさせられた」と述べた(たより92号、2006)。

経験はサークルの集いの中で共有される。Cは仲間達との集いを通して「それまで薄っぺらく見えていた日本社会、歴史、世界の、その裏の分厚い真実も教えてくれた」と述べ「分厚い真実」の中でも「まっすぐな一本に成長していきたい」と述べた(たより101号、2008)。

BはEと同様の経験を「加害者被害者両方のおじいさんおばあちゃんに出会って、生の声を聞」(B、2008、九条世界会議報告会)く経験を幡多ゼミでしている。

(2) 自らアジアの犠牲者に出会う

このサークルのメンバーの一人KJ(ワークショップ未参加、高知大学学生)は、「日本軍性奴隷」の証言集会を2007年1月に開いた。大学生や高校生が30人ほど集まった。彼は「被害者の思いや訴えを聞くことが大切なこと」と思い「日本政府の被害者に対する補償や賠償のあり方について参加者と共に考える機会を持ちたかったから」この集会を考えたという(たより94号、2007)。

(3) 彼等にとっての憲法の価値—自分達の言葉としての憲法

自分達も加害者の立場にもなり得るし実際になっている、それが理解された時、そうではない社会への(「まっすぐな」)関わりの仕方を保証してくれるもの、それが憲法だった。若者達は「憲法ひとかじり」を企画した(2007)。若者達は憲法を自分達の言葉として土佐弁日本国憲法「戦争はせんぞね」に価値を見い出す(「憲法ひとかじりのときに、なんか自分らでやろうってことで、土佐弁9条を一人一行ずつ読んだんですよ、あれはすごく、よかった」C、同上)。

ここから若者達は9条世界会議に参加する(Cは不参加、しかし報告会の司会は務める)。この会議で再びイラク戦争について学んだ。日本人としての自分が加害者になっていることに再度傷つく。Bはアメリカ次第で生き死にが決まる現状を学び「紛争や暴力や悲しいことが一杯起きている、それは、私はすごくもうありえん、嫌やし、すごくなくしたい。みんなの命が輝く世界にしたい」と述べ、「日本は九条をもっているから、唯一私達は、ここ(命を大切にする立場：筆者注)になれる」と9条の価値を述べた(B、2008、九条世界会議報告会)。Dは「日本で税金を納め、普通に生活することで、イラクで沢山の人を殺す、加害者の一人が自分であると自覚していないのが、僕には恐ろしい。僕は、もう武器商人達に踊らされるのは嫌だ」(たより99号、2008)と述べた。この週の集まりで若者達はブートキャンプの映像を見たが、Bは思わず泣いてしまった。

(3) 「小さなメディア」の自覚と進路との対立

九条世界会議への参加では、戦争で犠牲になっている民衆の声を届ける自分達の表現活動を意味づける言葉「小さなメディア」も手にしてきた。Bは「だから結局大手のメディアは、お金のために動いているので、小さいメディアをどんどん作っていく、ちっちゃいネットワークをどんどん広げていく、つまり草の家がすごく大事」(B、2008、九条世界会議報告会)と述べた。こうして「小さなメディア」を広げていく課題が生まれた一方で、彼らのなかには自らの(武器商人に踊らされない)生き方を模索していく必要も出ていた。

5. 第Ⅲ局面：社会をつくり変える労働への参加

(1) サークル存続問題と若者達の状況

メンバーは、「草の家」に部屋を借りていたBを除き、それぞれの自宅から「草の家」に通っていた。一度東京の派遣会社に就職した経験を持つがそれがきつく高知で次の進路を探している者(D)、夜間大学に通いながら「草の家」とつながりのある飲食店でアルバイト生活をしている者(B)、実家で暮らしアルバイト生活をしている者(C)もいたし、Eは教員として多忙な生活をしていた(2008 フィールドノート)。

Eが忙しさからリーダーを降りることになり、上記の九条世界会議報告会のあとに話し合いがもたれた(2008年5月22日)。Eは自らの生活の中心を教育に定め、この時点では給食の民間委託の問題に関心を持ち組合での活動で走りまわっていた。Eはこの会議で「(それぞれの：筆者注)ライフスタイルも変化して」(2008 フィールドノート)と述べ、生活の中心が移りつつあった人もいたことがわかる。

(2) 産業の転換モデル

若者達は人を大切にしたいという思いをサークルで形成していた。それを自らの進路においても現実化させるヒントを「草の家」は若者達に提供していた。若者達は「草の家」で、学習活動以外にも自然とフェアトレードのコーヒーを飲んだり、「草の家」とつながりのある有機農家から野菜などが届いてそれを食べたり、という経験をしていた。また、「草の家」に住むBは、日ごろからマイハシを持ち歩くなどしていた。またお気に入りの自然食品の店があり、食品をそこで購入したりしていた(2008 フィールドノート)。

2008年から西森のパートナーである西森遼子は、「平和には文化が欠かせない」という思いで、平和講座に文化講座を加えていた。表4-1のとおり、「草の家」は地域の平和・文化を支える様々な職業や専門家とつながっており、それを介して「草の家」の若者達も、備長炭をつくる若者達に出会う等している。

表4-1 2008年度「草の家」平和・文化講座一覧

文化講座(その1)	4月21日	「土佐備長炭に生きる青年達」
平和講座(その1)	5月19日	「フランスの核実験の歴史とその被害」
文化講座(その2)	6月16日	「土佐のくらしと文化」
平和講座(その2)	9月22日	「地球に生きる一核兵器と環境」
平和講座(その3)	10月20日	「バングラディッシュにおける貧困層の自立支援」
文化講座(その3)	11月17日	「土佐の山の暮らしとことば」
平和講座(その4)	12月15日	「戦前高知県における朝鮮人労働」

幡多学の講師でもあったこの備長炭の講師は、自然を持続可能に利用できる備長炭産業を、自身の仕事が自然に承認されているものとしてその魅力を語った。Cは「じっくり丹精込めて蒸し焼きにされる。(中略) 持つとずっしり重たくて、命が凝縮されている気がした。(中略) これは、もちろん人の利益だけを優先した一方的な森林伐採のことではない。人

が少し手を添えてあげることによって、森、山、自然がより良い方へ向いていく、ということだ。そして尚且つ、切ったその木で人は備長炭を作り、産業が成り立つ」（たより 99 号、2008）と述べた。「お金」が支配する人を殺すシステムに脅かされるのにそのシステムに加担してしか生きられない矛盾を解決する術を切に求めている彼等には、「利益」ではなく「命」（自然）に承認される仕事・産業もあるのだという見通しをもたらした。

(3) 存在の次元での平和の模索

5 月 22 日の会議に戻ろう。仲間づくりの話題の中で、B から「なぜ、みんなはここにきているのか」という問いが出た。自分と「草の家」との関連が問われることによって、自らの「草の家」での生活に関わる経験・学習経験が対象化される。そこでは、「平和のために来てるというより、もっと生活に密着したもの」「しゃべったり、おいしいもの食べてたり、ぬくもりが平和」「衣・食・住があって平和」と述べられ、E は「何をもって豊か？」と発言した（2008 フィールドノート）。

仕事像としては、先の炭焼き職人も例となろう。また、若者達と関係が深い NB は、「草の家」の軒先でフェアトレードコーヒーの販売を始め独立した店を持った人であり、こうした人の存在も若者達の目に映っている。さらに生産したものと生産したものの交換の場面については「草の家」ともつながりがある有機農業の市の価値が課題化されている。市には自然染料、家具・雑貨、食品、歌など色々なものが持ち寄られる。C は「NB さんがオーガニックマーケットでコーヒーを出しとって、結構週 1 くらいで手伝いに行かせてもらってたんだけど、人同士がすごい密接に話とかも、これどんなふうに食べるのって」（C、同上）と述べ、生産者のこだわりを聴き合う姿に、お金のやりとりよりも人同士の関わりに価値が置かれていることを読み取っている。ここでは、他者の労働のこだわりを尊重した仕組みの創造を介して、他者性を尊重した関係が生成するイメージの生成が見られよう。

(4) 集団性の問い直し

生活の視点の獲得は、旧来の平和運動の持つ集団性を問い直すものでもあった。5 月 22 日の会議では、仲間づくりの話題になったと書いたが、そこでは E が『『平和』っていつて、九条や憲法で出会うわけではない』と述べ、F は「学習すると、九条、イージス艦とかになるけど、それを言っても『ハッ？』って感じ」と述べた。E は「いっぱい人がふえたら、いいのか？それとも人をよぶのに苦労するよりも」と述べ、動員的なあり方を相対化しながら「学習会になると、知識のある人がしゃべりすぎて、他の人は委縮」するような場ではない「楽しいと思いながらいろいろ知れる」場の必要を述べた（2008 フィールドノート）。口先や意識だけでなく存在の次元での他者性尊重のイメージを獲得した若者たちは、「他の人は委縮」するような場に違和感をもち、「楽しいと思いながらいろいろ知れる」平和的な場の価値をここで表明している。

そして、そうした場は「この場でおやつ作ったり、プチカフェや」ったり「みんなで

畑とか」する中で実現できるだろうことが語られた（2008 フィールドノート）。互いが居心地良く過ごせる空間が、生活の資源との関わりで生み出されることが理解されていると言える。

(5) 「草の家」からの巣立ち一生を分業する連帯

Eは「知識が教えられないけれど、楽しいいごちがいいって思いながら知れる」（E、再掲）「草の家」の「杜の家」や畑と関わる生活とつながる学びの価値を認識して、そうした学びを学校でも実現すべく働いていた。

「九条世界会議」報告会でイラク戦争の説明時にホワイトボードに「米」と書き「わっ、米って見えて、ちょっと、米最高やけ。米は命だから。これはアメリカ」（B、2008、九条世界会議報告会）と述べ戦争のシステムに対置される「コメ」の価値を主張していたメンバーBは翌年幡多で農業の研修を受けることに決めた。Bはサークルに関わる以前から食に関心があった²²³。

「草の家」が少し苦手だったCも、「草の家を通して出会えた素晴らしい仲間たちのおかげ」（たより 101 号、2008）で学習ができ、「草の家」を「そこに来た人々をいろんな要素で育ててくれる大きな家のような」（たより 101 号、2008）と述べ、「草の家」の持つ教育機能を再評価し現在は事務局を務めている。他のメンバーも家庭生活上で、芸術で、別の平和運動体でそれぞれの生き方を実現しようとしていた。B、Cを見れば、サークルに関わる以前の自分の中の経験を、共有した学習内容の中で再評価し、そこに自らの進路を見出している。

「草の家」を離れた後もたまに「草の家」を訪れたり連絡をくれたりする（「（Bは：筆者注）近況とか、なにになにやりますって、何とか通信とかって言って送ってきてくれる」（C、同上）。Cは「ちりぢりだけど（中略）みんな、持っているもの、そのとき育んだものっていうのは何もかわらないと思うから（中略）みんなそれぞれの場所でやったらいいんじゃないかな」（C、同上）と述べる。教員になったFは「そう思うと出会いがやっぱり一番の私の宝であって、高知で出会えたすべてがいとおしくてたまらなくなります。場所は違っても同じ時間を一緒に生きています。みなさんとの出会いのかけらを心に感じながら新しい生活を精一杯がんばってみようと思います」（たより 98 号、2008）と述べていた。若者達は「草の家」を離れた後、今度は、共有した平和像（生活像）と各自選んだ仕事・生活を統一する作業を現実の生活の中で行っているだろう。

こうした共有像を媒介にすることによって彼等もまた、農業のみならず、それぞれの希望との関連で多様な職に就きながらも平和の価値を貫く見通しが生成可能となっていた。

6. 小括

2000 年代以降、第三章までで紹介した 3 つの事例（民衆史運動、「草の家」、幡多）は、若者サークルの実践を介して互いにつながっていった。3 つの実践に媒介された若者サー

クルの学びをまとめておこう。

(1) さまざまな他者の位相との出会い

若者達に即して、人権感覚の生成（以下、局面Ⅰ）、社会への責任意識の生成（以下、局面Ⅱ）、社会をつくりかえる労働（以下、局面Ⅲ）への参加を可能にした媒介項を再確認しよう。「草の家」の若者は各局面の必要に応じた他者と出会って平和学習を展開させたと言える。

第一に、社会への関心は、同質性を基盤とした居場所とそこから立ち上がった他者への関心を実感できる表現活動の場を介して形成された。第二に、そうして関心が持たれた社会で起きている諸問題の必然性の理解は、「強制連行」犠牲者やイラクの子ども達と自分達の関係のように、自分達と加害―被害の非対称的关系にある他者との関係が読み解かれることで生成した。そこでは、自分達の力の発揮如何でそれらの問題が解決されるかが決まることが理解され、ゆえに、自分達の進路選択との関わりでのつびきならない問題として浮上したのだった。第三に、そのときに出会うべき他者は、他者を犠牲にしたり、犠牲を生み出す方向で競争し合ったりするような仕事ではない働き方を実現させている他者であった。社会の別のあり方の具体化は、生態系に内在することによって、自然の諸法則との格闘を暴力的ではない形で解決していくことを模索している連帯的な労働集団との出会いによって形成されたと言える。

(2) 居場所の平和学習としての意味

以上を踏まえて、「草の家」の若者達の平和学習実践から新しくわかったことは、分断の対象化（局面Ⅱ）と暴力に依拠しない労働・生活像の形成（局面Ⅲ）の統一には、同質性を認めあえる、すなわち感覚を共有し合える居場所（局面Ⅰ）の機能が媒介することが不可欠であったということである²²⁴。西森達の世代が情報ネットワークの基地として誰も「拒否しない」場として用意した「草の家」の1Fホールは、2000年代に若者達の居場所として花開くこととなった。これは、平和の要件である他者性の尊重を、まずは大人世代のケア的な配慮によって現出させたものと言えよう。

「なんかちょっとすぐれる場」としての居場所は、自らの存在を無条件に肯定してくれるような機能があった。「草の家」の若者たちは、料理人を目指しながらもジャンクフードの氾濫に心を痛めていたB、派遣労働で疲れて高知に戻ったDなど、まずは受け止めてほしいという欲求から集う若者にとって「すぐれる場」であった。そこは、それまで自身が存在していた場でのかたがたを疲弊させる暴力的関係ではない、対極の平和的な関係が担保されていた場であった。このように、暴力性に包摂された状況から一歩抜け出し相対化するという平和学習の局面として、居場所は重要な意味を持つ。こうしたなかで他者とかかわりながら活動を創っていく積極性、そして社会への関心を若者たちは取り戻した。居場所は、分断の対象化の局面で東アジア共同ワークショップへ参加する前提条件をなしたと

いえる。暴力的関係を経験し、身体的・心理的に「すが」りたくなってしまうような若者たちにとってこれは不可欠の平和学習の局面だった。

一方で、東アジア共同ワークショップなど、アジアの戦争犠牲者とのかかわりの中で、自分自身の傍観者性や加害性を自覚した彼らにとって、もはや居場所に属するだけでは、自身の生き方のニーズには合わなかった。自らの労働、進路の問題として、その加害性をどう平和的に解決していくかが問題化した。この局面では、進路に力を注ぐことと、サークルに所属し活動することとのあいだの対立がおこった。このように、分断の対象化が前提となった局面では、居場所にとどまらず、その平和的關係の価値を実際生活においても普遍化していく課題が生まれ、生活像の形成に踏み出していくこととなる。

以上を踏まえれば、居場所における平和のプロトタイプ生成が、分断の対象化と、暴力を発現せしめない生活像の形成を媒介したといえるのではないだろうか。こうした学習は、自分たちの身の回りの生活・職業と平和的な他者関係の関連を捉える学習として、学校でも応用可能なものかもしれない。「草の家」の若者たちが教えてくれる平和学習の構造は、このようなものだと考えることができる。

(3)加害と被害の二重性を解放し得る生活像の獲得

一連の平和学習を通して若者達は何を学んだと言えるだろうか。諸局面の学習の積み重ねの結果、若者達は、それぞれが丹念に仕上げた生産物の使用価値に関心をもちあう意味で、実際生活において他者を尊重しながら生きる生活像を獲得したと言える。戦争のシステムを媒介している武器商人にとって都合が良いか否かで自らの人生が振り回されるのではなく、自分達の文化や命をはぐくむ方向の生活のモデルを獲得した。

若者達はこのモデルを基盤にして、それぞれの進路選択をしていった。それぞれが平和学習で培った価値観から自分がやりたいと思った選択肢を、その生活像との関連で意味付けてその道に歩みはじめていった。

第二節 労働の価値の対象化

1. 課題と方法

第一節では、若者自身が自分たちの職業選択や生活を、暴力的な他者関係を越えることとの関連で意味づけをしようとする平和学習の構造を考察した。一方で、以上の平和学習は、生活と連続しつつも、相対的にケア的な学習実践の空間における構造だったように思われる。だから第二節では、実際の生活・労働の現場のなかでの平和学習により接近してみたいと考える。「草の家」では、主体の抱える二重性の読解は、アジア太平洋戦争やイラク戦争というマクロな社会現象との関連で読み解かれていたが、本節では、主体の抱える二重性そのものを存在の次元との関連で読み解いていく学びを見てみたいと思う。それによつてはじめて、自分たちが生産し消費する日常の生活（における二重性）と、私たちがぶつかる

アジア太平洋戦争やイラク戦争というマクロな社会現象において帯びる二重性との統一的な理解が可能になると思われる。

この課題を解決するために、幡多の実践に媒介されて生活している牧野夫妻に登場してもらう。この課題を解決するにあたって、「草の家」の実践では労働・生業の次元からの葛藤の対象化はなされていなかったからである（第三章第一節）。牧野夫妻には、第三章第二節で山下らの試みを説明する限りで登場してもらった。そこでも少しふれたことでもあるが、牧野夫妻は第一節でみた居場所と加害性の自覚の局面を家庭（夫婦関係）や友人関係などにおいてインフォーマルに経験している。加害性の自覚については、移住後に山下とのかかわりで生活の中の電力の加担について学習をしている（「うちも原発嫌だけど、四電とはまだつながっている」牧野、2012年12月1日）。

このように「草の家」の若者と、学習実践として組織化された場ではないにせよ、同様の局面を経験していることを確認した上で、牧野夫妻が選んだ進路先での、実際生活のなかにある学習の経験についてみていきたい。「草の家」の若者との共通性を確認することで内容的な連続性をもって分析できる。

以下の引用は、断りのないものは2014年2月3日の牧野夫妻のインタビューであり、引用末尾に2012年とあるものは前出の2012年12月1日のインタビューである²²⁵。

2. 牧野夫妻の進路－存在・労働の次元からの学習

(1)進路先での困難

牧野夫妻は、30代男性・太郎と同じ年の女性・佳代の夫妻である。太郎は親の影響で小さい頃から山登りが好きで、佳代は修学旅行の田植え体験がすごく衝撃的でその時食べたご飯の味がいまでも忘れられないという。二人は大学時代に出会い、その後、牧野夫妻が就職活動やその後の就職先において違和感を持ち、農業に移行したことは前章で確認した。幡多の教育実践に媒介される牧野の学びの出発点は、移住前のこの違和感であった。

(2)畑仕事での学び

①移住先での生活の概要

土佐自然塾で研修を受けて、山下の紹介で土地と家を確保し、2011年に幡多に移住し有機農園をひらいた。生計は主に個人宅配によって立てており、海辺の日曜日やその他砂浜美術館のTシャツアート展等のイベントに加工品を出店して収入を得ている。個人宅配は、牧野夫妻の働き方に共感してくれる人を中心に販路を持っている。また、農業体験を受け入れている。太郎は料理も得意で、ゼミの高校生にふるまったりしている。地区との関わりは、山下や市の同業者に相談しながら、適度な距離を保ってきた（飲み会要員になりすぎないように適度に参加）。2013年にはじめて地区の総会に出席した。

②楽しみと苦勞の基点にある自然

牧野夫妻は、就活時の違和感を評価軸にして「自分でやったことが直接自分に還ってくる」（太朗、2012 年）手ごたえを出来る限り大事に生活をつくっていた。その手ごたえは、労働過程における工夫において感じられた。太朗は「土づくりとか、種まきとかは、でもちょっとネットの張り方だとか、そういうので違いが出てくるから、そういうのも考えるのは、面白い」（太朗）という。

畑は少量多品種で栽培しているため、収穫もはさみや手作業である。また、人間の都合で一種類の作物を管理して大量につくる方法では、自分たち自身の労働が楽しくならないという。佳代は「それに毎日オクラばかり収穫とか、飽きちゃうもんね。やってられない」と述べる。加えて、牧野夫妻は土地や資金に制限があるため、そうした慣行農業のやり方では生計も成り立たない（「それに土地もお金も持っていないから、料金だけで競争できないし、太刀打ちできない」佳代）。

もちろん、機械を全く使わないということではない。牧野夫妻がはじめ開墾したのは長年の放棄地で、毎日のツルハシによる手作業では手に豆が出来てつぶれた。見かねた地区長さんがトラクターで耕耘したときには「機械の力を見せつけられた」という²²⁶。しかし「『人間の力で何とでもなる』という驕りが、私たちにないとは言えない」と自問しつつ²²⁷、耕耘と畝上げが出来る小さな管理機を購入した。

また、お客さんのニーズに応じて野菜を届けるのではなく、数種類のお任せのパックのかたちで配送している。佳代は「有機農業って、狭い土地でいろんな種類をつくっていくってやり方だから、どうしてもね、いろんな野菜、出来た年も出来ない年もあるから、畑の使い方もあるし、だからいろんな野菜が入るし、その畑をそのままお客さんにも伝えていきたいっていうか、そういうのもあったのかな」と述べている。自然の側の都合に合わせた販売形式を取っている。

農作業での自然は「決して甘くはない」（太朗）し「農業自体が自然が相手」（佳代）だから「理念を持ちすぎるとすごい精神的につらくなって、柔軟性がなくなってしまう」（佳代）という（以上、2012 年インタビュー）。「農作業自体が土方と言うか、肉体労働なんで、しんどいはしんどい」（太朗、2012 年）し、「真夏の炎天下の中」での作業や「台風に襲われた時」の苦労は大変だった²²⁸。その中で、農薬等での慣行農業的な解決ではなく、自分達の求める労働の価値を実現していくことは彼の課題としてあった。

(3)「海辺の日曜市」とのかかわり

その課題に対して「海辺の日曜市」はいかなる意味を有したのだろうか。

①市の特質の対象化

海辺の日曜市は生計の全てを支える規模はないながらも、牧野夫妻にとっては、拠り所になっている。一つには、有機農業の野菜づくりの技術的な相談や農機具の貸し借り等、労働過程についての悩みを共有できるからである（「いろいろね、支え合ったりとか、困っ

たら相談にのってもらったりとか、今農機具がないんだけど（中略）って言ったら探してくれたりとか、うちの貸してあげるとか。すごく助けてもらったりもします」佳代）。

もう一つは、お金との関わり方（経営）についての自分達の価値意識の普遍性を確認できるからである（「ある一定程度の値段よりはさげないっていう、なんかこう、暗黙の了解」太朗）。価格競争の相対的な回避は、出店者同士の関心を、自分達のこだわりの質の向上に向かわせる。こうした関心は、市に透明性の文化をもたらした（「つくり方が全然ちがったりとか、そういうのも全然オープンだよ」佳代）。これが都会の生活で感じていた競争心とは別の良い雰囲気での競争心を生み出しているという（「もちろん、競争心がないっていったら、ないわけじゃないよね。だけど、それが自分達の、自分に向かってくっていうか、相手がどういふじゃなくて、うちら次どうしようっていうか。それで、ぎすぎすしたりへんな関係になったりはしないですね。なんか不思議な感じだよ。言われてみたらね」佳代）。

そして、金銭だけではなく生活の方が主な対象（目的）のこの市では、受ける刺激は単に売買のみに還元されるわけではなく、自らの生活のあらゆる側面に流通する（佳代「店で売らなくても、ご飯食べるときにそういうのやってみようとか、なんかこう、生活にプラスになってくる、つながってくる（中略）食べ物だけじゃなくてもね、木工品とか竹細工のつくり方を教えてもらったりとか、家で作ってみようとか、簡単にできるものがあるれば、個人宅配の野菜セットに入れてみよう、とか。いろいろ教えてもらえる場もあるし」）。売買の空間と生活の空間が分離されておらず、生活の空間の側に売買の側が埋め込まれている。労働と暮らしの中での創造性とか不可分に結びついていることを意味している。これは都会生活との大きな違いである。

地区での生活を経験したことで、なぜ、都会の生活で息苦しかったのか、少しずつ分かってきたという。佳代は、「具体的なんだよね、全部。働いていることも、還って来ることが多い、生活に。向こうだと、すごいばらばらになっている、働くこととか、生活することとか、暮らすこととか、自分の健康とか。なんかばらばらになっている。こっちは全部つながっている気がする」と述べた。どうやら、自己と活動との「間」にあるものの質に問題があると言える。そこが具体的であることが牧野夫妻の現在の生活の条件なのだろう。

②牧野夫妻による、市という連帯の価値の対象化

海辺の日曜市は価値意識を共有する居場所であるが、牧野夫妻は、そこを根拠地に一般のイベントにも出店する。「的屋」との対照の中で改めて市の価値を自覚している。

太朗「イベントによっては露骨に言ってくる人もいるからね、例えば、コーヒーとかかぶっちゃうとね」

佳代「うちの屋台の前でね、すごい営業をはじめたりとか（笑）、ここでやるのー（笑）みたいな。そういうのは海辺とかでは絶対ないよね。」

一方で「海辺の日曜市」も現実の消費活動に適合的である必要もあるため、労働の価値

の尊重の方向性も単純にはいかない。高知県の産業振興計画は、こうした有機農家や彼らがあつまる市を「地産外商」政策の重要な商品として位置づけている。牧野夫妻はこのことの影響を感じるのは、一部にいるセレブの顧客からのまなざしへの違和感からである。太朗「聞くと、特に大金持ちのセレブの（中略）支えてあげてるのよ、わかってる？とか」佳代「これを入れたら売れるから、これを入れなさいとか。ブロッコリーは入れないで、どこに虫がいるかわからないから、とか」

牧野夫妻は有機農業が付加価値で勝負するものではなく、より日常的なものとして定着する必要があると考えている。有機農業は、これまで理念や生き方として捉えられる傾向が強かったからだ。それでは、実際生活としては付加価値を売りにするしかなくなってしまふ。

佳代「有機農業ってカリスマ的な人がいたりするもんね。高知だと山下さん（土佐自然塾の塾長、山下一穂氏）とか、有名な山形の星さんとか、小川町の金子さんとか。カリスマ的な人がいて、そこに集まるって傾向がある。すごく。そのカリスマ的な人がいなくなったら終わり、長く続かないだろうし、そういう問題も抱えているよね。有機農業」

(4)地区の現実の対象化

以上の理解をもとにすると、牧野夫妻は、自らが都会で否定してきたものの類似性を地区に見る。所有している土地をいつ売ろうかと常に伺っている姿勢に、自らの農業という仕事よりも金銭に価値意識の主眼があることを読み取るからである（「農業に対する、仕事への何か、誇りっていうか、あんまない」太朗、「農地だって宅地として売れば、いつ売ろうみたいな、機会伺っているような農家さんが」佳代）。このような生活の下では、地区住民の能動性の発揮は、より良い生活に向けてではなく、現状維持へと鬱屈して発揮されてしまう。この問題意識から、牧野夫妻は次の例を語った。

太朗「ちょうどね、うちの地区にも地域協力隊が入ることになって。そのことが、総会で話があつて。ただ、協力隊を入れる以上は、この地域で何がしたくて、将来的にどういう地域像を描かなくちゃいけないのね。ステップがあつて、最終的に拠点となる、公民館でもなんでもいいんだけど、廃校とか、そういうのを拠点にして、みんな若い人たちが集まって、介護の手伝いとか、地域の祭りの手伝いとか、そういうサポートセンター的な将来像を描いて、その第一歩として地域協力隊が入るっていうことなんだけど。一応ね、協力隊は入ります、総会でね。けども、そこまで将来的にそういう拠点となるような、まあ、ところを、つくって、そこに若い人がはいつて地域をもりあげていこうってところまでは行きませんって。」

とはいえ、30代の牧野夫妻にしてみれば、今の地区住民もこれからさらに高齢化し、いずれは構成員が変化することを見据えなくてはならない。特に、田んぼに引く水の管理が難しくなっている。地区的な課題は山積している。一方でこの移行は地区の現実との関わりでは、そう簡単にはいかない。まずは有機農法という特殊な存在の自分達を維持す

るのも大変なのだ。

太朗「なんとかね、土地を、これからどうなるかわからないんだけど、農地をとられたくないっていうのがひとつ。借りてるからね、返せって言われるのが一番怖いので。そうならないようにしたいところなんだけれども。後は農業経営的にはハウスがほしい、一応収入に直結するやりやすさがあつたりとか。あとはせっかく妹たちも来てることだし、何か協力し合ったりできることがあれば、それも視野にいれて」

(5) 農業体験の受け入れー都会の人との関係

以上の生活のなかで牧野夫妻は、都会からの農業体験を受け入れている。牧野夫妻の彼らに対するかわりは、彼らが元気になっていくことに価値をおいたかわりである（佳代「なんだろうね、こっちにきて、なんかみんな生き生きして帰っていくよね」「今、うつ病になる子多い、若い子とかね。そういう子とかね、全然眠れないんですとか言って、うちに来てずーっと起きて来なかったりとか」）。

一方で、農業体験の受け入れは、自分たちの生活の価値を見直す契機にもなっているという（佳代「農作業が好きで農業始めたんですけど、やっぱ仕事としてやってくことは、作業の一つになっていくのが、お客さんが一緒に手伝ってくれたりして、オクラってこんなふうにつくんだとか、いろんな面白いこと言ってくれたりするんですよね、やっぱ面白いんだなって、思い出したりします」2012年）。そして「私達も元気になったりする」と言う。

(6) 幡多ゼミとの関わりー地域の子どもの関係

では、現状維持に固まる地区と、新しい農業を売りにする「地産外商」とのはざまで、牧野夫妻が求める生活の主体性は、何を根拠に成立し得るのだろうか。これに関わって、地区の変化の切り口は、山下（ゼミ）との関わりから牧野夫妻は学んでいる。

まず、牧野夫妻が山下に共感するのは、その生活感だという。教師で平和運動をしている団塊の世代の人々は口だけだったりすることも多く、そういう人と先生は「ちょっと特別に違う」という（太朗「平和運動やっている人たちって頭ばっかでき、口ばっかで、でも生活めっちゃくちゃ。（山下には：筆者注）そういうのはない」）。山下が、ビキニ水爆実験の掘りおこしの結果からわかったあるべき生活像を、実際に生活の場で具体化している点が牧野夫妻の平和のたたかひのイメージにとっては重要だった。

その上で、佳代の幼少期の経験がゼミの価値の理解につながった。佳代は父がアルコール中毒で母が精神的な病気を抱えている家庭で育った。佳代は、先生というのは、そういう家庭環境に面倒くさがってかわからないものだと思っていた。ところがゼミの存在にふれて、小さい時の自分の経験を対象化できたという（「幡多ゼミって存在があつて、出会っていたら、すごい、違った視点とかもらえたんじゃないかなって、思うのね」佳代）

この視点から地区を見直してみると、自分達にも山下と同様の役割を担うことが必要と

されている部分に気が付いた。地区の保守性の中で悩む子ども K 君の存在であった。K 君は引きこもりがちになってしまった子どもである。一度レールから外れてしまうと田舎の方がつらいという（「ほんとおじいちゃんとかも、この子はこういう子って見たら、全部そういう目でしか見ないから。うわさもば一っと広がるしね」佳代）。牧野夫妻は、佳代の経験の対象化を通して、農園を通して K 君のような人々の居場所をつくりたいと考えるようになった（「だから、畑が第三の居場所的な役割を果たせるようなものにしていきたいな、っていうのはあります、自分の体験からっていうのもあるんですけど」佳代）。

牧野夫妻にとっては、畑は試行錯誤の対象だが、一方では、畑は簡単な自然との関わりなら自分の行為を素直に受容してくれるものであるから、居場所の価値も持ち得た。

太朗：「草取りしている時とかね。」

佳代：「すごいよくしゃべり始めるね。汗かいて、つくった野菜でごはんつくってみんなで囲んで食べるっていうのが、なんか、体の中から元気になる、そんな感覚」

この牧野夫妻の試みは、地区の変化の拠点となり得る可能性を持っている。なぜなら、山下もまた、子どもの生きづらい声を聴くことから、地域生活の再構成の糸口をつかんでいったからである。牧野夫妻が、地区の K 君をきっかけに居場所を創りはじめたことは、一見すると地区の変化と無関係に思えるが、ゼミ生の少なくない人数が一度都会に出ても地域に戻り地域での労働に意識的に参加している（例えば Y のように大卒後、西部 NPO ネットワークとして）ことを踏まえれば、客観的にはそれは地区の変化へと連続する可能性を持っていると言うことが出来るだろう。

3. 小括

ゼミと幡多学に媒介されて、都会の消費者との関係や地区との関係にある矛盾の解決を模索し続ける牧野夫妻の学びを見てきた。牧野夫妻の学びから立ち上がる二重性の対象化の内容をまとめていこう。

(1) 都会で抱えた二重性・葛藤の対象化

存在の次元との関連での二重性の対象化は、牧野夫妻における都会と田舎との比較におけるその生活の質の対象化のなかにみられた。牧野は都会での息苦しさを、労働の生産物の評価軸の質の問題として対象化した。特に就職活動の経験（他人が遅刻したから自分が採用）で感じたのは、自分自身の能力や成果に内在した評価軸ではなく、何か別のところに存在している評価軸によって自分が評価されている感覚だった。自分の労働そのものではなく、その労働が他との比較において評価される評価尺度のずれが、牧野の対象化した二重性・葛藤だった。

幡多に移住してきてからの「海辺の日曜市」は、そのずれが相対的にない場所、つまり、自分自身が精魂込めてつくった野菜のおいしさを、そのおいしさという基準で評価してくれる人たちが集っている場所だった。もちろん、そうした関係性のみでやっていけるわけ

ではなく、的屋等との関係もあるけれども、評価軸のずれという二重性の対象化を経た今は、その関係の意味がわかるので、できるかぎり、おいしさの側で生活を創造するように試行錯誤することができる。

「おいしさ」の側の評価軸で暮らすことのできる鍵は、自身の生活の総体が見えることだった。つまり、「土づくり」のように、「自分でやったことが自分に返ってくる」過程が具体的であることだった。都会では、そうした総体が「ばらばら」になっているけれども、幡多の生活では「つながっている」と言っていた。つまり、活動（労働）がどのように他者の役に立ち、自分達への反応として還ってくるかがわかるということが、「おいしさ」の側の評価軸が生成する根拠であると理解されている。

(2)労働の価値の対象化

牧野夫妻を見れば、労働とは他者の喜びのために自らの苦勞を提供することであり、自らの苦勞が他者の真の喜び（ニーズを叶える質の問題については、第三章第二節の都会の消費者との関係を参照）をもたらすことを可能にするような仕組みに媒介される経験を実感したものにとっては、生産者の苦勞が他者の犠牲（表面的な快樂をもたらすような自然の利用といった偽の喜びを含む）の側に転倒的に使用されてしまうようなシステムの存在は、切に許せないものとなる。

牧野夫妻の苦勞も並大抵のものではなかった。耕作放棄地を一から手作業で耕した時には血豆がやぶれるほどだった。酷暑の日も台風の日も野菜を守るために、畑に出なければならなかった。しかし、こうした苦勞のあとには、他者が「おいしい」と喜んでくれる反応が待っている。これらが牧野夫妻の生活創造の評価軸になっていた。苦勞が報われるこうした感覚の側に、いつも生活創造の基盤を置いておくことが牧野らにとって大事なことだった。

さらに、牧野の生活には、都会の人々やKという子どもの固有性に目を向けたケア的な関係の発揮も埋め込まれていた。

(3)自然の他者性を感じられる道具

牧野夫妻にも、「草の家」の若者と共通するような生活像の形成が見られたといえる。市の存在を介して他者のこだわりの労働を尊重しあう姿が見られたからである。

加えて、牧野夫妻の生活の実践からは、そうした生活における他者関係が何に担保されているのかも対象化していたと思われる。「海辺の日曜市」の互いの労働を尊重し合う他者関係は、生産者それぞれが地域の自然と向き合いこだわりの生産物を試行錯誤して創り上げることがあってはじめて成立するものだった。牧野夫妻が作業の工夫によって土の出来が変わるなどそういったところに労働の面白さを感じていたように、自然の他者性を感じられるところにそうした労働のポイントはあった。このやりがい、市における関心を金儲けよりも他の生産者の工夫や知恵に向かわせ、ひいては他者を尊重する良い雰囲気に関

係を生み出していた。牧野を踏まえると、市の平和学習としての意味は、労働の次元の葛藤（苦労）の平和的解決と、平和的な他者関係の模索が統一的に対象化されるところにあるといえよう。

幡多ゼミの読み解いたビキニ水爆実験のシステムと牧野夫妻の生活を比較した時、生活の平和性を評価する重要な指標があることに気付く。それは、牧野夫妻の生活の基底のところ、すなわち自然の他者性を感じるところでの道具の性質の違いである。水爆は自然の他者性を感じられない道具の最たるものであり、一方で、牧野達の暮らしを媒介していた道具（鎌、はさみ、小さな耕耘機、有機栽培の畑等）は、自然の他者性を感じられるところが重要だった。牧野夫妻は、自らの生活を綴った記事のタイトルに「鍬を手に自然と歩む有機農業 ～私たち夫婦の記録～」と道具を象徴的に記している。これに伴って販売形式も、自然の諸法則の側から規定されるものになっていた。生活と連続する平和学習を捉える焦点として、道具の質は有効な手掛かりを与えてくれる。

労働過程という視点を得ることで道具というカテゴリーを連帯的な他者関係との関連で析出することが出来た。以下、本論文では、物質的に労働過程を媒介するはさみや鎌などを「道具」と表記し、思考の次元も含んだ場合「ツール」と表記する。ツールというところから学習を問えば、実際生活の中での学習は、生活を媒介しているツールの意味の豊富化・再創造過程ということが出来る。平和学習という場合には、自己の能動性をそのツールを通して発揮した場合に、相手（あるいは自然）の反応（自然の他者性、他者の他者性）が常に関わりとれるようなツールの創造が焦点になるだろう。こうしてみれば、牧野が「原発は嫌」という理由も自ずから了解可能なように思われる。

第三節 ツールの批判的対象化としての平和学習

1. 課題と方法

第二節では、自然との関わりにおいて試行錯誤を可能にするような、すなわち自然の他者性を感じられるような道具に生活が媒介されると、生産物に対する良い意味での自負が価格競争よりも主題化し、生産物の交換の場面において、連帯的な他者関係を生成し得る可能性が見て取れた。またそれは、地区内における排除されがちな他者との連帯にも連続していく可能性を持つものだった。

こうした地域の生活における連帯的な他者関係の生成は平和の現実化において重要な基盤であるが、一方でビキニ水爆実験の掘りおこしから見えてきた課題との関わりで言えば、グローバルあるいは国家的規模で権力的な力が、私たちの生存を脅かしてくるものであることもまた事実である。地域の労働の次元での連帯的な他者関係の生成と、そうしたマクロなレベルでの民衆運動とを統一した次元での主体の二重性の対象化とはどのようなものだろうか。

牧野は、マクロなレベル（牧野再掲「原発は嫌」）も視野に入れつつ労働の次元にとりわ

けこだわっていたが、この課題を解決するため、自然エネルギー研究会（第三章第二節第4期）の実践に支えられて地域の暮らしをつくることを基盤にしながらも、東電にいた経験から、マクロなレベルでの民衆運動の方に強く役割意識を持っている木村（40代）の暮らしを見てみる。木村においても、牧野夫妻と同様、市に支えられて自身の価値意識と生計とが両立することを実感する局面は共通している。また、「草の家」の若者と同様の加害性の自覚の局面は、東京電力社員時代の悩みのなかで自身の能動性の発揮が転倒してあらわれる悩みにおいて経験している（「高レベル放射性廃棄物の処分法はそのうち決まるんだって教えられていて、結局20年、30年以上経っても、今でさえ何も決まっていないとか、そういうことに加担しちゃって果たしていいのか」木村、同上）。以上を確認した上で、特に先述の課題に関連する部分を中心に以下検討していきたい。なお、木村のインタビューについては、2012年12月2日のものである²²⁹。

2. 木村の進路－生存の危機からの学習

(1) 加担の自覚から暮らしの批判的再構成へ

木村は東京電力に入社して仕事を続ける中で、「さわってはいけない部分にさわってしまっている」（木村、2012年12月2日、以下「木村、同上」と記す）ような感覚を持ち「人生をかける仕事として誇れるものかどうか、っていうところに立ち返った」（木村、同上）という。結果的に木村が東京電力を辞め、さらに実家の民宿経営までもが原発のシステムに組み込まれている壁にぶつかったところから、暮らしのあり方を根本的に見つめ直したことは第三章でふれたとおりである。木村は民宿を止めるとき次のように思ったという。

「母親が事業をやって、原発作業員相手の宿泊をやってたんで、（東電を辞めたあと：筆者注）最初それを手伝うんですよ。2年くらい。でね、結構もう建設のときはお客さんいっぱいいていいんだけど、東電の経営効率化で、運転の長さを長くするために、止めてる期間を短くするっていう稼働率向上のしわ寄せが地元の宿泊業にくるんですよ。で、当然経営効率化だから、請負の金額とかもなるだけ下げることがはじまったし、なおかつ作業期間をぐっと短くする、昼夜を問わず働かせたりして、ということは、長さも短くなるから、部屋が空いてる時間も長く²³⁰なって。母親の事業自体も傾きかけていて、会社辞めた時の退職金で結構負債払ったんですけど、自分でけっこうやってみて、また銀行への不払いが増えていくんですよ。なので、東電辞めたのにまた原発に依存してんじゃねえか、ってところに行きついて」（木村、同上）

木村は、民宿を止めた後、いくつかの職を転々としたのち、福島のカ内村で自給自足の暮らしを営む人に出会い、その人の仕事を手伝うようになった。そこから2010年の夏に大熊町の阿武隈山中に家を借りて自給自足の暮らしを始めたのだった。やっと暮らしが軌道に乗りかけた時だった。あの震災が起きたのである。

木村は2011年、東日本大震災の放射能から逃れるため高知に来て、土佐清水市のある地区の協力で一部崩壊した家を手に入れる。そこで奥さんと子どもとともに暮らし始める。

木村は福島県の大熊で自給自足の生活の経験があったから、まずは家を修復しつつ、畑で野菜などをつくる生活をはじめ。生計は、被災に関わる補償金、および独立ソーラー発電システムの販売・施工の事業によって立てている。

(2)生存の危機の経験―福島原発事故

木村は、福島県の大熊町で自給自足の生活を営んでいたが、その営みが一瞬のうちに消し去られたのが東日本大震災における原発事故だった。2011年3月11日、木村は数度の余震でいつ本震が来るかと思いながら過ごしていたという。

「午後から薪割りしてたんですね。ちょうど2時30分くらいに疲れたから薪ストーブ入れて、お湯沸かして、一服してたんですね。そんでまあ、地デジでもつけてみようかなと思って、つけてちょっとしたら緊急地震速報が鳴って。これだなと思って。これは来ると思って、その前に2回来てたんですよ、三陸沖に、夜中に。2回目のときにもしかしてこれかもしれないと大地震が来ると思って、夜中だったんですけども、外に逃げたんですけども、それは違ったんですね。結局3回目だったんですよ」(木村、同上)

木村は東電で働いていたから、この地震が来たときにすぐに炉心が溶融すると思ったという(木村「垂直にしぶきがあがる映像みて、これはもう炉心溶融までいくなと思って」木村、同上)。ここから木村の避難生活が始まる。まずは妻の実家(原発から35キロ)に行ったが、そこも危ないのではないかと思い、那須まで逃げる。そこでしばらくいたのち、高知県が県営住宅を無料開放するということを知って、最悪そこに住めばいいと考え、いったん戻って罹災証明と転校手続きをして高知に渡った。

木村は、原発の大規模な爆発の不安は消えておらず(「あのときは4号機のプールも崩壊寸前だったじゃないですか。あれが崩壊したら日本多分終わりますから。プールのラックから燃料が出た瞬間に」木村、同上)、その時の心境について「もしかしたらこのまま原始的な生活に行く可能性もあるなってとこまで想像しちゃって、チェーンソーと、のこぎりと、手のこと、それは絶対必要やなと思って」(木村、同上)、そうした準備までするほどだったという。木村にとって原発事故は、いつ自分達の命を一瞬にして消し去るかもしれないという不安の次元で、精神的なストレスを強く与え続けるものであった。

(3)自然エネルギー研究会との関わり

幸い、高知に家族で暮らせる住宅が見つかった。しばらくの間は、家を修復しながら、自然エネルギーの技術を使って事業をすることを考えていた(「まずは畑借りましたね。食い物ですね。その次に風呂も、下の家も薪風呂にしちゃって、ここも薪風呂にしちゃったんですよ、無理やり。薪を調達して。ソーラーパネルをすぐ買いましたよ、2枚。まずは、電気がとまって、また次くるんじゃないかってトラウマになってて、次来て被災したらどうしようってことで、ちっちゃいディーブサイクルバッテリーってやつ買って」木村、同上)。

その事業を支えようとしたのが山下だった。山下と木村はとあるシンポジウムで出会った。山下が述べた原発の平和利用の本質は木村が東電で感じていたものと全く同じで「こういうことやってた人がいたんだって、すごいなあと思いましたね。感動しましたね」（木村、同上）とそのときの感触を振り返っている。2012年6月から山下と一緒に始めた自然エネルギー研究会（前掲）は、第一に、高知県で事業展開していくにあたっての木村たち生産者の連携を支えている（前掲）。第二に、独立電源の装置を購入する消費者の学習を組織することで木村たち生産者を支えている。

事業化は、消費者の電力に対する理解の変化なしには、成立しなかった。独立電源は現行の大量消費スタイルの消費者意識にはそもそもそぐわないものであり、まずは、消費者が使う電力を減らすことを理解したうえで、独立電源という設備に価値を見い出してもわからなくてはならなかった。だから、自然エネルギー研究会では、「造エネ部会」で生産者の連携を図るだけではなく、「省エネ部会」で消費者の学習も組織している。実際に木村は消費者とのあいだで困った出来事にも遭遇していた。木村は「もっと電気使えると思ってつけたのに、って言われても。あとでそれ言われると困っちゃう」（木村、同上）と述べたが、自然エネルギーの電源装置はいくらでも湯水のように使う消費には合っておらず、自然エネルギーであるがゆえの発電量の増減に付き合わなければならない。一方で、四国電力に頼りっきりでもし長期停電になったら手の付けようがないという状況にはなりにくく、例えば、人工呼吸器など少なくともいいから必ず電力が使えるほうがいいという自宅には自然エネルギーのほうがあっている（再掲）。

木村は「省エネ部会」で次のように語りかける。「独立電源つけるまえに、今の生活でどれくらい電力をつかっていて、それを減らす努力はできませんかって、ところからはじめるんですよ。そうしないと設備自体がデカイものになっちゃうんで、まずは使う量をいかにして減らすかってところで、ほとんど投資なしに、LEDに変えたりする費用は必要だけれども、少ない費用で発電装置をつけたと同じ効果が得られるってところに気がついてもらって」（木村、同上）。すると、住民の中から木村や山下の考え方を共有する人が出て来て売買の円滑な進行の事例があらわれてきた。木村は「自然エネルギー研究会に来ているおばさんのなかにも、僕がこれだけ口うるさく言うからやっぱりいろいろ実践されて、電気料金半分にした人がいますね。それ素晴らしいなあと思って」（木村、同上）と述べた。

このようにして木村は、山下とともに暮らしとして脱原発するプロトタイプを生成し、事業成立に対する普遍性を体感していったと言える。この経験をもとに再度、原発というシステムに挑んでいく。木村は、こうした消費者との関係の変化なくしては、反原発の運動は理念で終わってしまうと考えている（「消費の電力量も1ケタ違うわけですから。そこを何とかできないと日本のエネルギー事情は変わらないと思いますね。間違いなく。で原発だけ止めろっていうのも説得力ないと思いますね」木村、同上）。なぜなら、木村は事業化を進める中で格闘した消費者意識から、消費者の利便性を求める意識を包摂して原発システムは成立していることに気づいているからである。

(4)脱原発運動との再結合

①脱原発運動側の変化

木村は、東日本大震災以前の原発反対運動について次のように述べた。「だからこのあらすじは、福島の反対派の連中にも言っていて、結局原発の老朽化とかっていくらそこをついてもそれは止められないよ、もっと現実的な弱点をついて、原発とめるしかないんだ。だから津波がもし来たら運転中の炉心はメルトダウンまで達するのは明らかだから、このストーリーで原発止めませんか？って提案もしたんだけど、その当時も 2010 年も 1 回提案したときも、反対派も全然のってこなかった」(木村、同上)。

山口県上関町祝島のみならず、原発事故後、原発に頼らなくても自然エネルギーで生活が出来ることを証明する実践的試みが全国各地で起こり、そうした具体的な見通しを根拠にもった脱原発運動が生成した。2011 年以降の脱原発運動の参加者にとってすでに議論はどれだけ民主的で自然に負荷の少ない自然エネルギーのシステムを創り上げるかであり、原発のない生活が可能なのは具体的に見えていることだった。山下も、ビキニ水爆実験の掘りおこしからの歴史的連続性を根拠に原発批判をしていたのに加え、木村の発電に関する技術に着目し具体的に自然エネルギーで暮らし始めたのもこの変化を象徴している。

こうした脱原発運動側の変化を受けて、自然エネルギーの事業化でひとまず生活の確保が出来た木村は、脱原発運動にもコミットしていくようになる。

②証言、意見表明する：生存を蔑ろにする権力的集団

まず何よりも木村が取り組んだのは、東電というシステムの性質や日本の原子力発電の技術的な欠陥に関する証言だった(例えば、「突き詰めていくと福島第一原発の原発は川用の原発だったってとこにいきつくんですよ。アメリカは全部川につくっている。地震の多い西海岸には、福島第一のタイプは、つくっていないんですよ」木村、同上)。

原子力を守る権力的集団はあまりに酷いものだった。木村は東電にいるあいだ、しきりにそのことを感じていた。木村は、震災を経てあらためて東電での経験を語り出した。様々なメディアで元東電社員の経験を証言している。そこで語られるのは、民衆の生存という問題にリアリティを感じられなくなっていたいかれた集団性だった。

「これをおわせる事象が 1991 年の 10 月にあって、1 号機でタービン建屋の配管に穴があいて水漏れするんですよ。で、1 回水漏れしたんだけど、地下の非常用ディーゼル発電機が水没したんですよ。それで、プラント止めたんですけど、そのときに事故解析を本店でやった人間が僕の上司になって、『これ非常用の電源が水没して使えなくなったときに、多分、タービン建屋とかは開口部があるから、津波が来たらまず最初に冷却系海水ポンプ及び非常用ディーゼル発電機がやられて、メルトダウンまで絶対行くやないですか、って絶対行くやないですか』って言ったら、『そうなんだよ』って言って、『津波を許認可の解析に盛り込むというのが必要なんじゃないか』って言ったら、『それは一応安全審査やって

る裏方のなかではタブーなんだ』って話になって、結局ね」(木村、同上)

人が死ぬリアリティと自分自身の日々の行いとがまったく分離してしまっているような集団性がそこには成立してしまっていたのだ。このやっかいな権力集団の無くならない限り、私達の命の安全は確保できないことは木村にとってはますます重要な課題となっていた。

③生産者の全国ネットワークにコミットする

木村は、自然エネルギーによる暮らしを全国的に進めるため、自然エネルギー研究会に加えて、地域ごとの自然エネルギーの電力供給システムを具体化するための全国的な動きに関わりはじめた(2013年～)。それが「自給エネルギーチーム」という生産者ネットワークである。木村はそれの土佐組長をしている。

木村は全国各地で地域レベルでの自然エネルギーの導入を構想している。「今メガソーラーでも風力でも、外の企業が来ちゃってるところがつまんないですよ。今だから、あくまでもその大規模発電、大規模送電のそこから脱却できなくて、そうじゃなくて、ローカリゼーションで、地域ごとに電源が確保できればいいわけで、その分インフラも少なくてもいいわけだし。大規模送電になっちゃうと結局周波数を一定にしていないと、停電する可能性もあるから、そういった弱点もあり。ベースは地元は何ヶ所かに小水力があって、家庭ごと、地域ごとに独立電源があれば」(木村、同上)と述べ、そこに向かって検討を始めている。

幡多自然エネルギー研究会では、木村から事務局長を引き継いだHR(仮名)が中心となって、三原村に小水力を設置し、実験を重ねている。

(5)裁判闘争

木村は、このように、暮らしのなかからの脱原発の動きを着々と押し進めている。けれども、それでも私達の生存を脅かす原発のシステムの再稼働は襲い掛かってくる。福島のことばだんだんニュースにならなくなり、政府は再稼働推進を表明し、電力会社はしきりに電力不足をアピールして電気料金の値上げまではじめている。こうした動きをみて木村は次のように感じたことを述べている。

木村「(前略)既存原子力発電所は再稼働できるというストーリーで新安全基準(原発新規制基準)なるものが動き始めた。(改行)当該発電施設そのものの検証が全く終わっていない状況でのフライングスタートである。(改行)発電所そのものの調査が初期段階にある過程で、地震による損傷はないと断定的に結論付けている状況に対し、私は元東電の原子力技術者として大きな疑問を持ち、今回東電報告書に目を通した。(改行)そこで目にしたのは、旧態依然の東京電力そのものであった。これだけの事故を起こした当事者達(規制サイドも含め)がこのような内容で「地震で発電所は大丈夫でした。」と言っていることに愕然とした。」(伊方原発運転差止裁判の山下正寿の意見陳述で山下が木村の記者会見を引用

している箇所から²³¹⁾

木村にとっては、地域の暮らしにおいて全国的にも普遍性を確認できているにも関わらず自然エネルギーという選択が定着していかない現状をみて、一向に変わろうとしない原発システムを維持したい権力集団というものが、とりわけ先鋭化されて課題化されていった。原発事故あっても、その集団の本質は変わらないのだ。

木村「それでこれは役所に報告するかどうかフィルタリングするんですよね、本店と発電所のなかで。これはちょっと説明つかんから黙っといたほうがいいだろうって首脳陣がそれを決定するんですよ。今もまったく変わらないと思いますよ」木村、同上)

全国各地で再稼働反対の正当性をめぐって裁判闘争がおこなわれている。大飯原発の判決が脱原発運動を励ましたのも記憶に新しい。木村も元東電社員の経験をもとに、2013年4月から独自に福島事故の各種調査報告書を分析し、伊方原発運転差止裁判の意見陳述に関わっている。意見陳述では、技術者としての知見をいかし、福島原発事故調査の不完全性を示した。木村は、大熊での自給自足の実践者から学んだことを基盤に、以下のような思いで脱原発を訴えている。

「やっぱり電気とかガソリンとか灯油とか使えば、それは枯渇性のエネルギーであり、長続きしないスタイルというか、なるだけ、環境、地球に調和する生き方はこっちなんだろうなって気がつきはじめて。そんななかで、田舎暮らしのほうが自分で野菜つくったりしていれば、そんなにも現金を必要としないのではないかという感じで。最後に生き残るのはそういう連中なんだろうなっていうのもあったり」木村、同上)

木村にとって命や生活をはぐくむ暮らしの側(「こっち」)に原発はない。伊方原発運転差止裁判原告のいくつかの意見陳述書・意見書も見てみよう²³²⁾。

原告、望月佳重子(愛媛大学法文学部 名誉教授)「(前略) 2つの訴訟を高松と松山で傍聴した学生の二宮は、長老の矢野浜吉さんが、原爆投下に終わった『戦争』と原発の存在とを、許されない暴力として関連づけて裁判を闘った姿勢に、思想の深さを見たと言います。

(中略) 私は、広野房一さんの器の大きさに、斉間満さんの判断力と謙虚さに、圧倒されました。『八西連絡協議会』の人々は、空／海／大地が与える恵みを少しずつ頂き、質素に生きる道を選んだ、と分かりました。(中略) 『八西』の方々は『水俣』の人々に似て、真実に直進して元気でしたが、むろん、老いと共に歩まれました。このシャイで優しい人々の怒りを、学生たちは受け継ぎました(後略)」(30年前の伊方原発訴訟を回顧して陳述) 湯浅一郎「(前略) 潮汐によって発生する潮流が、瀬戸内海の豊かさを生み出しているとするれば、月や太陽などの星が、地球上の海の豊かさを生み出していることになる。(中略) リヒトホーフェンの懸念から一世紀と少しを経た1977年、瀬戸内海の一部で、伊方原発(四国電力)が稼働を始めた。宇宙が生み出す天然のめぐみの場であることを見据えることなく、その中に見方によっては核分裂生成物(「死の灰」)製造工場ともいふべきものが出現したのである」

木村をふくめ、伊方原発運転差止訴訟に集う人々の考え方をみると、人間という類の根

源的なあり方を問い直す次元での、生存の思想を持つ集団・連帯が形成されているようにみえる。「伊方原発とめまっしょい☆若者連合」のブログには、同様の思想性が見られる伊方住民の声も載っている（直接ブログを参照してほしい）²³³。彼等は皆、単なる政治的スローガンではなく、命の視点から原発が民衆の豊かな生活にそぐわないことを述べている。山下は、「野田政権は『原発事故収束』から『原発再稼働』の動きを強めているが、地方自治体や反原発ネットワークや、伊方原発訴訟団（原告六〇〇名）など国民的な運動の広がりがそれを許さない」（『核の海の証言』239頁）と述べた。こうした動きの全国的な連帯が、命や暮らしの思想性に裏付けされた政治空間を醸成しつつあると言える。

3. 第三節の小括

(1) 木村が抱えた二重性とその対象化

木村が抱えた二重性・葛藤は、「さわってはいけない部分にさわってしまっている」とわかりながらも、そこで働き続けるという東京電力時代の労働の経験にあった。牧野の評価軸の二重性の対象化のコロラリーではあるが、木村の感じていた葛藤は、自分の生産しているものが自分の手の範疇から遠く及ばないものでありながら、誇りを持って働きたいという生産の責任を感じる感覚との二重性をもたらすものだった。

木村は、その後東京電力をやめ、民宿を手伝い、自給自足の生活を実践し、東日本大震災で避難するなかで、原発での労働において自身が抱えた二重性の総体的連関を対象化していった。とりわけ、第一に、民宿でも原発に左右されたように、原発での労働の二重性は、その周辺の地域にも貫徹していること、第二に、自給自足の暮らしをしていても、東日本大震災において原発の放射能に脅かされたとおり、原発での労働の二重性は、全国的・全世界的な政治的規模で貫徹していることが、対象化されたといえる。

木村の幡多への避難後の総体的な活動の展開は、こうした二重性の総体的な浸透に対応して、それに対抗的にひろがりをもって展開していったものだと考えられよう。

そして木村は、原発での労働で生み出されたものが、大企業の利益を生み出しながら、人間の生存を傷つけ、さらには、遠い世界の戦争にも利用されていることを語った（「フランスの再処理工場っていうのは、発電用も核兵器用も同じ工場でプルトニウム抽出しているわけであり、その工場に日本の電事連が電気料金で儲けた分をそこに投資してるわけであり、原子力の平和利用と軍事利用っていうのは表裏一体なんだ」木村、同上）。そしてそういう現実を課題とせず、利益を享受している消費者の問題についても語った（「（平和利用と軍事利用が表裏一体という話を：筆者注）電気を買ってる人達も知るべきことだと思うんですよ」木村、同上）。だとすれば、自身が労働の現場で抱えた葛藤を我慢することが、人間どうしの分断・暴力を生み出しながら、生存の側に反する生産物を作り出しているというトータルなシステムを、自身の生存・労働に埋め込まれていた葛藤というところから課題化していたといえる。

(2)法規範の次元でのたたかいの意味

「草の家」の若者たちと同じように、木村も原発のシステムとの関連で自身の加害性に悩み別の生活像の価値に至った。また牧野夫妻と同じように、そうした生活像のキーは自然の他者性を感じられる道具だった。木村の自然エネルギーの運用は、大企業によるメガソーラーといったような自然の他者性を無視しうるようなシステムをつくるものではなく、むしろ人間の側が家庭規模の独立電源設備で対応可能な消費レベルにまで下げることの価値を理解するような運用の仕方であった。この場合、天候などで左右される電力量が目に見えるかたちで運用される。

一方で、着々と地に足をつけた暮らしからのシステムの変革を創造していている一方で、それを全国的規模で実践したとしても、迫りくる権力側の原発システムの存続への強い力があつた。この矛盾解決にあたって実践されているのが裁判闘争だった。この第三節では、生存の危機の問題に至りそこから必須のものとして政治的規範の定着を賭けた思想の闘いが生成しはじめていることを確認した。ツールとしての法規範固有の価値は、この命や暮らしの思想性・世界観に裏打ちされた政治空間の醸成にあるといえよう。木村も自身の生存の危機の経験から原発の再稼働は到底容認できず、裁判の舞台に立つことを決めていた。ここで見られた生存の思想とは、協働的な生活の創造における存在の次元での他者性尊重の普遍性に根拠をもって、平和的な他者関係の実現は可能であると政治的に主張・たたかっていくことのできる勇気の生成だといえよう。

再稼働への権力側からの力は、利潤を求める資本の力である点で、市での消費者との対立（第二節など）を生み出す力と同質である。しかし、市での対立が漸進的に向き合っていくことが可能な一方、再稼働を生み出す力は一度それを許してしまつては生存・命にかかわる事態を生み出してしまうため、漸進的には向き合っていられない、すぐにでも止めなければならない力であった。こうした、生存に直接的に関わるというのっぴきならなさ、暮らしから再度政治への巻き返しの力を固有に生んだ²³⁴。

(3)ツールの批判的対象化としての平和の課題化

木村のぶつかった現実、周辺の地域の産業や広く人々の生活のインフラまでを巻き込んで成立している原発というシステムが、人びとの生存や労働・暮らしを脅かすという現実であった。この巨大なシステムに対抗する総体的なツールの対象化と漸進的なその創造が木村の進路において見られたと言える。

対象化されたツールを振り返っておこう。一つは、牧野の事例とも重なるが、自分達の手の届く範囲の原理で使いこなせる道具の次元である。木村にとっては、それは自然エネルギーの独立電源装置であった。二つは、そうした道具を媒介に成立する生業・生活像であった。木村にとっては、消費者と生産者、生産者と生産者をつなぐ、自然エネルギー研究会や自給エネルギーチームの活動がそうした生業を成立させるものとして位置づいていた。三つは、裁判闘争を通じた思想・世界観の生成であった。上記のふたつの次元のツ

ルに根拠をもって主張される人類の進むべき道の政治的選択がそこに生成していた。

これらは、人間が生み出した巨大なシステムによって脅かされる生存の危機をトータルに批判的に再構成する見通しを示していた。こうした再構成によって、労働の価値のトータルな実現は現実のものとなる見通しが得られたと言えよう。このようにして、漸進的にツールをつくりかえていく実践における学習をとおしてはじめて、わたしたちが二重性を抱えざるを得ないシステムのさなかにおいても、平和的な他者関係を尊重した解決様式の模索が可能だという勇気を生成していくことができるといえよう。他者性尊重の意図が実際生活を取りまくシステムによって捻じ曲げられてしまう矛盾を対象化する学びを追求してきたが、ツールの批判的再構成の見通しに至り、そうしたシステムにおける矛盾に向き合い続けていくことができる、すなわち、生存を保持する見通しに支えられた異議申し立ての可能性という新しい政治的関係が見えてきた。

(4) 平和という価値によって規定されたツール固有の性格

このように理解すれば、平和という価値によって規定されたツール固有の性格も理解しやすい。牧野のところで述べた他者性を感じられるツールという言い方を裏返ただけであるが、平和という価値によって規定された道具・ツールは、命の不断の運動である労働の側から可変的である。利潤が上がるように、つながっていたいという気分のレベルまで介入・強化してしまう携帯端末の進化、辛いからだを酷使せざるを得ない企業の規範など、現代社会ではあまりにも道具・ツールの側からだの動きを合わせることが常識化している。それゆえ私たちには感覚的には想像しがたい部分もあるかもしれないが、牧野や木村の道具選択は命を発現する労働の側に根拠があり、自らの労働の平和的なありかたに合わせる形で道具が創造（あるいは選択）されていた。換言すれば、こういうツールの性格は、労働と切り離されていないのだから、どのようにつくられたものなのか、その原理が自分の理解の範疇にあるものと言ってもよいかもしれない。

【補注4】 平和運動の新しいあり方

本章のこれまでの節において、大人達のつくりだした生活・学習の資源に媒介されて平和学習を展開させた若者たちの事例を見てきた。一方で、このように若者たちの平和学習は大人達に支えられて展開したのであるが、他方では、若者たちは平和学習を通して大人達の理解をさらに具体化・発展させている側面もあった。本節では第一に、これを確認する。また、若者たちは平和学習を通して、平和運動の新しいあり方も生み出していったように思われる。第二に、これを確認する。

(1) 平和ピラミッド構想の具体化

第三章第一節でみたとおり、西森茂夫は、「現代は人間と人間との矛盾の根底に、自然と人間との基本矛盾が顕在化した時代と考えなければならない」（再掲）と現代社会の矛盾を把握し、「権力や大企業の収奪」に対抗する主体として平和ピラミッドを構想した。「草の家」の大人達は、アジアや中東の国々とのあいだ

で、平和を願いつつも加害者になってしまっている自分たちの矛盾を自覚した時、西森理論の力を借りて、自然と共生する社会をつくるという見通しを生成していったのだった。

「草の家」の若者たちは、生活環境の苦しさから、平和を願うことすらできないような、そういう状況から学習をスタートさせた。その展開については、第一節でみたとおりであるが、そういう矛盾から出発したがゆえに、大人達よりも現代社会の矛盾を深めて理解するに至った。大人達にとっては、矛盾に対抗して運動できる、ということは前提されたことだったが、若者たちにとっては、矛盾に直面しても立ち上がれるわけではないという矛盾から出発せざるをえなかった。こうした出発点であったがゆえに、大人達と矛盾の理解が異なった。大人達にとっては、矛盾は「権力や大企業」がもたらすものであったが、若者たちにとっては、それに加えて、自分たち自身も矛盾を生み出している存在であることの課題化があった。

このことは、若者たちの進路選択に向けた学習に、よりリアリティをもたせることになった。大人達は基本的に自分の生業を既に得ていたが、若者たちにとっては自分の仕事をどうするかということは切実だった。進路選択の場面において、自分たちの抱える二重性を自覚したことと、また再びその二重性によって疲弊させられる社会に戻るのかという問いは深い悩みをもたらした。このことが、平和・文化講座を介した若者たちの生活像形成に深みをもたせ、それぞれの進路選択へとつながっていった。Eは教員、Bは農業、Cは運動体の事務局というように、共有した生活像を持ちつつも、若者がそれぞれの進路を選択し、その上でピラミッドを協力的に担うようになった。このことも、西森理論を深めている。

若者たちの平和学習から、平和運動の担い手についての新しい知見を得ることができる。平和運動の担い手は、「草の家」のデモや署名活動などの政治的な部分を担う主体としてだけではなく、自然との関係も含んだ平和をそれぞれの切り口から創造する、協働の担い手として生成することが明らかになった。

なお、大人達の学習を若者の学習がより深めているという事実は、幡多においても確認できる。若者たちは、自分たちの生計の担い手として市に参加することにより、生産者としての現場レベルに即して市の価値を自覚した。それは、生産者としての有機農法の作業工程を維持・発展することとの関わりで、市の仲間というものが不可欠であるという自覚であった。むやみな価格競争を避ける規範に加えて、自分たちの生産の過程の悩みを共有出来る仲間がいるということも市の重要な側面だった。

(2) 平和運動の新しいあり方

「草の家」の若者たちの平和学習を通して生成してきた、平和運動の新しい担い手像は、平和運動の新しいあり方を示唆している。振り返ってみれば、「草の家」の若者たちの学習サークルは、西森が、「なぜ戦争は悪いのか」と若者に問いかけられたことによって、それまで前提としていた（政治的）主張を問い直したところから始まっていた。「戦争が悪い」ということは間違っていないのであるが、それを根拠づけることは、若者がかかえている問題（＝若者の存在の次元での問題、労働や生活の問題）そのものの学習を介してのみ可能であることの気付きだった。

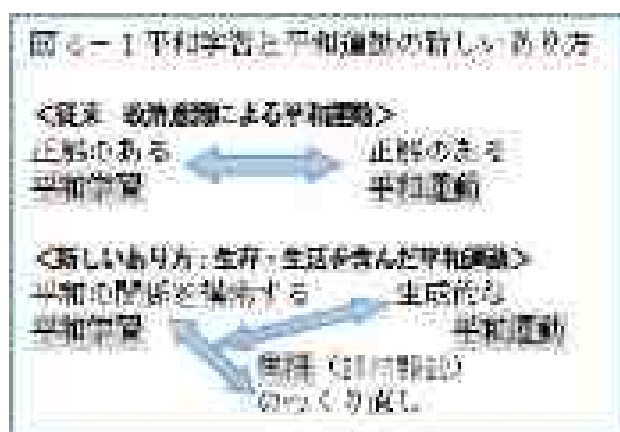
幡多の牧野においては、K君との関わりの場面が思い出される。牧野は、何で評価されているかわからない都会での生活から幡多での生活に移行するなかで、自分のつくった野菜のおいしさ（＝存在の次元）に根拠をもつ価値意識を形成していった。牧野達は、こうした生活の中で、地区の子どもK君の居場所をつくった。K君は引きこもりがちになってしまったが、「本当になんか、周りもそういう目でみる」（佳代、

2014年2月3日)から、Kは非常に居づらくなってしまっていた。牧野は地区にもうわさや先入観だけで物事を評価する側面があることを課題化し、幡多ゼミも参考にしながら、Kとともに寄り添う＝Kの存在と向き合う場をつくる試みを始めた。自然の他者性の捉え直しが牧野の都会での違和感を対象化(根拠の見えない評価軸)させ、それによって牧野は、地区内に都会と同じような、存在そのものを重視しない評価軸があることを対象化した。牧野は、こうして、地区内の政治的な支配＝服従関係に抗して、地区の中の他者性(K君の存在)を無視しない試みの生成に至ったと言える。

牧野は山下達との関わりの中で、本章で確認したようなツールを創造する実践こそが真の平和運動であると理解している。牧野は「中小企業を守れ」と言ったあとに大手チェーンで打ち上げするような平和運動の矛盾を指摘し(「だったらせめてね、このちっさい個人経営の居酒屋に入るとか、それならまだわかるんだけど」太朗、2014年2月3日)、山下は「[太朗]今まで会ってきた平和活動家とは全然違う[佳代]生活感があるっていうか」(太朗、佳代、2014年2月3日)と言う。山下達の実践の方が真に平和運動だというイメージが生成している。

木村においては、自然エネルギーの事業化に根拠をおいた裁判闘争への参加が思い出される。まず前提として、それ自体および核物質が軍事に利用されることからみても、関係性としての平和の観点から、原発はすぐれて平和問題である。その上で、一般的には、木村の生活の総体のうち、裁判闘争のみを取り出して平和運動というだろう。しかし、山下をみても木村をみても、あるいは牧野の「原発は嫌」(太朗、2012年12月1日)という感覚やKへの接し方を含めてみても、政治的主張の生成と生活のつくり直しは切り離して理解することができない。むしろ、生活のつくり直しの過程で自然との関係を含んだ新しい平和学習が生成し、そこでの学び返しから政治的主張の根拠が生成していった。これまでの枠組みにとらわれず、こういう生成的な実践の総体に目を向けて、今や平和運動の理解に、自分の身の周りの生活(労働や消費)をどうするかという契機を含みこまなければならないだろう²³⁵。生存や生活を含んだものとして平和運動のイメージはつくり変えなければならないところに来ている。

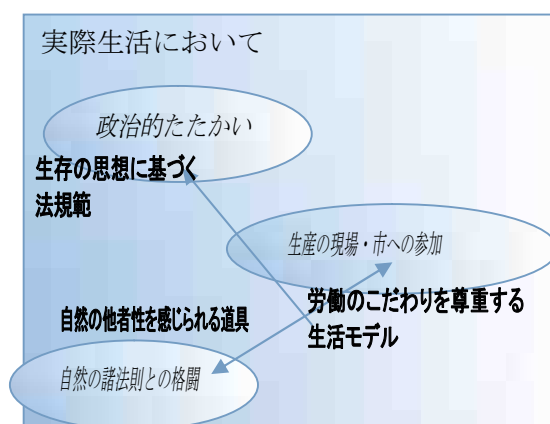
例えば、第一章で分析した原水爆禁止運動に見られたように、政治意識のみに焦点を当てた運動では、二重性の問題を前に批判の根拠を失い²³⁶、その意識自体が目的化(正解のある学習と運動)し、分裂が生まれていった。こうした平和運動の歴史を反省すれば、生存・生活を含んだ平和運動は必然的に求められるだろう。第一章では、実践の分析をしていなかったため、住民的な平和運動の内実が必ずしも明らかでなかったが、自然との関係も含んだ平和学習の分析を通して、生存・生活を含んだ平和運動の新しいあり方の特徴がここまで確認できたように思われる。



第四節 小括

それでは、第四章を小括しておこう。叙述の順序としては、ある種のケア的な配慮に守られた平和学習実践の分析から、実際の暮らしのなかで展開する平和学習へと分析を進めてきた。しかし、牧野・木村の事例では、実際の暮らしの中の平和学習においても、ケア的な平和学習の構造は埋め込まれていた（牧野の生活における幡多ゼミなど）。よって、それら平和学習の総体を暮らしの側から総括してみたい。

図 4-2 平和を实际生活との関連で理解する学習の構造



* 斜字：方法的側面、ゴシック：内容的側面

1. 实际生活におけるツールの対象化と平和学習

実際の暮らしの中からの平和学習は、連帯的な他者関係をもたらし得る生活のツールの生成を見通す学習と言えるだろう。牧野夫妻が市で対象化した他者の労働のこだわりを尊重しうる生活・交換モデル、牧野夫妻が労働する際の自然の他者性を感じられる道具、木村がよりどころとする生存の思想そして法規範、こうしたツールの批判的再構成が、实际生活における彼らの人権尊重の意図の実現と深く関わっていた。

実際の暮らしのなかの平和学習がツールの対象化を焦点とする理由は、学習者自身がツールということに自覚的かは別としても、こうしたツールが平和学習と実践の接点になっているからである。自身の労働の葛藤が他者との分断を生み出しながら解決されることの対象化によって、そうではない解決を媒介するツールの意味が発見されると、自分の生活の総体を取りまくツールを批判的に再構成することになる。このように、平和学習と生活の諸活動の変化との蝶番の位置にツールは位置づいていた。

本章の分析からは、3重のツールの層が確認できた。牧野の事例では、二つの層を確認した。一つに、互いの労働のこだわりに価値意識を持つ連帯的な交換関係（「海辺の日曜日」）の空間であった。二つに、そうした生活・交換モデルが实际生活においてどうして成り立つのかにまで降りた対象化も行われていた。牧野夫妻が日々の労働の中で学んだことは、自分達の労働行為の結果がなぜそうなるのかその総体が掴めることが、都会生活に比して自分達が生きやすい根拠となっているということだ。だから、自分達の行為が自分達に帰ってくるその理由が見える道具の存在がそこでの焦点だった。それは、自然の諸法則と自分達の行為との関連が読み解けるような道具（自然の他者性を感じられる道具）ということであった。自然の他者性を感じられる労働を基盤として市での他者の労働を尊重する他者関係も成立し得ていた。

しかし、木村の生活が常に消費者を再び原発の側に取り込んでいく巨大な権力とのたたかいを不可避としたように、ツールの次元には常に（原発の）システム総体の矛盾が不断に産出されていた。第三節では、こうした道具に媒介された生活が、より巨大な権力的力にねじ伏せられようとする局面では、道具・ツールの平和的な選択の決断を全民衆的に行っていけるような、民衆の生存の思想を支えてくれる法規範という次元のツールの価値が生成することを確認した。

以上の三重のツールの相互関連は、生活モデルと道具との対立・矛盾が法規範というルールを生成するという関連にあったと言える。牧野の場合、モデルに合わせた道具の創造、選択が比較的自由にできていたが、木村の自然エネルギーの場合は、常に原子力発電の道具が浸透した現代の電力システムとの対決が避けられないものであった。こうしたモデルと道具との矛盾から法規範というツールの価値は生成していった。

これらのツールは、他者といがみ合うのではなく、他者を尊重する連帯的な関係性の発揮を媒介する点が共通している。このように把握すれば、自然の他者性を感じられる道具－他者の生業尊重の生活・交換モデル－生存を支える法規範という、実際生活における連帯的な他者関係をもたらさうツールの総体的な構造を見て取ることができよう（図4－2）。このようにして、暴力を発現させる生活の矛盾の総体的な解明をする平和学習を、ツールの批判的な再構成を見通す学習として考えることができる²³⁷。

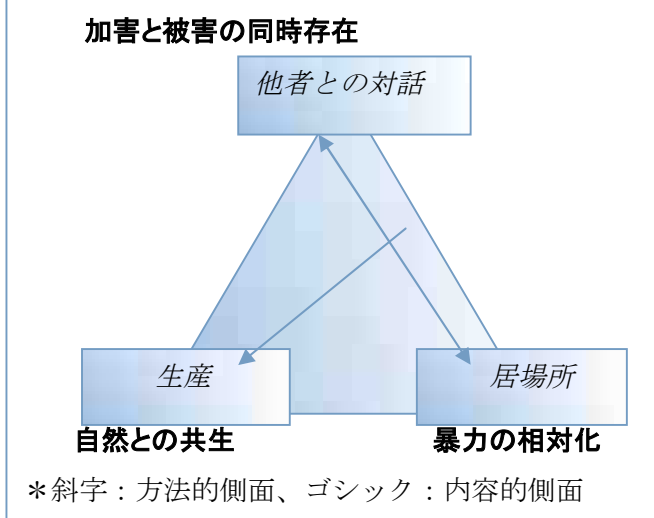
そして、牧野が的屋との競争の際などに自分たちの商品の創り方のこだわりに立ち返ったり、木村が原発再稼働を批判するときに常に自給自足・自然エネルギーの技術的（道具的）な実現可能性に立ち返ったり、この学習の構造は循環的であるということができよう。

2. ケア的な学習空間における生活モデルの形成

牧野・木村の生活を見れば、平和的な生活・交換モデルのひとつの具体像は、牧野は土佐自然塾で、木村は自給自足の生活体験で得た。このように、生活モデルはケア的な平和学習実践の空間において生成すると捉えることが出来る。本論文では、その空間における学習の具体的な構造は、第一節「草の家」の若者たちを通して確認した。

第一節で小括したので繰り返さないが、そこでは、居場所における暴力性の相対化、他者との対話的空間における分断の対象化、実際生活・生産への参加による平和的な生活像の形成という、

図4－3 ケア的な学習空間の平和学習の構造



異なる質の他者に出会うことによって形成される3つの学習の局面が析出されていた。居場所の経験を基盤になされた分断の対象化の局面では、自身と社会とのかかわりが問題化した。そのとき自らの進路が問題になり、居場所（学習実践）だけではその具体化が得られないところから生活像の形成という学習が生成した。居場所と分断の対象化の対立・矛盾から生活像の形成が生成していた（図4-3）。また、「草の家」を例にすれば、アメリカのブートキャンプの映像をみた衝撃、そうした仕組みに加担している衝撃、それによって溢れ出た感情をあらためて仲間と共有し悲惨な出来事をうけとめるような局面があったり、一度新しい生活に踏み出した若者が再び「草の家」を訪問してピースな歌を歌ったりして自分の価値意識の普遍性を改めて認識していったり、といったことから、この学習の構造も居場所から生産へという一方通行ではなく、循環的なものといえよう。

こうした諸局面は牧野・木村においても確認できた。これは、常に実際の暮らしから相対的に独立したケア的な学習空間での学習との往還のなかで生成していることを示す。牧野に即せば、パートナーとの相談、就活経験、土佐自然塾を経てモデルを形成し、そのモデルをもとに実際の暮らしにうつったのちも、山下らの幡多ゼミ（ケア的な空間）とのかかわりで新たなモデル（地区のK君の居場所づくり）を生成するという往還が見られた。

このように捉えれば、ケア的な学習空間での学習によって産出された生活モデルを基盤にして実際生活に即した学習のダイナミズムが生まれていき、あるいは牧野が畑を生み出して幡多ゼミを媒介にそれを居場所としても再創造したように、実際生活に即した学習によって生成された資源がケア的な学習の基盤にもなっていたから、1. と2. の学習は循環していく構造として、学習の総体を整理することができる。

【補注5】世代間連帯—第三章と第四章の小括

第三章と第四章を合わせて振り返れば、第四節で述べた1. と2. の循環的な平和学習の構造というのは、世代間においても確認できた。ただし、平和学習としての居場所の局面は、生活の厳しさが極度に顕在化した若者世代に顕著に見られたものだった。

(1) 山下による二重性の対象化

幡多の山下正寿は、地域生活の批判的再構成の実践を経て、ビキニ水爆実験被災者の緘口令の現実に見られた二重性（自身の被害の主張／マグロが売れなくなるから沈黙）をどのように読み解いたといえるだろうか。山下は、『高校のひろば』（旬報社）に四十万だよりという連載を掲載した。そこでは、幡多ゼミの経験、四十万楽舎の経験を経て、最後に掲載されたのが「青年が自立できる地域」という題目の文章だった。なぜ、ビキニ水爆実験の二重性の読解の答えが「青年が自立できる地域」だったのだろうか。

山下らは、室戸の被災者が口を閉じざるを得なかった理由を、「ビキニ事件が隠されてきた総合的な問題」としてまとめている（前掲『核の海の証言』148-189頁）。そこでは、第一に、漁村の現場において、自身の健康被害や正義の観点からの主張よりも、見舞金やマグロの売買の観点からの主張のほうが優先されがちな理由として、「経済的にも水爆による漁業収入の減少のシワが労賃の自動的切り下げという途によっ

て、漁夫に寄せられる」構造が指摘されている（山下が近藤康男『水爆実験と日本漁業』東京大学出版会、1958より引用、前掲『核の海の証言』150頁）。漁夫は、すぐに影響の出ない健康被害よりも、経済的問題を解決するための解決策になびきやすい状況に置かれていたのである。ここに、日米両政府による「見舞金」による解決がびったりとはまってくるわけである。

このように大手水産業界を頂点とする経済的な支配関係は、経済的損失が起きたとしても、それを弱い立場の漁夫にシワ寄せすることによって、健康被害といった人道的問題を明るみにせず済む政治的解決をしやすくするという、システムの限界を現場完結的に抑える仕組みを内在させていた。このような仕組みは、地域の青年を大手水産業界の支配下に送り出す仕組みであるが、このような対象化と、山下たちが創造していった「青年が自立できる地域」の仕組みは対抗的な関係にある。なぜなら、地域の自然に根拠をもち、経済をわがものにすることによって、自分達の健康を脅かすような仕組み（原発など）に対して沈黙せずに政治的な主張を行っていくことが出来るからである。山下の地域生活の再構成の本質は、人間的な観点から自由に異議申し立てをなし得る生活の基盤を地域に創り出し、将来を担う青年に引き継いでいくことにあったように思われる。

(2) 大人世代の地域の生活の批判的再構成が持つ、教育的価値

本論文を通して私たちは、民衆史の声を聴いて大人世代が生み出した平和学習の資源が、若者の生活を再構成する学習を支えることを確認してきた。地域に封印されていた葛藤・二重性の対象化が連帯的な他者関係のもとに住民が暮らせるための資源を連続的に生み出し、その資源がさらに次の世代の学びの土台となっている様を確認できたように思う。

ここでは、現状のシステムの歴史的分析を通して批判的に地域の生活を再構成すること自体が政治的な正当性を持つことの論証も大切ではあろうが、より大切なのは、そうして生成した地域の生活の資源によって、若者たち自身の葛藤・二重性の対象化の自由度（内容の幅）がより高まっているという事実であろう。西森や山下らの資源創造がなければ読み解けなかったであろうものが、「草の家」の若者たちや牧野らに読み解けている。西森や山下らの生活資源の創造は、若者たちの豊かな学びを保障する価値を持つものだった。若者たちの学びの自由度をあげることが目的であるならば、西森や山下らの実践は政治的正当性を持つのである。

ここで序章冒頭の佐貫の指摘を思い出そう。今振り返ってみれば、現状の社会のシステムに葛藤を抱えた点では、秋葉原事件の加藤智大も、「草の家」や幡多の若者たちも同じだったといえる。一方では、教育から排除され他者を殺すという悲しい結論に至った。社会は彼を逮捕するという方法を選んだ。他方、第四章の若者たちは、自身の葛藤・二重性を読み解く平和学習を展開し生活を再構成していった。今の政治に必要な機能は、前者のような弾き飛ばしと刑罰による矯正や死刑ではなく、後者のような学習機会の提供であるように思われる。ここに教育的価値の側から政治を捉え返し、その両者を統一する議論、上原専祿の言葉でいえば「高次の『政治』としての『国民教育』」²³⁸の可能性があるのでないか。学校・その他の教育制度も、警察も、どちらも安全で豊かな生活を保障する目的でつくられているが、本論文で取り上げたような意味での教育の方が、真にその目的を達成するものであることを第四章の若者たちは示している。

終章「平和的生存」をつくる学習の構造

本論文の課題は、二重性の問題、被害者であると思っていたら加害者でもあるという苦悩の問題、を解決できる見通しを存在の次元を含めて生成できるようなトータルな把握を可能にする平和学習の構造を解明することだった。そこにおいては、その葛藤を存在の次元から対象化していかない限り、平和のたたかいの実践的な方途は見えてこないのではないだろうか、というのが本論文の方法だった。

確かに、ここまでの分析を踏まえれば、そのように言えるだろう。なぜなら、第一に、そういう次元からの対象化によって、自らの労働力の発揮が原発や軍事戦略の仕組みに絡め取られて生存を脅かす暴力を不断に再生産していることが課題化され、第二に、その課題化を通して、労働力の発揮を媒介する新しい仕組みの総体的な再構成への挑戦が生成し、他者を尊重する関係性が存在の次元でも少しずつでも実現していけるという、暴力の発現可能性を低めていく漸進的な平和のたたかいの見通しが得られたからである。

1. 結論

それでは、これまで論じてきたことを踏まえ「平和的生存」をつくる学習の構造をまとめていきたい。

(1) 各章のまとめ

まず各章で確認したことをまとめていこう。本論文の課題（序章）は、職業や消費生活など、私たちの生活現実と切り離されないかたちで、分断のシステムのなかで私たちが抱える二重性を読み解けるような平和学習の構造を明らかにすることだった。本論文が対象とした実践においては、それぞれ固有の切り口と論理をもって、自己と対象とマクロな社会システムの総体的な関連に迫り、平和の課題化をしていたといえる。

第一章では、序章の課題を解決する分析対象を定める作業をおこなった。そこでは、住民運動のなかから見えてくる平和の価値を手がかりにして、労働を批判的に再構成していくことで、暴力の発現可能性を低め、平和的な他者関係を漸進的に創造していく見通しを生み出す学習が組織可能ではないかということが見えてきた。暴力の現実のなかで死んでいった死者の悔しさにこだわるのが、根源的なところからの平和の課題化をみすえる根拠となっていた。こういう観点から、民衆史掘りおこしという学習活動を基盤に持つ諸事例を検討することになった。

第二章では、北海道におけるタコ部屋労働やアイヌ民族差別の問題という、まさに地域で生きていくがゆえに生まれざるを得なかった複雑な分断の読解を扱った。ここでは、第一に、追いつめられた立場で暴力を振るったやるせなさ、良心の余裕があるのに自己保身し暴力に身を任せたずるさが同時に存在している棒頭を手がかりに、人間存在の二重性を読み解く困難さを扱った。加えて、学習内容としてより重要だったのは、その矛盾が、

その矛盾を聴き取る側にも貫徹されている、すなわち、自分自身（聴く側）も実は問題構造において加害者でもあったという衝撃的な気付きであった。その気付きが、自己の能動性の発揮のあり方をいかに生存の側につなぎとめておくことができるかということの課題化と不可分であることがわかった。

第三章では、被害者 - 加害者 - 聴く側の三者関係の矛盾の読解から課題化せざるを得なかった、自己の能動性の発揮をどうしたら生存の側で豊かに発現できるのかという問いを読み解く学習実践の展開論理を扱った。第一に、軍というシステムとのたたかい（恵庭事件）のなかで、援農というかたちでつかんだ、土や生命の価値、そしてそこから立ち上がった思想（西森茂夫の思想）が、その発現を可能にする生活像の形成に重要な役割を果たした。第二に、そういう生活・労働を現実のシステムとして創造していくには、ときには言うことのきかない自然の諸法則との関連で、中央―地方の従属的な生産のシステムを分析・対象化する学習が求められることがわかった。人間の都合による自然への暴力的な関与は、翻って、生業どうしほどほどの配分でうまくつきあってきた生態系からの産物の分配のリズムを崩し、結果、人間同士のいがみあいを生成することが対象化された。

第四章では、第二章・第三章を踏まえ、存在の次元からの、主体の抱える葛藤・二重性の対象化とはどのようなものかを検討した。「草の家」の若者たち、牧野や木村を見ても、現実の生活で抱える葛藤とは、労働力の提供のありかたに責任や誇りをもちたいにも関わらず、提供した労働力が思わぬ暴力の方向に利用されたり、その提供先が見えなかったり、提供の結果が手におえなかったり、するようにされてしまうというものだった。そこには、労働を介した他者との出会いをねじまげる仕組みが媒介していた。それが、軍需産業であり、就活・企業社会であり、原発であった。だから、彼らにとって、自分自身の誇りをもった労働で他者と出会うことを支えてくれる仕組みが必要だった。第四章でのツールの総体的な把握はその仕組みの維持・発展に不可欠ものとして生成してきたものだった。

以上のようにして、自身の葛藤がなぜ生じてくるのかを読み解く平和学習を通して、地域での生活の協働的な批判的再構成を通した平和的な他者関係の模索（牧野において地域の現実の中でもKの居場所をつくるために努力したり、木村において原発によっていのちを脅かされる人の声をくみ原発のシステムの転換を主張したり）として、平和のたたかいということの内容が浮かび上がってきたのが本論の展開だった。

(2) 「平和的生存」をつくる学習の構造

それでは、こうした諸実践の総体において展開した「平和的生存」をつくる学習の構造を、その学習の内容と方法の側面からまとめていこう。

第四章を振り返ってみれば、第一に、「草の家」の若者達のように、実際生活から相対的に独立したケア的な空間における一連の平和学習があった（前掲図4-3）。そこでは、一つに、安心の居場所を確保することによって、暴力性に包摂された状況がひとまず対象化され、その対極にある平和の価値に貫かれた関係の価値が体得される学びがあった。二つ

に、他者との対話によって、その暴力における自身の加害性を自覚する学びがあった。この学習で自身の力の発揮の仕方が平和的な関係性の生成に関わっていることが課題化され、若者達にとって、暴力を生み出すシステムのなかでこの平和の価値をどう貫くかという進路問題となった。現実の社会では、居場所と同じ論理では平和の価値を貫けなかった。そこで、三つに、平和の価値を貫いて生活をしていくことが、自然との関わり方を転換する生産に基づいて新たな生活像を生成する学びによって可能なことを読み取った。ここでの生活モデルの生成をもって、実際生活とひとまず連続性を保持し得る平和学習のあり方が見通された。

第二に、幡多の事例を中心に見たように、平和概念を実際生活に即して理解しようとする学習には固有の展開があった（前掲図4-2）。そうした平和学習の基盤は、他者のこだわりを尊重する主観的な平和生成の意図を持っていたとしても、それは必ずしも自らの生計が成立することにならないという、生業の矛盾にあった（生産者の市における消費者との対立、牧野のセレブの客との関係、木村の大量電力消費者との関係など）。生計が成立しなければ平和生成の意図は貫けないから、これは実際生活と関わる場合には大きな問題だった。一つに、この矛盾と関わって、相対的に生活から独立した空間で生成した生活像も、いっそうの具体性を帯びた。そこでは市の二重性の平和的な解決、すなわち、いかに消費者の必要と生産者の苦勞とをマッチングさせるかという生産者と消費者の関係のあり方を模索する学びがあった。そこでは、生産者・消費者の互いの存在の次元の必要（木村が身に着けていた技術で生計を立てられる／人工呼吸器の安定的な電力供給など）に価値を置く規範が市に埋め込まれる必要が学ばれていた。二つに、そういう生産者と消費者の関係が何によって支えられているのが学ばれていた。そこでは、生活を媒介する道具（鎌や畑）の質如何で暮らしの中の他者関係のあり方が異なってくることが学ばれていた。一方で三つに、そういう道具や市に支えられながらも、常に生活のツールに二重性をもたらしてくる原発の総体的なシステムの圧力を感じざるを得なかった木村においては、その不当な圧力を縛る法規範の価値が対象化されていた。そこでは市や道具に根拠をもった生存の思想・世界観が平和的な関係性を求める政治的主張への勇気を生成していた。これらの学習の諸局面におけるツールのトータルで批判的な対象化によって、自身の生業・労働の葛藤がいかにして暴力への転化していくのかを読みとき、ツールの批判的再構成の総体として暴力を発現せしめない生活像の形成がなされていた。

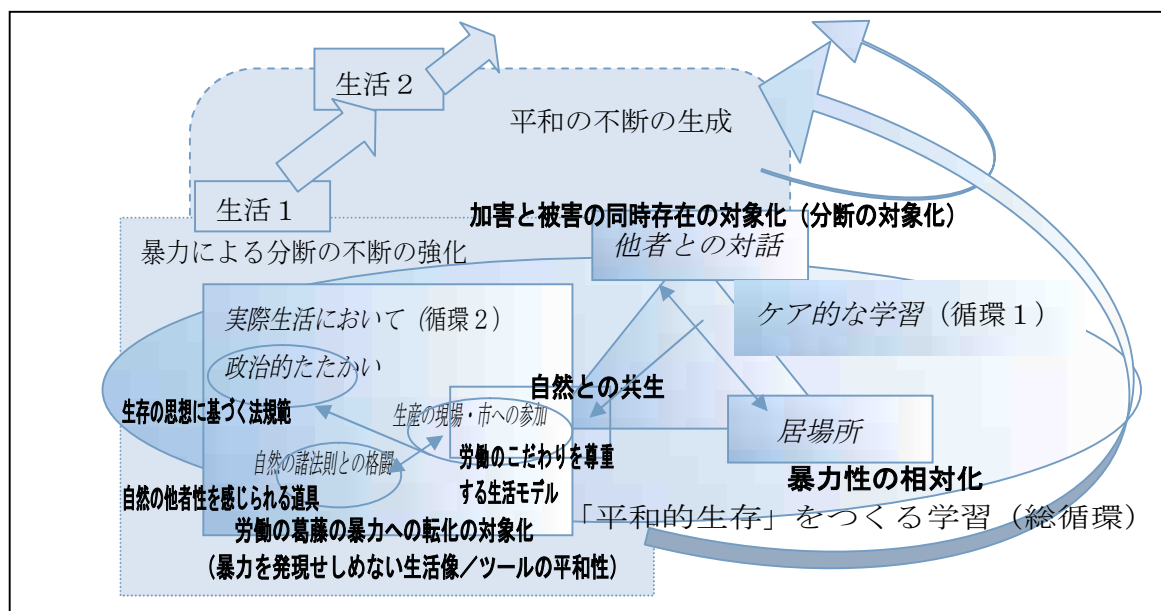
以上の学習は循環的な構造を持っている。まず、実際生活から相対的に独立したケア的な学習空間での、居場所による暴力性の相対化―他者との対話による分断の対象化―生産の現場や市への参加における自然の視点の獲得という平和学習のワンセットによって、生業の矛盾に出会うことができた（循環1）。次に、実際生活に即して平和概念を理解する固有の学習は、平和的な他者関係の尊重の意図がそのみでは競争に負けるだけで自らの労働を破壊してしまうという、生業の矛盾が基盤にあった。この生業の矛盾の解決には、労働過程における自然の他者性を感じられる道具の質の意識化―交換関係における市の論理

の対象化—政治空間における生存の思想の生成という、道具—生活・交換モデル—思想というトータルな平和学習が求められた（循環2）。循環2のトータルな実現によって、私たちは再び暴力性から逃れられる居場所、すなわち他者を尊重し得る空間性を、生活現実の中に確保し得るのである。この展開は、西森茂夫らの試みが若者たちの居場所を生成したように世代を超えて見られた。循環1のスタートであった暴力性の相対化は、こうして生活の現実の中に埋め込まれるという見通しが生成する（総循環）。この意味では、こうした平和学習を介して社会自体がケア的な文化性を獲得していくともいえる。

これらの循環には不連続面が存在した。その不連続面を超えていくための平和学習には固有の乗り越えるべき課題があった。第一に、居場所における暴力性の相対化と分断の対象化との不連続面には、自身の「加害」性という課題が生成した（第二章および「草の家」の若者達の局面Ⅰ→Ⅱ）。第二に、分断の対象化と暴力を発現せしめない生活像の形成との不連続面には、「自然」との関係という課題が生成した（第三章および「草の家」の若者達の局面Ⅱ→Ⅲ）。第三に、ケア的な学習空間での平和的な生活像の形成と実際生活における労働・生業の暴力発現の矛盾の対象化の学習との不連続面には、「ツール」の批判的検討という課題が生成した（第三章第二節および第四章）。これらの諸局面における課題は、平和学習が循環的に展開する蝶番の役割を果たすと言えよう。

なお、循環的といっても一方通行ではなく、牧野が市とのかかわり（実際生活）から入りゼミ（ケア的な学習空間）の内容に後に接近していったように、可逆的な構造である。

図5-1 「平和的生存」をつくる学習を介した、新しい生活の生成・発展



こうした平和学習の総体と生活の生成・発展との関連を、図5-1に図示する。方法的な側面を斜字（居場所、他者との対話、生産の現場・市への参加など）で、内容的な側面

をゴシック（暴力の相対化、加害と被害の同時存在の対象化、労働の葛藤の暴力への転化の対象化など）で示した。循環1と循環2の総循環が、分断を不断に強化する方向の生活1から、そのさなかにおいても平和を漸進的に生成していける生活2へ、生活を発展させる媒介項となっている様子を示したものである。図5-1の平和学習の構造の部分、序章図0-1の「平和学習」と示した部分に埋め込んで理解することができる。

分断のシステムのなかの暴力性を、存在を受けて止めてくれる居場所で相対化し、その基盤の上で自身の加害性・責任性と向き合い、自身の葛藤を社会との関連で読み解き進路を見つけていく（循環1）。そして、そこで描いたモデルと現実の生計との矛盾から道具・ツールを総体的に把握し誇りのある労働で他者と繋がれるシステムを不断に創造する見通しを得、そこでの価値の普遍性の確証が基盤となって平和的な他者関係の実現は可能だと政治的に主張できる勇気を生成していく（循環2）。そのような平和学習のダイナミズムを確認したかった。

(3)からだからの平和の総体ー再び平和概念について

本論文の主題は平和学習であるが、ここでは、平和学習も振り返りながら、平和の議論に少し立ち返ってみたい。必要に応じて序章冒頭の本論文の平和の規定を振り返っておいて頂けると幸いである。

①自然との関係も含んだ平和

北海道の実践や高知の実践の前半部分で見てきたように、平和学習は、学習する者が二重性を帯びていることの問題にぶつかった。そして、その二重性の解決を存在の次元から見通していくようなトータルな把握においては、存在の次元を含めたツールの総体的な把握が求められた。本論文では、平和を「他者の固有性と自立性を尊重した関係様式」として把握した。それは最後まで変わらない。しかし、平和学習の必然的な深化を通して、その関係様式をより拡張して把握する必要に出会うのではないか。

その鍵は「自然との関係」を視野に入れることにあった。人間の側に即せば、自然とはからだの世界を示すだろう²³⁹。だとすれば、私のからだと非有機的身体²⁴⁰としての自然（すなわち人間のからだではない物質としての自然）とのつながりの次元をくぐったうえで、人間と人間の関係の質を問う視点が見出せる。自然との関係を含めて人間関係を対象化した牧野においては、人間と人間の関係においても存在の次元を含めて尊重しあう関係の発揮となっていた（牧野佳代再掲「すっごいよくしゃべり始めるね。汗かいて、つくった野菜でごはんつくってみんなで囲んで食べるっていうのが、なんか体の中から元気になる、そんな感覚」）。からだの次元から関係様式としての平和を捉えれば、食べ物とからだのつながり等といった、自然との関係も平和の不可分の要素に組み込まれる²⁴¹。このようにみると、水俣や高知の事例の後半部分も、平和に不可分の土台であることがわかるように思われる。

からだからの平和の人間関係の特質は、「草の家」の若者たちの平和運動における集団性の問い直しや牧野や木村の生活における根拠を獲得したが故の自信や主体性を思い返していただければ、言論の次元のみならず、からだの感覚として平和のたたかいを実践していく勇気が存在していることにあると言える。そのからだは、分断・暴力の世界での葛藤に押しつぶされるような、「委縮」（草の家の若者たちの表現）・緊張・だるさ・重苦しさ・辛さから抜け出していくようなものである。そのようなからだは、非有機的身体としての自然がからだを脅かしてくるようなシステムではなく、その自然がからだを豊かにしてくれるようなトータルなシステム（自然とのつながりの質を媒介する人間と人間の関係の質も含む）においてこそ、生成するものだろう。序章でも指摘したような、意識に先行して暴力が湧き出すからだの問題は、このような次元においてこそ解決策の模索が可能だろう。

なお、このような関係様式としての平和理解は、構造的暴力論のように対象は拡大されたけれども実践的なたたかいの見通しが見えない把握ではなく、その見通しを漸進的につくっていくものである。なぜなら、自然との関係を含むことは、労働という「自分（たち）がどうしていけばよいか」という視点が含まれる、すなわち、自己あるいは主体が理論的に位置づけられるからである。これは構造的暴力論との大きな違いであり、自然との関係を含むことと、平和の議論の対象を広げることとは別の問題である。ここでの平和理解は、あくまでも関係概念として平和を限定的に把握することによって見えてきたことである。

また、自然との関係を含んだ平和概念は、関係の把握を人間と人間との関係としての政治的次元にのみとどめるよりも、豊かな政治的たたかいを創造できるものである。このような平和理解は、分断ということ、平和概念を考える際の要素に取り入れ、分断と暴力を区別し、暴力をからだへの損傷とより限定的に捉えたからこそ深めることができたものである。ここでは政治的に異議申し立てをする主体像も、単に確固とした認識を得て意見を表明する一人ひとりというよりも、ツールの批判的再構成を含む労働（協働）の主体として想定される。もちろん意見表明も、そうした主体が平和を追求する際のひとつの重要な役割である。このように主体を捉えることで、死者や、からだや社会関係の制約から沈黙せざるを得ない人、自然といった存在も、異議申し立てに参加する仲間として迎え入れられる。だとすれば、こうした主体による平和の追求は、平和を追求する方法としても、平和の関係が豊かになっているものとして評価できるだろう。

②なぜ、自然との関係も含めて捉えるのか

なぜ、平和を自然との関係も含んで理解する必要があるのかを考えたい。ここまです踏まえるとその答えがわかる。自然との関係も含んで理解しなければ、権力関係＝支配・服従関係が規定できないからである。私たちはなぜ、原発に対する反対運動や米軍基地建設反対の座り込みが「抵抗」で、それを排除する側が「妨害」していると判断することができるのか？なぜ、原発に対する反対運動や米軍基地建設反対の座り込みを「妨害」と呼ば

なくて済むのか？権力的な視点からはそれは「妨害」と意味付けられている。それは、自然との関係の質が違うからである。より厳密に言えば、原発や基地を拒否する側のほうが、自然の側からの生存を支えるような関係の発揮を実現しており、自然との平和的な関係を生成しているからである²⁴²。人間関係の質は、自然との関係を含めてはじめて規定できるのである。

だとすれば、自然との関係を含めて平和を捉えることによってのみ、鍵括弧つき「平和」、すなわち暴力の不可視化をもたらす分断のシステムに対して真に政治的な異議申し立てが可能となっていくといえるだろう。

【補注6】存在の次元からの目的的规定としての平和

自分たちの側の平和的な関係の発揮（手段的规定としての平和）と、他者の側からも平和的な関係の発揮が実現すること（目的的规定としての平和）の相互规定的展開は、北海道の事例においてはわかりやすかったと思われる。なぜなら、民衆史掘りおこし運動という集団としての連帯の生成によって、それまでの「強制連行」犠牲者・先住民族の、沈黙や恨みや糾弾といった関係の発揮だけでなく、証言や、ありたい生存・生活のあり方についての希望を述べるといった関係の発揮も可能になっていったからである（ウィルタのゲンダーヌの田中了に対する「南方系ウィルタ」という呼称などを思い出してほしい）。しかし、存在の次元も含めた平和の理解が前面化していた高知の事例の後半部分においては、目的的规定としての平和について改めて確認しておく必要があるだろう（誤解のないように繰り返しておくが、第三章末尾の補注3で指摘したように、北海道の事例でも存在の次元は含まれていた）。手段的规定（自分たちの側から平和的な関係の発揮が可能になる）の側面については、①で述べたところでカバーされていると思われる。

第一に、自然との関係においてである。幡多では、地域の自然と向き合って働く人々の努力によって、地域の生態系の回復がみられた事例もある²⁴³。その展開論理の実証は今後の課題とさせていただきたいが、目的的规定の平和と関わっては、人間の側からの自然の自立性や固有性を尊重した関係の発揮が、自然の側からも、他の自然・生物・人間へとその生存を尊重した関係の発揮がなされるということがある。もちろんこれについては、自然が人間の固有性や他者性を意識的に尊重しているというものではないが、人工的に自然の法則が押しとどめられていたときに発揮される自然の人間に対する関係の在り様とは異なった、命を支えてくれるような自然の側の関係の発揮が確かにある。水俣に即して言えば、水銀の混入した海・水産物は人間の生存を壊す関係の発揮をするが、生態系の循環が保持された不知火の海では、人間の生存を支えてくれる関係の発揮がある。後者のほうが、人間も含めた生物の自立性や固有性の尊重（個や種の多様性）には適している意味で、自然の側からの固有性と自立性を尊重した関係の発揮になっていると言える。

第二に、存在の次元からの、人間関係における目的的规定としての平和についてである。存在の次元を含めた平和学習をくぐったときに、幡多の山下達と韓国の高校生達との関係が、「友情」から「協働」へ変化する過程を第三章第二節で見た。ここで目的的规定としての平和の人間関係は、ともに社会をつくる協働の主体として立ち現われてくる。そこには、原発の視察が韓国側から提案されたように、謝罪を受け、共通する社会問題に対し手を取り合って解決していこうという韓国側からの関係の発揮があった。互いの

歴史の違いを踏まえた対話とそれを踏まえた矛盾の解決の模索がある。第三章第二節の幡多の事例では、日本の侵略の経緯もあって生成した、環境問題への意識の差異をふまえつつ、原発という仕組みとともに向き合う過程を見てきた。

第三に、民衆の生存に向けた協働の連帯（例：幡多の実践）と権力側（中央の資本や政府）との関係という問題もあった。ここでの目的的规定としての平和の生成、すなわち権力側からの分断のシステムの被害者への平和的な関係の発揮の実現は、これからも挑み続けていかねばならない課題であろう。ここでは、民衆の抵抗がきちんと顕在化し権力側の耳に届くということが、冒頭で述べた分断のシステムによる暴力の不可視化という問題を踏まえれば、権力側との関係における目的的规定としての平和の第一歩である。政治的たたかいが実践できるからだという問題は、ここにおいて重要である。

(4) 先行研究との再ディスカッション

① 自然の視点

以上の整理を踏まえて、改めて平和学習の先行研究を振り返っておこう。存在の次元から主体の抱える葛藤・二重性を読み解けるような平和学習創造の焦点は、自然とのかかわりを含めた平和学習の総体的な構想にあった。このような観点から振り返ってみると、佐貫のコミュニケーションや竹内のポリティクスという枠組みは人間と人間の関係の世界での苦闘であったといえるだろう²⁴⁴。それゆえに、序章で述べたとおり、主体の抱える葛藤が生じる根拠を存在の次元から対象化できずに、生活の現実において分断させられるシステムに対抗する平和のたたかいが描けないという側面は確かにあったと思われる²⁴⁵。

しかし今、本論文で自然の視点をくぐってなお、共通する価値を大切にしていたことに気が付く。むしろ筆者は、自然の視点をくぐったからこそ、その価値の普遍性を確証している。その価値とは命の価値であり、佐貫・竹内はそれを人間と人間のぶつかり合いのなかからすくい取っていた。佐貫は「侵略戦争を遂行しようとする強欲で無謀な支配層の戦争政策のために、かけがえのない青春といのちが犠牲にされたこと、（中略）二度とそのような犠牲を生み出すことのない新しい社会と国家を作り出すたたかいのなかにその無念を継承すること、死んでいくものが自己の犠牲の意味を見出しえなかった無念を、そのようにして歴史のなかに、またこれらの死者につながる日本国民の日々の生き方のなかに定位させることによってこそ、彼らの無念を悼むことが初めて可能になるのではないか」と述べている²⁴⁶。

そして今、筆者は、この命という価値を共有し、その試みを引き継ぎ、その意味を深めていくために、命の価値がよりリアルに把握できる地点、すなわち自然・からだという存在の世界をくぐり、からだ全体で平和の価値を貫ける方法を見通さなければならないと感じている。

自然の視点をくぐることで、主体の抱える葛藤・二重性は、ことばや人間関係の問題にとどまらず、活動の次元、つまり、暴力を人間の労働がつくりだすものであるという次元から対象化できるようになった。この次元から対象化することによって、若者たちの違和

感・生き難さは、自分達の社会の参加のありかたとの関連で対象化することが可能になり、
どういう生き方・進路を創造することが平和の価値と連続するのかを描くことが出来るよ
うになった。そこから、暴力的なシステムと不断にたたかっていくことのできる実践的な
見通しとして、地域生活の協働的な創造を捉えることが出来た。この点をくぐって、そ
から生成する生存の思想を根拠に「政治的な参加を通して、この社会と国家を自分たちの
手で作り直していくことができるという政治的公共圏を作り出すなかで、共に生きていく
技と充実感を味わえる道を切り拓かなければならない」²⁴⁷と感じている。

②自然の視点の、教室の暴力的現実の分析への還元

平和のたたかひが地域生活の協働的な創造を見通すことが必然だとしても、自然の視点
を含めて矛盾を理解する枠組みが、教室の現在の現場理解においてどのように還元可能な
ものであるかについても触れておきたい。

例えば、このような場面を考えてみよう。竹内常一『おとなが子どもと出会うとき 子
どもが世界を立ち上げるとき』（2003、桜井書店）の第4章「他者と出会い、自分を取り返
す」で紹介された高橋智佳子実践から場面を紹介しよう（なお、ここでは竹内の分析枠組
みに限って焦点化する）。この実践は、父親から認められていないがために持っていた強い
劣等感ゆえに、教室で差別と嘲笑のムードをつくりだしていた子ども・隼人と教師、まわ
りの生徒との関係回復・暴力克服の実践である。

竹内による実践分析の要旨は、第一に出発点としての隼人の状態を「このように人間関
係を歪め、自分の意識を狭め、世界を遠ざけている」（同書、67頁）ものとして把握してい
る。第二に「高橋のケアのなかでかれは少しずつ自分を出」（同書、67頁）すことができる
ようになっていく。第三に「隼人が孤立感を言語化し、高橋と友だちに差しだ」（同書、70
頁）す（高橋が学級通信にのせる）。第四に、それを読み「友だちが隼人という存在に支え
られ、励まされて、自分と出会い、その自分を出すことができるように」（同書、71頁）な
る。こうして暴力的な他者関係を乗り越えていけると分析される。

本論文で検討した存在の次元ということを踏まえると、特に第二のところ、「なぜ、自分
を出せるようになっていったのか」の局面をとらえ返すことができるだろう。竹内の分析
では、教師のケア的な関わりによって、つまり関係の質がケア的になったことによって変
容したことが描かれる。手元に当該実践の詳細な情報はないので高橋実践に即した分析は
できないが、「草の家」でも同じような場面はあった。「分かっているってばと深く関わる
ことを避けていた」Cが社会に関心を持ち、自らのそれまでについても綴れるようになった
ところである。確かにこの変化の局面において、大人世代によるケア的な関係の発揮が前
提にあったことは共通するが、Cが仲間のなかで安心を得られ、ともに高遠菜穂子の講演会
をつくるという活動を通して自分が変わっていったと実感していることは重要な意味を持
つと思われる。意識や人間関係の次元のみならず、からだや活動の次元を分析に入れるこ
とで、こうこう主体の関係の発揮の変化が読み解けるようになる。高橋実践で言えば、隼

人の情動・感情の次元でのからだの変化があたらしく考察の視野に入ってくることも可能かもしれない。

一見、本論文で言ってきたことと距離があるように思われるかもしれないが、ここで言いたいのは、人間の抱える葛藤の解放において、自然の側面（からだや活動）にも着目する必要があるということであり、その点では本論文の牧野らの葛藤の解放と重なるものである。実際生活から相対的に独立した空間においても、からだから暴力が溢れ出てくる現場に出会う。そして、学びの場におけるそのからだは、常にその存在の背後にある実際生活の衣食住の事情とつながっている。だから、実際生活から相対的に独立した空間においても、存在の次元の問題は平和学習の組織化の不可欠の要素として組み込まれるのである。

本論文でもそうした次元の分析を十分に行えたわけではないが、もし現在の子どもたち・若者の暴力の現実をみたときに、追いつめられて突然暴力を発現させるような局面が焦点となるのであれば、彼等のからだや活動に注意を払っていく必要が出てくるだろう。意識や関係の取り方が一見普通でも、それとからだとは非常に矛盾したような場合もあるからである。むしろそうであるがゆえに、突然、暴力が噴出するように外からは見えるのだろう。だとすれば、そういう暴力に対して、からだおよびからだにつながる環境、そしてそれらが形成する感情や情動といった次元をくぐるものが、今、切に求められている課題であるように思われる。それが、異議申し立てが暴力化せず、言論によって可能になるのに不可欠だからである。

【補注7】上原専祿の再評価

本論文をあらためて振り返ってみると、死者の声を聴きながら、命・生存の問題から主体の抱える葛藤を読み解いていくことで平和のたたかいを創造するという展開を持っていたといえる。ここにおいて参照されるべきは、上原専祿の構想であるように思われる。上原は、「それらの歴史的・社会的な、また、法律的・倫理的な問題は、世界史像の形成にかかわる認識問題の地平に止まるべきものではなく、日本の生きた現実の中で実際問題として処理されることが要請される、実践領域の問題なのである」²⁴⁸と述べるように、課題化を単に意識の次元にとどまらない問題として捉えていた。

上原の議論と関わって次の点を確認しておこう。第一に、第一章で確認したことと重なるように、死者の声を通してはじめて、「現実」論に回収されてしまい真にシステム批判は困難な生者の世界を相対化し得ることである。第二に、第二章で確認したことと重なるように、課題化というものは、自身に葛藤が貫かれている情動的な衝撃を通してのみ、真に可能になる点である。坂元忠芳が身体や情動、感覚の次元から、歴史認識の主体性を問うたときに触れていたのが上原専祿だった。坂元は「自己が経験しなかった事柄にたいしてでさえ、自己が経験したリアリティが、情動と感情を通過した理性の創作的獲得がそこになれば、歴史における主体的持続性など、教育実践において、口にもできないだろう。情動と感情の教育の内容と方法の本質は、この一点に凝集される」²⁴⁹と述べている。第三に、第三章・第四章で確認したことと重なるように、生活現実の課題化によって見通される暴力に依拠しない生活の具体的な見通しは、上原では「地方」ではない「地域」としての生活の創造として構想された。第四に、こうした生活の基盤の批判

的再構成が政治的な平和・独立の見通しの形成、それはすなわち、諸地域の曼荼羅的な存立＝諸地域の固有性と自立性を尊重した相互関係の形成ということと不可分に関わるとされていた。こうした関係生成の見通しは、本論文第三章で取り上げた、西森茂夫の平和ピラミッド論とも共通していると言えるだろう。

しかし上原は、国民教育研究所の地域研究においてそうした「地域」の創造を主張したが、当時の地域にはそうした実践の展開する基盤は薄く、主張がうまく現実化していかないところに悩み、国民教育研究所を離れた。そして娘と二人で京都にこもり、そうした地域創造の思想的基盤となるであろう世界史曼荼羅の創造に励んでいくこととなった。

現在では、いよいよ地域において「地域」を創造する実践が現実展開するようになってきている。本論文での分析は、地域の部分的な生活の批判的再構成の見通しの学習に限定されており、地域そのものが批判的に再構成されるような対象化・課題化の論理は別途固有のものとして描き出さなくてはならないだろうが、そういうところまでを視野に入れた実践が展開しているとすれば、上原の到達点を引き継ぎ、「地方」ではない「地域」を創造することによる平和的な他者関係（各地域の固有性と自立性を尊重した政治システムの構想）の模索を媒介する平和学習の構造を実践に即して構想することが可能になっている。地域の協働的な実践と関わりつづけながら上原の追究した課題を引き継ぐことは、私たちが歴史的に今、なすべき課題だろう。

2. 残された課題

(1) 叙述の平和性の課題

本論文でとりあげた諸事例では、他者の存在の次元においていき、かれらとかわすことばを紡ぎだしながら新しい世界の創造を構想していった。そのような諸対象のエッセンスからして、本論文の叙述の在りかたは、他者の視点への想像力に欠けている点が否定できない。実践の世界の空気感にフィットするような言葉をつむぐこと、現実には鍵括弧つき「平和」に苦しんでいる人々にとって読んで納得してもらえそうな言葉をさがすこと、これらについての成果が大変不十分である。対話的な叙述の在りかたについては、今後、重要な課題としなければならない。

(2) 平和学習実践分析の課題－生活のより生活的な理解に向けて

(1)とも関わっているのだが、存在の次元から生活の平和学習の意味をあみなおす課題は、まだまだ十分に達成されていないと言ってよい。それは、そもそも存在の次元での二重性を不断に生活において解決している民衆の精神的・文化的世界に十分に切り込めていないからである。この点からすると、実践分析の課題として、存在の次元での平和学習実践を、その生活の基盤にある民俗的な文化性との関連で分析するような枠組みが求められると思われる。一方で生活の現実性に対しては、経済学的な接近も不可欠であろう²⁵⁰。

上原は、国民の生活の世界の内側から課題化の論理を追求することにとことんこだわった。この次元なしに、生存・労働からの学習の組織化における学習主体の理解をすることはできない。それは死者の声を、さらに深い存在の次元で聴き取ることでもある。生活の

世界はまだ奥深いことを深く自覚しなければならない。主体の抱える葛藤の世界は、まだまだ奥深いはずである。

(3) 社会運動・平和運動の生活性の生成・発展を媒介する平和学習の構想

主体の葛藤理解において、存在の次元に深く降りて人間の生を把握していくことは、民衆的な社会運動・平和運動の大きなうねりを創造し、社会自体が不断に葛藤を表出し民衆的に再構成されうるような世界を目指すことと同義であろうと考えている。なぜなら、生活の世界を深く把握することが、民衆の社会運動・平和運動の普遍性をより確かなものにしていく過程と思っているからである。本論文とその目標とのあいだにはいまだ大きな距離があるが、そのようにして、社会運動・平和運動の大きな政治的うねりと民衆の平和学習との関連を明らかにすることは、本論文の延長にある基本課題である。

論文の初出

論文の一貫性を担保する観点から、大幅に加筆・修正した箇所がある。

序章 「分断の自己強化的性格と平和学習の課題・枠組み」

（北海道大学社会教育研究室『社会教育研究』32号、2014年4月）

第一章 「戦争システムの転換における住民的な平和運動の意義」

（北海道大学社会教育研究室『社会教育研究』31号、2013年4月）

第二章 第一節 書き下ろし

第二章 第二節 「民衆史掘りおこし運動からみる共同探究者の条件」

（日本社会教育学会『日本社会教育学会紀要』48号、2012年8月）

第二章 第三節 書き下ろし

第二章 補節 「朝鮮人被爆者問題にみる加害者の後悔・欺瞞・責任」

（北海道大学社会教育研究室『社会教育研究』30号、2012年3月）

第三章 第一節「平和学習における生活像形成の意義」

（日本生活指導学会『生活指導研究』30号、2013年9月）

第三章 第二節 「『平和的生存』をつくる学習」

（日本平和学会『平和研究』42号、2014年7月）

第四章 第一節「矛盾の連続的解決としての平和運動の社会的意義」

（北海道大学大学院教育学研究院『北海道大学教育学研究院紀要』119号、2013年12月）

第四章 第二・三・四節 書き下ろし

終章 書き下ろし

参考・引用文献一覧

筆頭著者名の五十音順に記している。

- 青井和夫、松原治郎、副田義也『生活構造の理論』1971、有斐閣
雨宮処凛『右翼と左翼はどうちがう？』2007、河出書房新社
有井行夫『マルクスの社会システム理論』1987、有斐閣
有井行夫「ヒルファディングとルカーチ」『経済科学通信』2001、第95号
有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』新版、2011、桜井書店
池田考司「3.11 後、子どもたちが求めている学習の創造」『臨床教育学研究』2013、1号
石牟礼道子『苦海浄土』2004、講談社文庫
石母田正『歴史と民族の発見』2003、平凡社
色川大吉『民衆史—その100年』1991、講談社学術文庫
岩崎正弥『農本思想の社会史』1997、京都大学学術出版会
ウィルタ協会資料館運営委員会『北方少数民族資料館ジャッカ・ドフニ 展示作品集』2002、ウィルタ協会
植垣康博『兵士たちの連合赤軍』1984、彩流社
上野志郎『「事業場報告」が記録した中国人強制連行』2009
上原専祿著作集14『国民形成の教育』1989、評論社
上原専祿著作集25『世界史認識の新課題』1987、評論社
上原専祿『死者・生者』1974、未来社
ウルリヒ・ベック著、東廉・伊藤美登里訳『危険社会』1998、法政大学出版局
王力雄著、劉燕子監修、馬場裕之訳『私の西域、君の東トルキスタン』2011、集広舎
大門正克『「生存」の東北史』2013、大月書店
大沢敏郎『生きなおす、ことば』2003、太郎次郎社エディタス
大澤真幸『身体の比較社会学』I、1990、勁草書房
岡正治『道ひとすじに』1975、「道ひとすじに」刊行委員会
岡正治『大村収容所と朝鮮人被爆者』1981、「大村収容所と朝鮮人被爆者」刊行委員会
岡まさはる追悼集刊行委員会『孤塁を守る戦い』1995
緒方正人『チッソは私であった』2001、葦書房
荻野富士夫、吉田裕、岡部牧夫著『中国侵略の証言者たち』2010、岩波書店
荻野富士夫『特高警察』2012、岩波書店
小熊英二『＜日本人＞の境界』1998、新曜社
小熊英二『＜民主＞と＜愛国＞』2002、新曜社
小熊英二『戦後日本の社会運動』『論座』2007、11月号
小熊英二『社会を変えるには』2012、講談社現代新書
小谷敏・土井隆義・芳賀学・浅野智彦編『若者の現在 政治』2011、日本図書センター

小田博志・関雄二『平和の人類学』2014、法律文化社
 オホーツク民衆史講座『名もなき民衆の証言』1982
 折出健二『市民社会の教育』2003、創風社
 貝澤正『アイヌ わが人生』1993、岩波書店
 柿内芳治『「幡多ゼミ」における学び』2001、高知大学「開かれた学校づくり」研究会
 鎌田慧『六ヶ所村の記録<上>』1991、岩波書店
 鎌仲ひとみ、ノーマ・フィールド『六ヶ所村ラブソディー』2008、影書房
 唐渡興宣『資本の力と国家の理論』1980、青木書店
 菊池勇夫『一八世紀末のアイヌ蜂起』2010、サッポロ堂書店
 北村巖『有島武郎論』2007、柏艚舎
 草の家ブックレット4『憲法九条の旅』1994、平和資料館・草の家
 倉沢 愛子、杉原 達、成田 龍一、 テッサ・モーリス・スズキ、油井大三郎、吉田裕編『なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』2005、岩波書店
 栗原彬『証言 水俣病』2000、岩波書店
 栗原彬『「存在の現れ」の政治』2005、以文社
 高知県教職員組合『高知県教組四十年史』1987
 小池喜孝『伝蔵と森蔵』1976、徳間書店
 小池喜孝監修・オホーツク民衆史講座編『民衆史運動 その歴史と理論』1978、徳間書店
 小池喜孝・賀沢昇『雪の墓標』1979、朝日新聞社
 小池喜孝『平民社農場の人びと』1980、徳間書店
 小池先生を偲ぶ会実行委員会『心を掘る 小池喜孝先生』2004
 越田清和『アイヌモシリと平和』2012、法律文化社
 小林文人、平良研一『民衆と社会教育』1988、エイデル研究所
 近藤康男『水爆実験と日本漁業』1958、東京大学出版会
 坂口弘『あさま山荘 1972 下』1993、彩流社
 坂元忠芳『情動と感情の教育学』2000、大月書店
 桜井徳太郎『日本社会の変革と再生』1988、弘文堂
 札幌郷土を掘る会シリーズⅠ『戦後も続いたタコ部屋労働』1987
 札幌郷土を掘る会シリーズⅡ『今も聞こえる藻岩の叫び』1988
 札幌郷土を掘る会シリーズⅢ『海峡の波高く』1989
 札幌郷土を掘る会シリーズⅣ『かたむいた天秤』1990
 札幌郷土を掘る会シリーズⅤ『戦争に反対した人たちがいた』1991
 札幌郷土を掘る会シリーズⅥ『戦争体験 庶民が支えたあの戦争は』1993
 札幌郷土を掘る会シリーズⅦ『証言 加害と被害 戦争を掘る』1995
 札幌郷土を掘る会シリーズⅧ『証言 植民地体験 ポンソンファ』1996
 札幌郷土を掘る会シリーズⅨ『憲法・平和主義を掘る』2001

札幌郷土を掘る会シリーズX『さっぽろのタコ部屋』2009

真田是、小山陽一『現代日本の生活構造』1986、有斐閣

佐貫浩『学校を変える思想』1988、教育史料出版会

佐貫浩『平和的生存権のための教育』2010、教育史料出版会

沢田猛『カネトー炎のアイヌ魂』1983、ひくまの出版

James C.Scott “Weapons of the Weak” 1985, Yale University Press

標茶町郷土館『釧路集治監人物伝 囚人之部』2008

白石俊夫『監獄部屋の真相と其の撲滅策』1926、三新社出版部

謝花直美『証言 沖縄「集団自決」』2008、岩波書店

ジョルジョ・アガンベン著、上村忠男・廣石正和訳『アウシュビッツの残りもの』2001、月曜社

鈴木敏正『学校型教育を超えて』1997、北樹出版

全国一般長崎連帯支部長船労組『平和都市長崎における三菱の兵器生産 正編』第二版、2003

高遠菜穂子『戦争と平和 それでもイラク人を嫌いになれない』2004、講談社

高橋哲哉『戦後責任論』1999、講談社

高原基彰『不安型ナショナリズムの時代』2006、洋泉社

竹内常一『教育を変える』2000、桜井書店

竹内常一『おとなが子どもと出会うとき 子どもが世界を立ちあげるとき』2003、桜井書店

竹内常一『読むことの教育』2005、山吹書店

竹内久顕『平和教育を問い直す』2011、法律文化社

タチヤーナ・ローン著、永山ゆかり・木村美希共訳『サハリンのウィルタ』2005、北海道大学大学院文学研究科

田中了、D・ゲンダーヌ『ゲンダーヌ』1978、徳間書店

朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会、札幌学院大学北海道委託調査報告書編集室編『北海道と朝鮮人労働者：朝鮮人強制連行実態調査報告書』1999

堤未果『ルボ貧困大国アメリカ』2008、岩波書店

デヴィット・ハーヴェイ著、大屋定晴訳・監訳、森田成也、中村好孝、岩崎明子訳『コスモポリタニズム』2013、作品社

寺田啓佐『発酵道』2007、スタジオ K

遠山茂樹「歴史掘りおこし運動を考える」『歴史評論』1981、7月号

戸崎繁『監獄部屋』1950、北海道労働協会

殿平善彦『若者たちの東アジア宣言』2004、かもがわ出版

内藤功『憲法九条裁判闘争史』2012、かもがわ出版

長崎在日朝鮮人の人権を守る会『原爆と朝鮮人＜第一集＞』1982

長崎在日朝鮮人の人権を守る会『原爆と朝鮮人＜第二集＞』1983

長崎在日朝鮮人の人権を守る会『原爆と朝鮮人＜第三集＞』1984

長崎在日朝鮮人の人権を守る会『原爆と朝鮮人＜第四集＞』1986
 長崎在日朝鮮人の人権を守る会『原爆と朝鮮人＜第五集＞』1991
 中島岳志『秋葉原事件』2011、朝日新聞出版
 中西新太郎「現代の＜戦争文化＞と平和への希求」『人間と教育』2009、冬号、民主教育研究所
 なだいなだ『人間、この非人間的なもの』1972、筑摩書房
 二井仁美『留岡幸助と家庭学校』2010、不二出版
 西森茂夫「地域に平和ピラミッドを」『日本の科学者』1987、22 巻 7 号
 二宮厚美『新自由主義の破局と決着』2009、新日本出版社
 野上祐湖「記憶するという文化」『婦人之友』2010、8 月号、婦人之友社
 パウロ・フレイレ著、小沢有作、楠原彰、柿沼秀雄、伊藤周訳『被抑圧者の教育学』、1979、亜紀書房
 朴正功『大村収容所』1969、京都大学出版会
 幡多学ことはじめ組『幡多学事始』2012、高知県西部 NPO 支援ネットワーク
 幡多高校生ゼミナール・高知県ビキニ水爆実験被災調査団『ビキニの海は忘れない』1988、平和文化
 幡多高校生ゼミナール『渡り川』1994、平和文化
 幡多高校生ゼミナール『友情の川』2005、高知新聞厚生文化事業団助成
 花崎皋平『アイデンティティと共生の哲学』1993、筑摩書房
 花崎皋平『風の吹きわける道を歩いて』2008、七つ森書館
 反差別国際運動日本委員会『平和は人権』2011、解放出版社
 樋口健二『闇に消される原発被曝者』（増補新版）2011、八月書館
 P.W.シンガー著、山崎淳訳『戦争請負会社』2004、日本放送出版協会
 深尾韶「あきらめ島」『光』（明治社会主義史料集第二集『光』1960、労働運動史研究会）第 1 巻 23 号－25 号
 深瀬忠一、橋本左内『平和憲法を守るキリスト者』1968、新教新書
 福間良明『辺境に映る日本』2003、柏書房
 藤岡貞彦『社会教育実践と民衆意識』1977、草土文化
 藤田秀雄『平和学習入門』1988、国土社
 藤本英夫『知里幸恵 一七歳のウエペケレ』2002、草風館
 布施祐仁「日本でも「経済的徴兵制」がしのび寄る」『月刊社会教育』2010、5 月号、国土社
 布施祐仁『災害派遣と「軍隊」の狭間で』2012、かもがわ出版
 船津功『歴史学と民衆史運動』1994、北海道出版企画センター
 古市憲寿『絶望の国の幸福な若者たち』2011、講談社
 星野安三郎『平和に生きる権利』1974、法律文化社
 星紀市『砂川闘争 50 年それぞれの思い』2005、けやき出版
 北海道開拓記念館『集治監－開拓と囚人労働』1989、北海道開拓記念館

北海道高等学校教職員組合少数民族専門委員会『続・生徒とともに考える日本の少数民族』1985、北海道高等学校教職員組合

北海道平和委員会編『松井愈平和運動論文集』1997

毎日農業記録賞運営委員会『キラキラ農業』2013、毎日新聞社

松岡廣路『生涯学習論の探究』2006、学文社

マルクス著、城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』1964、岩波書店

丸山定巳「水俣病に対する責任」『環境社会学研究』2000、第6号

道場親信『占領と平和』2005、青土社

道場親信『抵抗の同時代史』2008、人文書院

美土路達雄『現代農民教育の基礎構造』1981、北海道大学図書刊行会

水俣病センター相思社編『もう一つのこの世を目指して』2004、財団法人水俣病センター相思社

宮原誠一「生産主義教育論—日本教育再建の基本方向」『中央公論』1949、中央公論新社、64巻10号

村上登司文『戦後日本の平和教育の社会学的研究』2009、学術出版会

森山軍治郎『民衆精神史の群像』1974、北海道大学図書刊行会

山下正寿「高知県子ども条例づくりと高校生たち」『高校のひろば』2004、54号、旬報社

山下正寿『核の海の証言』2012、新日本出版社

山代巴『民話を生む人々』1958、岩波新書

山田昭次・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』2005、岩波書店

山田清人・藤岡貞彦・福島達夫『公害と教育研究資料2』1973、明治図書出版

山田正行『希望への扉』2004、同時代社

山本多助『言葉の霊』1973、ヤイユーカラアイヌ民族学会

吉田裕『現代歴史学と戦争責任』1997、青木書店

吉留路樹『大村朝鮮人収容所』1977、二月社

吉本哲郎『地元学をはじめよう』2008、岩波ジュニア新書

ヨハン・ガルトゥング著、高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』1991、中央大学出版部

ヨハン・ガルトゥング、藤田明史編著『ガルトゥング平和学入門』2003、法律文化社

「私にとっての水俣病」編集委員会『水俣市民是水俣病にどう向き合ったか』2000、葦書房

渡辺治『日本国憲法「改正」史』1987、日本評論社

渡辺治『現代日本の帝国主義化 形成と構造』1996、大月書店

渡辺治、後藤道夫編『「あたらしい戦争」の時代と日本』2003、大月書店

後注

- ¹ 佐貫浩『平和的生存権のための教育』2010、教育史料出版会、114 頁。
- ² 渡辺治、後藤道夫編『「あたらしい戦争」の時代と日本』2003、大月書店、27 頁。
- ³ 堤未果『ルボ貧困大国アメリカ』2008、岩波書店。
- ⁴ 高遠菜穂子『戦争と平和 それでもイラク人を嫌いになれない』2004、講談社、11～12 頁。
- ⁵ 木村朗（鹿児島大学教授・平和学）NPJ 通信「軍需産業と軍産複合体」
<http://www.news-pj.net/npj/kimura/gunjusangyotogunsanhukugoutai-20100816.html>。2014 年 11 月 22 日閲覧。
- ⁶ P.W.シンガー著、山崎淳訳『戦争請負会社』2004、日本放送出版協会、8 頁。
- ⁷ 防衛省・自衛隊の隊員募集ポスター等のキャッチフレーズ。布施祐仁『災害派遣と「軍隊」の狭間で』2012、かもがわ出版、141 頁。
- ⁸ 例えば、2014 年 1 月 1 日付、安倍晋三首相の年頭所感。北海道新聞 2014 年 1 月 1 日朝刊 3 面。
- ⁹ ヨハン・ガルトゥング著、高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』1991、中央大学出版部。
- ¹⁰ 佐貫浩『学校を変える思想』1988、教育史料出版会、59 頁。
- ¹¹ 前掲『平和的生存権のための教育』15 頁。
- ¹² こうした二重性が主体に普遍的に存在することは、再帰的近代化論が指摘している。ウルリヒ・ベック著、東廉・伊藤美登里訳『危険社会』1998、法政大学出版局。
- ¹³ ヨハン・ガルトゥング、藤田明史『ガルトゥング平和学入門』2003、法律文化社、78～81 頁。
- ¹⁴ 小田博志・関雄二『平和の人類学』2014、法律文化社、13-14 頁。
- ¹⁵ 前掲『平和の人類学』13 頁。
- ¹⁶ 折出健二『市民社会の教育』2003、創風社、89 頁。
- ¹⁷ これは対話が他者の異質性を前提とし、相互の差異が対立や矛盾に展開することを視野に入れた概念であることと同様である。つまり対話とは差異ある他者との間における合意可能性の共同探究の過程を意味している。
- ¹⁸ 二つ補足的に述べておこう。一つ。「資本の力」について整理した唐渡興宣は、マルクスにおいて分断をもたす力と暴力（マハトとゲバルト）が区別されている点への留意を主張している（唐渡興宣『資本の力と国家の理論』1980、青木書店、62 頁）。この区別と本論文とが少し違うのは、マハトが私的所有者同士の相互承認関係と対立的関係をもたす力として広く分断をもたす力として解されるものであるのに対し、本論文では分断を一定の少数者と多数者とのあいだの関係として限定的に把握している点である。もう一つは分断と暴力の境界線について。分断が、巨大企業などの資本がある人間を不利な立場に置きつつも生かしながら利用するものであるとすれば、暴力の発現の境界線は、生きる必要をかなえる選択肢がわずかでも見える／どうやっても見えないというところにあるといえよう。分断とはひどく限定されていても選択肢がみえるときに成立しているものと考えられる。ひどく限定されているとは、他者の固有性は否定された選択肢であることであり、それは結果的には主体的な従属を生むものである。だとすれば、暴力が選択肢の不在であることの意味は、そのように転倒的に発揮される主体的な従属をも否定することを意味していよう。そこでは、工夫や選択の余地の完全な喪失、命令の絶対性がもたらされる。だとすれば、さしあたり仮説的には、平和の関係様式は、他者の固有性が豊かに広がるような、生きる選択肢の創造（未来や希望ということと関わるだろう）と不可分に関わってくるだろう。
- ¹⁹ SLAPPIC <http://slapp.jp/> 2014 年 12 月 30 日閲覧。
- ²⁰ SLAPPIC「SLAPP とは」<http://slapp.jp/slapp.html>。2014 年 12 月 30 日閲覧。また関連して、国際的な人権についての動向においても、ある権利が保障されているかどうかよりも、途上国や先住民など西欧啓蒙思想にとっての他者である途上国・先住民の彼等に固有の論理をもって権利を構成できる集団的で内発的な自由があるかどうかが問題になっている（武者小路公秀『平和への権利と「平和的生存権」』反差別国際運動日本委員会『平和は人権』2011、解放出版社、44～47 頁）。これも、自然と固有の論理をもってつながるからだの存在を認めるかどうかの問題であろう。
- ²¹ 本論文は平和概念についての議論を目的とするものではない。しかし、本論文での平和概念規定の意図について若干触れておきたい。本論文では、暴力が存在していても分断のシステムによって「平和」が演出されてしまう事態を踏まえ、平和と暴力を対置して概念を整理するのではなく、分断との関連でこれらを規定することが現代においては重要と考えた。分断との関連で暴力をからだの損傷と限定的に規定することでの利点もある。一方で単なる暴力の不在を平和と規定すると理想主義的になり、他方で暴力のさなかでたたかい続けられる状態として平和を規定すると残酷になる。やはり、暴力からの緊急的避難は不可欠であるため、分断のさなかでも暴力を発現させずに不断に連帯をもって平和を生成していくたたかいとして、平和の生成を捉えることが現実に対し有効ではないかと考えた。
- ²² 荻野富士夫、吉田裕、岡部牧夫著『中国侵略の証言者たち』2010、岩波書店。
- ²³ 荻野富士夫『特高警察』2012、岩波書店。
- ²⁴ 謝花直美『証言 沖縄「集団自決」』2008、岩波書店。
- ²⁵ 吉田裕『現代歴史学と戦争責任』1997、青木書店、181 頁。
- ²⁶ 竹内久顕『平和教育を問い直す』2011、法律文化社。村上登司文『戦後日本の平和教育の社会学的研究』2009、学術出版会。
- ²⁷ 村上登司文『戦後日本の平和教育の社会学的研究』2009、学術出版会、70～93 頁。
- ²⁸ 例えば、佐貫浩は「いじめの仕返し」といった複雑な現実を指摘している。佐貫浩『学校を変える思想』1988、教育史料出版会、40～41 頁。
- ²⁹ 前掲『学校を変える思想』、166～167 頁。
- ³⁰ 「民主主義のコミュニケーション的性格」については、前掲『平和的生存権のための教育』、84 頁。
- ³¹ ミクロポリティクスについては、竹内常一『教育を変える』2000、桜井書店、第一章（9～63 頁）。
- ³² 竹内常一『読むことの教育』2005、山吹書店、6～7 頁。

- 33 山田正行『希望への扉』2004、同時代社。
- 34 民衆が主体化することと平和との関連については、平和をめぐる一連の問題構成の中核に国民主権を置いた、星野安三郎の「平和的生存権」理解とも共通している。星野は、人権・主権・平和の統一的把握を試み、産軍結合の否定の視点から、9 条が資本・国家の軍勢力による国民への強制力の排除を規定し、その土台のうえで、国民主権の現実化によって基本的人権の保障は可能になるという把握をした。星野安三郎『平和に生きる権利』1974、法律文化社。
- 35 例えば、鎌田慧『六ヶ所村の記録<上>』1991、岩波書店。
- 36 前掲『ルポ貧困大国アメリカ』152 頁。堤の文脈では、「化学兵器」は自分のからだに与える影響への無頓着として引用されているものである。筆者がそれは同時にイラク市民への暴力の無頓着でもありと考えてここに引用した。
- 37 中西新太郎は、市民的な方法で権利行使をする主体像のみにおいて若者に接近してきたアプローチを批判している。中西新太郎「アンダークラスでもなく国民でもなく」小谷敏ら編『若者の現在 政治』2011、日本図書センター。
- 38 80 年代以降、異議申し立ての質が変化したように思われる。安保闘争や学園紛争の強烈な盛り上がりとは対照的に、一方では、権力を明確に敵と設定する社会運動は徐々に衰退し、上記に述べた 80 年代の政治・経済的状況の変化を経て、他方では、1995 年のオウム真理教による地下鉄サリン事件、2008 年の秋葉原事件に象徴されるような、暴力の矛先が同じ民衆に向く異議申し立てが増加していくことになる。この質の転換がもつ、システムとしての意味は重大な問題だが、それ自体の検討は本論文の課題を超える。
- 39 いずれの事例をみても、からだの次元（システムによって規定される無意識の次元）の問題が、価値判断に先行している。連合赤軍では水（水筒）や性の問題が「自己批判」の展開を規定していたし（植垣康博『兵士たちの連合赤軍』1984、彩流社、284 頁、坂口弘『あさま山荘 1972 下』1993、彩流社、183 頁）、加藤智大の行動選択の展開はからだのイライラ感に規定されていたことがわかる（「今までそうやって耐えてきた。もう半年だし、そろそろ限界。今回は少し頑張りがすぎた。早くリセットしないと。どうせどこにいても一人だろうけど」中島岳志『秋葉原事件』2011、朝日新聞出版、187 頁）。なおもちろん、加藤が犯した罪の償いの問題は、別問題として存在する。
- 40 以下、竹内常一の規定するマクロポリティクス／ミクロポリティクスに対応して、政治／生活を区別しているわけではないことに留意して頂きたい。
- 41 栗原彬『「存在の現れ」の政治』2005、以文社。同書からの引用はページ数を示す。
- 42 竹内常一『おとなが子どもと出会うとき 子どもが世界を立ちあげるとき』2003、桜井書店、における高橋実践の分析を参照。
- 43 竹内常一は、問題把握としては身体について触れているが、学習論としては十分に位置づけていない。
- 44 「実際生活」は社会教育法第三条の用語であるが、本論文ではさしあたり、存在の次元における就労や飲み食いなど、衣食住に関わる側面を不可分に含む経験世界を想定して使用している。社会教育法第三条の「実際生活」については、さしあたり鈴木敏正『学校型教育を超えて』1997、北樹出版、154-162 頁。
- 45 栗原は政治の問題として存在を位置づけるため、存在の「現れ」、すなわち人間関係にひきつけて存在の意味を追求するが、本論文では、平和学習の問題として人間・生活の総体を対象化するので、存在における物質・自然・からだの次元に着目して暴力の対象化に挑んでいきたい。後に述べる身体／からだという呼称の方法とも関わる。
- 46 二宮厚美『新自由主義の破局と決着』2009、新日本出版社。
- 47 二重の加担のトータルな把握は、有井行夫の「労働という根源的な能動性の社会的な媒介過程をフォローし、物象のシステムを経由して人格のシステムの固有の意義も客観的に統一的に把握」（44 頁）する方法、すなわち「労働のシステム」「物象のシステム」「人格のシステム」の「3つの社会システム相の矛盾する統一」（41 頁）として社会システムの総体を把握する方法を基盤にしている。以上の引用頁は、有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』新版、2011、桜井書店。有井の基本的なシステム把握は『マルクスの社会システム理論』（1987、有斐閣）に見られるが、有井（2011）が所有を問題化することで「人格のシステム」固有の意義を明示していることから、二重の加担との関連では、有井（2011）を特に参照した。
- 48 宮原誠一「生産主義教育論—日本教育再建の基本方向」『中央公論』1949、中央公論新社、64 巻 10 号、45 頁。
- 49 本論文では、アジア太平洋戦争という言葉は、1941 年以降の狭義ではなく、基本的には 1931 年から 1945 年の一連の戦争（あるいはそれ以前の韓国併合等）も視野に入れた広い概念として用いている。岩波講座 アジア・太平洋戦争 (1) 倉沢 愛子、杉原 達、成田 龍一、テッサ・モーリス・スズキ編著『なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』2005、岩波書店。
- 50 誤解のないように述べておけば、平和を関係性の「あり方」・質の問題として把握しているので、平和的な関係という表現は本論文でも用いる。
- 51 前掲「生産主義教育論」45 頁。
- 52 なお、連帯の質を問い直す観点から言えば、宮原の課題を引き継いだ藤岡貞彦の「高次の共同学習」（藤岡貞彦『社会教育実践と民衆意識』1977、草土文化、249 頁）は、労働とシステムとの関連の中で共同を本質的に位置づけなおすことによってなされるべきだったといえるだろう。
- 53 平和学習における二重の加担の枠組みの必要性は、歴史研究の展開とも重なる。被害者史観を乗り越えて加害の視点を得た枠組みを持つ日本—アジアの二項対立図式を克服しようと模索した小熊英二の作業（『＜日本人＞の境界』1998、新曜社）は政治的側面のひとつの到達点と思われる。同時に、小熊の課題意識は政治的側面にあるので、例えば大門正克らがまとめた『「生存」の東北史』（2013、大月書店）に見られるように、民衆の生活の生産や労働と関わる側面を小熊の整理に加えて対象化する試みも進められている。
- 54 例えば、井上勝生「近代アイヌ民族のたたかい」越田清和編『アイヌモシリと平和』2012、法律文化社。
- 55 先駆的な議論は、James C.Scott “Weapons of the Weak”1985, Yale University Press。
- 56 例えば、川村カトは懸命な努力で技術者となり飯田線の工事に尽力した（沢田猛『カネト—炎のアイヌ魂』1983、ひくまの出版）。ダーヒンニュニ・ゲンダースもよりよく生きるため懸命に努力して蒸気船の船長そして日本軍兵士になっていった（田中丁、D・ゲンダース『ゲンダース』1978、徳間書店）。

- 57 資本が利潤を増大させるために展開する社会関係の総体を指して、資本のシステムと本論文では使用している。厳密な規定については、前掲有井『マルクスの社会システム理論』参照。
- 58 例えば、森山軍治郎は、鉱夫がよりよく生き抜く姿を、炭鉱長屋の「生きた民衆の誇らかな現代史」(252 頁)として「真暗闇の中から生みだした精神文化」(252 頁)の中に見出しつつ、鉱夫達が「天皇制と帝国主義のエネルギー確保を強いられ」(257 頁)その結果として極貧のすがた、すなわち社会の階層的秩序(服従関係)の強化があらわれるという厳しさを同時に描いた(森山軍治郎『民衆精神史の群像』1974、北海道大学図書刊行会)。そして、豊かな精神文化と現実の厳しさの葛藤の中から「炭鉱労働組合」の価値を再検討している。ここでは、政治的抵抗が存在の次元を含めてより厚みをもったもの、つまり、その抵抗の分裂／持続の根拠が明示化されたものとして再構成されている。
- 59 古市憲寿『絶望の国の幸福な若者たち』2011、講談社。
- 60 だとすれば、美土路達雄が宮原の継承にあたって、留岡清男の継承を媒介にしていることが手掛かりとなる。美土路達雄は「宮原先生は(中略)その原則を生産教育と政治教育の統一、学習と実践の統一と定式化され(中略)われわれは、その二重に分節化された原則の統一の内的根拠を農民の現実の労働と生活の過程に求めるという方向で、先生の成果を継承した」と述べている(美土路達雄『現代農民教育の基礎構造』1981、北海道大学図書刊行会、vii 頁)。本論文はここに学ぶことができるように思われる。そこでの焦点は、美土路がその「現実の労働と生活」を把握する際に北の大地の厳しい自然を基盤に据え、矛盾として生活を捉えていたことだろう。
- 61 その矛盾に近代日本ではじめて出会ったのが、自由民権運動末期に政治犯として北海道等に送られた人々であった。なぜなら、彼らがそれを十分に対象化しえたかは別として、彼らは「罪人」として送られた先で自由民権運動が見落として来た、日本という国の枠組みから排除された人々(例えば、北方先住民族)の生活と出会ったからである。
- 62 前掲『学校を変える思想』121 頁。
- 63 歴史的に詳細な整理については、道場親信『占領と平和』2005、青土社。以下ではより平和運動の評価が明確な道場親信『抵抗の同時代史』2008、人文書院を参照した。
- 64 前掲『抵抗の同時代史』41 頁。
- 65 前掲『抵抗の同時代史』62 頁。
- 66 平和運動に即した道場のペ平連に対する評価は、より一般的に社会運動を論じた小熊の評価とも共通していると思われる(小熊英二『社会を変えるには』2012、講談社現代新書)。
- 67 小熊英二『戦後日本の社会運動』『論座』2007、11、80-91 頁。
- 68 前掲『抵抗の同時代史』、終章。
- 69 前掲『抵抗の同時代史』19 頁。
- 70 渡辺治「こうした見方の特徴は、支配権力は戦後一貫して平和・民主主義・人権の空洞化をはかりその目的は着々現実化しつつあるというように、戦後憲法の流れをかなり単線的にとらえるもの」渡辺治『日本国憲法「改正」史』1987、日本評論社、7 頁。
- 71 小熊英二『＜民主＞と＜愛国＞』2002、新曜社。
- 72 なお、渡辺のこの「暮らし」理解の必然性は、おそらく彼が「帝国主義」をキーワードにすることと関わっているように思われる。渡辺は、帝国主義の理解について、ヒルファディングの延長にレーニンが完成させた議論を基盤にしていると述べている(渡辺治『現代日本の帝国主義化 形成と構造』1996、大月書店、38 頁)。ヒルファディングの金融資本論の評価については筆者は全く有井行夫に頼るところであるが、有井行夫によればヒルファディングのそれは労働というところから不断の産出を堅持出来ない「非有機的対象の自己産出」に止まってしまう枠組みであるという(有井行夫「ヒルファディングとルカーチ」『経済科学通信』第 95 号、2001 年)。すなわち、実践・運動・労働とシステムとの矛盾論的關係が理論に包摂されない枠組みとなってしまうというのである。誤解のないように繰り返し指摘しておくが、それは渡辺が運動を視野に入れていないといっているのでは決してない。彼は運動をとっても大事にしている。実践や運動(生活の側面)に関する固有の論理が必要であり、それはむしろ政治学者である彼の課題ではなく、私たち教育学研究者の課題として引き受けるべきことなのだろう。
- 73 この視点からは高度成長期の社会運動の盛り上がり、日米安保体制による生活の安定に支えられていたという矛盾の側面が課題化される。
- 74 砂川闘争の成功の理由は課題となるが、砂川闘争では、最後まで団結を貫き、伊達判決を導くことが出来ている。星紀市『砂川闘争 50 年それぞれの思い』2005、けやき出版。
- 75 なお、類型的把握では掬い取れない部分が存在するのは事実である。内灘闘争にせよ、砂川闘争にせよ、全国組織型の平和運動の性質が前面に出ていた一方で、労働の価値を真に根拠とした農民の抵抗があったことは事実である。
- 76 久保山愛吉に注目が集まり、全国の被害者は顕在化しなかった(久保山の死が痛ましいものであったことに変わりはない)。山下正寿『核の海の証言』2012、新日本出版社。
- 77 花崎皋平『風の吹きわたる道を歩いて』2008、七つ森書館、56 頁。
- 78 花崎皋平『アイデンティティと共生の哲学』1993、筑摩書房、269 頁。
- 79 前掲『アイデンティティと共生の哲学』314 頁。
- 80 北川隆吉「生活をまもる住民運動と社会福祉への提言」『月刊福祉』52 巻 10 号、1969、34 頁。
- 81 藤岡貞彦『社会教育実践と民衆意識』1977、草土文化、259 頁。
- 82 水俣病センター相思社編『もう一つのこの世を目指して』2004。
- 83 「私にとっての水俣病」編集委員会『水俣市民は水俣病にどう向き合ったか』2000、葦書房。
- 84 丸山定巳「水俣病に対する責任」『環境社会科学研究』第 6 号、2000。
- 85 前掲『もう一つのこの世を目指して』。以下の引用は 47 頁に掲載。
- 86 「みんないわす。会社が潰る、あんたたちが居るおかげで水俣市は潰る、そんなときは錢ば貸してはいよ、二千万円取るちゅう話じゃがと。殺さるるばい今度こそ、小父さん」石牟礼道子『苦海浄土』2004、講談社文庫、344 頁。
- 87 <http://www.city.minamata.lg.jp/> 2015 年 2 月 1 日閲覧。

- ⁸⁸ 富山県立イタイイタイ病資料館展示ガイドブックより。
- ⁸⁹ この延長に、寺田本家を中心とする神崎町の地域づくりの実践があるとも言える。寺田啓佐『発酵道』2007、スタジオ K。この動きとともに、「水俣の甘夏」（株式会社シグロ、2006）の「失敗の会」の学習にも後述する加害と被害の二重性が見られるが、「恥宣言」同様水俣全体におけるその意義は十分位置づけられていないように思われる。
- ⁹⁰ 杉本栄子の父は「こげんまでして人をいじめたこともなかし、人に悪かこつばしたつちゅう覚えもなかつて、もう大概こらえきらん。誰が悪かかはっきりさせんば死んでも死にきれん」（136 頁）と述べ、杉本栄子は「それでも私がなぜ切り崩し（裁判の取りさげ：筆者注）に耐えられたか」というと、父の遺言があったからです」（138 頁）と述べている。栗原彬『証言 水俣病』2000、岩波書店、129－146 頁。
- ⁹¹ 吉本哲郎『地元学をはじめよう』2008、岩波ジュニア新書、19 頁。
- ⁹² ジョルジョ・アガンベン著、上村忠男・廣石正和訳『アウシュビッツの残りのもの』2001、月曜社、61－62 頁。
- ⁹³ 緒方正人『チッソは私であった』2001、葦書房。
- ⁹⁴ 本論文で生存という言葉は、死の危機の経験をとりわけ含む場合に使用している。ここでは上原専祿が、「生存」の問題と「生活」の問題を区別していたことが参照できる。上原専祿著作集 25『世界史認識の新課題』1987、評論社、282 頁。
- ⁹⁵ デヴィット・ハーヴェイ著、大屋定晴訳・監訳、森田成也、中村好孝、岩崎明子訳『コスモポリタニズム』2013、作品社。環境というテーマで、支配＝服従関係を批判する論理のひとつである。
- ⁹⁶ 棒頭とは、タコ部屋労働の現場で暴力的な労務管理（全員が暴力的ではない）をしていた現場監督。
- ⁹⁷ 詳しい論理については、二章参照。
- ⁹⁸ この論理から見れば、より企業社会システムの縛りのきつい都市部では、職場創造を視野に入れたユニオンの最近の動きが注目される。
- ⁹⁹ 吉田裕は、アジアからの批判を受け 70 年代にやっと対象化されたと言われてきた加害の視点が、終戦直後少数ではあるが既に質的に十分に提出されていたことを実証した。それにも関わらず、知識人（文化人）、日本の保守派、民衆はそれぞれの論理で自分達の加害性を十分に問わないまま「いびつで一面的な戦争責任論」を横行させ高度経済成長を展開させてしまったと言う。吉田裕『現代歴史学と戦争責任』1997、青木書店、「」の引用は 181 頁。
- ¹⁰⁰ 藤岡貞彦『社会教育実践と民衆意識』1977、草土文化。小林文人、平良研一『民衆と社会教育』1988、エイデル研究所。
- ¹⁰¹ 王力雄著、劉燕子監修、馬場裕之訳『私の西域、君の東トルキスタン』2011、集広舎。
- ¹⁰² 高原基彰『不安型ナショナリズムの時代』2006、洋泉社。
- ¹⁰³ 小熊英二『「日本人」の境界』1998、新曜社。
- ¹⁰⁴ 福岡良明『辺境に映る日本』2003、柏書房。
- ¹⁰⁵ 消極・積極の評価軸は、積極的平和論に依る。ガルトウングの積極的平和は「～の不在」で平和を定義するのではなく「～の存在」で平和を定義する提起である。小田博志・関雄二編『平和の人類学』2014、法律文化社、5－6 頁。
- ¹⁰⁶ オホーツク民衆史講座『名もなき民衆の証言』1982、131 頁。以下同書の引用は末尾に（『民衆の証言』頁数）を示す。
- ¹⁰⁷ 石母田正『歴史と民族の発見』2003、平凡社。
- ¹⁰⁸ 色川大吉『民衆史—その 100 年』1991、講談社学術文庫、12－26 頁。他に遠山茂樹「歴史掘りおこし運動を考える」『歴史評論』1981、7 月。なお、このような不安定な民衆像は 1950 年代の婦人の視点からも捉えられていた（山代巴『民話を生む人々』1958、岩波新書）。民衆史講座はその最初を女性史からは始めているが、だとすれば、民衆史講座は、客観的には、50 年代の政治的運動の裏に隠されていた生活・地域の分断を可視化する女性史の試みと内容的には連続してくると思われる。
- ¹⁰⁹ 小池喜孝監修・オホーツク民衆史講座編『民衆史運動 その歴史と理論』1978、徳間書店、277 頁。以下同書の引用は末尾に（『民衆史運動』頁数）と示す。
- ¹¹⁰ 前掲『民衆の証言』所収「民衆史掘りおこし運動の到達点と課題」の枠組みも確認。民衆史講座に関する数少ない歴史研究者による研究、船津功『歴史学と民衆史運動』1994、北海道出版企画センターも同様である。また、色川も同様である。色川は後年、民俗学に接近する中で水俣に即して漁民の生活像の意義に触れる（色川「共同体の変質・再生・創出」桜井徳太郎『日本社会の変革と再生』1988、弘文堂）が、民衆史講座の実践時には触れていない。
- ¹¹¹ 参加者の属性は、北網圏文化センター所蔵名簿で確認できる。
- ¹¹² 菊池勇夫『一八世紀末のアイヌ蜂起』2010、サッポロ堂書店。
- ¹¹³ 前掲小熊『「日本人」の境界』。
- ¹¹⁴ 民衆史講座関連文献の他、タチヤーナ・ローン著、永山ゆかり・木村美希共訳『サハリンのウィルタ』2005、北海道大学大学院文学研究科。
- ¹¹⁵ 標茶町郷土館『釧路集治監人物伝 囚人之部』2008。
- ¹¹⁶ 北海道開拓記念館『集治監—開拓と囚人労働』1989。なお、土工部屋自体は北海道において明治四年の函館札幌新道開設の際に存在していたと戸崎繁『監獄部屋』1950、北海道労働協会、31 頁には記されている。
- ¹¹⁷ 前掲戸崎や、戸崎も引用している白石俊夫『監獄部屋の真相と其の撲滅策』1926、三新社出版部、等。
- ¹¹⁸ 開拓とアジア太平洋戦争のトータルな把握は越田清和編『アイヌモシリと平和』2012、法律文化社を参照。「強制連行」について、北海道における朝鮮人の実態については、『北海道と朝鮮人労働者：朝鮮人強制連行実態調査報告書』朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会、札幌学院大学北海道委託調査報告書編集室編 1999、中国人の実態（室蘭）については上野志郎『「事業場報告」が記録した中国人強制連行』2009 など。
- ¹¹⁹ 藤本英夫『知里幸恵 十七歳のウエベケレ』2002、草風館、9－10 頁。なお、当該書では元の史料通り短く切って改行しているが、ここでは続けて記した。文字の表記は当該書掲載のまま。
- ¹²⁰ 田中丁／D・ゲンダーヌ『ゲンダーヌ』1978、徳間書店、23 頁。以下同書の引用は末尾に（『ゲンダーヌ』頁数）と

記す。

¹²¹ 小池喜孝『伝蔵と森蔵』1976、徳間書店、231頁。以下同書の引用は末尾に（『伝蔵と森蔵』頁数）を示す。

¹²² 小池喜孝先生を偲ぶ会実行委員会『心を掘る小池喜孝先生』2004、118頁。以下同書の引用は（『心を掘る』頁数）を示す。

¹²³ 徳弘についての限られた文献『上湧別町史』でも明らかにされていなかった徳弘の戸籍等を高知現地調査で小池は明らかにした。

¹²⁴ 山本多助『言葉の霊』1973、ヤイユーカラ学会、釧路市立図書館蔵。

¹²⁵ とはいえ運営は小池に負うところが大きく小池の移住とともに民衆史講座は終了する。しかし一方でそこで培われた主体性は活きた。Sは北見の憲法集会やハイウェイ建設反対運動を担うが、民衆史講座の経験なしにそれはなかったと思うと述べた（S、同上）。

¹²⁶ 網走南ヶ丘高校では「主人公が、今まで隠していた身分を明らかにしウィルタ宣言をする場面では主人公役のKVは練習の時からかならず涙を流していました」（341頁）。北海道高等学校教職員組合『続・生徒とともに考える日本の少数民族』1985。

¹²⁷ 元棒頭の賀沢昇は自らもタコ部屋労働問題の調査に取り組んでいった。しかし賀沢の遺族への謝罪の言葉は簡単には通じなかった（「良心の痛みは一生消えることがないと思います」小池喜孝・賀沢昇『雪の墓標』1979、朝日新聞社、261頁）。しかし、この良心の痛みがあるから、闇に隠されてきたタコ部屋労働の仕組みの全貌は見えた。矛盾に苛まれてした行為は、その個人とともに社会を変える問題として捉えねばならない。現状では社会への参加からの排除（死刑等）が罪の償いだが、ここでは参加が償いだった。

¹²⁸ ウィルタ協会資料館運営委員会『北方少数民族資料館ジャッカ・ドフニ 展示作品集』2002、ウィルタ協会。

¹²⁹ 小池喜孝『平民社農場の人びと』1980、徳間書店。以下同書の引用は末尾に（『平民社農場』頁数）を示す。

¹³⁰ 農場の歴史的検討は北村巖『有島武郎論』2007、柏樹舎。

¹³¹ 民衆史講座以前（1972年）に小池が関わった足尾銅山鉍毒事件の谷中村棄民問題を『平民社農場』第四章で改めて取り上げているのも、民衆を犠牲にしない生活像をここに得たからだろう。平民社農場の民衆の生活の視点は設立者の一人、深尾韶「あきらめ島」『光』（明治社会主義史料集第二集『光』1960、労働運動史研究会）第1巻23号-25号連載など。一方で、実際に当時の平民社農場に先住民族の視点がどれだけあったかは別の課題としてある。

¹³² 前掲『民衆の証言』で平民社農場は搾取反対の政治的主張として位置づくが、本節では生活の見通しとしての側面も得られた。

¹³³ 平民社における自然の理解と関連して、自然の視点と国家主義との親和性（岩崎正弥『農本思想の社会史』1997、京都大学学術出版会）という論点があるが、本節を踏まえれば、その国から排除された人々の生活をくぐっていることが、その回避に際して肝要だと思われる。

¹³⁴ 貝澤正『アイヌ わが人生』1993、岩波書店、194頁。

¹³⁵ 例えば「小池先生のなんていうか、熱心さそういうものにね、なんていうかな、感動に近いものを感じましたね」（S、同上）

¹³⁶ ことばの回復は識字実践とも論理を共通にする。大沢敏郎『生きなおす、ことば』2003、太郎次郎社エディタス。

¹³⁷ ナチス・ドイツが強制収容の対象とした属性がユダヤ人に限らなかったことも関連して、このことは重要である。

¹³⁸ パウロ・フレイレ著、小沢有作、楠原彰、柿沼秀雄、伊藤周訳『被抑圧者の教育学』1979、亜紀書房、185頁。本章のフレイレの引用は同書より。引用末尾にページ数を付した。

¹³⁹ 樋口健二『闇に消される原発被曝者』（増補新版）2011、八月書館。

¹⁴⁰ 中西新太郎「現代の＜戦争文化＞と平和への希求」民主教育研究所『人間と教育』2009冬号。

¹⁴¹ 小谷敏他編『若者の現在 政治』2011、日本図書センター、34-42頁。

¹⁴² だから被害者の被害者としての顕在化がまず重要であり、後述する民衆史運動の第一の意義もここにある。

¹⁴³ 例えば、開発援助や福祉の現場におけるそれは指摘されて久しい。

¹⁴⁴ フレイレ再解釈として一般市民の共同探究者化が焦点とした研究として松岡廣路『生涯学習論の探究』（2006、学文社）がある。しかし、「抑圧者とも被抑圧者ともいえない中間的存在の人たち、つまり、状況に埋没している人々」（128頁、本章の一般市民）という規定のとおり、そうした人々の抑圧-被抑圧構造に内在した規定はなされていない。

¹⁴⁵ 関連して、応答責任の問題として見れば、高橋哲哉の『戦後責任論』（1999、講談社）の提起以後、その責任主体の形成論理を明らかにする研究はほとんどない。またボランティア論では、被支援者との間での自己形成、社会形成との相互媒介による自己形成などの枠組みが見られるが、本章はむしろ「被支援者と社会の相互媒介」の種差と変化が支援者の主体形成を媒介すると把握している。この点が生活記録の延長に民衆史運動を位置づけ（後述）、かつ共同探究を前面に出す理由である。

¹⁴⁶ フレイレでは、「客体のなかで自己を認識」（前掲『被抑圧者の教育学』125頁）する次元、上原専祿では串刺し認識として「問題を、まさに問題として感じ取れる」（上原専祿著作集14『国民形成の教育』1989、評論社、148頁）次元で課題化を規定するが、本章では、そこに至る諸局面を質の異なる課題化として把握しその構造を整理する。

¹⁴⁷ 小池喜孝・賀沢昇『雪の墓標』1979、朝日新聞社。

¹⁴⁸ YOの実名については、下記の札幌郷土を掘る会シリーズIでも確認可能であるが、実名報道については、札幌郷土を掘る会とYOの間での独特の関係がある。筆者は、YOはすでに亡くなっておりその意思を推しはかねるため、直接札幌郷土を掘る会の文献に触れてほしいと考える。

¹⁴⁹ 札幌郷土を掘る会シリーズI『戦後も続いたタコ部屋労働』1987、56-57頁。

¹⁵⁰ TMのインタビューによる。

¹⁵¹ 前掲『雪の墓標』258頁。賀沢は、YOを虐げた当の棒頭ではない。被害者と加害者の和解の問題をここで論じられない。

¹⁵² 構造支配者に関する政府と資本の関連の筆者の理解は、唐渡興宣『資本の力と国家の理論』1980、青木書店。また、

これまでのグローバリゼーションの時代のもとのそれがアメリカの構造支配者であったことは、渡辺治、後藤道夫編『「新しい戦争」の時代と日本』2003、大月書店。

¹⁵³ 再掲になるが、本論文では、アジア太平洋戦争という言葉は、1941年以降の狭義ではなく、基本的には1931年から1945年の一連の戦争（あるいはそれ以前の韓国併合等）も視野に入れた広い概念として用いている。岩波講座 アジア・太平洋戦争〈1〉倉沢 愛子、杉原 達、成田 龍一、 テッサ・モーリス・スズキ編著『なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』岩波書店、2005。藻岩発電所建設工事が1941年以前であることから、再び注記した。

¹⁵⁴ 北海道新聞「侵略戦争に関する通産相の答弁要旨」1994年10月26日朝刊3面。

¹⁵⁵ 札幌郷土を掘る会シリーズⅦ『証言 加害と被害 戦争を掘る』1995。以下、(4)の引用は断りのない限り本書からの引用で、引用末尾にページ数を示す。

¹⁵⁶ このことを、札幌郷土を掘る会は、『北海道電気事業史』（1978、北海道電気協会）から発見した。詳しくはシリーズⅩに記載されている。

¹⁵⁷ 元タコ部屋労働者の証言の中には、労働現場における楽しみや職人技を讃える文化などが存在している。これらの意味をどう捉えるかは今後の課題としてある。

¹⁵⁸ 例えば、布施祐仁「日本でも「経済的徴兵制」がしのび寄る」『月刊社会教育』2010年5月号。

¹⁵⁹ 再度、こうした二重性をもってしまわざるを得ないものとしての人間像（なだいなだ『人間、この非人間的なもの』1972、筑摩書房）、それに基づく「捨てるべき人間はいない」（留岡幸助）という学習実践における規範の重要性を確認する必要がある。

¹⁶⁰ 山田火砂子監督、映画「大地の詩－留岡幸助物語」現代ぶろだくしょん。留岡に関わる歴史的な研究については、二井仁美『留岡幸助と家庭学校』2010、不二出版を参照。

¹⁶¹ この観点から注目される民衆史運動の実践的な意義の一つは、確固たる事実の確定への執着にある。権力対抗的であればあるほど、認識の正確さほど力を有するものはない。常に権力から抹消される史実と向き合ってきたからこそ、この点への民衆史運動の労力のかけ方は生半可なものではない。このこととも関わって、本章でも、現在も実践が続いており筆者も世話人として関わった札幌郷土を掘る会については、インタビューのテープ起こしの本人確認・修正に加え、本論（第二章第二節）についても事実の間違いがないかどうか世話人会にて確認して頂いた（2014年10月27日）。

¹⁶² なお、そうした歴史の変遷を射程に含められるということは、この節の内容は、福島原子力発電所の事故以降、その事態に日本の被ばくの経験がなかなか生かされない、アプローチできない現実を対象化し連携の可能性を模索することにも関わっていくことが出来る。

¹⁶³ 本節では、日本の植民地政策との関連で朝鮮半島の人々を指す場合に「朝鮮人」と記し、朝鮮半島の南北分断との関連で朝鮮半島の人々を指す場合には「韓国・朝鮮の人々」と記している。

¹⁶⁴ 全国一般長崎連帯支部長船労組『平和都市長崎における三菱の兵器生産 正編』第二版、2003年、11頁。

¹⁶⁵ 朝鮮人「強制連行」の呼称については、山田昭次・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』2005、岩波書店における、「強制性」をより説得的に論証することを試みる際に用いられた朝鮮人戦時労働動員という呼称の研究成果もあるが、本論文ではあくまで学習実践の分析が主題なので、本文での混乱を避けるため、朝鮮人「強制連行」と称する。ただし、いわゆるという意味で鍵括弧を記す。

¹⁶⁶ 札幌郷土を掘る会『証言 植民地体験 ポンソンファ』1997年、173頁。

¹⁶⁷ 札幌郷土を掘る会『証言 植民地体験 ポンソンファ』1997年、97～98頁。

¹⁶⁸ 開始月については、計画の策定や実際の動員開始など区分点によって異なるため、年のみの記載とした。

¹⁶⁹ 山田昭次・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』2005、岩波書店。

¹⁷⁰ 前掲『朝鮮人戦時労働動員』210－223頁。

¹⁷¹ 吉留路樹『大村朝鮮人収容所』1977、二月社。

¹⁷² 朴正功『大村収容所』1969年、京都大学出版会、78頁。

¹⁷³ 日本に在留する資格は、日韓基本条約締結以前については、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係命令の措置に関する法律」により「日本国との平和条約の規定に基づき、同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日まで引続き本邦に在留するもの（昭和二十年九月三日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む。）は（中略）別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間引続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」とされる。また、日韓基本条約締結により、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」に基づき、韓国籍を持ち、1：一九四五年八月一五日以前から申請の日まで引続き日本に居住している者、2：1に該当する者の直系卑属で、一九四五年八月一六日からこの協定発効の日以後の五年以内に日本で出生し、申請の時まで引続き日本国内に居住している者、3：1又は2の子で、協定発効後五年以後に日本で出生し、必要な手続き・申請をした者も申請資格を得られる（要約的に記した）。

¹⁷⁴ 前掲『大村収容所』38－40頁。

¹⁷⁵ 韓国への帰国を拒否しながら韓国へ送り込まれ、死刑になった事例もある（前掲吉留 53頁）。

¹⁷⁶ 前掲『大村朝鮮人収容所』63－67頁。

¹⁷⁷ このとき、加害者同士の傷のなめあいにならないのは、後悔をもとに被害者と闘ってきた成果が前提にあるからである。

¹⁷⁸ なお、この二重性が利潤の増大を目的とする両者（アメリカ側、日本側）の暴力的な戦いを不可欠とし富を破壊するという資本の矛盾であることは、アメリカ側の矛盾も同時に課題化していく（前掲『ルボ 貧困大国アメリカ』）中で見えてくるだろう。この点に関わる学習の論理は原発のシステムの対象化にみられよう（第四章・第三節）。

¹⁷⁹ 野上祐湖「記憶するという文化－良心的兵役拒否をした若者を通して－」『婦人之友』2010年8月号、婦人之友社、68－71頁。

- 180 西森茂夫「地域に平和ピラミッドを」(日本科学者会議『日本の科学者』、22 巻 7 号、1987、399～403 頁)。
- 181 高知県教職員組合『高知県教組四十年史』1987、及び同運動に詳しい北岡照子のインタビュー (2011 年 6 月 15 日) より。
- 182 深瀬忠一、橋本左内『平和憲法を守るキリスト者』1968、新教新書。野崎は矢白別の反戦地主川瀬汎二に影響を与え、別海町の酪農に関わる経済システムづくりの学習にも、戦争システムと自然の関わりの内容が見られると考える。
- 183 内藤功『憲法九条裁判闘争史』2012、かもがわ出版、100 頁。
- 184 北海道平和委員会編『松井愈平和運動論文集』1997、122 頁。
- 185 前掲『平和憲法を守るキリスト者』43 頁。
- 186 前掲『平和憲法を守るキリスト者』234 頁。
- 187 前掲『憲法九条裁判闘争史』171 頁。
- 188 前掲『憲法九条裁判闘争史』346 頁。
- 189 深瀬忠一、橋本左内、榎本栄次、山本光一『平和憲法を守りひろめる』2001、新教出版社。
- 190 前掲西森「地域に平和ピラミッドを」。3 (3)における引用は、特に断りのない限り、図 3-1 を含め同論文より。
- 191 前掲『平和憲法を守りひろめる』212-213 頁。
- 192 「草の家」ブックレット 4 『憲法九条の旅』1994、平和資料館・草の家、3～4 頁。
- 193 同上、23 頁。
- 194 幡多ゼミの実践については、柿内芳治『「幡多ゼミ」における学び』2001、高知大学「開かれた学校づくり」研究会。
- 195 鎌仲ひとみ、ノーマ・フィールド『六ヶ所村ラブソディ』2008、影書房。また、自然の視点は他方で、生活の構造をどう把握するかの議論の再構成を要請している。人間と人間の(資本家と労働者の)搾取関係を応用して捉えられた 70-80 年代の生活構造論(青井和夫、松原治郎、副田義也『生活構造の理論』1971、有斐閣。真田是、小山陽一『現代日本の生活構造』1986、有斐閣など)は、自然との関連を視野にいれた地点から再構成が求められている。
- 196 ここで生業とは、生計を立てていく側面を意識したときに用いる。ここでの生計を立てることの意味は、金銭の問題もあるが、労働力の発揮とそれによる自分たちの生命の維持とが持続的にバランスのとれた循環を指している。第四章第二節で、若者が生計を立てることと平和の価値との関連が問われることになったので「生業」という語も必要に応じて用いることにした。
- 197 二宮厚美『新自由主義の破局と決着』を参照。
- 198 文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1351334.htm。2014 年 12 月 3 日閲覧。
- 199 第 3 期は多様な実践に関わり各実践の生成経緯は様々だが、本章は課題との関連で幡多の高校生自主活動の歴史的な蓄積の視点から現在の総合的な地域生活の批判的再構成までの歴史を辿る。
- 200 幡多高校生ゼミナール・高知県ビキニ水爆実験被災調査団『ビキニの海は忘れない』1988、平和文化、166 頁、以下ゼミ [1988] と引用後に示す。
- 201 FU はゼミ [1988] KZ は [1994] に実名で記されている。直接著作に触れてほしい。
- 202 柿内芳治『幡多ゼミにおける学び』2001、高知大学「開かれた学校づくり」研究会。
- 203 近藤康男『水爆実験と日本漁業』1958、東京大学出版会。
- 204 幡多高校生ゼミナール『渡り川』1994、平和文化、140 頁、以下ゼミ [1994] と引用後に記す。
- 205 知事・橋本大二郎が 2 期目 (1995～) に行政と教職員団体の協力での実施を目指した。
- 206 村・農協の共同出資で安値の際の保障をする園芸作物価格安定基金制度 (1978) など。
- 207 「四万十楽舎日誌」<http://shimantogakusya.blog4.fc2.com/blog-entry-2128.html>。2013 年 8 月 25 日閲覧。高齢者と子どもの笑顔の様子はこちらより。
- 208 山下正寿「高知県子ども条例づくりと高校生たち」『高校のひろば』54、2004、旬報社。
- 209 幡多高校生ゼミナール『友情の川』2005、11 頁、高知新聞厚生文化事業団助成。以下ゼミ [2005] と引用後に記す。
- 210 幡多学ことはじめ組『幡多学事始』2012、高知県西部 NPO 支援ネットワーク、はじめに、以下事始 [2012] と引用後に記す。
- 211 川の氾濫や海の荒天等、幡多地域の生活は自然の管理不可能性と向き合ってきた。
- 212 本論文では、暴力を労働者の労働力の破壊として理解している。だとすれば、からだの側のみならず、その労働と不可分に結びつく労働の対象(アユ等)の破壊も暴力だろう。
- 213 山下正寿『核の海の証言』2012、新日本出版社、222-223 頁。以下山下 [2012] と引用後に記す。
- 214 この意味で、子どもたちの生活の現実と憲法や平和の価値とを統一的に把握して教育実践を組織化している池田考司らが、子どもたちの社会参加の権利を自覚し、実際の社会(震災現場など)とのかかわりのなかで学習を組織していることは注目に値する(池田考司「3.11 後、子どもたちが求めている学習の創造 : <生活>と<学習>をつなぐ」『臨床教育学研究』1 号、2013)。この点で、幡多の山下が学校外の幡多ゼミで試みた教育実践と近いものを、池田は学校現場で行っているといえるのではないだろうか。
- 215 この展開については、映画、影山あさ子・藤本幸久監督『笹の墓標』森の映画社に詳しい。ぜひ参照してほしい。
- 216 殿平善彦『若者たちの東アジア宣言』2004、かもがわ出版、73 頁。
- 217 前掲『若者たちの東アジア宣言』73 頁。
- 218 前掲『若者たちの東アジア宣言』74 頁。
- 219 前掲『若者たちの東アジア宣言』75 頁。
- 220 こうした意味での他者は、折出健二のいう<他者>と近いもののように思われる。折出健二『市民社会の教育』2003、創風社。
- 221 前掲『若者たちの東アジア宣言』88 頁。
- 222 <http://peace-k.eco.to/wind%20of%20peace/takato.htm>。閲覧日 2013 年 1 月 5 日。

223 参与観察中の筆者によるインタビューでは、Bは高校卒業後「地元で給食を作る仕事を手伝う。やっぱり学校に通いたい」と思い、高知に出て、金さんに草の家に住まないかとさそわれ」と述べている（2008 フィールドノート）。

224 なお、こうして考えてみると、本節のように後の局面が保障されているならばとの条件付きで、学習の始発点として大事なものは、右翼だろうが左翼だろうがそれらと別の性質をもった場であろうが関係なく、感覚を共有し合えることだと言える。例えば、雨宮処凛『右翼と左翼はどうちがう？』2007、河出書房新社における雨宮の経歴を参照。

225 牧野夫妻については、インタビューのテープ起こしを確認・修正して頂く際に、実名でのインタビュー引用の許可を得た。また、日常生活に深く関わる内容を含むため、本論文作成後、再度、公表に際して確認をして頂いた。

226 毎日農業記録賞運営委員会『キラキラ農業』2013、毎日新聞社、76 頁。

227 同上『キラキラ農業』、77 頁。

228 同上『キラキラ農業』、77 頁。

229 木村俊雄さんについては、インタビューのテープ起こしを確認・修正して頂く際に、実名でのインタビュー引用の許可を得た。また、日常生活に深く関わる内容を含むため、本論文作成後、再度、公表に際して確認をして頂いた。

229 毎日農業記録賞運営委員会『キラキラ農業』2013、毎日新聞社、76 頁。

230 筆者が木村とテープ起こし内容を確認した時点では「短く」となっていたが、文脈上「長く」だと思われるため、筆者の判断で「長く」と修正した。

231 「伊方原発をとめる会」<http://www.ikata-tomeru.jp/wp-content/uploads/2012/09/130716tinjyutyamast.pdf> より。2014 年 8 月 17 日筆者閲覧。

232 「伊方原発をとめる会」<http://www.ikata-tomeru.jp/wp-content/uploads/2012/09/131029motidukikaekotinjut.pdf> および <http://www.ikata-tomeru.jp/wp-content/uploads/2012/01/yuasa155goushou.pdf> より。2014 年 8 月 17 日筆者閲覧。

233 <http://ameblo.jp/tomemassyo/entry-11900790795.html>。2014 年 8 月 17 日筆者閲覧。

234 2011 年の東日本大震災で「平和的生存」の運動局面は質的に変わったように思われる。暮らしや生活から平和を問う課題意識は 1990 年代から共通するが、放射能や集団的自衛権等、人間の生死にの次元で問題が問われるようになり、平和学習も、道具や地域の暮らしをつくる実践に加え、裁判闘争、世論をつくるための映画製作（山下はフクシマの若者たちと幡多ゼミとの交流の映画を制作中である）、デモなど、こうした総体的な観点から問うていく必要が出てくる。

235 こうした平和運動の体感的な特徴は、通常は参加して居心地がいいこと、緊張場面でも非暴力を徹底して貫く勇気と仲間感覚に覆われていること、怖いと思ったら逃げてもいいことが保障されていること、などである。正解のある平和運動の場合には、「無理してそこにいる」ということが往々にしてある。

236 なお、誤解のないように述べておくが、この運動の整理において、佐貫・竹内の平和学習論は、自然との関係が含まれないために模索の根拠が明確にならないという点はあるつつも、「平和の関係を模索する平和学習」のなかに入る。

237 他者性を消すような道具（SNS 等）がはじめを誘発するのも必然なのである。また、こうしたツールの総体の構造的な把握に関わって、他者性を含んだツールの総体を生み出す根源は、自然との関係の次元にあると言える。それは、私達ひとりひとりが画一的ではないことの確固とした証拠が、自然の加工という局面、すなわち労働過程における試行錯誤に如実にあらわれるからだと言える。筆者も牧野夫妻らと収穫を体験したとき、自身の得手・不得手を具体的に対象化したものである。もし、生活において自然の他者性を感じられなくなると、自分自身の特性は他者との関係において相対的に規定せざるを得なくなり、自己の確証が常に不安定になり、何か絶対的なものに自己の規定を任せざるを得なくなる方向に他者関係の総体が向かって行ってしまう。大澤真幸の規範理論（『身体の比較社会学』I、1990、勁草書房）は、この点を警告したものと読むことも出来るだろう。こう考えると、人間中心主義の近代性がナショナリズムと不可分なものも必然であろう。労働における根源的な個性のあらわれが、他者性を含む生活像、生存の思想の根拠となるだろう。それは「海辺の日曜日」等を総体的にみるとわかりやすい。市の基盤はそれぞれの個性的な生産物であったが、それを基盤にして、他者の生産物に対する値段のみではない興味関心（生活にその知恵を活かしてみようといった関心、透明性）が生まれ、価格競争で儲けた順に垂直的に優勢が付くのではなく、それぞれの生産の維持という水平的関係が保持されるという市の規範（「今日あんまり売れないなと思った時に、値段をすごい下げたりしたときに、他の出店者さんに、そんなに下げちゃって大丈夫？とか、心配されちゃったりとか」佳代、2014 年 2 月 3 日）も生成していたからである。

238 上原専祿著作集 14『国民形成の教育』1989、評論社、10 頁。

239 「肉体」はファシズムが嗜好したものであるが、物質的で精神がなく、個体完結的で食や排泄などの外部との連続性が把握されない。一方で「振る舞い」を指して使われる「身体」は人間関係の世界で用いられ、これもまた食や排泄などの自然との循環の側面が見えにくい。ここでのべている「からだ」は、食や排泄の側面（非有機的身体との関係の側面）の再構成を媒介して文化的・精神的な豊かさまでをトータルに把握するものである。

240 マルクス著、城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』1964、岩波書店、94 頁。「自然、すなわち、それ自体が人間の肉体でない限りでの自然は、人間の非有機的身体である」。

241 誤解のないように述べておくが、ここではあくまで平和の規定である。平和学習の規定としては存在の次元の再構成そのものは含まない。見通し・像の形成が焦点である。

242 ここで「目的的规定」をわざわざ指摘するのは、自然に対して一見平和的な関係の発揮を装う企業や政治の暴力性を批判する根拠を明確にするためである。自然は言論によってその関係に対する拒否や異議申し立てをできないので、目的的规定からの検証が重要になる。

243 この点に関わって、例えば、幡多地域の大月町にある黒潮実感センターにおいて、地元漁業者とダイバーとの軋轢のなかから生まれたアオリイカの産卵床設置事業等、素晴らしい試みが存在する。インタビューをさせて頂いたにも関わらず、筆者の怠惰により未だまとめられていない。

-
- ²⁴⁴ なお、竹内も登校拒否などにおける身体症状などを捉えていたが、対応する学習・教育実践の構造は政治的なもの（関係性とことば：竹内常一『読むことの教育』2005、山吹書店）に焦点化されたように思われる。
- ²⁴⁵ 横浜での米軍機墜落事件をテーマにしたクラス演劇に取り組んだ増子先生の実践において、そこに参加した生徒のひとりが自衛隊に応募した。これに対し佐貫は、学校教育のみでは責任を負い切れない問題としたうえで「現実の社会、あるいは自分の職業や社会生活を意味づけるほどの構造をもってその学習が進められたとみることは出来ない」と述べている。前掲『学校を変える思想』143頁。
- ²⁴⁶ 前掲『平和的生存権のための教育』195－196頁。
- ²⁴⁷ 前掲『平和的生存権のための教育』199頁。
- ²⁴⁸ 上原専祿『死者・生者』1973、未来社、436頁。
- ²⁴⁹ 坂元忠芳『情動と感情の教育学』2000、大月書店、255頁。
- ²⁵⁰ さしあたり述べておけば、金融政策の緩和によって金融経済による利潤の獲得がマジョリティの方法として採用される（NISA等）など、そこにアクセスできない貧困層とマジョリティとの分断はますます厳しさを増していくと思われる。こうしたこととの関連で、本論文で述べたような、実体経済としての市の経済学的規定とその対抗的価値の整理も重要な作業になってくるだろう。

本論文は、本当に多くの方々のご協力により成立しております。ここでお名前をあげることは出来ませんが、インタビューに応じてくださった皆様、研究的なご指導を頂いた皆様、心より、感謝申し上げます。